

< 原案修正案 >

2011 高知市総合計画 後期基本計画

令和 2 年 11 月 24 日
高知市総合計画審議会

序論

第1章 後期基本計画の策定にあたって	2
第1節 後期基本計画策定の趣旨	2
第2節 総合計画の概要	2
第2章 高知市を取り巻く状況	4

基本計画編

総論

第1章 基本的な枠組み	14
第1節 計画の構成	14
第2節 計画の進行管理	15
第2章 計画の推進方針	18
第1節 SDGsの活用	18
第2節 推進戦略「維新・創生 高知市」	27
維新・創生8大エンジン	31
1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める	32
2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す	34
3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する	36
4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える	38
5 知・徳・体の調和のとれた人材を育てる	40
6 豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型社会を創る	42
7 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる	44
8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く	46

各論

■ 施策体系	51
施策体系表	52
施策の大綱及び政策(基本目標)・施策と維新・創生8大エンジンの関連図	56
■ 第1章 共生の環	63
第1節 豊かな自然に親しみ、自然と共生するまち	65
第2節 地域文化に愛着を持ち、継承されるまち	73
第3節 環境負荷を低減し、新エネルギーを活用した地球にやさしいまち	77
第4節 平和と人権が尊重され、男女が共に輝けるまち	85
第5節 多様な主体が連携し、市民と行政が協働するまち	91

■ 第2章 安心の環	103
第1節 住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち	105
第2節 健康で安心して暮らせるまち	119
■ 第3章 育みの環	129
第1節 子どもの安心・成長・自立を支えるまち	131
第2節 いきいきと学び楽しみ、活躍できるまち	151
■ 第4章 地産の環	161
第1節 地域の豊かな資源を活かし、活力ある産業が発展するまち	163
第2節 にぎわいが創出され、いきいきと働けるまち	175
■ 第5章 まちの環	187
第1節 便利で快適に暮らせるまち	189
第2節 災害に強く、安全に暮らせるまち	201
■ 第6章 自立の環	219
第1節 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち	221

基本構想編

序論

第1章 総合計画策定の趣旨	239
1 総合計画策定の趣旨	239
2 総合計画の位置付け	239
第2章 総合計画の構成	240
1 総合計画の構造	240
2 総合計画の期間	240
3 対象地域	241
第3章 高知市の概要	242
1 自然	242
2 歴史	244
3 文化	246
4 人口の状況	247
5 土地利用の状況	251
6 地域経済の状況	252
7 財政の状況	256
第4章 高知市を取り巻く状況	258
1 世界の状況	258
2 日本の状況	258
3 高知県内の状況	260

本論

第1章 高知市のめざすべき方向	262
1 新たな共生社会に向けて	262
2 まちづくりの理念	262
第2章 将来の都市像	264
第3章 施策の大綱	265
1 共生の環	266
2 安心の環	266
3 育みの環	267
4 地産の環	267
5 まちの環	268
6 自立の環	268
第4章 都市フレーム	269
1 将来人口	269
2 土地利用	270

資料編

高知市の概要	275
維新・創生8大エンジンの実現に向けての方針	284
高知市強靱化計画(第2期計画)と第2期高知市まち・ひと・しごと創生 総合戦略を踏まえた施策展開	286
SDGs対応表	296
各種行政計画・方針等一覧	327

付属資料	340
用語解説	349

本文中の※印が付いた言葉は、このページをご参照ください。

序論

- 第 1 章 後期基本計画の策定にあたって
- 第 2 章 高知市を取り巻く状況

第1章 後期基本計画の策定にあたって

第1節 後期基本計画策定の趣旨

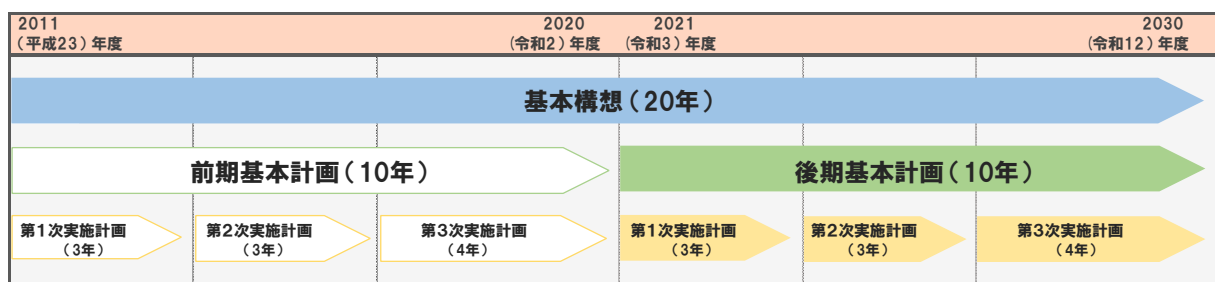
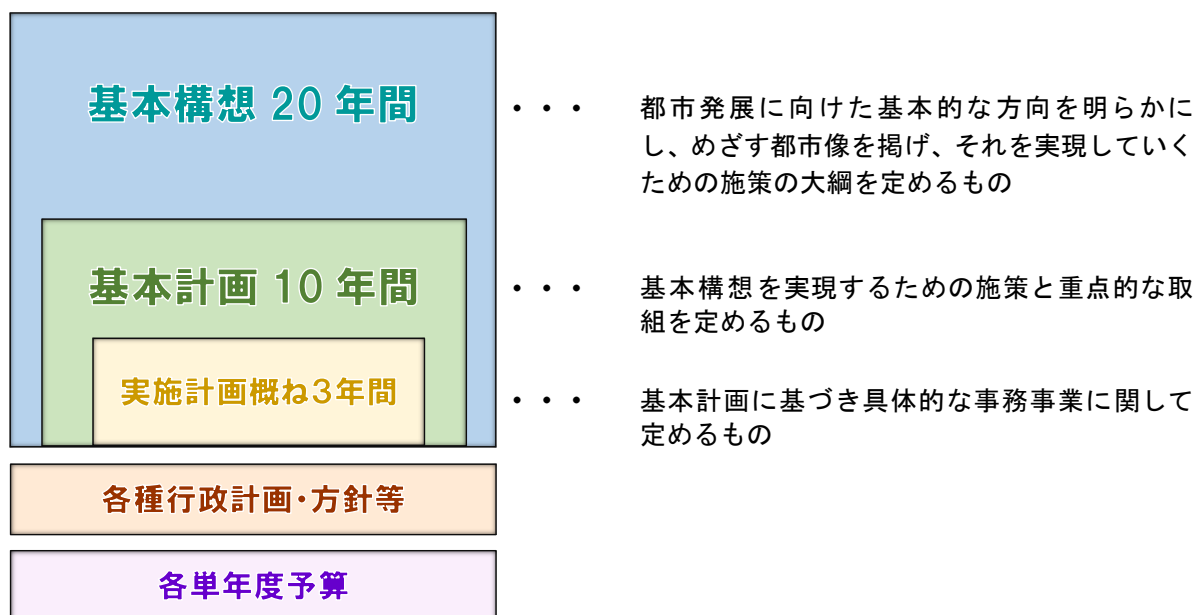
本市では、2011(平成23)年度から2030(令和12)年度までを計画期間とする「2011 高知市総合計画」を策定し、基本構想において「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像に掲げ、その実現に向けて総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

この総合計画は、長期的な視点に立ち、都市像と6つの施策の大綱を定めた「基本構想」の計画期間を20年間とし、基本構想実現の方策を示す「基本計画」の計画期間を前期・後期それぞれ10年間としています。

このたび、基本構想の実現に向けて、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの今後10年間の施策を体系的に示す「後期基本計画」を策定しました。

第2節 総合計画の概要

■ 総合計画の構造及び期間



※ 2016(平成28)年度に基本構想の一部(人口推計等)を修正し、基本計画を改訂しています。

■ 総合計画の位置付け

総合計画は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的事項を定める計画であり、本市においては、地域社会の人々が将来に向けて夢と希望を持てる地域の将来ビジョンを示すとともに、そこに至る道筋を明らかにし、その実現に向けた指針となる最上位計画として位置付けています。



2020(令和2)年4月に2期目として策定した高知市強靱化計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(2013(平成25)年12月公布・施行)第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、国土強靱化に関わる部分については、総合計画をはじめ各種行政計画の指針となるアンブレラ計画として位置付けています。

第2章 高知市を取り巻く状況

■ 少子化の進行と人口減少社会の到来

わが国の人口は、2008(平成20)年の1億2,808万人をピークに減少局面に入っており、2050年代には、1億人を割り込むことが見込まれています。

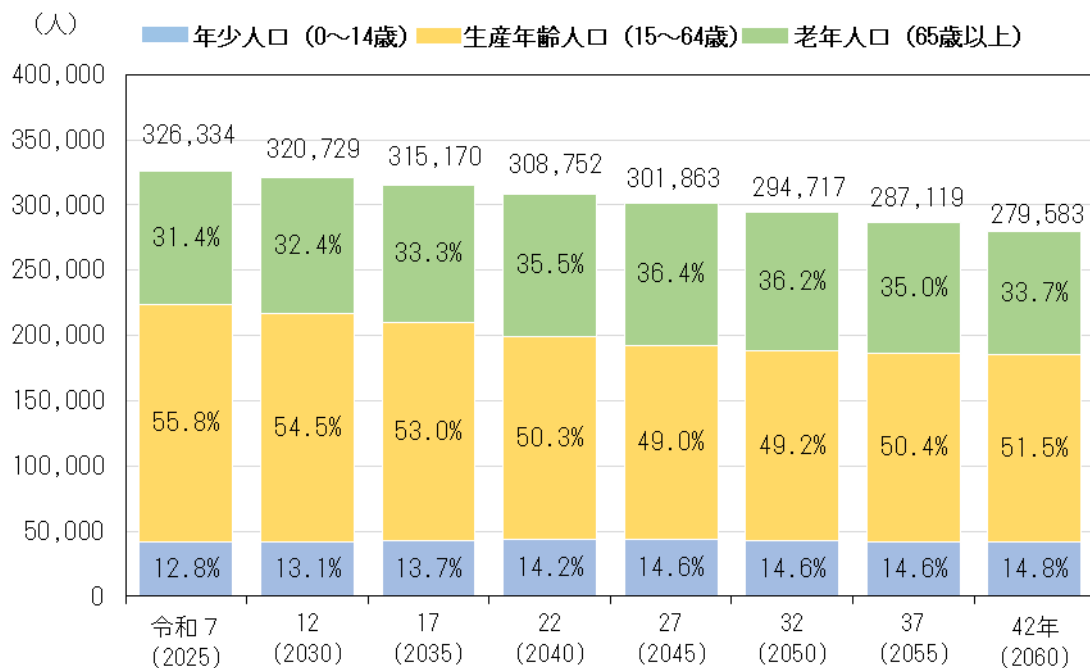
また、総人口の減少と同時に、少子高齢化の進行により、人口の年齢構造も大きく変化するとともに、人口の東京一極集中が進行するなど地域的な偏在が加速しています。

本市では、死亡者数が出生数を上回る人口の自然減が2005(平成17)年以降継続しており、長年にわたる若者を中心とする県外への転出超過も相まって、全国に先行する形で少子高齢化、人口減少が進んでいます。

少子化に伴う人口減少は、労働力人口の減少や消費の縮小、税収の減少といった社会経済の根幹を揺るがす危機的な状況を招く恐れがあります。

このような流れに歯止めをかけるために、本市は、地方創生※の実現に向けて、国の政策に的確に対応しながら、県や他市町村、民間企業等との連携による「総合力」で、地域経済の好循環の拡大や、個々人の希望をかなえる少子化対策などに取り組む必要があります。

○ 高知市の将来人口推計



資料：高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成27年10月策定)を基に作成

■ 超高齢社会の到来

わが国は、世界でも類をみないスピードで高齢化が進行しています。その中でも本市の高齢化率※は全国の中核市※平均より高い状況で推移しており、2020(令和2)年4月1日現在の高齢化率は29.65%となっています。

このような超高齢社会※の到来は、医療や介護などの社会保障関係費を増大させ、地域コミュニティ※においては、担い手の高齢化や人材不足が深刻化するなど、自治体行政にさまざまな影響を及ぼす可能性があります。

こうした中、高齢者が、健康で生きがいを持って、住み慣れた地域で豊かに暮らし続けられる社会を実現していくとともに、高齢者自身が支えられる側だけではなく、高齢者が「生涯現役」として、培った知識や技能、意欲を活かして就労や地域活動に参加し、「地域の支え手」として活躍する社会を実現していくことも重要となっています。

■ 自然災害への備え

2011(平成 23)年の東日本大震災は、日本のみならず世界中の人々に大きな衝撃を与えました。近年では、令和 2 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風等の大規模自然災害の発生が相次ぎ、全国各地に被害をもたらすなど、自然災害の脅威が増しており、人々の安全・安心に対する意識が高まっています。

本市では、今後30年以内の発生確率が70%～80%といわれる南海トラフ地震や、これまで幾多の被害を受けてきた大型台風や集中豪雨等による風水害への備えが喫緊の課題となっています。

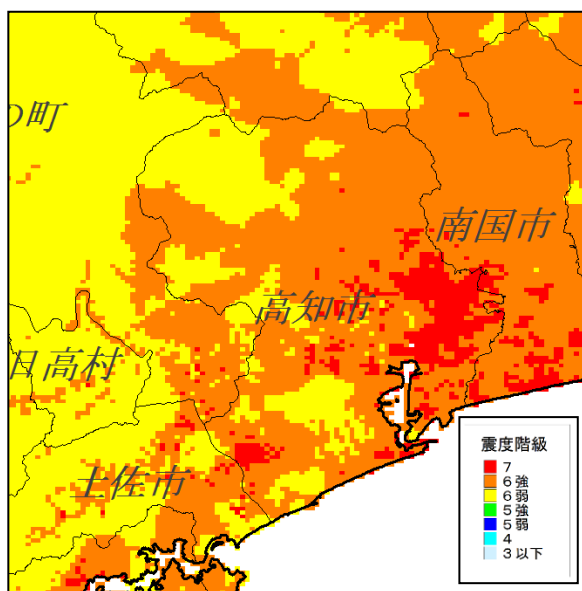
これらの大規模自然災害への備えとして、市民の命を守ることを最優先課題とし、「致命的な被害を負わさない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を併せ持つ「強靱な高知市」の構築に向け、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせながら、効果的に取り組んでいく必要があります。

災害による犠牲者をなくすためには、市民一人ひとりが防災・減災に対する意識を強く持ち続けることも大切です。過去の災害から得られた教訓を基に市民の生命、財産、暮らしを守るため、これまで以上に市民、地域、行政が一体となって防災・減災対策に取り組むことが求められています。

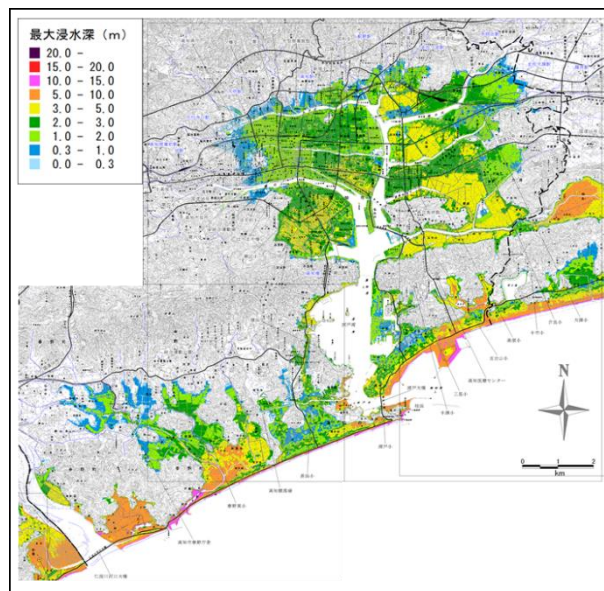
○ 最大クラスの地震・津波による被害想定(L 2)

- ・現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波
- ・現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

【震度分布図】



【津波浸水予測図】



資料：「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測(平成 24 年 12 月)」を基に作成

■ 高齢者、障がい者、子どもなどすべての人が元気にいきいきと暮らせる社会づくり

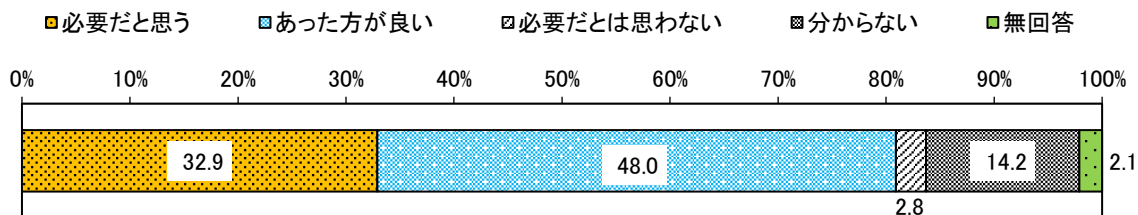
わが国では、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに公的支援制度が整備され、その充実が図られてきました。

しかし、近年、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクは、複雑化・多様化しており、高齢者の親と働いていない独身の子が同居する８０５０世帯や、親の介護と子育てに同時に直面するダブルケア世帯、ひきこもりやごみ屋敷問題など、これまでの対象者ごとに「縦割り」で整備された公的支援制度では、十分な対応が困難な複合的な課題や、「制度の狭間」の課題が顕在化しています。

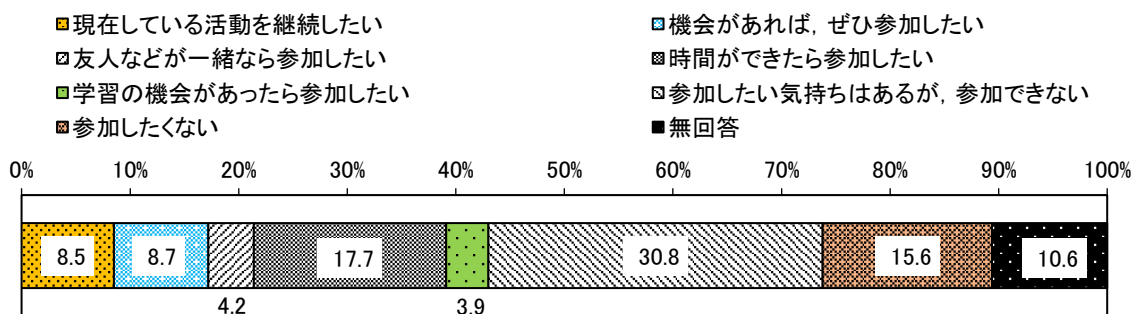
一方、これまで、民生委員・児童委員や自治会役員等による見守りなど、安心して暮らせる地域の実現に向けたさまざまな取組が進められてきたものの、人口減少により担い手の確保に苦慮する声も多く、また、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域の助け合い支え合う力が低下してきています。

このように、地域を取り巻く状況が大きく変化する中で、誰もが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる社会を実現するために、地域の関係団体、事業者や住民、行政などが「つながり」を持ち、それぞれの役割を果たしながら地域づくりに参画していくことが求められています。

○ 住民同士の助け合いの必要性



○ 今後の地域活動への意向



【地域福祉に関するアンケート】

実施期間：2018(平成30)年6月
 対象：20歳以上の市民3,000人
 方法：郵送
 回収率：44.8% ※有効回答率44.7%

■ 持続可能なまちづくりと社会的課題の解決の両立

世界を取り巻く環境は大きな変革期にあるといえます。経済発展が進む中で、デジタル技術の急速な進展により、個人の生活や産業構造、雇用などを含めて社会のあり方が大きく変わろうとしています。

一方で、世界人口の増加と人口動態の激変が世界経済に大きな影響を与えており、地球環境や社会格差などの問題も深刻化しています。

また、経済のグローバル化が進んだことで、一国の経済危機が瞬時に他国に連鎖するのと同様に、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生するようになりました。世界各地をロックダウン(都市封鎖)に追い詰めた2020(令和2)年の新型コロナウイルスの感染拡大は、まさにその一例であったといえます。

こうした中、わが国は、高度な先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーション※から新たな価値が創造されることにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会(Society 5.0※)の実現に向けて取り組むとともに、「経済」「社会」「環境」の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざし、SDGs※(持続可能な開発目標)を強力に推進しています。

Society 5.0というコンセプトの下、SDGsが達成された未来は、本市が掲げる都市像と軌を一にするものです。コロナ禍では、「リモート(遠隔)」という新しい距離の取り方が、多くの人々の働き方やコミュニケーション等に対する見方を変えたように、今後もデジタル社会や人生100年時代の到来などに伴い個人の価値観や幸福感が大きく変化していくと想定される中で、市民が多様な生活や幸せを追求できる社会を実現するためにも、本市には、持続可能なまちづくりを通じて、国の取組に即して基礎自治体としての役割を果たしていくことが求められています。

基本計画編

基本計画編 総論

第1章 基本的な枠組み

第2章 計画の推進方針

基本計画編 総論

第 1 章 基本的な枠組み

第 1 節 計画の構成

第 2 節 計画の進行管理

第1章 基本的な枠組み

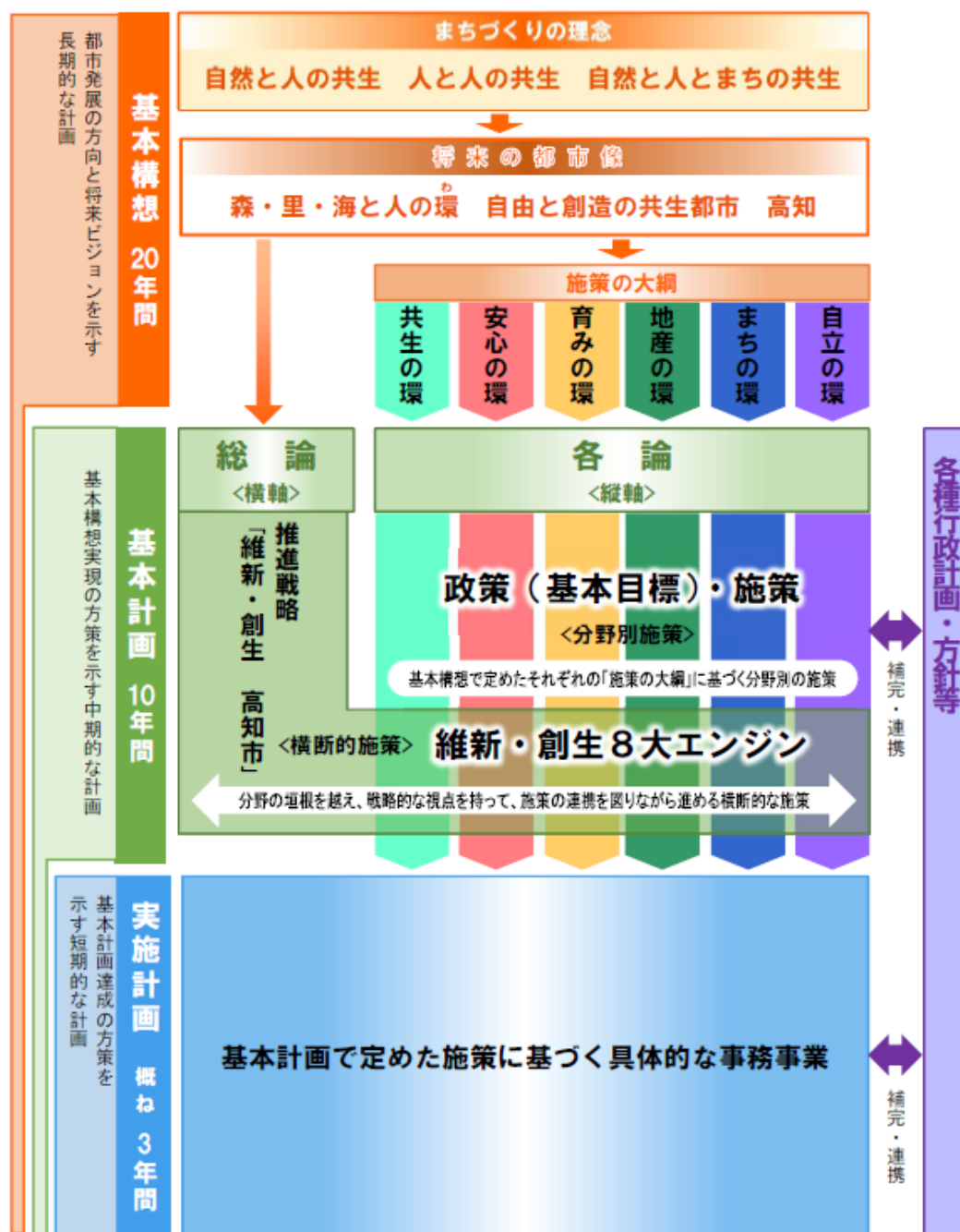
第1節 計画の構成

本基本計画は、「総論」及び「各論」で構成します。

総論では、計画の構成、進行管理の方法及び計画の推進方針を示します。

各論では、基本構想に定められた6つの施策の大綱に基づく、それぞれの分野別の「政策(基本目標)」「施策」を示します。

総合計画の全体構成と基本計画の位置付け



第2節 計画の進行管理

本基本計画は、「計画」(Plan)→「実行」(Do)→「評価」(Check)→「見直し」(Act)を繰り返す「PDCAサイクル」の考え方に基づいた進行管理を行います。

具体的には、次の行政評価制度により事務事業の見直しや重点化等を検討したうえで、予算編成を行うことにより、市民ニーズや社会経済情勢の変化にも柔軟に対応しながら、計画を着実に推進します。

<行政評価制度>

本市では、総合計画で示された政策及び施策の達成状況等について検証する「政策・施策評価」と、施策に基づく具体的な事務事業の目標達成度や有効性等について検証する「事務事業評価」を導入しています。これらの評価結果を将来の施策展開の改善につなげていきます。

☆政策・施策評価…施策に設定した成果指標の達成状況や事業実績について評価し、市民意識調査結果や外部委員等の意見も踏まえて、客観的な検証を行うもの

☆事務事業評価…政策・施策に基づく具体的な事務事業について、目標達成度や目的妥当性、有効性、効率性、公平性などの視点から評価し、外部委員等の意見も踏まえて、客観的な検証を行うもの

基本計画編 総論

第2章 計画の推進方針

第1節 SDGsの活用

第2節 推進戦略「維新・創生 高知市」

第2章 計画の推進方針

第1節 SDGsの活用

本基本計画の推進にあたっては、SDGsの広がりや好機と捉えて活用します。

そのため、SDGsと総合計画の施策の関連性を明らかにし、各施策に基づく事務事業の実施にあたっては、SDGsの推進や活用を個別に検討していくことを基本姿勢とします。

また、SDGsを的確に踏まえた事務事業については、概ね3年ごとに策定する実施計画に登載し、行政評価を通じて総合的かつ着実に進行管理します。

このような取組に併せて、市民・団体・事業者等によるSDGsを推進する取組との連携、支援を行うことで、SDGs達成に貢献するとともに、本基本計画とSDGsの同時推進が生み出す双方の相乗効果により、さらなる計画推進を図ります。

※ SDGs対応表はP20、P296に掲載しています。

SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略) とは、2015 (平成27) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016 (平成28) 年から2030 (令和12) 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと、それを実現するための169のターゲット (達成目標) で構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」と誓い、包摂的な社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしています。



■ SDGs 17のゴール (ロゴ)

出典：国際連合広報センターWEBサイトより

SDGsに対する高知市の考え方

SDGsがめざす国際社会の姿は、本市が総合計画の基本構想で掲げる将来の都市像と重なり、国内及び国際貢献の観点のもとより、本市の将来にわたる持続可能な発展を図るうえでも、本市自らが積極的にSDGsの達成に向けて取り組む必要があります。

SDGsの17のゴールは、「1 貧困をなくそう」からはじまり、「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」など、そのすべてが自治体行政や市民とも関わりが深いものばかりです。

このことから、SDGsの推進が、すべての市民の生活の質(QOL※)を向上させ、幸せの実感につながることはもとより、SDGsを“共通言語”として活用することで、市民等とグローバルな視点で地域の課題を共有することができるようになり、課題解決に向けた協働体制づくりが一層推進されるとともに、「SDGs」の名の下に集まった多様なステークホルダー※との新たな連携機会の創出につながると考えています。

SDGsの推進と活用

市民には、「日常のちょっとした行動を通じてSDGsを推進」などをお願いします。

＜例＞ たまには徒歩で通勤や買い物に出かける
使用していない電化製品の電源をこまめに切る
身の回りで不平等が生じていないか考える



市民活動団体には、「SDGsを活用して、団体の活動をPR」などをお願いします。

＜例＞ 今行っている活動に関連するゴールのアイコンを広報紙等に掲載する

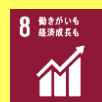
※ こうすることで、他団体との連携機会の拡大や、団体活動への参画者の増加につながることに期待できます。



事業者には、「企業活動へのSDGsの視点の取入れと、そのPR」などをお願いします。

＜例＞ 企業理念にSDGsを取り入れる

※ こうすることで、経営課題の抽出や経営リスクの回避とともに、地域・社会への貢献を通じて企業ブランドの向上につながることに期待できます。



【総合計画(基本計画)の施策とSDGs 17のゴール対応表】

SDGsのゴール		1 持続可能な開発を 図ろう	2 気候変動 を止めよう	3 すべての人に 健康と福祉を
共生の環	政策1 豊かな自然に親しみ、自然と共生するまち			
	施策1 豊かな自然を育む緑と水辺の保全			
	施策2 豊かな自然とのふれあい			
	施策3 地球にやさしい環境汚染の防止			○
	政策2 地域文化に愛着を持ち、継承されるまち			
	施策4 地域文化の継承と発展			
	政策3 環境負荷を低減し、新エネルギーを活用した地球にやさしいまち			
	施策5 循環型社会の形成の推進			
	施策6 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減			
	施策7 低炭素社会の推進			
	政策4 平和と人権が尊重され、男女が共に輝けるまち			
	施策8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり	○	○	○
	施策9 男女が共に活躍できる社会づくり	○		○
安心の環	政策5 多様な主体が連携し、市民と行政が協働するまち			
	施策10 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化			
	施策11 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)			
	施策12 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進			
	施策13 NPO・ボランティア活動の推進			
	政策6 住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち			
	施策14 生きがいづくりと介護予防の推進			○
	施策15 高齢者の地域生活支援			○
	施策16 障がいのある人への支援			○
	施策17 障がいのある人の社会参加の促進	○		○
	施策18 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進(再掲)			
	施策19 生活困窮者の自立支援	○		
	政策7 健康で安心して暮らせるまち			
	施策20 地域医療体制と健康危機管理体制の確立			○
	施策21 衛生的な生活環境づくりと動物愛護の推進		○	○
	施策22 生涯を通じた心身の健康づくり支援		○	○

4 質の高い教育を 人人に	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレを 世界中に	7 エネルギーを みんなに安心して	8 働きがい も経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくばない ものを減らそう	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリーシップで 目標を達成しよう
					○				○	○	○		
○										○	○		○
		○					○			○			
							○						
								○					
								○					
								○		○			
			○				○	○	○				
○	○	○		○		○	○					○	○
○	○			○		○	○	○				○	○
													○
							○		○				○
						○							○
													○
						○							
○	○			○		○	○					○	○
○	○			○		○	○	○				○	○
						○							○
							○						
		○					○						○
	○												

S D G s のゴール		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を
育みの環	政策8 子どもの安心・成長・自立を支えるまち			
	施策23 子ども・子育て支援の充実	○		○
	施策24 心と体の健やかな成長への支援	○		○
	施策25 生きる力を育む学校教育の充実	○	○	○
	施策26 安全で安心な教育環境の整備			
	施策27 青少年の健全な心と体の育成			
	施策28 高等学校教育の充実			
	政策9 いきいきと学び楽しみ、活躍できるまち			
	施策29 学びが広がる生涯学習の推進		○	○
	施策30 ライフステージに応じた生涯スポーツの推進			○
地産の環	施策31 多様で魅力的な芸術・文化活動の推進			
	施策32 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進			
	政策10 地域の豊かな資源を活かし、活力ある産業が発展するまち			
	施策33 大地の恵みを活かした農業の振興		○	
	施策34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興		○	
	施策35 地場企業の強みを活かした産業の振興			
	政策11 にぎわいが創出され、いきいきと働けるまち			
	施策36 観光魅力創造・まごころ観光の推進			
	施策37 魅力あふれる商業の振興			
	施策38 新たな事業の創出と企業誘致			
	施策39 いきいきと働ける環境づくり	○		○

4 質の高い教育を 人人に SDG	5 ジェンダー平等を 実現しよう SDG	6 安全な水とトイレを 世界中に SDG	7 エネルギーを みんなに 安心して 使おう SDG	8 働きがいも 経済成長も SDG	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう SDG	10 人や国の不平等を なくそう SDG	11 住み続けられる まちづくりを SDG	12 つくもの 量を 減らそう SDG	13 気候変動に 具体的な 対策を SDG	14 海の豊かさ を守ろう SDG	15 陸の豊かさを 守ろう SDG	16 平和と公正を すべての人に SDG	17 パートナリーシップで 目標を達成しよう SDG
○	○						○					○	
○													
○	○			○		○	○					○	○
○									○				
○													
○													
○													
○													
○				○			○	○					
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		
○		○	○	○	○		○	○	○	○	○		
				○	○								
				○	○		○						
				○									
				○	○								
○	○			○	○	○	○	○				○	○

SDGsのゴール		1 持続可能な 社会を つくろう	2 良質な エネルギーを つくろう	3 すべての人に 健康と福祉を
まちの 環	政策 12 便利で快適に暮らせるまち			
	施策 40 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成	○		○
	施策 41 安全で円滑な交通体系の整備			○
	施策 42 魅力あふれる都市美・水と緑の整備			○
	施策 43 安全で安定した水道水の供給			
	政策 13 災害に強く、安全に暮らせるまち			
	施策 44 命を守る対策の推進	○		
	施策 45 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)(再掲)			
	施策 46 消防・救急・医療体制の強化			
	施策 47 災害からの迅速な復旧			
	施策 48 復旧・復興体制の強化			
自立の 環	政策 14 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち			
	施策 49 多様な交流・連携の推進			
	施策 50 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)			
	施策 51 NPO・ボランティア活動の推進(再掲)			
	施策 52 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進			
	施策 53 市民から信頼される行政改革・財政の健全化			
	施策 54 持続可能な公共施設の提供			

4 質の高い教育を 人人に	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレを 世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業とインフラの 開発をつなぐ	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくもの量を 減らそう	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさを 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリーシップで 目標を達成しよう
							○						
							○						
							○		○				○
		○					○						
					○		○		○	○			○
							○		○				○
							○		○				○
							○						
							○						
							○						○
													○
													○
							○						
						○	○					○	○
○		○	○				○					○	

※ 各施策の内容は、基本計画編 各論(P63～)をご覧ください。
資料編(P296～)に総合計画(基本計画)の施策と、SDGsの
17のゴール及び169のターゲットとの対応を掲載しています。

第2節 推進戦略「維新・創生 高知市」

推進戦略「維新・創生 高知市」は、本基本計画を効率的に力強く推進することを目的として、「高知らしさを活かし地域の活力を高める」という戦略的な考え方の下、基本構想で定めた6つの施策の大綱ごとに縦に連なる「分野別施策」の有機的な連携を図る「分野横断的施策」を取りまとめたものです。

推進戦略では、今後10年間で優先的・重点的に取り組むべき「主要課題」を設定し、その解決に向けて8つの方策「維新・創生8大エンジン」(実現に向けての方針)をSWOT分析※により設定しています。

維新・創生8大エンジンの推進にあたっては、「次世代により良い高知市をつなぐ」ため、本市における地域共生社会※の実現につながる、SDGs※の基本理念である「誰一人取り残さない」という社会的包摂の精神と、次の3つの視点を大切にします。

視点1 人や地域のつながりの構築

視点2 地域の担い手の育成

視点3 地域の課題解決力の向上

☆エンジンとは

一般的には動力機関といった意味合いですが、本基本計画では、本市の主要課題の解決を図るための方策であるとともに、その方策の実現に向けて、市民・NPO・事業者・行政等といった多様な主体が連携を図るための体制やシステムづくりも含めたものとしています。

新たなまちづくりを力強くけん引するための原動力としてのイメージを込めています。

■ 高知市の主要課題

基本構想で掲げる「まちづくりの理念」と「将来の都市像」を前提に、本市の特徴と取り巻く状況を踏まえて、次のとおり設定します。

※ 分析結果、高知市の特徴及び取り巻く状況は資料編(P284)に掲載しています。

高知市の主要課題

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 市民の生命と財産を守る | 5 次代を担う心豊かな人材の育成 |
| 2 産業活性化と安定した雇用の創出 | 6 人にやさしい環境共生社会の実現 |
| 3 移住・定住の促進と関係人口の拡大 | 7 地域の歴史や文化の継承・発展 |
| 4 すべての世代の健やかな暮らしの確保 | 8 多様な主体との連携・協働・発展 |

このように、本市の主要課題は、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害の発生を想定したものや、人口減少を克服するための地方創生※の推進に向けて取り組まなければならないものが中心となります。

経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を図るSDGsと同様に、これらの主要課題に分野横断的・統合的に取り組みます。

※ 南海トラフ地震対策や地方創生については、本基本計画の分野別施策においても、それぞれ関係する行政計画と緊密な連携を図り推進します。

詳しくは、資料編(P286～)の「高知市強靱化計画(第2期計画)と第2期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策展開」に掲載しています。

推進戦略「維新・創生 高知市」 全体図

維新・創生 8 大エンジンに組織の壁を越え、部局横断的に分野別施策の連携を図りながら取り組むことで、南海トラフ地震対策や地方創生をはじめ、各課題の解決に向けた取組を推進します。

※「まちづくりの理念」「将来の都市像」の詳細は、基本構想編(P262～)をご覧ください。



維新・創生8大エンジン(実現に向けての方針)

1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める

- ①大規模災害が発生したときでも、人命の保護が最大限に図られるよう、災害に強い都市基盤整備や地域防災力の強化を図るとともに、守った命をつなぐことができるよう、避難者対策の強化を図る
- ②大規模災害の発生直後であっても、地域社会・経済の迅速な復旧・復興に取り組める体制を構築する
- ③制御不能な二次災害を未然防止する

2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す

- ①地産の強化に取り組み、新市場開拓・販路拡大を通じた外商活動により、産業振興を図る
- ②高知の豊かな観光資源を活かし、国内外からの観光客の誘致を図る
- ③企業誘致と併せて、創業支援や地場企業への支援を行い、大学・専門学校などと連携しながら雇用を創出する

3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する

- ①移住促進のための受入体制を強化する
- ②仕事・住まい・暮らしを柱として、すべての市民が住み続けることができる環境づくりに取り組む
- ③地域の特色や魅力を発信し、関係人口の拡大を図る

4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える

- ①すべての市民が、ライフステージに応じて、心身ともに健やかに安心して暮らすことができる環境を構築する
- ②出会いの機会を提供し、結婚や子育てにかかる不安を解消することで、結婚や出産の希望をかなえる
- ③地域ぐるみで子育てを支援する仕組みを構築し、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するとともに、女性の活躍の場を拡大するための支援策や、仕組みを構築する
- ④高齢となっても、自分らしく、住み慣れた地域で暮らしていける仕組みを構築する

5 知・徳・体の調和のとれた人材を育てる

- ①土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成をめざす
- ②人権と平和を尊重する人材の育成に取り組む

6 豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型社会を創る

- ①森・里・海の自然環境や、多様な生態系を保全し、自然と共生しながら、次世代へと引き継ぐ
- ②環境負荷の少ない、低炭素・循環型社会の実現に取り組む
- ③高知市の自然条件を活かした新エネルギーの発電自給率を高める

7 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる

- ①特色ある歴史と文化を活かし、地域に愛着と誇りを持つ「郷土愛」を醸成する
- ②自由で豊かな表現を基礎とした文化を活かし、より多くの市民に文化に触れる機会を提供することで、特色ある文化の創造をめざす

8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く

- ①地域住民や市民団体、産業界や大学などと行政が一体となって、地域の課題を考え、魅力ある地域の形成に取り組む
- ②さまざまな地域課題に対応するため、職員の人材育成、行政組織間の連携や、地域と行政それぞれが役割を果たしながら地域づくりに共に参画する仕組みづくりに取り組む
- ③県内市町村との連携を深め、都市機能や産業、人口が集中する中核都市として、機能を発揮し、市町村及び県と共に地域活性化と人口減少の克服に取り組む
- ④市民ニーズを的確に把握し、行政との相互理解を深めながら、持続可能な行財政運営を確立する

維新・創生 8大エンジン

- 1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める
- 2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す
- 3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する
- 4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える
- 5 知・徳・体の調和のとれた人材を育てる
- 6 豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型社会を創る
- 7 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる
- 8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く

1

大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める

実現に向けての方針

- ①大規模災害が発生したときでも、人命の保護が最大限に図られるよう、災害に強い都市基盤整備や地域防災力の強化を図るとともに、守った命をつなぐことができるよう、避難者対策の強化を図る
- ②大規模災害の発生直後であっても、地域社会・経済の迅速な復旧・復興に取り組める体制を構築する
- ③制御不能な二次災害を未然防止する

内容

2011(平成23)年の東日本大震災や2016(平成28)年の熊本地震を受け、南海トラフ地震から、生命と財産を守る取組を加速化するとともに、近年は、集中豪雨をはじめとした自然災害に対する取組も必要となっています。

南海トラフ地震などの大規模災害が発生したときでも、人命の保護が最大限に図られるように、国や県と連携した浦戸湾三重防護※を着実に進めながら、住宅や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進するとともに、老朽住宅の除去や倒壊の危険性が高いブロック塀等の安全対策を講じ、市民の避難路を確保します。

また、海抜ゼロメートル地帯が広がっており、南海トラフ地震発生時の長期浸水の早期解決のための排水対策の推進が必要となっています。都市化の進展による遊水機能の低下や山間部の開発などによる河川の負荷増大などを踏まえ、必要な河川改修を計画的に実施するとともに、ポンプ場や雨水貯留管など排水設備の整備による浸水対策を推進し、これらの災害インフラ整備が有機的に機能し合うことで、さらに防災に強い都市基盤の形成をめざします。

地震や集中豪雨などの自然災害の発災時には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、適切な避難行動がとれるよう、市民一人ひとりの防災意識を向上させることが必要であり、地域における自主防災活動や、学校における防災教育の推進、避難行動に支援を要する方々への配慮など、地域コミュニティ※や学校、福祉施設等が一体となった取組を推進します。

守った命をつなぐため、長期浸水区域内の避難者対策として、津波避難ビル※への資機材の配備や飲料水の備蓄、避難者等への食料品や生活必需品の備蓄を急ぐとともに、情報伝達手段を整備するなど、救助・救出対策を充実させ、広域避難の取組も進めます。

これらの取組に併せて、高齢者や障がい者などの要配慮者の避難支援対策を急ぐとともに、避難所のトイレ等の環境対策を推進し、国とも連携して、災害関連死※ゼロをめざす対策に取り組めます。

迅速な復旧を果たすためには、発災後に一定の行政機能を確保することが必要であることから、各行政分野における業務継続計画(BCP※)の作成を進め、災害による行政機能の低下を最小限に抑え、万が一被災した場合に速やかに復興できるよう、復興計画策定に向けた準備や訓練を進めるとともに、地域によっては復興計画の事前の策定に向けた検討を進めます。

大規模な市街地火災や地震火災を未然に防止し、制御不能な二次災害を発生させないために、消防体制の整備や地域の防災力を高める取組を進め、併せて、土地区画整理や狭あい道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地の整備による延焼防止などの都市基盤整備にも取り組みます。

実現のイメージ

今後30年以内に70%～80%の確率で発生することが予測されている、南海トラフ地震に対して、住宅や学校・保育園などの公共施設の耐震化が進み、地震の揺れから命を守る対策が着実に行われているとともに、自然災害から生命と財産を守るため、高い防災意識を持った市民を中心に、多くの自主防災組織が結成され、継続して防災訓練等が行われ、地域の防災力が高められている。

また、長期浸水区域内の津波避難ビルなどの緊急避難場所が十分確保でき、避難者を速やかに救助・救出するための準備が行われるなど、避難者の救助・救出対策が強化されるとともに、避難所の備蓄や環境対策等が進み、守った命を確実につなぐことができるよう、事前の対策が取られている。

さらに、大規模な災害が起きても、迅速な復旧・復興に取り組めるよう、行政や企業等において、事業継続計画（BCP）の策定が行われるなど、事前の対策が取られているとともに、大規模な災害に係る二次災害が発生しないよう、消防体制が一層強化され、また密集市街地の改善や公園・緑地整備などの都市基盤整備が行われている。

2

地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す

実現に向けての方針

- ①地産の強化に取り組み、新市場開拓・販路拡大を通じた外商活動により、産業振興を図る
- ②高知の豊かな観光資源を活かし、国内外からの観光客の誘致を図る
- ③企業誘致と併せて、創業支援や地場企業への支援を行い、大学・専門学校などと連携しながら雇用を創出する

内容

人口減少により商圈が縮小する中、地域経済を活性化するためには、本市の特徴を活かした地産の強化を図り、さらに外商を推進することで外貨を獲得する取組が必要となっています。

本市の大きな魅力の一つである「豊かな食」を下支えする農林水産業については、基盤整備の推進及び機械化や新技術の開発普及などによる生産性の向上支援や、高齢化による就業人口の減少に対応した担い手の確保に努めるとともに、地域特性を活かした特色ある農林水産業の振興や、農林水産物の付加価値向上につながる取組を進めることにより経営基盤を安定させ、地産の強化に取り組みます。

首都圏等の大消費地や、海外も視野に入れた新たな市場を開拓するために、見本市への積極的な出展やバイヤーを招聘した商談会を実施するとともに、農商工連携や6次産業化※など、本市の特色を最大限に活かしながら、競争の激しい市場においても通用する、競争力・ブランド力の高い商品の開発支援に取り組みます。

本市は、「よさこい祭り」や「坂本龍馬」といった全国的にも有名な観光資源に恵まれるとともに、豊かな自然や食にも恵まれており、経済波及効果や雇用創出に効果が高いとされる観光振興を重要な産業として位置付け、取組を進めています。インバウンド市場の成長など、観光を取り巻く環境は大きく変化していることから、時代のニーズを的確に把握するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた外国人観光客の動向等も注視しながら、国内外からの観光客誘致と受入態勢の整備に取り組みます。

新たな雇用を創出するためには、市外からの企業誘致と併せて、創業の促進や地元企業の新たな事業展開の支援も必要となっています。企業誘致については、求職者の多い事務系企業や若者の関心が高いIT・コンテンツ関連企業の誘致など、雇用促進により効果の高い取組を進めるとともに、創業支援のため、遊休施設をシェアオフィスとして提供するなどの支援策に取り組み、地元大学や専門学校との連携を図りながら、地元就職率の向上に取り組みます。

実現のイメージ

本市の特色ある地域資源を最大限に活かした、競争力・ブランド力の高い商品開発や、新しいビジネスが展開されるとともに、県外や海外の市場を視野に入れた地産外商が行われ、地域経済が活性化している。

「よさこい祭り」や「坂本龍馬」など全国的に有名な観光資源に磨きがかかるとともに、豊かな自然や食文化を活かした、新たな観光資源が創出されている。

こうした高知ならではの魅力が国内外に情報発信されるとともに、外国人観光客の受入態勢が充実し、国内外からの観光客が増加している。

求職者のニーズに合った企業進出が進むとともに、創業に関する支援や地場企業への効果的な支援と併せて、雇用が創出され、地元大学や専門学校との連携により、地元就職率が向上している。

3

新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する

実現に向けての方針

- ①移住促進のための受入体制を強化する
- ②仕事・住まい・暮らしを柱として、すべての市民が住み続けることができる環境づくりに取り組む
- ③地域の特色や魅力を発信し、関係人口※の拡大を図る

内容

本市の人口は、減少傾向が続いており、人口の社会増をめざして、新しい人の流れを創出することが必要です。

近年、都市部から地方への移住が活発化しており、地域間で、移住者の獲得に向けた競争が激化していることから、情報発信や受入体制のさらなる強化等とともに、本市独自のよさこい移住※の推進や、市外に住みながら高知市及び高知市民と多様に関わる人々である「関係人口」の創出など、本市の多彩な特色や強みを活かした取組を進めます。

併せて、移住者を含めたすべての市民が、本市で住み続けることができるようにするため、地域の状況に応じた環境づくりも必要となっています。特に、中山間地域においては、人口減少が急速に進んでいることから、地域活性化住宅の整備等の居住環境の整備などに取り組めます。

加えて、移住希望者が地域の暮らしを体験できるお試し滞在施設の運用やガイドツアー等も実施し、移住前の不安解消に努めます。

また、移住・定住の促進には、魅力ある地域づくりやコミュニティの形成が欠かせないことから、地域の特色ある学校教育の推進や、地域コミュニティ※の活性化に努め、移住・定住の促進に向け取り組めます。

実現のイメージ

移住者を受け入れるための地域の受入体制が整い、お試し滞在施設や地域活性化住宅などの施設が整備され、多くの人が移住している。

仕事・住まい・暮らしに関する環境が整備されるとともに、地域の特色ある学校教育や、地域コミュニティの活性化が進み、すべての市民が住み続けたいと思える環境が整っている。

こうした本市の魅力や、移住を検討するために必要な情報が、SNS※(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など、時代に即した情報媒体により効果的に情報発信され、移住者や関係人口の増加につながるといった好循環が生み出されており、人口減少に歯止めがかかっている。

4

すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える

実現に向けての方針

- ①すべての市民が、ライフステージに応じて、心身ともに健やかに安心して暮らすことができる環境を構築する
- ②出会いの機会を提供し、結婚や子育てにかかる不安を解消することで、結婚や出産の希望をかなえる
- ③地域ぐるみで子育てを支援する仕組みを構築し、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するとともに、女性の活躍の場を拡大するための支援策や、仕組みを構築する
- ④高齢となっても、自分らしく、住み慣れた地域で暮らしていける仕組みを構築する

内容

すべての市民が「こころ」と「からだ」の健康を保ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるためには、人とのつながりを大切にしながら、一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組むことが重要となることから、規則的な食生活や運動習慣の確立、生活習慣病の予防、歯と口の健康づくり、禁煙支援や受動喫煙防止対策などに市民と共に取り組みます。

また、支援が必要な方が適切な支援につながるよう、地域での見守りや、気軽に相談できる相談窓口機能の充実、分野を越えたつながりのある相談支援体制の構築に取り組みます。

障がいのある人が、生活や活動を自ら決定し、地域の一員として自立した生活ができるよう、それぞれの特性やライフステージに応じた、切れ目のない支援や、障がいを理由とした差別や偏見のない社会づくりに取り組みます。

若い世代が、結婚し、子どもを生み育て、本市で安心して暮らしていくためには、結婚や子育てに関する不安を解消し、本市の未来を切り拓く子どもたちを、地域ぐるみで育てていくことが必要です。

将来、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、思春期からの健康教育を推進し、出産や子育てに対する正しい知識を習得できる機会の提供に取り組みます。

また、男女の出会いの機会を提供するとともに、雇用の創出や産業活性化を通じて、若者の経済基盤を安定させ、経済的な不安を解消し、子育てにかかる経済的な負担を軽減することで、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

地域子育て支援センター等の地域拠点を中心にしながら、妊娠期から子育て期までの、連続性・一貫性のある切れ目のない支援を行い、子育て支援環境の充実を図ります。

また、子育て世帯が、地域の中で孤立することのないように、地域や社会による見守りや支え合い活動を推進し、子育て世帯の不安や負担の軽減に取り組みます。

女性の結婚・妊娠・出産・子育てと仕事との両立ができるように、多様なニーズに対応した保育サービスや、放課後等の学びや生活の場の充実などに取り組むとともに、結婚・出産を機に離職した女性の再就職の支援や、仕事と生活の調和を図る企業への支援を検討するなど、職場におけるワーク・ライフ・バランス※を推進します。

高齢者が心身の健康を保ち、できる限り自立して、自分らしい生き方ができるよう、中核的な機能を有する地域包括支援センターの機能強化に努め、関係機関が連携し、体系的なサービスを提供します。

実現のイメージ

すべての市民が、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組み、心身ともに健やかに安心して暮らしている。また、支援の必要な方が適切な支援につながり、行政や関係機関、地域の多様な主体が手を携えて課題解決に取り組む、つながりのある包括的な相談支援体制が確立されている。

高齢者が地域の中で、生きがいを持ち、役割を果たしながら、いきいきと暮らし、医療や介護が必要となった場合でも、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム※の下で、誰もが、住み慣れた地域で、安心して暮らしていける環境が整っている。

子どもの成長に合わせた、地域における、連続性・一貫性のある切れ目のない支援体制が整備され、子育てに関する経済的負担の軽減や、子育てと仕事が両立できる、ワーク・ライフ・バランスが推進されることにより、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境が整っており、子育ての希望が実現されている。

5

知・徳・体の調和のとれた人材を育てる

実現に向けての方針

- ①土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成をめざす
- ②人権と平和を尊重する人材の育成に取り組む

内容

次代を担う子どもたちが、豊かな人間性と創造性を身に付け、志を持って社会を生き抜くことができる人材に成長することは、本市の未来を考えるうえで、欠かせないこととなっています。

思いやりのある豊かな心と、健やかな体の育成を図るとともに、子どもたちが意欲を持って自ら学び、学ぶ楽しさを実感できるようにするために、子ども一人ひとりの特性やニーズに応じた教育に取り組めます。

子どもたちが将来に夢と希望を持ち、激動の時代を、たくましく生き抜いていくためには、志を持ち、社会の中で、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を追求することが必要であり、キャリア教育の推進に取り組むとともに、来るべき南海トラフ地震から、尊い生命を守るための防災教育にも取り組めます。

子どもたちは地域の宝であり、学校だけではなく、地域ぐるみで、子どもを見守り、育てていく必要があることから、「学校」「家庭」「地域」が連携し、学校運営協議会や学校支援地域本部、地域学校協働本部などの取組を推進していきます。

いじめや暴力、不登校といった生徒指導上の課題への対応については、学校運営の充実を図り、子どもの居場所となる学校・学級づくりに努めるとともに、関係機関、家庭、地域と連携し、学校の組織力を高めることで、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実に取り組めます。

また、差別や偏見のない社会の実現に向けて、人権と平和を尊重する人材の育成に取り組めます。

実現のイメージ

「教育は人づくり」という観点からの積極的な教育行政の下で、教育上の課題や変化に対応した教育改革が進み、子どもの目線からの改善・改革が常に行われている。

子どもの学力、体力の向上のために、学校と家庭、地域が一体となった取組が実践され、大きな成果を挙げることにより、子どもたちが健全に成長し、将来に、夢と希望、志を持つ、進取・自立の精神にあふれた人材が育っている。

また、いじめや暴力、不登校などのさまざまな教育課題についても、学校をはじめ、関係機関・保護者や地域の人々の連携・協力により、解決に向けての適切な取組が行われている。

さらに、地域においても、差別や偏見のない社会の実現に向けた取組が進められ、市民一人ひとりに人権と平和を尊重する意識が浸透している。

6

豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型社会を創る

実現に向けての方針

- ①森・里・海の自然環境や、多様な生態系を保全し、自然と共生しながら、次世代へと引き継ぐ
- ②環境負荷の少ない、低炭素・循環型社会の実現に取り組む
- ③高知市の自然条件を活かした新エネルギー※の発電自給率を高める

内容

本市は、自然豊かな森・里・海が市街地の周辺にあり、市民は、さまざまな自然の恩恵を受け、自然に親しみながら快適に暮らしています。先人たちから受け継ぎ、育んできた、この貴重な自然を、市民共有の財産として次世代へ受け継いでいく必要があります。

豊かな自然を保全するために、市民が自然の仕組みを知り、理解を深めていくことができるよう、森・里・海をつなぐ環境軸である鏡川を中心として、あらゆる世代に対する環境学習や自然体験の機会創出に取り組めます。

河川や海域の水質及び大気質の定期観測を行うなど、環境監視を継続し、必要に応じて、事業所への立入調査や指導を行うことにより、環境汚染の防止に取り組めます。また、水質汚濁については、下水道や合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水対策にも取り組めます。

多様な生態系を育み、人々の生活と関わりの深い里山・農地等の二次的自然も多く残されていることから、生態系の調査や農地・森林等の自然環境の保全に取り組めます。

環境に大きな負荷を与える廃棄物の処理については、分別収集をはじめとする廃棄物の適正処理を継続し、再資源化の推進に向け3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進するとともに、不法投棄や不法焼却の根絶に向けた取組を強化します。

地球温暖化につながる温室効果ガス※排出量を削減するために、化石燃料に依存しない、持続可能な新エネルギーの導入を促進するとともに、省エネルギーを推進することで、新エネルギーの発電自給率を高め、環境にやさしい低炭素社会をめざします。

実現のイメージ

森・里・海の保全や、自然の多様な生態系の保全が行われるとともに、環境学習や自然体験を通じて豊かな自然を守る心が育まれ、次世代へと着実に受け継がれている。

分別収集や再資源化など、適正な廃棄物処理が継続されるとともに、不法投棄や不法焼却が行われず、環境への負荷が少ない循環型社会が形成されている。

太陽光や小水力、バイオマスなど、本市の地域資源を活かした持続可能な新エネルギーが広く導入され、建物の省エネルギー化や効率的な利用、環境にやさしい行動の定着により、エネルギー消費量が少なく新エネルギーの発電自給率の高い、低炭素な社会が構築されている。

7

土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる

実現に向けての方針

- ①特色ある歴史と文化を活かし、地域に愛着と誇りを持つ「郷土愛」を醸成する
- ②自由で豊かな表現を基礎とした文化を活かし、より多くの市民に文化に触れる機会を提供することで、特色ある文化の創造をめざす

内容

近世以降、土佐国の中心地として栄えてきた高知の歴史文化や、各地域で受け継がれてきた伝統芸能や食文化の継承は、個性豊かなまちづくりを行ううえで必要なものとなっています。

少子高齢化が進行する中、地域の伝統や食文化が着実に次世代に受け継がれるためには、地域の伝統や文化を、子どもたちが五感を通して体験し、親しみながら地域で育み、郷土に誇りや愛着を持つ「郷土愛」を醸成することが必要であり、学校教育や学校給食、地域において、地域文化に接する機会の提供に取り組めます。

多くの漫画家を輩出した「まんが王国土佐」の取組を情報発信し、県内企業や周辺商店街等との連携により、国内外から誘客を図るとともに、横山隆一記念まんが館の活性化や、まんが文化の振興、人材育成に取り組めます。

また、人々に感動をもたらし、感性や人間性を育む芸術文化は、文化的で豊かな暮らしをするうえで、必要なものとなっています。

文化の拠点となる「高知市文化プラザかるぽーと」や「高知市春野文化ホールピアステージ」を活用し、芸術文化の創造・発表及び鑑賞・学習等の活動を通じて、市民が文化に触れる機会の充実に取り組めます。

さらに、学校や地域コミュニティ※と連携したアウトリーチ※活動を進めることで、市民の誰もが持てる能力や個性を発揮して文化活動に親しむなど、文化を身近に感じてもらう取組を進めるとともに、これまで芸術文化に触れる機会が少なかった方にも、幅広く創造・鑑賞の場を提供する取組を進めます。

実現のイメージ

本市の歴史文化や、各地域で受け継がれてきた伝統芸能や食文化など、特色ある地域文化に多くの市民が親しんでおり、郷土への誇りや愛着を持ち、着実に次世代に受け継がれている。

多くの漫画家を輩出してきた「まんが王国土佐」の取組が国内や海外に広がり、まんが文化を通じ、多彩な交流が行われている。

また、多彩な芸術文化の鑑賞の機会が提供され、身近で芸術文化に触れることができる環境が整えられるとともに、市民の手で育まれてきた、さまざまな文化活動が盛り上がりを見せ、文化施設のみならず、学校や地域において、自由と創造の精神が受け継がれ、楽しみながら、活発に芸術・文化活動が行われている。

8

多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く

実現に向けての方針

- ①地域住民や市民団体、産業界や大学などと行政が一体となって、地域の課題を考え、魅力ある地域の形成に取り組む
- ②さまざまな地域課題に対応するため、職員の人材育成、行政組織間の連携や、地域と行政それぞれが役割を果たしながら地域づくりに共に参画する仕組みづくりに取り組む
- ③県内市町村との連携を深め、都市機能や産業、人口が集中する中核都市として、機能を発揮し、市町村及び県と共に地域活性化と人口減少の克服に取り組む
- ④市民ニーズを的確に把握し、行政との相互理解を深めながら、持続可能な行財政運営を確立する

内容

人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域コミュニティ※を継続していくためには、地域住民がお互いにつながりを持ち、支え合いや助け合いの活動が、発展的に続いていくことが必要です。

地域で活動するさまざまな団体や、地域の自治に関心がある住民が、地域の課題を共有する場として設置する地域内連携協議会※の創設や協議会活動への支援を継続し、地域の特性に応じた、連携の輪を広げていくことで、多様化する地域の課題を解決し、魅力的なまちづくりに取り組みます。

コミュニティ活動を、多くの方に興味を持っていただき、次世代に受け継いでいくために、地域への情報発信を進めるとともに、行政内部での横の連携を図り、地域と行政をつなぐ総合的役割を担う窓口の設置、住民ニーズを把握するための調査など、地域活動の支援に取り組みます。

さらに、地域の課題や住民ニーズは、福祉や防災、環境、交通、産業、教育など多分野にわたることから、職員の人材育成や行政組織間の連携を図る体制づくり、行政と地域住民や事業者、団体等がそれぞれの役割を果たしながら地域づくりに共に参画する仕組みづくりに取り組みます。

今後の県全体の人口減少や少子高齢化を見据えて、県内のすべての市町村及び県との連携を強化し、コンパクト化とネットワーク化による「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に圏域で取り組むため、国の連携中枢都市圏※制度を活用して「れんけいこうち広域都市圏※」を形成しました。さまざまな分野において連携事業を進めることで、圏域の人口減少に歯止めをかけるとともに、持続可能な社会経済圏を形成し、安心して快適な住民生活の維持に取り組みます。

また、継続して行財政改革の推進を図り、強固な財政基盤と持続可能な行財政運営を確立するとともに、ICT※技術の活用による業務の効率化や広聴広報機能の強化を図ることなどにより、自主自立の地方自治を進めます。

実現のイメージ

地域住民や市民団体をはじめ、大学や事業者、行政が一体となり、それぞれの役割を果たしながら地域課題の解決に向けた取組を進め、地域の特性に応じた持続可能なまちづくりを行っている。

県内市町村との連携により圏域を形成し、さまざまな分野において連携が進められることで、圏域市町村が共栄し一定の圏域人口の維持と地域の活性化が図られている。

I C T技術の活用により業務が効率化されているとともに、組織横断的な業務の庁内連携が取られており、効果的な歳入の確保、適正な歳出予算の執行などにより、強固な財政基盤が確立されている。

さらに、広聴活動の推進により市民ニーズを的確に把握・共有するとともに、各種媒体を通じた効果的な広報により、市民と行政が相互理解を深め、協働して自立したまちを形成している。

基本計画編 各論

施策体系

- 第1章 共生の環
- 第2章 安心の環
- 第3章 育みの環
- 第4章 地産の環
- 第5章 まちの環
- 第6章 自立の環

基本計画編 各論

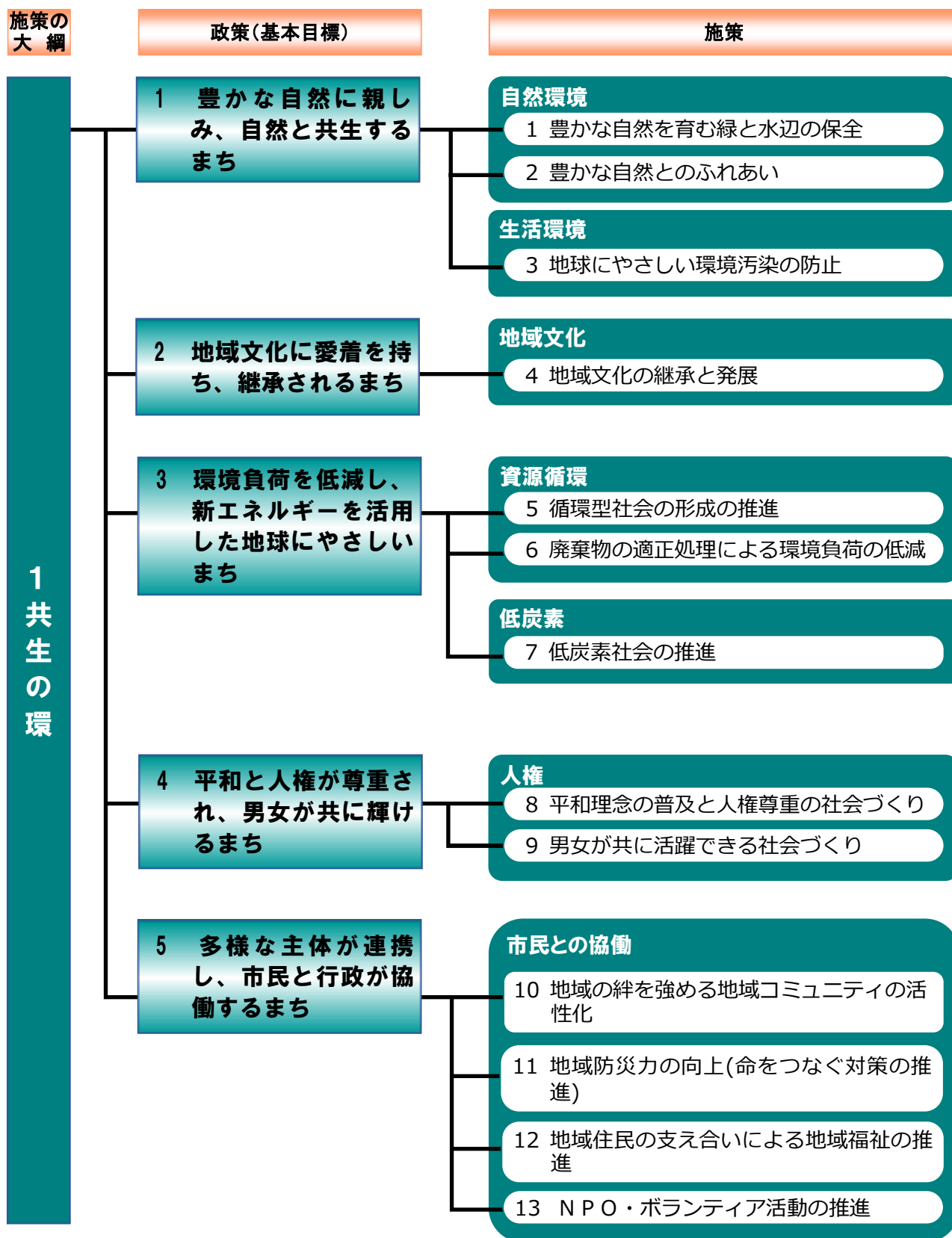
施策体系

施策体系表

施策の大綱及び政策(基本目標)・施策と
維新・創生8大エンジンの関連図

施策体系表

基本構想に掲げた施策の大綱に基づき、具体的な施策体系を次のとおり定めます。



2 安心の環

6 住み慣れた地域で、
自分らしく暮らせる
まち

高齢者福祉

- 14 生きがいづくりと介護予防の推進
- 15 高齢者の地域生活支援

障がい福祉

- 16 障がいのある人への支援
- 17 障がいのある人の社会参加の促進

地域福祉・生活困窮者支援

- 18 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進(再掲)
- 19 生活困窮者の自立支援

7 健康で安心して暮ら
せるまち

保健・衛生

- 20 地域医療体制と健康危機管理体制の確立
- 21 衛生的な生活環境づくりと動物愛護の推進
- 22 生涯を通じた心身の健康づくり支援

3 育みの環

8 子どもの安心・成長・
自立を支えるまち

子育て

- 23 子ども・子育て支援の充実
- 24 心と体の健やかな成長への支援

教育

- 25 生きる力を育む学校教育の充実
- 26 安全で安心な教育環境の整備
- 27 青少年の健全な心と体の育成
- 28 高等学校教育の充実

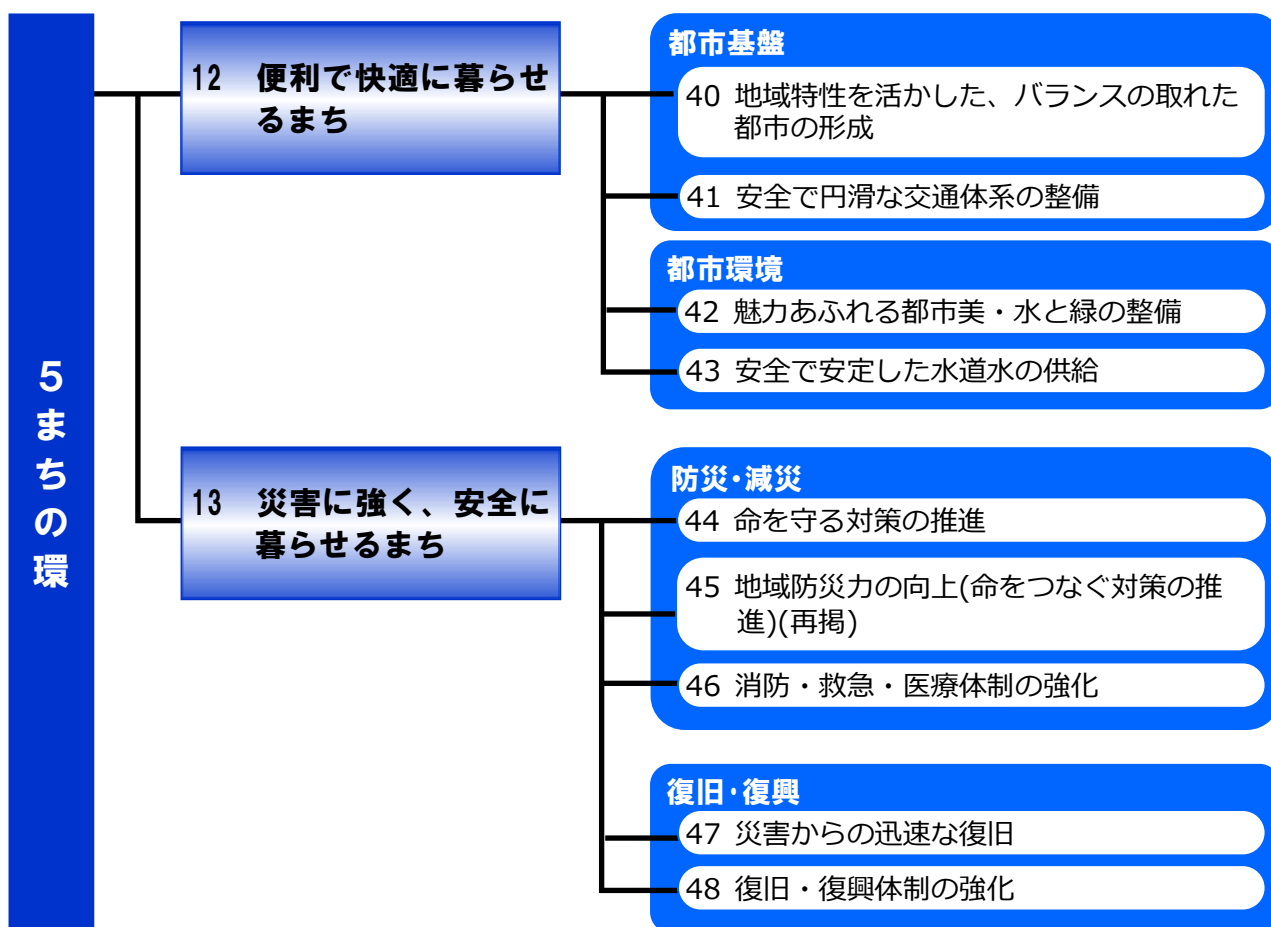
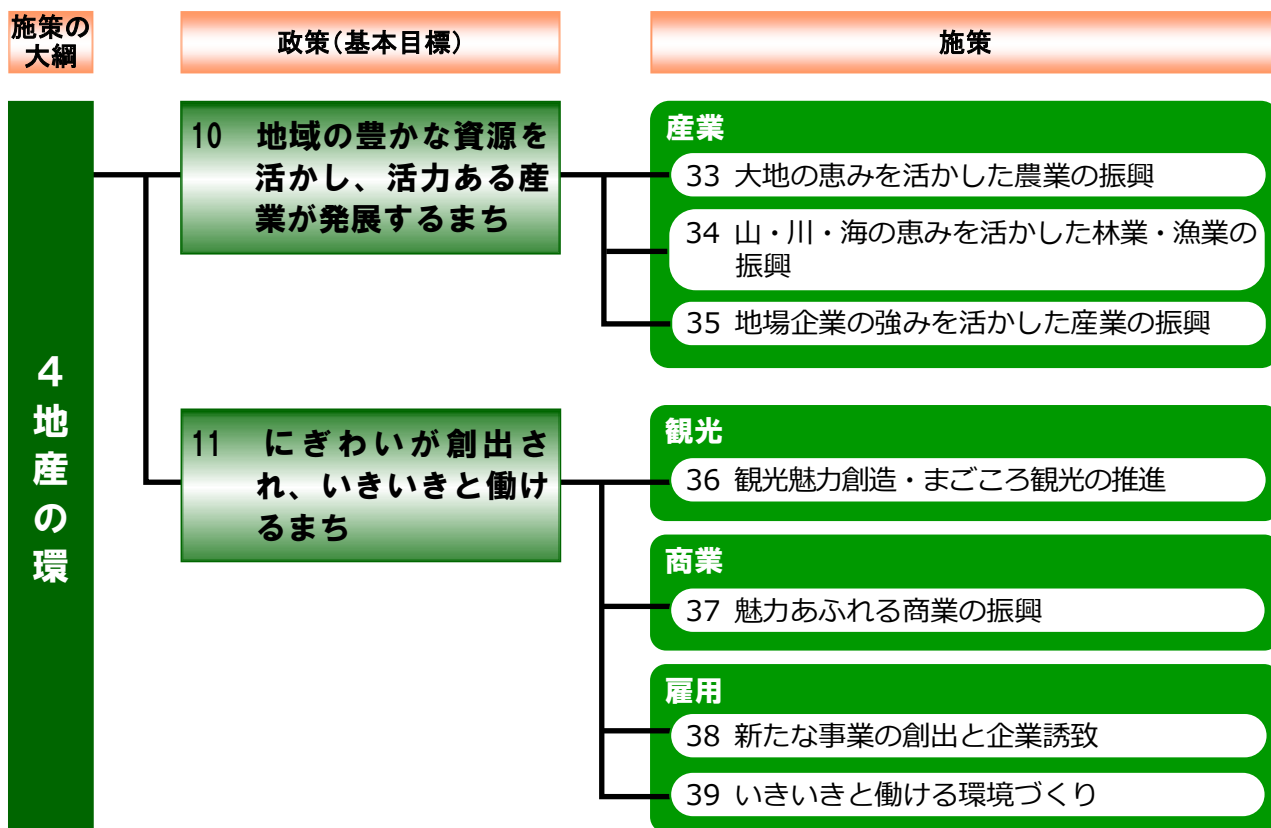
9 いきいきと学び楽し
み、活躍できるまち

生涯学習・スポーツ

- 29 学びが広がる生涯学習の推進
- 30 ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

文化・歴史

- 31 多様で魅力的な芸術・文化活動の推進
- 32 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進



6 自立の環

14 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち

交流・連携

49 多様な交流・連携の推進

50 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)

51 N P O・ボランティア活動の推進(再掲)

移住・定住

52 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進

行財政運営

53 市民から信頼される行政改革・財政の健全化

54 持続可能な公共施設の提供

施策の大綱及び政策（基本目標）・施策と

維新・創生 8 大エンジンは、施策の大綱に連なるすべての施策に共通する基本的な考え方となります。ここでは、施策の大綱・政策（基本目標）と維新・創生 8 大エンジンとの相関関係を次のとおり示します。

		まちづくりの理念		自然と人の共生					
		将来の都市像		森・里・海と人の環 ^わ					
		施策の大綱		1 共生の環 ^わ					
		政策（基本目標）		1 豊かな自然に親しみ、自然と共生するまち	2 地域文化に愛着を持ち、継承されるまち	3 環境負荷を低減し、新エネルギーを活用した地球にやさしいまち	4 平和と人権が尊重され、男女が共に輝けるまち	5 多様な主体が連携し、市民と行政が協働するまち	
推進戦略「維新・創生 高知市」	維新・創生 8 大エンジン	1	大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める					○	
		2	地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す		○		○		
		3	新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する		○			○	
		4	すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える				○	○	
		5	知・徳・体の調和のとれた人材を育てる				○	○	
		6	豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型社会を創る	○		○		○	
		7	土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる		○				
		8	多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く					○	

維新・創生 8大エンジンの関連図

人と人の共生 自然と人とまちの共生

自由と創造の共生都市 高知

	2 安心の環 ^わ		3 育みの環 ^わ		4 地産の環 ^わ		5 まちの環 ^わ		6 自立の環 ^わ
	6 住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち	7 健康で安心して暮らせるまち	8 子どもの安心・成長・自立を支えるまち	9 いきいきと学び楽しみ、活躍できるまち	10 地域の豊かな資源を活かし、活力ある産業が発展するまち	11 にぎわいが創出され、いきいきと働けるまち	12 便利で快適に暮らせるまち	13 災害に強く、安全に暮らせるまち	14 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち
	○	○	○		○		○	○	○
	○		○	○	○	○	○		○
	○		○			○	○		○
	○	○	○	○		○	○		○
			○					○	○
			○		○	○			○
			○	○					
	○	○	○		○	○	○	○	○

維新・創生 8 大エンジンに示した実現に向けての方針に関連性の高い施策を抜粋し、相関関係を次のとおり示します。

- 58 -

施 策 の 大 綱

3 育みの環

4 地産の環

5 まちの環

6 自立の環

- 子ども・子育て支援の充実 23
- 生きる力を育む学校教育の充実 25

- 大地の恵みを活かした農業の振興 33

- 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成 40
- 魅力あふれる都市美・水と緑の整備 42
- 命を守る対策の推進 44
- 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)(再掲) 45
- 消防・救急・医療体制の強化46
- 安全で円滑な交通体系の整備41
- 安全で安定した水道水の供給43
- 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)(再掲) 45
- 消防・救急・医療体制の強化46
- 災害からの迅速な復旧 47
- 復旧・復興体制の強化 48
- 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)(再掲) 45
- 災害からの迅速な復旧 47
- 復旧・復興体制の強化 48

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)50
- NPO・ボランティア活動の推進(再掲)51

- 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進 32
- 高等学校教育の充実 28

- 大地の恵みを活かした農業の振興 33
- 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興 34
- 地場企業の強みを活かした産業の振興 35
- 魅力あふれる商業の振興 37
- 観光魅力創造・まごころ観光の推進 36
- 新たな事業の創出と企業誘致 38
- いきいきと働ける環境づくり 39

- 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成 40
- 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成 40

- 多様な交流・連携の推進 49

- 青少年の健全な心と体の育成 27
- 高等学校教育の充実 28

- いきいきと働ける環境づくり 39

- 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成 40
- 安全で円滑な交通体系の整備 41

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲) 50
- 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進 52
- 多様な交流・連携の推進 49
- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲) 50
- NPO・ボランティア活動の推進(再掲) 51
- 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進 52
- 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進 52

- 生きる力を育む学校教育の充実 25
- 安全で安心な教育環境の整備 26

- 観光魅力創造・まごころ観光の推進 36

- 子ども・子育て支援の充実 23
- 心と体の健やかな成長への支援 24

- 新たな事業の創出と企業誘致 38
- いきいきと働ける環境づくり 39

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)50
- NPO・ボランティア活動の推進(再掲) 51

- 子ども・子育て支援の充実 23
- 心と体の健やかな成長への支援 24
- 青少年の健全な心と体の育成 27

- いきいきと働ける環境づくり 39

- 子ども・子育て支援の充実 23
- 心と体の健やかな成長への支援 24
- 生きる力を育む学校教育の充実 25
- 安全で安心な教育環境の整備 26

- いきいきと働ける環境づくり 39

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)50
- NPO・ボランティア活動の推進(再掲) 51

- 学びが広がる生涯学習の推進 29
- ライフステージに応じた生涯スポーツの推進 30

- 安全で円滑な交通体系の整備 41

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)50
- NPO・ボランティア活動の推進(再掲) 51

維新・創生8大エンジン

実現に向けての方針

5 知・徳・体の調和のとれた人材を育てる

- ①土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成をめざす
- ②人権と平和を尊重する人材の育成に取り組む

6 豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型社会を創る

- ①森・里・海の自然環境や、多様な生態系を保全し、自然と共生しながら、次世代へと引き継ぐ
- ②環境負荷の少ない、低炭素・循環型社会の実現に取り組む
- ③高知市の自然条件を活かした新エネルギーの発電自給率を高める

7 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる

- ①特色ある歴史と文化を活かし、地域に愛着と誇りを持つ「郷土愛」を醸成する
- ②自由で豊かな表現を基礎とした文化を活かし、より多くの市民に文化に触れる機会を提供することで、特色ある文化の創造をめざす

8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く

- ①地域住民や市民団体、産業界や大学などと行政が一体となって、地域の課題を考え、魅力ある地域の形成に取り組む
- ②さまざまな地域課題に対応するため、職員の人材育成、行政組織間の連携や、地域と行政それぞれが役割を果たしながら地域づくりに共に参画する仕組みづくりに取り組む
- ③県内市町村との連携を深め、都市機能や産業、人口が集中する中核都市として、機能を発揮し、市町村及び県と共に地域活性化と人口減少の克服に取り組む
- ④市民ニーズを的確に把握し、行政との相互理解を深めながら、持続可能な行財政運営を確立する

1 共生の環

2 安心の環

主要な施策（抜粋）

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化 10

- 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり 8

- 豊かな自然を育む緑と水辺の保全 1
- 豊かな自然とのふれあい 2
- 地球にやさしい環境汚染の防止 3
- NPO・ボランティア活動の推進 13
- 循環型社会の形成の推進5
- 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減 6
- 低炭素社会の推進 7
- NPO・ボランティア活動の推進 13
- 低炭素社会の推進 7

- 地域文化の継承と発展 4

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化 10
- NPO・ボランティア活動の推進 13

- 高齢者の地域生活支援 15
- 障がいのある人の社会参加の促進 17
- 生涯を通じた心身の健康づくり支援 22

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化 10
- 地域防災力の向上（命をつなぐ対策の推進） 11
- 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進 12
- NPO・ボランティア活動の推進 13

- 高齢者の地域生活支援 15
- 障がいのある人の社会参加の促進 17
- 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進（再掲） 18
- 生涯を通じた心身の健康づくり支援 22

施 策 の 大 綱

3 育みの環

4 地産の環

5 まちの環

6 自立の環

- 生きる力を育む学校教育の充実 25
- 安全で安心な教育環境の整備 26
- 青少年の健全な心と体の育成 27
- 高等学校教育の充実 28
- 生きる力を育む学校教育の充実 25

- 地域防災力の向上（命をつなぐ対策の推進）（再掲） 45

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化（再掲）50

- 生きる力を育む学校教育の充実 25

- 大地の恵みを活かした農業の振興 33
- 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興 34

- NPO・ボランティア活動の推進（再掲） 51

- NPO・ボランティア活動の推進（再掲） 51

- 新たな事業の創出と企業誘致 38

- 生きる力を育む学校教育の充実 25
- 学びが広がる生涯学習の推進 29
- 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進 32
- 学びが広がる生涯学習の推進 29
- 多様で魅力的な芸術・文化活動の推進 31

- 子ども・子育て支援の充実 23
- 心と体の健やかな成長への支援 24
- 安全で安心な教育環境の整備 26

- 大地の恵みを活かした農業の振興 33
- 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興 34
- 地場企業の強みを活かした産業の振興 35
- 魅力あふれる商業の振興 37
- 新たな事業の創出と企業誘致 38

- 安全で円滑な交通体系の整備 41

- 多様な交流・連携の推進 49
- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化（再掲）50
- NPO・ボランティア活動の推進（再掲） 51

- 子ども・子育て支援の充実 23
- 心と体の健やかな成長への支援 24
- 安全で安心な教育環境の整備 26
- 青少年の健全な心と体の育成 27

- 観光魅力創造・まごころ観光の推進 36

- 地域防災力の向上（命をつなぐ対策の推進）（再掲） 45

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化（再掲）50
- NPO・ボランティア活動の推進（再掲）51
- 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進 52

- 大地の恵みを活かした農業の振興 33
- 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興 34
- 地場企業の強みを活かした産業の振興 35
- 観光魅力創造・まごころ観光の推進 36
- 魅力あふれる商業の振興 37
- 新たな事業の創出と企業誘致 38

- 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成 40
- 安全で円滑な交通体系の整備 41

- 多様な交流・連携の推進 49

- 安全で安定した水道水の供給 43

- 市民から信頼される行政改革・財政の健全化 53

基本計画編 各論

第1章 共生の環

- 第1節 豊かな自然に親しみ、自然と共生するまち
- 第2節 地域文化に愛着を持ち、継承されるまち
- 第3節 環境負荷を低減し、新エネルギーを活用した地球にやさしいまち
- 第4節 平和と人権が尊重され、男女が共に輝けるまち
- 第5節 多様な主体が連携し、市民と行政が協働するまち

1 共生の環

政策1 (基本目標)

豊かな自然に親しみ、自然と共生するまち

【10年後の理想の姿】

市域の森林の適正な維持管理が行われ、豊かな森林環境が形成されています。その豊かな森が育んだ水は、鏡川などの河川を潤し、浦戸湾から土佐湾へと注ぎ込み、良好な水環境を形成しています。

こうして育まれた森林や河川などの豊かな自然環境は、多種多様な生態系を育み、私たちに四季折々の自然のすばらしさ、尊さを教えてくれています。

市民一人ひとりが、日々の生活やさまざまな環境保全活動などを通じて、自然とのつながりを理解し、身近な自然を大切に守る意識も高まっています。

大自然からの豊かな恵みを循環させ、それらを楽しむ生活環境を後世へと引き継ぐため、森林や河川、海を守る取組も協働で行われています。

このように、豊かな自然環境が将来にわたって保たれ、誰もが自然に親しみ、人と自然が共生するまちをめざします。

施策

- 1 豊かな自然を育む緑と水辺の保全
- 2 豊かな自然とのふれあい
- 3 地球にやさしい環境汚染の防止

施 策

1

豊かな自然を育む緑と水辺の保全

施策の目的

誰もが生態系を理解し、それらを育む緑と水とのつながりが生まれるように、保全・再生・維持管理に継続して取り組むことで、豊かな自然を守り育てます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
保育間伐実施面積	市域内で実施する年間の保育間伐面積	8ha (令和元年度)	50ha	100ha
自然環境保全区域、 景観形成区域、流域 保全区域(仮称)の指 定	鏡川清流保全条例に 規定する自然環境保 全区域の追加指定 と、景観形成区域及 び流域保全区域(仮 称)の新規指定	自然環境保全区 域：7か所 景観形成区域： 0か所 流域保全区域(仮 称)：0か所 (令和元年度)	(注)	(注)
天然アユの遡上数	鏡川流域を遡上する 天然アユの数	19万尾 (平成29年度～令 和元年度の平均 値)	50万尾	50万尾

(注) 鏡川の良好な水辺空間と自然環境の保全を目的として各区域の新規指定又は追加指定をめざすこととします。

現状・課題

◆緑の保全

森林や里山など市域の緑の保全においては、林業の担い手不足や中山間地域の人口減少などにより、土地所有者による適切な維持管理が行われず放置され、人工林での間伐の遅れや竹林の隣地への侵食等、厳しい状況が続いています。

森林や里山は、農林業の生産活動の場であるとともに、水源のかん養[※]や二酸化炭素の吸収、豊かな生態系の保全や土砂流出防止などの公益的機能や、津波避難場所等の防災機能も有していることから、林業生産活動を通じた森林整備とともに、企業等のCSR[※]活動や森林ボランティア、自主防災組織と連携を図り、企業、市民等と協働で森林や里山の保全と整備を推進することが求められています。

◆水辺の保全

市域の水辺環境は、鏡川をはじめとする河川や、浦戸湾などの豊かな水資源に恵まれ、多種多様な生きものの住みかや、親水空間が多く形成されています。

河川や浦戸湾の水質向上や、水辺の自然環境の保全を推進するため、市民との協働による水辺の保全活動を実施することなどにより、市民の親水意識及び美化意識のさらなる向上を図っていくことが求められています。

また、鏡川を「森と海とまちをつなぐ環境軸」と位置付け、流域の特性に応じた豊かな自然環境の保全、良好な景観形成に向けた取組を今後も継続していくことが求められています。

重点的な取組

◆緑の保全

鏡川上流域の森林では、成熟した森林資源の活用を通じた森林整備を図るため、搬出間伐の促進と木材搬出に不可欠な林業基盤の整備への支援に取り組めます。

また、森林の多面的機能の発揮に向けた森林整備を推進するため、適切に森林を管理できない所有者から本市が経営管理権を取得し、民間事業者への再委託や本市自らが経営管理を行う森林経営管理制度に取り組めます。

里山は、多様な生きものの生息空間であり、自然と人との接点となってきた貴重な環境の要素であることから、生物多様性の保全等に配慮しながら、里山を、公益的機能を有する自然資本として活かす取組を検討していくとともに、市民団体等との協働による啓発活動等、今後も里山保全に取り組めます。

◆水辺の保全

生物多様性豊かな鏡川流域の自然環境の保全を推進するため、鏡川清流保全基本計画に基づき、鏡川の水質保全、流域の保全すべき自然環境や景観の区域指定等の検討、市民団体等との協働による啓発活動や上下流の地域間交流、またそれらに対する支援制度等、清流保全に取り組めます。

さらに、流域の生きものやその生息・生育環境の保全に向けて、より効果的な取組が実施できるよう現地調査等により保全すべき地域や生物種の実態の把握等について検討します。

豊かな自然を育む緑と水辺を保全するためには、市民一人ひとりが豊かな自然の価値を見出し、自然を大切に思う気持ちを育てていくことが大切になることから、「浦戸湾・七河川一斉清掃※」など、市民との協働による水辺の保全活動や、体験型自然環境学習会の実施、情報の発信などを通じて、環境の保全意識・美化意識の向上に取り組めます。

施 策

2

豊かな自然とのふれあい

施策の目的

あらゆる世代が自然とのふれあいを通じて自然と環境の大切さを学ぶことで、自然と環境を守るための意識の醸成につなげます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
自然を大切にすることがある市民の割合	市民意識調査で「自然を大切にすることがある」と回答した市民の割合	83.0% (令和2年度)	84.0%	85.0%

現状・課題

◆環境学習の推進

親子で参加する自然体験学習などを通じて、自然保護に対する意識の向上を図るとともに、環境学習の推進に取り組んでいます。

自然と人の共生に向け、豊かな自然を守り、未来へと引き継いでいくためには、自然を理解し、環境について学習することが重要であることから、子どもから大人までが自然環境に関心を持ち、正しく理解できるよう、継続して環境学習や自然体験の機会を提供していくことが必要です。

また、それらを支える仕組みとして、自然の現状や魅力を伝えることのできる人材の掘り起こしや、支援策が求められています。

◆生態系の保全

本市には、市の鳥セグロセキレイをはじめ、ホタル、アユ、アカメ等、また、県内には、ニホンカモシカやツキノワグマ、ヤマネ、オオサンショウウオ、トサシミズサンショウウオ等、多様な生きものを育む豊かな生態系が存在しており、市民等との協働により、さまざまな環境保全活動を行っています。

都市化の進展などにより、野生生物の適正な保護及び管理、特定外来生物^{*}の生息区域拡大への対応も求められています。

重点的な取組

◆環境学習の推進

市民が自然の仕組みを知り、自然環境に関する知識や理解を深めることができるようにNPO等関係機関と協働・連携しながら環境教育や自然体験学習の拡充を図るとともに、自然や環境問題の広報・啓発に取り組みます。高知みらい科学館では、自然に関する展示や動植物等をテーマとして野外で活動する野外教室やネイチャークラブなど、自然とふれあう学習機会の提供に取り組みます。

また、自然体験学習等におけるインストラクター等の担い手の確保・育成に努め、鏡川流域をはじめとした「森・里・海」の多様なフィールドを活用した学びや遊びなどを通じて、自然に触れることのできる空間づくりを推進することにより、市民が地域の自然の良さを知る機会を拡大し、自然と文化を守り育てる気運の醸成に取り組みます。

併せて、森林の保全や自然とのふれあい等の森林環境学習の体験活動ができる場として、市民の森の保全に努めます。

◆生態系の保全

郷土の豊かな生態系を未来に引き継いでいくために、国や県の生物多様性に関する施策との連携も図りながら、生物多様性の重要性について市民の理解を深めるとともに、都市地域や自然地域の特性を活かし、地域間交流を図りながら、絶滅に瀕する郷土の野生生物の生息域内・域外における保全活動や、国際的にも希少な動物等の飼育及び繁殖などの種の保存、多様な生きものと共生した持続可能な地域づくりに取り組みます。

また、特定外来生物が及ぼす生態系等への影響について、広く啓発を行うなど、生態系の保全に取り組みます。

施 策

3

地球にやさしい環境汚染の防止

施策の目的

豊かな自然を守り、安全で良好な生活環境を保全するために、行政と市民・事業者が協働して、大気汚染や水質汚濁等の環境汚染の抑制に取り組み、被害を未然に防ぎます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
大気質の環境基準達成率	前年度の大気環境測定局における測定項目の環境基準達成率(広域的要因等の測定項目を除く)	100% (令和元年度)	100%	100%
河川水質の環境基準達成率	前年度の河川の環境基準点の環境基準達成率(BOD)	100% (令和元年度)	100%	100%
海域水質の環境基準達成率	前年度の海域の環境基準点の環境基準達成率(COD)	40.0% (令和元年度)	80.0%	80.0%
污水处理人口普及率	下水道、合併処理浄化槽等の合計普及率	78.6% (令和元年度)	89.6%	94.9%

現状・課題

◆事業場等排出対策の推進

市民が安心して暮らせるよう、生活環境、健康及び生態系に影響を及ぼす恐れのある、大気汚染や水質汚濁、騒音等の環境汚染からの被害を未然に防止するため、環境測定の実施及び事業場等の監視・指導が求められています。

◆生活排水対策の推進

河川水質の環境基準は達成されていますが、海域水質はまだ改善が必要な状況であり、生活排水による河川や浦戸湾の水質汚濁を防止し、良好な水質を保全していくために、下水道整備を進める必要があります。

また、生活排水の適切な処理の促進に市民と協働して取り組むことが必要であり、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、浄化槽の適正管理の向上が求められています。

重点的な取組

◆事業場等排出対策の推進

大気環境における有害物質の監視及び公共用水域の水質汚濁状況の継続監視を実施し、環境基準達成をめざすとともに、環境測定結果の公表による周知に取り組みます。

また、測定機器の更新を計画的に実施し、測定精度の向上及び有害物質の多様化への対応にも取り組みます。

工場、事業場等への立入調査、指導等を継続するとともに、有害物質取扱事業場の実態調査を行い、高知市強靱化計画と連動した事業に取り組みます。

◆生活排水対策の推進

公共下水道については、人口密集地域の整備を重点的に進めるとともに、下水道の整備予定がある地域の町内会などを対象にした下水道出前講座の実施や、下水道接続費用に対する助成制度の積極的な広報などにより、水洗化率の向上に取り組みます。

農業集落排水事業については、施設の老朽化や人口減少に伴い、今後、経営環境の悪化が予想されます。また、総務省通知により2023(令和5)年度までに公営企業会計への移行が求められていることから、施設の再編を含めた最適な事業運営について検討を行います。

公共下水道や農業集落排水以外の地域については、浄化槽の整備を促進するよう、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対し、設置費に加え、配管費、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽撤去費の補助を継続し、環境汚濁負荷の低い合併処理浄化槽への転換を進めるとともに、関係機関と連携し積極的な啓発活動による浄化槽の適正管理の向上に取り組みます。

第2節

政策2 (基本目標)

地域文化に愛着を持ち、継承されるまち

【10年後の理想の姿】

それぞれの地域で自然や歴史に根ざして育まれてきた地域の祭りや伝統芸能、食文化等の地域固有の文化が、大切に守り育てられ、地域の個性や魅力となり、そこに住む人々の郷土に対する誇りや愛着を深めています。

先人たちの知恵と情熱により培われた地域文化が、地域の活性化に活用され、新しい価値を生み出しながら、次代を担う子どもたちに脈々と受け継がれています。

このように、あらゆる世代が地域文化に愛着を持ち、これらが次世代に確実に継承されるまちをめざします。

施策

4 地域文化の継承と発展

施 策

4

地域文化の継承と発展

施策の目的

あらゆる世代が、地域の祭りや伝統芸能、食文化に触れることで、地域固有の文化を大切にする心を育むとともに、世代間や地域間の交流などを通じて、後世に地域文化を着実に継承し、発展させていきます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
地域の伝統行事や祭り、食文化などに愛着を持っている市民の割合	市民意識調査で「地域の伝統行事や祭り、食文化などに愛着を持っている」と回答した市民の割合	65.4% (令和2年度)	70.0%	72.0%
地域文化や民俗文化等の保存・継承・活動を行っている団体の数	地域文化としての民俗文化財等を保存・継承していくために支援している団体の数	13件 (令和元年度)	14件	14件
食に関する体験学習等の実施率	栽培体験、収穫体験、調理実習等を実施した学校の割合(学校数ベース)	100% (令和元年度)	100%	100%

現状・課題

◆地域文化の保存・継承・発展

高知の自由な風土が生んだ、今や国内外に広がりを見せるよさこい祭りや地域の人々によって脈々と受け継がれてきた伝統行事、風習、市民の多彩な文化的活動により創造される新しい高知らしさなど、地域で自然や歴史に根ざして育まれてきた独特の文化は、地域の個性や魅力の一つであるとともに、住民の郷土に対する愛着や誇りを生み出す源となるものです。高齢化や地域の人間関係の希薄化などにより、地域の文化が消滅することのないよう、地域の貴重な文化資源を知り、親しみながら地域で育み、次世代に伝えていくための取組が求められています。

◆食文化の継承・発信

高知独特の食文化は、その気候や風土の中で育まれた自然と人との共生の一形態であり、その地域の魅力や強みでもあります。

さまざまな機会を捉えて次世代に高知の食文化を継承していくとともに、観光振興や地域活性化への活用が求められています。

重点的な取組

◆地域文化の保存・継承・発展

地域に根ざした文化を地域ぐるみで継承し、発展させていくために、世代間や地域間の交流を促進するとともに、地域の伝統行事などに触れる体験や学習の機会提供に取り組めます。

◆食文化の継承・発信

県内産食材を活用した郷土料理や行事食などを学校給食に取り入れ、食に関する体験活動などを通じて、子どもたちが地域の自然や食文化への理解を深める活動に取り組めます。

また、食文化を観光振興や地域活性化に活用するため、2015(平成27)年度に参加した創造都市ネットワーク日本[※]において、世界に向けた高知の食文化についての情報発信に取り組めます。

第3節

政策3 (基本目標)

環境負荷を低減し、新エネルギーを 活用した地球にやさしいまち

【10年後の理想の姿】

市民や事業者に、ごみの減量や再使用、再利用に対する意識が浸透し、廃棄が最小限に抑えられた環境負荷の少ない循環型社会が構築されています。

また、市民や事業者が廃棄物の適正処理を理解し、実践しています。

太陽光やバイオマス、小水力など、本市の地域資源を活かした持続可能な新エネルギー※が広く導入され、建物の省エネルギー化や効率的な利用、環境にやさしい行動の定着により、エネルギー消費量が少なく新エネルギーの発電自給率の高い、低炭素な社会が構築されています。

このように、市民・事業者・行政が一体となって、持続可能な社会を支える環境に配慮した活動に取り組み、地域資源が循環し、新エネルギーが普及した地球にやさしいまちをめざします。

施策

- 5 循環型社会の形成の推進
- 6 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減
- 7 低炭素社会の推進

施 策

5

循環型社会の形成の推進

施策の目的

行政と市民・事業者が一体となり、ごみがもたらす環境への影響について知識を深めることで、大量生産、大量消費の生活スタイルや事業活動を見直すとともに、ごみの発生抑制と資源の有効利用を促進します。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
市民一人1日当たり のごみ排出量	市民一人が1日当 たりに排出するごみの 量(資源となるものを 除く)	936 g (令和元年度)	862 g 以下	862 g 以下
ごみのリサイクル率	ごみ排出量のうち再 資源化されたごみの 割合	17.6% (令和元年度)	22.0%以上	22.0%以上

現状・課題

◆ごみ減量と再資源化の推進

持続可能な循環型社会を形成していくためには、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）のさらなる推進が必要です。

本市では、1976(昭和51)年から続いている市民・再生事業者・行政の協働での分別収集の実施により、ごみの減量や再資源化に対する意識が高まっており、小売店等での資源物収集に代表される行政以外の自主的な取組も定着してきています。

しかしながら、市民一人当たりのごみの排出量のうち、家庭系ごみは主に人口減少の影響により減少傾向にあるものの、事業系ごみはほぼ横ばいとなっており、家庭系はもとより、事業系ごみの減量に向けた取組がより一層重要となっています。

また、適正に分別されていないごみは依然として存在しており、このことは、資源となるものが資源化されずに焼却や埋立されることにつながるため、さらなるごみ減量と再資源化を推進するためには、よりきめの細かい啓発が求められています。

このほか、高齢化によるごみ出し困難者の増加等、ごみ処理を取り巻く状況は変化しているため、社会の変化に合わせた、ごみ処理の仕組みについて検討が求められています。

◆ごみ処理に関する啓発活動の推進

多くの市民にごみ処理の仕組みやリサイクルの大切さを学んでもらう機会を作るとともに、正しいごみの出し方の理解を深めるため、地域での出前講座等の啓発活動、ごみ処理施設での見学の受入れなどを実施しています。

また、小学４年生による環境標語や、中学生による環境啓発ポスターの展示など、環境教育と合わせた啓発活動を行っています。

さらに、保育園やイベント会場等において職員による分別劇を実演し、未就学児が親子で学べる機会を設けています。

今後もこれらの取組内容をより充実させ、あらゆる世代に対して啓発を行っていくことが求められています。

重点的な取組

◆ごみ減量と再資源化の推進

変化する社会情勢に合わせた、適正なごみ処理と市民・再生事業者・行政の協働による分別収集方式の維持・発展をめざし、現状把握と研究を行い、今後のごみ処理の仕組みについての検討に取り組みます。

ごみの排出状況について、開封調査等を通じて実態把握に努めるとともに、適正な分別による再資源化の推進に向けて取り組みます。

各種リサイクル法に基づく再資源化ルートの活用や、ごみ処理施設で発生する焼却灰等の再資源化の実施など、資源循環型の社会づくりに取り組みます。

◆ごみ処理に関する啓発活動の推進

３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）を推進していくためには、市民の協力が不可欠であることから、それぞれの啓発の場において、対象となるターゲットやテーマを絞り込みながら、ごみに関する研修会や、啓発活動の内容を充実させていくことで、より効率的かつ効果的なごみ減量とリサイクル意識の醸成に取り組みます。

教育機関等と今後も連携し、あらゆる世代に対するごみの適正排出の意識向上に向けて、さらなる啓発に取り組みます。

事業所向けの適正処理パンフレットを活用し、事業所ごみの減量と再資源化に対する啓発に取り組みます。

家庭ごみパンフレットを活用し、ごみの排出ルールについて、市民がより理解しやすい啓発に取り組みます。

施 策

6

廃棄物の適正処理による 環境負荷の低減

施策の目的

市民や事業者、行政がそれぞれの役割や責任を十分に果たし、廃棄物を適正に処理することで、環境への負荷を低減します。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
不法投棄認知件数	市内で通報及びパトロールにより認知された不法投棄件数	67件 (令和元年度)	62件以下	57件以下
最終処分場残存量	三里最終処分場の残存量(残余年数)	123,369 ^{m³} (37年) (令和元年度)	108,189 ^{m³} (31年)	95,539 ^{m³} (26年)

現状・課題

◆ごみの適正処理の推進

ごみの適正な処理を推進するには、ごみ処理に関わる事業者等に対して関係法令の遵守を徹底するとともに、市民や事業者による不適正なごみの排出を防ぐことが求められています。

そのため、事業所に対する立入検査や、ごみステーションへの排出ごみやごみ処理施設への搬入ごみに対する指導・啓発等を実施しており、適正処理の徹底に向け、さらなる取組が求められています。

また、ごみの不適正処理となる、不法投棄や不法焼却を防止するため、市内全域でのパトロールの実施や市民からの通報に対し迅速な対応が求められています。加えて、不法投棄が頻発する場所においては、防犯カメラの設置などによる不法投棄抑制の取組も求められています。

◆産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づく適正な廃棄物処理の啓発・指導の取組が求められています。

◆施設管理と体制の維持

一般廃棄物について、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行い、環境負荷を低減するため、清掃工場の計画的な設備更新など、ごみ処理施設の適切な維持管理とともに、迅速で効率的なごみ収集体制の維持を図っています。

また、清掃工場においては、焼却灰のセメント原料へのリサイクル等によりゼロエミッション※を達成し、埋め立てによる最終処分量の削減を図り、三里最終処分場の延命化につなげています。

今後も収集及び施設管理の適切な実施とともに、施設の老朽化や社会情勢に伴う収集量の変化への対応が求められています。

重点的な取組

◆ごみの適正処理の推進

ごみ処理施設での、搬入ごみの展開検査等による不適正搬入対策の強化や、市民・事業者に対する指導・啓発の強化により、ごみ処理の適正化に取り組めます。

また、不法投棄や不法焼却が頻繁に発生する場所については、重点的なパトロールを実施するとともに、不適正処理が確認された場合は、関係機関との連携による指導・啓発強化に取り組めます。

◆産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の排出事業者や処理事業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の遵守を徹底することにより、廃棄物の適正処理に取り組めます。

◆施設管理と体制の維持

収集体制の維持と処理施設の維持管理を適切に行い、長期的かつ安定的なごみ処理体制の構築に取り組めます。最終処分については、ごみの発生抑制や清掃工場における焼却灰のリサイクルをはじめとした資源化の推進等により、処分量の削減に努め、三里最終処分場の延命化を図ります。

また、老朽化を踏まえた施設の整備方針の検討や、将来の搬入量推計に基づいた施設の処理能力の見直し等に取り組めます。

施 策

7

低炭素社会の推進

施策の目的

地球温暖化につながる温室効果ガス※排出量を削減するため、化石燃料に依存しない、持続可能な新エネルギー※の導入を促進するとともに、省エネルギーを推進することで、環境にやさしい低炭素社会をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
新エネルギー発電自給率	市内消費電力量に占める新エネルギー発電量の割合	19.0% (平成30年度)	20.0%	23.0%
温室効果ガス排出量	市域で排出される温室効果ガスの量	2,109千t-CO ₂ (平成29年度)	(注1)	(注1)
環境にやさしいライフスタイルの実践度	市民意識調査で「地球温暖化防止のために取り組んでいる」と回答した市民の割合	45.7% (令和元年度)	(注2)	(注2)

(注1) 2020(令和2)年度中に改訂する高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(区域施策編)に記載する目標値を使用します。

(注2) 2020(令和2)年度中に改訂する高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(区域施策編)に記載する温室効果ガス排出量の削減目標に即して設定します。

現状・課題

◆新エネルギーの導入促進

2011(平成23)年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一発電所の事故後、一極集中型の電力供給システムの脆弱性が問題となり、災害対応力の強化や地域内の新エネルギー自給率の向上を図るために、新エネルギーの活用が求められています。本市においても、本市の地域特性を活かし、低炭素で災害に強い新エネルギーの導入についての取組を進めています。

一方で、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)」の買取価格の低下や、系統接続に係る出力制御等により、売電を目的とした新エネルギーの導入は困難となっており、自家消費型(自立分散型)の新エネルギーの導入が求められています。

◆低炭素なまちづくりの推進

2015(平成 27)年 12 月に C O P 21 でパリ協定が採択され、加盟国及び地域に温室効果ガスの削減目標の設定と対策の実施が義務付けられました。わが国は、温室効果ガスの排出量を 2030(令和 12)年度に 2005(平成 17)年度比で 25.4%削減するという目標を掲げ、積極的な対策を行うこととしています。本市においても、特に温室効果ガス排出量の増加が著しい業務部門と家庭部門について、一層の削減に取り組むことが必要です。市民や事業者と連携し、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルへの転換が求められています。

また、本市も一事業者として、事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を削減するために一層の省エネルギー対策が求められています。

重点的な取組

◆新エネルギーの導入促進

本市の地理的条件や気候に適した太陽光発電、木質バイオマス発電、小水力発電を推進し、持続可能な新エネルギーの導入を図ります。新エネルギーの安定供給や有効利用につなげるために、蓄電設備等の導入を支援します。

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)」に依存しない自家消費型(自立分散型)の新エネルギーの導入に取り組めます。また、自家消費型(自立分散型)の電力供給システムを備えた建物の普及促進に取り組むことで、災害時の事業継続性の向上や地域の災害対応力の強化につなげます。

市有施設への新エネルギーの導入を進めるとともに、高知市清掃工場の廃棄物バイオマス発電により発生する熱を有効利用します。

地域が主体となり進める新エネルギーの導入や、地域の未利用資源を利用し農山漁村の活性化を図るバイオマス事業を支援することで、市域の新エネルギー発電自給率を高めるとともに、地域づくりの支援や地域課題の解決、発電事業の持続性・安定性の向上につなげます。

◆低炭素なまちづくりの推進

事業所への省エネルギー性能の高い機器の導入や建物の低炭素化を支援するとともに、事業所のエネルギー管理に係る相談・支援サービスを提供することで、環境にやさしいビジネススタイルへの転換を図ります。

市民や事業者、団体と連携し、地球温暖化対策[※]のために低炭素型の商品・サービス等の賢い選択を促す国民運動 C O O L C H O I C E を普及促進することで、市民一人ひとりの環境への意識を高め、自転車や公共交通機関の利用を促進するなど、環境にやさしいライフスタイルへの転換につながる取組を行います。

本市も一事業者として、市有施設の L E D 照明化や高効率空調機器の導入等による省エネルギー化や、職員一人ひとりが環境に配慮した取組を推進します。

また、地域が所有する道路照明の省エネルギー化や、住宅の省エネルギー改修の支援等を行うことで、市域の温室効果ガス排出量の削減につなげます。

第4節

政策4 (基本目標)

平和と人権が尊重され、 男女が共に輝けるまち

【10年後の理想の姿】

平和を尊ぶ意識が世代を超えて継承されています。

市民一人ひとりがさまざまな人権問題を正しく理解し、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関係なく、誰もが社会の一員として互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる地域社会が構築されています。

男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわらず対等な構成員として社会のさまざまな活動に参画し、その個性と能力を十分に発揮しています。

このように、平和の大切さや尊さが継承され、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、誰もが社会の一員として自らの意思によって、さまざまな活動に参加でき、いきいきと輝けるまちをめざします。

施策

- 8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり
- 9 男女が共に活躍できる社会づくり

施 策

8

平和理念の普及と 人権尊重の社会づくり

施策の目的

平和を守り人権が尊重される社会の実現のため、人々の日本国憲法に対する理解を深めるとともに、教育や啓発の充実を図り、差別や偏見のない地域社会の確立をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
人権尊重が保たれていると感じている市民の割合	市民意識調査で「人権尊重が保たれている環境になっている」と回答した市民の割合	63.1% (令和2年度)	66.6%	70.0%
平和が保たれていると感じている市民の割合	市民意識調査で「平和が保たれていると感じている」と回答した市民の割合	78.2% (令和2年度)	79.1%	80.0%

現状・課題

◆平和教育・啓発の推進

戦争体験者の高齢化や減少により、若い世代に貴重な証言を伝えることが年々難しくなっています。

若い世代に、平和の重要性を認識してもらう機会を継続して提供し、戦争の悲惨さや平和の尊さを正しく伝え、平和思想を継承するための取組が求められています。

◆人権教育・啓発の推進

同和問題や、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人及び感染症患者等に対する偏見や差別などの問題に加え、性的指向・性自認に関する偏見や差別、インターネットと人権に関する問題などの新たな人権課題も生じています。

高知市人権尊重のまちづくり条例に定める基本理念の下、あらゆる人権課題の解決と、すべての人の人権が尊重される社会の実現を図るには、教育・啓発を通じ学校・家庭・地域・職場等、日常生活のあらゆる場において「お互いの人権を尊重する」意識をかん養していくことが必要です。

重点的な取組

◆平和教育・啓発の推進

「高知市平和の日」記念事業など、市民を中心とした平和活動を推進し、日本国憲法についての認識を深めるなど、平和理念の普及・啓発に取り組めます。

また、若い世代への教育・啓発活動として、学校における戦争体験者の体験談や、平和に関する視聴覚資料、冊子及び文書等による平和教育の推進に取り組めます。

◆人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会づくりには、差別や偏見のない地域社会の確立が重要となることから、地域啓発事業を中心に、市民の人権に関わる意識の高揚を図り、市民や企業等が主体的に取り組む啓発活動を支援します。

また、教育活動全体を通じて、お互いの人権を認め合い、相手の立場になって考え、人権が尊重される社会の実現をめざして行動できる児童生徒の育成に取り組めます。

施策の目的

男女が性別に関わりなく、互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮し、真に豊かで幸福な人生を送ることができる男女共同参画社会※の実現をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
性別に関係なく、能力を発揮できていると感じている市民の割合	市民意識調査で「性別に関係なく、能力を発揮できる環境になっている」と回答した市民の割合	34.6% (令和2年度)	40.0%	45.0%
男女の地位が平等になっていると感じている市民の割合	男女共同参画に関する市民の意識調査で「男女の地位が平等になっている」と回答した市民の割合	15.3% (令和元年度)	17.3%	20.0%
DV※を受けたときに相談した市民の割合	男女共同参画に関する市民の意識調査で「DVを受けたときに相談した」と回答した市民の割合	33.7% (令和2年度)	36.0%	40.0%

現状・課題

◆男女共同参画の推進

本市では、男女がともに輝く高知市男女共同参画条例の基本理念に基づき、男女共同参画推進プランを策定し、こうち男女共同参画センター「ソーレ」と連携しながら、市民と協働して男女共同参画社会づくりに取り組んでいます。

性別による固定的な役割分担意識により、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会や生き方の自由な選択が阻まれることがないように、制度や慣行を見直すことや、政策・方針決定過程における女性の参画を推進することが求められています。

また、DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメント等のさまざまなハラスメント行為への防止対策や啓発も求められています。

本市は働く女性の割合が高い一方で、家事・育児、介護などの家庭生活に費やす時間も男性より女性が多い状況にあり、家庭や職場での役割分担の見直しや、育児・介護に関する支援など、男女共同参画の視点からの仕事と生活の両立支援が求められています。

重点的な取組

◆男女共同参画の推進

職場、学校、地域、家庭等あらゆる場において、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を持つことができるよう、関係機関と連携しながら、効果的な事業の実施やイベント等を通じた市民への意識啓発などにより、互いの人権を尊重する男女共同参画社会の実現に向け、取り組めます。

DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメント等のハラスメント防止に向けた啓発活動や、相談体制の充実に取り組むとともに、既にDVを受けている被害者については、県等の関係機関と連携し、一時避難や自立支援につなげられるよう取り組めます。

男女が社会の対等な構成員として、互いに責任を分かち合い、個性と能力を発揮していく環境をつくっていくためには、男女共同参画の意識を高めることが重要であり、こうち男女共同参画センター等と連携し、啓発・広報活動を推進します。また、政策・方針決定過程への女性の参画拡大にも取り組めます。

働く人の男女共同参画については、仕事と、家事・育児・介護などの生活との調和した生き方「ワーク・ライフ・バランス※」の推進に向けて、関係機関と連携しながら、民間企業等への啓発・広報活動に取り組めます。さらに、女性活躍推進法に基づき、女性が職業生活の中でその能力を十分に発揮するために、雇用の場における女性が働きやすい環境の整備が促進されるよう取り組めます。

第5節

政策5 (基本目標)

多様な主体が連携し、 市民と行政が協働するまち

【10年後の理想の姿】

地域活動や市民活動を支える体制やネットワークが整備されており、地域、NPO、ボランティア団体等の多様な主体が、より良い地域づくりに向け、さまざまな活動を活発に行い、地域特性のある個性豊かなまちづくりを行っています。

人口減少、少子高齢化の進行や大規模災害の発生などへの対応を見据え、コミュニティ、防災、福祉など複数の分野で、地域や行政において横断的な連携が進められています。

このように、市民をはじめとする多様な主体と行政が連携・協働し、身近な地域の活性化や課題解決に向けた取組が展開されるまちをめざします。

施策

- 10 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化
- 11 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)
- 12 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進
- 13 NPO・ボランティア活動の推進

施 策

10

地域の絆を強める 地域コミュニティの活性化

施策の目的

地域住民の支え合いの仕組みづくりを進めるとともに、地域や社会で活躍できる人材の育成などを通じて、地域コミュニティ※を核としたまちづくりをめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
地域で何らかの近所づきあいをしている市民の割合	市民意識調査で「地域で何らかの近所づきあいをしている」と回答した市民の割合	92.6% (令和2年度)	95.0%	95.0%
町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合	市民意識調査で「町内や地域で行われる活動に参加している」と回答した市民の割合	43.2% (令和2年度)	55.8%	60.0%
地域内連携協議会※の認定地域数	持続可能な地域コミュニティの形成に向けた、概ね小学校区をエリアとした緩やかな連携組織の認定地域数	27地域 (令和元年度)	38地域	41地域
こうちこどもファンド※の助成を受け、助成後も継続している事業数	こうちこどもファンドの助成を受け、助成後も継続している事業数	25事業 (令和元年度)	40事業	55事業

現状・課題

◆地域コミュニティの活動支援

地域のコミュニティ活動の担い手不足や、高齢化、そして住民の関心の低下等から、住民同士のつながりが希薄化し、コミュニティ活動の継続が困難となっている地域が増えてきています。高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例に基づき、地域が築き上げてきた住民同士の助け合い・支え合いの活動を継続・発展していくため、市民や地域と行政の協働をさらに推進し、地域の絆を再生するとともに主体的な住民自治活動の充実をめざす、地域コミュニティの再構築が求められています。

また、小学校区を基本とした30地区でコミュニティ計画を策定し、地域の方々とともに推進していますが、計画策定から多年を経過した地区では今後予測される多様な地域課題に対応した見直しを進めていくとともに、計画未策定となっている地区では計画策定を進める必要があります。

◆子どものまちづくり参画の推進

まちの運営や職業体験等を通して、子どもたちが社会の仕組みを学ぶとともに、生まれ育った地域に対する誇りを持てるような「きっかけ」をつくることをめざす「とさつ子タウン[※]」事業を2009(平成21)年度から実施しています。

また、2012(平成24)年度からは、子どもたちが提案し実行するまちづくり活動に対して支援する「こうちこどもファンド」事業に取り組んでいます。活動を通して、自分たちが住むまちに関心を持ってもらうとともに、子どもの頃からまちづくり活動を体験することで、将来、率先して地域活動へ参加する人材の育成を行っています。

これらの取組は、子どもたちが活動の中心であり、保護者等の若い世代を巻き込むなど、地域の活性化につながっています。

一方、子どもたちの積極的な活動には、周辺の人や関係団体、企業等のサポートが必要であることから、支援体制の充実や、子どもたちが主体的にまちづくり活動へ参画できる新たな仕組みづくりが求められています。

重点的な取組

◆地域コミュニティの活動支援

変化する地域課題や地域の描く将来像に柔軟に対応するため、町内会等の地縁組織や各種団体が協働する新たな地域づくりの体制として地域内連携協議会の設立を支援するとともに、地域の主体的な活動を通じて、人間性豊かな心のふれあう地域社会の形成をめざして、コミュニティ計画の策定、推進に取り組めます。

さらに、多様化しているコミュニティ活動等が地域で効果的に進められるよう、人的な支援や財政的な支援に取り組むとともに、行政内部における組織の横断的な連携を強化しながら地域課題の解決をめざします。

◆子どものまちづくり参画の推進

「こうちこどもファンド」事業は、事業者・関係機関等と連携した支援体制を構築し、制度の活用を促進することで地域の活性化を図るとともに、「とさつ子タウン」事業の実施と併せて、次世代のまちづくり人材の育成、子どもたちの社会参画やまちづくりに対する意識啓発に取り組めます。

また、より幅広い視点からの議論、提言、行動につながるよう、子どもたちの主体的なまちづくり活動へのさらなる参画に取り組めます。

施 策

11

地域防災力の向上 (命をつなぐ対策の推進)

施策の目的

大規模災害からの避難者が、緊急避難場所から速やかに避難所に移れ、復旧までの間、安全・安心な生活が送れるように取り組むとともに、自主防災組織等への活動支援などを通じて、自助・共助による防災活動を推進します。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
想定要避難者に対する避難所収容人数の割合	想定避難者数に対する指定避難所の収容人数充足率	57.1% (令和元年度)	69.2%	77.5%
家庭で備蓄をしている市民の割合	市民意識調査で、避難生活対策として食料等を備蓄している、又は備蓄を予定していると回答した市民の割合	54.6% (令和元年度)	65.0%	75.0%
活動している自主防災組織数	避難訓練、講習会等の事業実績の報告があった自主防災組織数	371団体 (令和元年度)	420団体	480団体

現状・課題

◆避難所の確保

南海トラフ地震発生後には、L2規模※では162,360人も避難所避難者が発生することが想定されています。避難者が一定期間生活することが想定される指定避難所は、津波の浸水区域外にある必要があり、L1規模※では必要な避難所収容人数が確保されていますが、L2規模では2020(令和2)年4月1日現在で、107か所68,606人の収容能力であり、避難所指定の拡充等の取組とともに、自主防災組織等地域住民が主体となった避難所の開設や運営についてのマニュアル化が求められています。

◆生活必需物資の確保

各世帯における生活必需物資の備蓄など、自助の取組の推進を図るとともに、公助としての備蓄及び支援物資の着実な輸送に向けた仕組みづくりが求められています。

◆避難所環境の向上

避難者が感染症や血栓症等の原因により避難所等で命を落とすことがないように、避難所のトイレ対策の拡充やより良い生活環境の確保に向けた仕組みづくりが求められています。

◆地域防災力の向上

大規模災害に対応するためには、「自分の身は自分で守る」という自助の意識や、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」とする共助の取組が重要であり、自主防災組織の存在は不可欠となります。本市の自主防災組織の組織率は2020(令和2)年4月1日現在で96.0%と市内全域をカバーできておらず、自主防災組織の結成に向けた取組や育成が求められています。

地域防災力向上のため、自主防災組織リーダー研修、地域の防災訓練の支援や防災講習会等を行ってきましたが、まだまだ自助共助の意識付けを推進していく必要があります。

また、自主防災組織の高齢化や訓練参加者の固定化等により、活動が停滞している状況を踏まえ、これまで訓練に参加が少なかった層が参加できるような活動が求められています。

◆要配慮者対策の推進

高知市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)に基づき、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等を対象とした避難行動要支援者※名簿を作成し、名簿情報を基にした支援体制の整備が求められています。

また、一般の避難所では生活が困難な方が安心して生活できるよう、社会福祉施設などと協定を締結し、福祉避難所※の確保に取り組んでいます。2020(令和2)年4月1日現在で40か所、4,539人の収容能力しかなく、さらなる福祉避難所の拡充が求められています。

重点的な取組

◆避難所の確保

指定避難所の拡充及び避難所を運営するための体制づくりの支援や、大規模災害時の隣接市町村への避難の仕組みづくりに取り組めます。また、自主防災組織等地域住民と協働した避難所開設・運営マニュアルづくりとともに、社会福祉協議会やNPOと連携し、避難所運営訓練等に取り組めます。

◆生活必需物資の確保

市民による自助の取組としての備蓄が進むように、啓発活動に引き続き取り組むとともに、公助の取組として指定避難所へ生活必需物資の備蓄を推進するとともに、民間流通業者との供給協定による流通備蓄の確保に取り組めます。

◆避難所環境の向上

指定避難所のトイレ対策として、マンホールトイレの整備を検討し、津波浸水域外の市立学校への設置を進めるとともに、より良い生活環境を実現するための資材等の確保に取り組めます。また、避難所での感染症対策を充実するため、避難所開設・運営マニュアルの感染症対策を見直すとともに、マスクや消毒液などの備蓄に取り組めます。

◆地域防災力の向上

自主防災組織の活動率向上をめざし、自主防災組織や概ね小学校区を単位とする連合組織と連携した防災訓練や講習会を行うなど、自主防災組織の活動活性化に取り組めます。また、自主防災組織の連合化の促進を図るとともに、自主防災組織連絡協議会や関係機関と連携し、未結成地域の自主防災組織結成に向けた取組も行います。

地域で各種訓練の指導を行う、地域防災リーダーを育成するとともに、より実践的に地域防災をリードする、日本防災士機構が認証する防災士※の資格取得を支援するなど、防災士の養成に取り組めます。併せて、高知市防災士連絡協議会の支援にも取り組めます。

学校と連携し地域の次代を担う子どもたちに防災教育や訓練を通して、率先避難など災害時に主体的に行動ができる児童生徒の育成に取り組めます。

自助共助の意識付けができるような活動をするため、自主防災組織リーダーや地域防災の中核である消防団員が本来の地域防災リーダーとなるよう、その育成に取り組めます。

◆要配慮者対策の推進

高齢者や障がい者等の個々の避難行動要支援者に対する個別計画の策定を推進し、避難支援等関係者と情報を共有しながら安否確認や避難支援体制の構築に取り組めます。

総合防災情報システム、被災者支援システムを活用しながら避難行動要支援者情報の共有化を図り、災害時に安否確認や生活支援が円滑に行える体制の構築に取り組めます。

また、関係団体等と連携し、福祉避難所の確保にも取り組めます。

施 策

12

地域住民の支え合いによる 地域福祉の推進

施策の目的

地域のさまざまな団体・事業者、住民、行政等がつながりを持ち、それぞれの役割を果たしながら助け合い・支え合いの活動が行われ、誰もが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまちづくりをめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
地域住民が助け合っていると思う市民の割合	市民意識調査又は地域福祉に関するアンケート調査で「地域住民が助け合っていると思う」と回答した市民の割合	39.4% (令和2年度)	50.0%	50.0%
町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合(再掲)	市民意識調査で「町内や地域で行われる活動に参加している」と回答した市民の割合	43.2% (令和2年度)	55.8%	60.0%

現状・課題

◆地域福祉の推進

近年、急速に進む人口減少や少子高齢化の中で、地域においては支え合いや見守り機能の低下、住民同士のつながりの希薄化など、社会的に孤立する方々への対応が課題となっています。

また、住民の抱える困りごとは複雑・多様化しており、生活困窮や制度の狭間の問題、複合課題を抱え生きづらさを感じる人や、公的なサービスだけでは解決することが困難な事例も増えています。

こうしたことから、国においては、地域で課題を抱えている人を孤立させず、公的サービスとともに身近な地域住民が主体となって助け合いながら適切な支援につなぐためのネットワークが張り巡らされた地域共生社会^{*}の実現をめざすことが掲げられています。

本市においても、高齢者や障がいのある人、子どもなどの対象者ごとではなく、子どもから高齢者までの支援を要するすべての人を対象とし、誰もが住みやすい地域の仕組みをつくるため、住民、行政、事業者が協働して取り組むことを盛り込んだ高知市地域福祉活動推進計画を高知市社会福祉協議会とともに策定し、民生委員児童委員や、社会福祉法人等の事業者をはじめとする地域の関係団体と連携して地域共生社会の実現をめざした取組を進めています。

重点的な取組

◆地域福祉の推進

高知市社会福祉協議会と連携して、福祉人材の発掘・育成や地域住民への意識啓発に取り組むとともに、高知市社会福祉協議会への地域福祉コーディネーターの配置に対する財政支援を行い、地域のさまざまな団体や事業者、ボランティア等とのネットワークを強め、地域の力を強化し、住民が主体的に課題を把握し、解決することができる環境づくりを進めます。

また、地域でのボランティア活動や多様な世代の社会参加を促進し、地域の中で課題解決が図れる仕組みづくりを行うため、地域での見守りや助け合い活動、障がいのある人の自主活動や子育てサークルなど、地域の社会資源に関する情報を一元的に提供します。

制度の狭間の課題や複合課題を抱えた人を適切な支援につなげるため、高知市生活支援相談センターや高齢、障がい、子育てなどの各相談支援機関が協働してネットワークを強め、地域にある社会資源を活用した包括的な支援体制の構築に取り組みます。

施策の目的

市民活動サポートセンターを中心としたNPO・ボランティア活動など市民が行う公益活動への支援を通じて、多様な主体のまちづくりへの参画を促進します。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合(再掲)	市民意識調査で「町内や地域で行われる活動に参加している」と回答した市民の割合	43.2% (令和2年度)	55.8%	60.0%
市民活動サポートセンターの利用団体数	NPO活動やボランティア活動等によるセンターの利用団体数	550団体 (令和元年度)	615団体	680団体
とさっ子タウン※のボランティア数	とさっ子タウン事業にボランティアとして参加する高校生・大学生等の人数	118人 (令和元年度)	100人	100人

現状・課題

◆NPO・ボランティアの活動支援

近年、住民自らの手でまちづくりを行っていくという気運の高まりや、災害発生後の復興支援におけるボランティア等の重要性が増していることなどを受け、多種多様な活動を行うNPOやボランティア団体が増加しています。市民ニーズが多様化し、従来の行政サービスでは十分な対応ができない、または行政だけでは実現することができない場面が出てくる中で、その社会的意義や評価は大きく向上しています。

また、こうした活動では、地域の子どもたちが中心となった取組も増えてきており、将来のまちづくりを支える人材の育成や「自分たちのまちを自分たちで良くする」という主体性の醸成が求められています。

地域社会に対し何らかの役割を持ち、いきいきと暮らす市民が増えることが、市民主導のまちづくりをめざすためには重要です。高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例に基づき、市民・NPO・事業者・行政の適切な役割分担と連携を柱とした、市民が行うさまざまな公益性のある活動への支援を行っていくことが求められています。

重点的な取組

◆NPO・ボランティアの活動支援

NPO・ボランティア等の市民活動の拠点施設として、市民活動サポートセンターの周知を図り、利用を促進するとともに、まちづくりに関する情報提供により、市民に対してのまちづくり活動参画への意識啓発を行います。

市民活動サポートセンターでは、全国のNPO支援センター等と連携し、市民活動に関わる情報収集・発信や、市民活動団体等の活動資金確保のための仕組みづくり、子どもたちによる仮想のまち運営や職業体験を行う「とさっ子タウン」など、各種事業等を実施することにより、本市の市民活動を推進するとともに、将来の市民活動を担う人材の育成を進めていきます。

また、地域でのボランティア活動や多様な世代の社会参加を促進し、地域の中で課題解決が図れる仕組みづくりを行うため、市民活動サポートセンターや高知市社会福祉協議会ボランティアセンター等と連携するとともに、ボランティア団体や子ども食堂、こうち笑顔マイレージ[※]受入機関など、地域の社会資源に関する情報を一元的に提供します。

基本計画編 各論

第2章 安心の環

第1節 住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち

第2節 健康で安心して暮らせるまち

2 安心の環

政策6 (基本目標)

住み慣れた地域で、 自分らしく暮らせるまち

【10年後の理想の姿】

行政や関係機関、地域の多様な主体が手を携え、世代や属性にかかわらず、すべての住民のさまざまな相談を受けとめ、社会とのつながりの確保や参加・就労の支援など、課題解決に向けて取り組んでいます。

こうした行政や関係機関の連携による支援とともに、地域では、それぞれの地域の特性や社会資源に応じて、住民同士の支え合いや見守り、居場所をはじめとする多様な場づくりなどの地域活動が行われています。

「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民や行政、地域の多様な主体がそれぞれの役割を果たし、つながりを持ち、互いに支え合いながら暮らしています。

このように、地域全体でつながりのある包括的な支援体制が構築され、誰もが、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる支え合いのあるまちの実現をめざします。

施策

- 14 生きがいづくりと介護予防の推進
- 15 高齢者の地域生活支援
- 16 障がいのある人への支援
- 17 障がいのある人の社会参加の促進
- 18 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進(再掲)
- 19 生活困窮者の自立支援

施策

14

生きがいつくりと介護予防の推進

施策の目的

高齢者が、住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らすことができるように、生きがいつくりや多様な社会参加を促進するとともに、地域における主体的な介護予防活動を推進します。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
いきいき百歳体操※ 参加者数	いきいき百歳体操に 参加している方の人数	7,944 人 (令和元年度)	8,944 人	9,944 人
こうち笑顔マイレージ※の登録者数及び 還元者数	こうち笑顔マイレージ に登録している方 とポイント還元を行 った方の人数	登録者：7,647 人 還元者：3,053 人 (令和元年度)	登録者：8,897 人 還元者：5,153 人	登録者：10,397 人 還元者：7,278 人

現状・課題

◆生きがいつくり・社会参加の促進

本市の高齢化率※は、今後、特に75歳以上の高齢者の割合が大きくなると予測され、超高齢社会※や核家族化の進行により、一人暮らし高齢者が地域から孤立化してしまうケースの増加が懸念されています。人とのつながりの中で生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、生きがいつくりや社会参加の場づくりが求められています。

◆介護予防の推進

地域住民が主体となった介護予防の取組を推進していくことが求められており、地域住民が集い、交流することができる場の確保や、より多くの高齢者が、介護予防活動の取組に参加できる仕組みを構築する必要があります。

重点的な取組

◆生きがいつくり・社会参加の促進

高齢者が、自身の持つ能力を最大限に活かしながら、自分の望む生活が継続できるとともに、地域での仲間づくりや健康づくり活動に積極的に参加できるように、「自立をめざした支援」に取り組みます。

また、ボランティア活動や地域での互助活動などへの参加を促進するとともに、働く意欲のある高齢者に対して就業機会の提供にも取り組みます。

こうした取組を通じて、高齢者の生きがいつくりや社会参加を促進し、孤立化の防止に努めます。

◆介護予防の推進

筋力向上のための「いきいき百歳体操」や、口腔機能向上のための「かみかみ百歳体操※」、認知機能の維持・向上をめざした「しゃきしゃき百歳体操※」など、身近な地域での住民主体の介護予防活動の推進に取り組みます。

また、体操会場が地域の集いの場になり、サロン活動や低栄養防止、消費者被害防止に関する啓発活動など、体操以外のさまざまな地域活動を展開していくことができるように、NPO法人等関係機関と共に取り組みます。

施策

15

高齢者の地域生活支援

施策の目的

高齢者が自立した生活を営むことができるように、関係機関の連携により医療、介護、予防、住まい、地域における生活支援などが切れ目なく提供される地域包括ケアシステム※の構築をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
健康寿命(65歳の平均自立期間)	65歳の人が必要介護2の状態になるまでの期間	男性：17.47年 女性：20.97年 (平成29年度)	男性：18.27年 女性：21.77年	男性：18.77年 女性：22.27年
認知症サポーター養成講座受講者数	認知症のことを正しく理解するための講座を受講した市民等の累計数	22,482人 (令和元年度)	34,982人	47,482人
高齢者の自覚的健康観	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査時に高齢者の自覚的健康観が「とてもよい」「まあよい」と回答した方の割合	75.7% (平成29年度)	79.1%	82.4%

現状・課題

◆地域での生活支援の充実

高齢者の介護や日常生活の困りごとなどの相談支援は、高齢者人口の伸びから、今後、ますます重要となってくることから、地域における支援体制づくりや、現在の活動をさらに充実させていくことが求められています。

地域における支援活動団体が連携し、役割分担を行いながら、補い合うことで活動を継続することも重要となっています。

◆認知症対策の充実

認知症の人や、その家族を温かく見守るためには、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を応援する方が、地域で活躍できる仕組みづくりが求められています。

◆介護サービスの提供体制の充実

介護を必要とする状態になっても、高齢者やその家族が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、いつでも安心して、適切なサービスを受けることのできる仕組みづくりが求められています。

重点的な取組

◆地域での生活支援の充実

高齢者の在宅生活を支えるため、多様な主体による支援体制を構築するためボランティア、NPO、民間企業、協同組合等による第1層協議体を設置するとともに、地域包括支援センター担当範囲を基本とした第2層協議体を設置し、それぞれの地域における課題や活動状況に沿った支援体制を構築します。

この第2層協議体の活動を推進し、それぞれの地域に合った高齢者の生活支援の担い手やサービスの提供体制の充実に取り組めます。

◆認知症対策の充実

認知症を正しく理解する認知症サポーター養成講座を継続して開催するとともに、養成講座の講師役となるキャラバンメイトの養成に取り組めます。

また、認知症の人や家族が気軽に集い、同じ境遇にある方々が交流できる場として認知症カフェの開設を推進するため、情報提供や地域での活動参加への呼びかけを行います。

さらに、認知症の初期段階からの適切な支援に向けて、認知症初期集中支援チームを設置し支援の充実に取り組めます。

◆介護サービスの提供体制の充実

高齢者が、切れ目なく適切な医療・介護サービスを受けることができるよう、医療、介護等の専門職種や地域の支援者・住民が協働して地域課題の解決にあたる、地域ケア会議を充実させ、地域におけるネットワークと新たな社会資源の構築に取り組めます。

また、介護や医療、予防の専門的なサービスと、地域に根差し、市民が主体となった見守りや支え合い、町内会やボランティア活動等の社会参加等による地域包括ケアシステムの構築に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で自身の望む生活を継続することができるよう支援します。

さらに、複雑・多様化する生活課題を抱えている高齢者宅への訪問等を行い、きめ細かな支援を届けるため、地域高齢者支援センターを地域包括支援センターとして再編・強化し、基幹型地域包括支援センターと連携して取り組めます。

施策

16

障がいのある人への支援

施策の目的

障がいのある人やその家族が、必要なときに必要な支援を受けながら、その人らしく地域の中で暮らすことができる社会をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
委託相談支援事業所 (障害者相談センター)における相談人数及びサービス利用支援件数	委託相談支援事業所での年間相談実人数とサービス利用につなげた件数	相談実人数: 1,268人 サービス支援件数: 537件 (令和元年度)	相談実人数: 1,545人 サービス支援件数: 565件	相談実人数: 1,595人 サービス支援件数: 590件
サポートファイル※所持率	就学相談時にサポートファイルを所持し、活用する人の割合	41.1% (令和元年度)	70.0%	70.0%

現状・課題

◆相談支援体制の充実

基幹相談支援センター及び市内4か所に設置している障害者相談センターにおいて相談業務を行っていますが、近年、親の高齢化や障がいの重度化、また、世帯で複数の課題を抱えた障がいのある人への支援等、複雑化・複合化した課題に対応できるよう、支援の質の向上をめざし、地域のさまざまな機関や市民とのネットワークを広げていくことが求められています。

難病については、保健・医療・福祉が連携して、よりきめ細かな療養相談に応じていくことが求められています。また、精神障がい等で入院している方が、退院後も地域でその人らしく暮らしていける仕組みづくりも求められています。

◆地域生活支援の充実

障がいの種類や程度の違いによって、必要とする支援は異なるため、それぞれの特性に合った対応が求められています。近年では特に在宅で生活する医療的ケアを必要とする子どもや強度行動障害のある方の日中活動場所や居住場所の確保が求められています。

障がいのある子どもを養育する家族の一時的な休息や、就労機会の確保、また、障がいのある子どもの放課後及び長期休暇時の活動場所の確保や支援内容の充実に向けた取組も求められています。

◆早期療育支援の充実

乳幼児健診等さまざまな機会を通して、発達に課題があり、早期に支援が必要な子どもに対し、早期療育支援につながる取組を実施しており、さらなる取組の充実や体制強化が求められています。

◆教育的支援の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の増加や、支援の複雑化・多様化に対応するための家庭・教育・福祉の連携を含めた体制強化やその取組が求められています。

重点的な取組

◆相談支援体制の充実

基幹相談支援センターを中心に、障害者相談センターや障がいのある人や子どもの日常生活をマネジメントする指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の機能向上を図るとともに、関係機関や地域との連携を強化し、引き続きアウトリーチ※活動も行うなど、相談支援体制の充実に取り組みます。

難病については、県が設置した難病相談支援センター等と連携して取り組みます。

また、精神障がい者の地域移行促進のため、ピアサポーターの積極的な活用や、高知市精神障害者地域移行支援者会議等を通じて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※」の構築に取り組みます。

◆地域生活支援の充実

障がいのある人が必要とするサービスや支援の把握に努め、ニーズに応じた障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供など、地域生活の支援体制づくりに取り組みます。

また、障がいのある子どもを持つ親の就労促進や子育て支援のため、障がいのある子どもに対応できる施設事業所等の増加に取り組みます。

◆早期療育支援の充実

発達に何らかの課題のある子どもへの支援が切れ目なく引き継がれるようにサポートファイルを効果的に活用しながら、関係機関との連携強化を図ります。また、インクルーシブ保育※・教育の概念に基づき、すべての子どもに有効な「ユニバーサルデザイン※に基づく支援」が展開される体制づくりに取り組みます。子ども発達支援センターにおいて、障がいのある子どもや発達に何らかの課題のある子どもへの支援の充実にも取り組みます。

◆教育的支援の充実

就学・進学時のスムーズな移行支援や児童生徒の特別な教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供のために、移行期においては、個別移行支援計画や引継ぎシート等を作成したり、就学・進学時においては、個別的教育支援計画や個別の指導計画等を作成したりするとともに、福祉や医療機関等を含めた支援会等を開催するなど、家庭・教育・福祉が連携し、支援の充実を図っていきます。

施策

17

障がいのある人の社会参加の促進

施策の目的

障がいのある人が、地域の中で社会参加しながら自立して暮らすことができる社会をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
日中活動系(通所系)サービスの実利用者数	障害者総合支援法に基づく日中活動系(通所系)サービスの実利用者数	1,549人 (令和元年度)	1,767人	1,868人
移動支援事業の実利用者数	障害者総合支援法に基づく移動支援事業の実利用者数	263人 (令和元年度)	295人	320人

現状・課題

◆社会参加支援の充実

誰もが住み慣れた地域の中で役割を持ち、社会参加をしながら暮らすことができるよう、相談支援体制や体験の場の充実、また、さまざまな社会資源を把握し、関係機関で共有するなどの連携強化が求められています。

また、障がいのある人の就労やその他の日中活動支援のため、関係機関による協議や支援者の連携を図るとともに、文化活動やスポーツ活動等に広く参加できるよう啓発・PRだけではなく、障がいのある人への理解を深めるための啓発と、障がいのある人を受け入れるための環境づくりに努める必要があります。

知識や情報へのアクセスの保障は、障がいのある人が、就労、教育、文化など社会のあらゆる分野に効果的に参加するための重要な要件であり、2018(平成30)年7月にリニューアルオープンした「オーテピア高知声と点字の図書館」では、視覚障がい者だけではなく、高齢、病気、その他の障がい等さまざまな理由で読書が困難な人(プリントディスアビリティ※のある人)の読書・情報環境を充実させることが求められています。

◆バリアフリーの推進

障がいのある人が、地域の中で自立した生活を送るためには、学校教育や社会教育の場における、障がいのある人への理解を深めるための啓発が求められています。

また、情報の入手が容易にできるなど、ソフト面から生活環境のバリアフリー※も推進していくことが求められています。

◆バリアフリー整備の推進

高知市交通バリアフリー基本構想に基づく、重点整備地区のバリアフリー化は一定進んでいますが、引き続き公共交通事業者、道路管理者、交通管理者等の各関係事業者が集中して事業を実施することが必要です。

また、公共建築物については、障がいのある人を含めたすべての方にとって利便性の高い施設整備をめざしていく必要があります。

重点的な取組

◆社会参加支援の充実

障がいのある人の社会参加をさらに推進するため、体験の場、日中活動の場、そしてそれらに関する相談窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、個々の個性に応じた支援に取り組みます。

また、障がいのある人のスポーツ活動や文化活動への参加を促進するため、障がい者スポーツのPRやボランティアの養成、活動や参加の場の提供等の支援に取り組みます。

「オーテピア高知声と点字の図書館」では、各種バリアフリー図書の提供や、アウトリーチサービスの充実など、プリントディスプレイのある人の読書・情報環境の充実に取り組みます。

◆バリアフリーの推進

学校教育において、児童生徒の発達段階に応じた、障がいのある人に関する授業を系統的に行うとともに、社会教育の場における啓発活動にも取り組みます。

また、高知市手話言語条例に基づき、手話の普及や理解促進を図る等、共生社会の実現をめざすとともに、障がいや障がいのある人への理解を深めるための啓発に取り組みます。

◆バリアフリー整備の推進

高知市交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区内の軸線となる経路を最も優先的に整備すべき経路(特定経路)として設定し、整備を進めます。

また、不特定多数の人が利用する市有施設については、高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づいたバリアフリー化を図り、必要に応じて障がい者団体等にヒアリングを行い、意見や要望を反映させた整備に取り組みます。

施 策

18

地域住民の支え合いによる 地域福祉の推進(再掲)

(再掲:「施策 12」98 ページ)

施策の目的

地域のさまざまな団体・事業者、住民、行政等がつながりを持ち、それぞれの役割を果たしながら助け合い・支え合いの活動が行われ、誰もが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまちづくりをめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
地域住民が助け合っていると思う市民の割合(再掲)	市民意識調査又は地域福祉に関するアンケート調査で「地域住民が助け合っていると思う」と回答した市民の割合	39.4% (令和2年度)	50.0%	50.0%
町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合(再掲)	市民意識調査で「町内や地域で行われる活動に参加している」と回答した市民の割合	43.2% (令和2年度)	55.8%	60.0%

現状・課題

◆地域福祉の推進

近年、急速に進む人口減少や少子高齢化の中で、地域においては支え合いや見守り機能の低下、住民同士のつながりの希薄化など、社会的に孤立する方々への対応が課題となっています。

また、住民の抱える困りごとは複雑・多様化しており、生活困窮や制度の狭間の問題、複合課題を抱え生きづらさを感じる人や、公的なサービスだけでは解決することが困難な事例も増えています。

こうしたことから、国においては、地域で課題を抱えている人を孤立させず、公的サービスとともに身近な地域住民が主体となって助け合いながら適切な支援につなぐためのネットワークが張り巡らされた地域共生社会※の実現をめざすことが掲げられています。

本市においても、高齢者や障がいのある人、子どもなどの対象者ごとではなく、子どもから高齢者までの支援を要するすべての人を対象とし、誰もが住みやすい地域の仕組みをつくるため、住民、行政、事業者が協働して取り組むことを盛り込んだ高知市地域福祉活動推進計画を高知市社会福祉協議会とともに策定し、民生委員児童委員や、社会福祉法人等の事業者をはじめとする地域の関係団体と連携して地域共生社会の実現をめざした取組を進めています。

重点的な取組

◆地域福祉の推進

高知市社会福祉協議会と連携して、福祉人材の発掘・育成や地域住民への意識啓発に取り組むとともに、高知市社会福祉協議会への地域福祉コーディネーターの配置に対する財政支援を行い、地域のさまざまな団体や事業者、ボランティア等とのネットワークを強め、地域の力を強化し、住民が主体的に課題を把握し、解決することができる環境づくりを進めます。

また、地域でのボランティア活動や多様な世代の社会参加を促進し、地域の中で課題解決が図れる仕組みづくりを行うため、地域での見守りや助け合い活動、障がいのある人の自主活動や子育てサークルなど、地域の社会資源に関する情報を一元的に提供します。

制度の狭間の課題や複合課題を抱えた人を適切な支援につなげるため、高知市生活支援相談センターや高齢、障がい、子育てなどの各相談支援機関が協働してネットワークを強め、地域にある社会資源を活用した包括的な支援体制の構築に取り組みます。

施策

19

生活困窮者の自立支援

施策の目的

市民が生活に困窮した場合でも最低限度の生活が保障されるとともに、就労や住居などの包括的な支援により自立した生活を送ることができる社会をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
自立支援プランの目標達成件数	自立支援プランに基づくサービスを受けて目標が達成された件数	85件 (令和元年度)	90件	90件
就労支援プログラム利用者の就職率	就労支援プログラムによる支援を受けて就職に至った割合	49.2% (令和元年度)	50.0%	50.0%

現状・課題

◆生活困窮者の自立支援

本市の生活保護率は中核市※の中でも高い割合となっており、適正な生活保護行政の推進と併せて、生活保護に至る前の段階での生活困窮者への自立に向けた支援が求められています。

本市では、このような支援の窓口として、高知市生活支援相談センターを開設しています。2018(平成30)年度から、生活困窮者自立支援法における必須・任意のすべての事業を実施し、他の生活支援関係団体と連携を図りながら、支援に取り組んでいます。

また、生活保護受給者や生活保護の相談段階の方、生活困窮者への支援として、高知労働局と協定を締結し、就労支援窓口を開設して就労支援を行っています。相談者の中には、早期の一般就労が難しい方もいるため、経済的自立をめざした就労支援だけではなく生活訓練といった日常生活、社会生活の自立をめざした生活支援への取組が必要です。また、2018(平成30)年の生活困窮者自立支援法改正により、自治体の各部局において生活困窮者を把握した場合は、自立相談支援事業等の利用勧奨に努めることとされており、関係部局の連携強化や自立相談協力事業所等のさらなる開拓と関係機関との情報共有を行う会議体の設置が今後の課題となっています。

◆住宅セーフティネットの構築

低額所得者、高齢者及び障がい者などにおいては、適切な規模や居住性を備えた民間賃貸住宅への入居を拒まれるなどの理由により、住まいの確保が難しくなっています。

このような「住宅確保要配慮者」が、地域の中で安心して安定的に暮らしていくことができるように、市営住宅を含めた多様な賃貸住宅の供給促進や必要な居住支援の実施など重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築が求められています。

重点的な取組

◆生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階での生活困窮者に対して、地域や関係団体と連携しながら高知市生活支援相談センターへの相談につなぎ、家計改善支援や就労準備支援、中間的就労の場の提供など、相談内容に応じた伴走型の自立支援を行い、経済的自立、日常生活及び社会生活の自立をめざし、生活再建への支援に取り組めます。また、日頃相談につながりにくい方々へのアウトリーチ※を進めるため、関係団体の協力の下、より地域に密着した会場を確保し、休日出張相談会「くらし何でも相談会」を開催するほか、高知市生活支援相談センターの体制を拡充し、福祉分野や就労分野など関連団体だけではなく、庁内の関係部署とも連携を図りながら取り組めます。

生活保護受給者には適正な生活保護を実施するため、公共職業安定所など関係機関との連携を図りながら就労を促進するなど、自立助長に向けた取組を進めます。

◆住宅セーフティネットの構築

高知市住生活基本計画及び住宅セーフティネット法に基づき、地域優良賃貸住宅への支援、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅)の登録拡大や居住支援体制の充実にに向けた取組を進めます。

第2節

政策7 (基本目標)

健康で安心して暮らせるまち

【10年後の理想の姿】

市民のいのちと暮らしを守るため、科学的根拠に基づく保健対策や、安心で安定した医療体制が確立されており、市民が充実した保健・医療サービスを受けています。

行政の検査や指導により食の安全や生活衛生が十分に確保されており、市民が不安を抱えることなく日常生活を送っています。

市民、行政、多様な関係者が協働し、社会全体で健康づくりに取り組み健康寿命が延伸しています。また、健康づくりを通じた支え合いや地域に根ざしたネットワークの構築などにより、健康格差が縮小しています。

人々の動物愛護の精神が高まるとともに、動物の飼い主は、その動物の種類や習性等に応じて適正な飼養を行っており、人と動物が共生しています。

このように、誰もが、地域のつながりの中で、希望をもって健やかに暮らせるまちをめざします。

施策

- 20 地域医療体制と健康危機管理体制の確立
- 21 衛生的な生活環境づくりと動物愛護の推進
- 22 生涯を通じた心身の健康づくり支援

施 策

20

地域医療体制と 健康危機管理体制の確立

施策の目的

小児救急医療や中山間地域医療等の医療体制を確保するとともに、医療や医薬品等の安全性の確保、感染症等の健康危機管理対策など、安全面の対策を行い、市民が安心して医療サービスを受けられるよう取り組みます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
結核罹患率	1年間に新たに発生する市内の結核患者の人口10万人対の数値	7.8 (平成30年度)	10.0以下	10.0以下
休日夜間・平日夜間 小児急患センター開 所率	1年間の急患センター開所日の割合(休日夜間・平日夜間小児)	100% (令和元年度)	100%	100%

現状・課題

◆地域医療体制の確保

診療が手薄になる夜間等の急患に対する診療(初期医療)や、中山間地域における医療体制の確保など、市民が安心して医療機関を受診できる体制維持が求められています。

◆医療等安全対策の推進

医療事故の未然防止や、医薬品や医療機器等による健康被害を防止し、医療の安全と信頼を確保する取組が求められています。

◆健康危機管理体制と感染症対策の強化

重大な健康被害が発生した場合に、事案に応じて適切で迅速な対応ができる健康危機管理体制づくりのため、保健所機能の強化が求められています。

近年、新型コロナウイルス・結核・エイズ・新型インフルエンザ・麻しん・風しん等、さまざまな感染症の国内外での流行に伴い、市民からの相談も増加しており、感染予防知識の普及啓発に取り組むとともに、県等の関係機関と連携を図り、市内での発生に備えた体制を強化することが求められています。さらに、感染症の発生及び蔓延を予防するため、積極的な疫学調査や検査の実施体制の充実、また、ワクチンでの対応が可能な感染症では、定期予防接種を実施していくことも求められています。

重点的な取組

◆地域医療体制の確保

夜間等の急患に対する診療(初期医療)は、高知市医師会等の関係団体の協力の下に休日夜間急患センター及び平日夜間小児急患センターにおいて継続して取り組みます。

また、中山間地域の医療確保のために設置している土佐山へき地診療所の運営にあたっては、公共交通機関の少ないへき地における利用者の通院手段の確保のため、デマンド型乗合タクシー[※]の利用への配慮、往診や急患対応に、継続して取り組みます。

◆医療等安全対策の推進

医療サービスの質の向上を維持し、安全・安心の医療体制を堅持するため、医療施設への立入検査等を実施するとともに、医薬品等の安全性の確保や健康被害を防止するため、薬局等への立入検査を行い、国から示される立入検査目標の達成に向け取り組みます。

◆健康危機管理体制と感染症対策の強化

健康に重大な被害を及ぼす事案や多様化・高度化する保健ニーズに対応するため、保健所機能強化研修及び対応訓練による人材育成を図ります。また、食中毒・感染症等による健康被害の発生する事態に備えて、健康危機管理調整会議を定期的開催し、健康危機情報の収集・分析、健康被害の発生予防対応等に取り組みます。

さらに、新型コロナウイルス感染症のように、パンデミックといわれる世界的な流行に対処すべく、積極的な疫学調査や検査の実施を迅速に行えるよう体制強化を図るとともに、高知市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく関係部署の取組の推進を図り、関係機関等との連携強化により、まん延防止に取り組みます。

施 策

21

衛生的な生活環境づくりと 動物愛護の推進

施策の目的

食の安全や衛生的な生活環境を確保することで、市民が安心して快適な生活を送ることができるようにするとともに、動物の愛護・適正飼育を推進することで、人と動物が共生できる社会をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
食品収去検査における違反率	食品営業施設から収去した食品検体の基準違反の割合	5.5% (令和元年度)	5.3%以下	5.0%以下
食中毒の患者数	市内で発生した食中毒の患者数	61人 (令和元年度)	60人以下	60人以下
小動物管理センターにおける動物の保護引き取り頭数	保護または引き取った犬猫(負傷含む)の数	犬: 67頭 猫: 163匹 (令和元年度)	犬: 63頭以下 猫: 145匹以下	犬: 60頭以下 猫: 130匹以下

現状・課題

◆食品の安全性の確保

食品関係施設の監視指導や食品検査等を計画的に実施するとともに、食中毒等を防止するため、食品衛生知識の普及啓発を行っています。市内における食中毒や異物混入等の事例が発生しています。

そのような中、2018(平成30)年の食品衛生法改正に伴い、すべての食品等事業者がHACCP※(危害分析・重要管理点)に沿った衛生管理に取り組むことになりました。2021(令和3)年6月1日の施行期日を控え、飲食店等の対応は大きな課題となっています。

◆生活衛生の向上

旅館業施設、理容所及び美容所等の営業施設の衛生状態を確保するため、監視指導を適切に実施することが求められています。

また、公共用水路を中心に定期的な薬剤散布を行い、衛生害虫・不快害虫の駆除活動に取り組んでいますが、近年、新たな感染症の発生に備えた衛生害虫等への対策と、市民へのより正確な情報提供が求められています。さらに、大規模災害発生時における防疫活動対策も課題となっています。

◆斎場・墓地等の整備

高齢化の進行等による死亡数の上昇傾向が続いており、これに伴い増加する火葬ニーズ等に対応する斎場の体制整備が求められています。

市有墓地は、墓地公園や地区墓地等合わせて 251 か所ありますが、墓地公園は建設後数十年が経過し老朽化が進んでいます。また、地区墓地の管理もしていますが、高木や雑草の対応やお墓の無縁化や継承者不在等の問題を今後検討していくことが求められています。

そのため、施設の維持管理を継続していくとともに、墓地使用者台帳の整理をしていく必要があります。

◆動物の愛護・適正飼育の推進

動物の不適切な管理や、飼い主の遺棄による無秩序な繁殖の結果、騒音や糞害等、環境問題としての対応が求められています。また、動物の愛護への市民の関心が高まる中、小動物管理センターへ収容され処分される動物を増やさないためにも、市民への正しい知識の啓発とともに、動物取扱事業者への監視指導も求められています。

狂犬病予防注射接種率の向上のため、より一層の登録・予防接種の義務の周知・啓発が求められています。

重点的な取組

◆食品の安全性の確保

高知市食品衛生監視指導計画の推進を図るとともに、食品等事業者及び消費者を対象とした衛生講習会等を通じ、食品衛生知識の普及啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーション※を推進し、受講者の拡大に取り組みます。

また、食品等事業者に対して、HACCPの導入のための助言並びに技術的支援を行うとともに、食品衛生監視員の監視指導能力の向上に努めます。

◆生活衛生の向上

高知市生活衛生監視指導計画により、年度ごとに重点取組内容を定め、計画に沿って効率的、効果的な監視指導に取り組みます。また、ホームページ等による情報提供や啓発を行い、業者や市民への周知にも取り組みます。

衛生害虫等の駆除については、大規模災害発生時の対応も含め、高知県ペストコントロール協会や衛生組合連合会等との連携や、事業継続計画（BCP※）を踏まえた対策の具体化に取り組みます。

◆斎場・墓地等の整備

増加する火葬ニーズ等に対応するため、高知市斎場整備事業基本計画に基づき、計画的に斎場の施設等の体制整備に取り組みます。

市有墓地使用者台帳の整備を進め、墓の継承者の所在確認や、無縁墓の対応について検討するとともに、市内にある墓地公園及び地区墓地など、市民が気持ち良く墓参ができるよう施設の運営管理に取り組みます。

◆動物の愛護・適正飼育の推進

ホームページや紙媒体を活用した動物愛護等の啓発・広報に取り組むとともに、動物愛護教室、飼い方講習会及び譲渡前講習会等を開催します。

小動物管理センターに収容される飼い主不明の猫を増やさないため、不妊・去勢手術助成事業を継続しながら、地域猫活動の普及啓発に取り組みます。また、「(仮称)こうち動物愛護センター」の設置に向けて取り組みます。

動物取扱事業者には、適正な飼養管理、飼い主への説明責任など法改正に伴う対応の徹底を求めます。

飼い犬の登録・死亡届等の手続きの啓発・広報及び狂犬病予防集合注射の効率的な実施により、狂犬病予防注射接種率の向上に取り組みます。

施策

22

生涯を通じた 心身の健康づくり支援

施策の目的

市民の主体的な健康づくりを推進し、市民の健康づくりを社会全体で支えることで、健康寿命が延伸し、一人ひとりが生涯を通じて心身共にいきいきと暮らせるよう取り組みます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
健康寿命(65歳の平均自立期間)(再掲)	65歳の人が必要介護2の状態になるまでの期間	男性：17.47年 女性：20.97年 (平成29年度)	男性：18.27年 女性：21.77年	男性：18.77年 女性：22.27年
40歳から64歳までの脳血管疾患発症者数	脳卒中センターや脳卒中支援病院で急性期の治療を受けた患者数	205人 (令和元年度)	200人以下	200人以下

現状・課題

◆健康的な生活習慣づくり

20～69歳の市民のうち約半数の人が健康づくりに取り組めていない状況があります。年代別にみると若い世代ほど健康づくりのために心がけていることが特になく割合が高くなっています。

若い頃から健康づくりへの意識を高め健康づくり活動が習慣化できるように、食事・運動・適正な飲酒習慣・適正な体重の維持等の健康的な生活習慣に重点をおいた一次予防に取り組むことが課題であり、併せて健康づくりに関心が低い層への効果的な働きかけも課題となっています。

◆食を通じた健康支援

若い世代(特に20歳代)は、他の世代に比べて、朝食欠食、栄養バランスの偏りなど、食に関する実践状況の面で課題が多く、また、個々の生活環境やライフスタイルが多様化する中で、若い世代を意識した食育の推進や多様な暮らしに配慮した食育の推進が必要です。

◆歯と口の健康づくり

しっかりよくかんで食べることは、肥満を防ぎ、生活習慣病予防につながるとともに、むし歯・歯周病の予防にもつながりますが、ゆっくりよくかんで食事する市民の割合は、どの年代も全国に比べて少ない現状があります。

口腔保健支援センターを拠点として、歯と口の健康が全身の健康につながることを広く周知するとともに、「かむこと」から口腔機能の大切さを意識付けていくために、母子保健や学校保健、生活習慣病対策等と連携した取組が求められています。

◆喫煙・受動喫煙対策の強化

本市の喫煙率は、男性は28.2%、女性は12.4%となっています(平成29年度高知市健康づくりアンケート調査)。喫煙は単一で最大の健康への危険要因であり、喫煙者の半数は喫煙に関係する病気で死亡するといわれており、禁煙を希望する人への禁煙支援や子どもの頃から正しい知識を学ぶ機会の提供を行い、たばこを吸い始めない取組が必要です。

2020(令和2)年4月1日に全面施行される改正健康増進法では、受動喫煙対策が強化されており、本市においても受動喫煙防止の取組を強化する必要があります。

◆生活習慣病(がん・循環器疾患・糖尿病)対策の強化

本市の主要死因である、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病は初期には自覚症状はなく進行する特徴があるため、早期発見・早期治療には定期的に健(検)診を受け自身の健康状態を把握することが重要です。

しかし、2017(平成29)年度に実施した高知市健康づくりアンケート調査によると、40.8%の市民ががん検診を受けていないと答えています。精密検査未受診者も1割程度います。

糖尿病と言われたことがある人で治療を受けている人の割合は45.4%です。重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病などは発症予防と併せて重症化予防に向けた取組を強化していく必要があります。

◆自殺・うつ病対策の推進

本市の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は減少傾向にあり、2018(平成30)年の自殺死亡率は14.7で全国平均をやや下回っています。

しかし、ここ5年間を見ても毎年50人前後の方が自殺で亡くなられており、自殺対策は市を挙げて取り組むべき課題です。

生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やしていくことが重要です。

◆国民健康保険の健全運営

国民健康保険(国保)制度は、誰もが安心して医療を受けることができる制度として大きな役割を担っており、引き続き、制度の安定的な運営が求められています。

生活習慣等の改善を通じて健康寿命の延伸や医療費の適正化を図るため、保健事業の推進に取り組んでいますが、本市の一人当たりの医療費は全国平均より高く、また、毎年増加傾向にあることから、国保財政の健全な運営が課題となっています。

また、国の制度改正に的確に対応していくことが求められています。

重点的な取組

◆健康的な生活習慣づくり

健康づくりに取り組む市民が増えるように、各年代に応じた健康づくりの情報提供や市民が声をかけ合うことで、無関心の人でも自然と健康づくりを行えるような環境づくりを関係機関との連携・協働により進めていきます。

また、国保データベース等を活用した保健事業の展開について検討し、市民の主体的な健康づくりの取組を強化します。

◆食を通じた健康支援

食育は幅広い分野に関わることから、高知市食育推進計画(2019(平成31)年改定)を5年ごとに改定し、子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯を通じた取組を関係団体や庁内関係部署と連携して実施していきます。

また、食生活改善推進員の活動が活性化するように支援を継続していきます。

◆歯と口の健康づくり

歯科疾患(むし歯や歯肉炎)の予防のみではなく、生活習慣の基本である口腔衛生と口腔機能の育成・維持・向上も視野に入れた支援について、ライフステージを通じて取り組んでいくとともに、全身の健康と口の関わりが深いことから、多職種が連携した歯科保健の取組ができるように働きかけていきます。

◆喫煙・受動喫煙対策の強化

喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を各ライフステージの中で広く啓発し、防煙や禁煙したい人が禁煙できる支援に取り組みます。

また、改正健康増進法に基づく受動喫煙の防止対策について、関係団体等を通じた周知や市民への啓発などを実施します。

◆生活習慣病(がん・循環器疾患・糖尿病)対策の強化

健(検)診の受診率向上を図るとともに、健診をきっかけとした生活習慣の改善ができるように、健診結果に応じた生活習慣の改善支援に取り組みます。

また、精密検査や治療が必要な場合の医療機関への受診勧奨を行い、医療機関と連携した生活習慣病の重症化予防に取り組みます。

◆自殺・うつ病対策の推進

高知市自殺対策計画(2019(平成31)年3月策定)を6年ごとに改定し、自殺対策の取組を全庁的に展開していきます。特に、自殺のハイリスク者と出会う機会の多い庁内職員の資質向上と全庁的な連携を図るとともに、生きるための包括的な支援を行う人材を育成します。

◆国民健康保険の健全運営

国保の被保険者が安心して医療を受けることができるように、制度の健全な運営に努めるとともに、保健衛生部門と連携し、生活習慣病予防に重点を置いた効果的な保健事業の推進に取り組みます。

また、2018(平成30)年度の制度改革により、都道府県と市町村が国保の共同運営を行うこととなっており、県及び国民健康保険団体連合会との連携を図り、制度改革等の情報の共有化や保険料収納額の確保、保険資格の適正化や後発医薬品※(ジェネリック医薬品)の普及促進など、将来を見通した取組を進め、安定的な国保財政の運営に取り組みます。

基本計画編 各論

第3章 育みの環

第1節 子どもの安心・成長・自立を支えるまち

第2節 いきいきと学び楽しみ、活躍できるまち

3 育みの環

政策8 (基本目標)

子どもの安心・成長・自立を支えるまち

【10年後の理想の姿】

結婚、妊娠、出産、子育てに関する必要な情報が提供され、妊娠期から子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない支援」が行われています。

さまざまな悩みや不安を抱える子育て家庭を、社会全体で支える活動が幅広く展開されており、家庭・学校・地域が一体となって、子どもを見守る体制が整っています。

適切な施設整備等により、子どもたちが安全で安心して教育を受けられる環境が整っています。

未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定と他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、充実した学校生活を通して、知・徳・体の調和のとれた、夢と希望、自信と勇気にあふれる、進取・自立の精神を持った人材に成長し、社会に力強く羽ばたいています。

青少年が、さまざまな交流や体験を通じて、豊かな人間性や社会性を身に付け、社会や地域の一員として活躍しています。

このように、安心して子どもを生み育てることができ、未来を担うすべての子どもたちが、健やかに成長し、自立していけるまちをめざします。

施策

- 23 子ども・子育て支援の充実
- 24 心と体の健やかな成長への支援
- 25 生きる力を育む学校教育の充実
- 26 安全で安心な教育環境の整備
- 27 青少年の健全な心と体の育成
- 28 高等学校教育の充実

施策の目的

妊娠・出産期、乳幼児期、学童期それぞれの段階に応じて、関係者の理解を深め、連携を進め、子育て家庭が社会から孤立しないよう相談体制・相談機能の充実を図るなど、地域社会の温かい見守りの中、連続性・一貫性のある切れ目のない総合的な子育て支援を実施し、子どもが安心して健やかに育つことができるまちづくりをめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
理想的な子どもの数と現実的に持ちたいと考えている子どもの数との比率	市民意識調査結果に基づき算定する「理想的な子どもの人数」に対する「現実的に持ちたいと考えている子どもの人数」の割合	86.2% (令和2年度)	88.0%	88.0%
待機児童数	保育の必要性があり入所申請したが、入所できていない年度当初の児童数	26人 (令和2年度)	0人	0人

現状・課題

◆妊娠・出産期等の支援

早産予防のための妊娠期からの母体管理の徹底と、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実のため、妊娠早期に支援の必要な世帯を把握し、支援につなげていく包括的な支援体制の構築が求められています。

また、産後うつ予防や産婦の自殺予防、新生児への虐待予防等を図る観点から、産後の初期段階における支援を強化することが求められています。

◆乳幼児期等の支援

乳幼児期の健全な発育を確認するため、適切な時期の受診や、発達段階に応じた育児について、学んだり相談できる環境づくりが求められています。

子育て家庭が、地域で孤立しないよう、身近な場所で子育てに関する支援を行う拠点として地域子育て支援センターを設置しており、保護者ニーズに添った支援事業の充実と体制強化が求められています。

◆就学前の教育・保育の充実

子ども・子育て支援新制度の施行により、教育・保育施設や地域型保育事業所が多様化する中で、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期に行われる、就学前の教育・保育の質の向上が求められています。

教育・保育の量については、低年齢児を中心に保育需要が増加傾向にあるため、待機児童対策のさらなる推進が必要であり、また、南海トラフ地震への備えとして、保育施設の耐震化等の早期完了及び災害時における安全対策が求められています。

◆学童期等の支援

放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所づくりや学習支援の場を確保するため、放課後児童クラブや放課後子ども教室を実施しており、多様な体験・活動を行うことができる環境整備が求められています。

◆児童虐待予防の推進

児童虐待の通告対応件数は増加傾向にあり、子どもの安全が脅かされる事案も後を絶たないことから、虐待を含む児童家庭相談体制の強化と、要保護児童等の早期発見及び迅速・適切な対応が求められています。

重点的な取組

◆妊娠・出産期等の支援

将来、家庭を築くための思春期の健康教育や不妊治療への支援を継続するとともに、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠中や産後の健康管理や相談支援など、切れ目のない幅広い支援に取り組みます。

◆乳幼児期等の支援

乳幼児健診の重要性の周知による適切な時期の受診や、未受診者に対する受診勧奨等により受診率の向上を図るとともに、発達段階に応じた育児について、学んだり相談できる機会が提供されるような環境づくりに取り組みます。また、子どもの医療費の助成を実施し、子どもの保健・福祉の向上に取り組みます。

地域において、妊娠期から子育て期にわたるまで幅広く、連続性・一貫性のある切れ目のない支援を行うため、地域子育て支援センターの拡充に加えて、小学校区ごとを基本に多世代交流等による、きめ細かな支援を行う「子育て集いの場」を設置し、地域子育て支援センターの機能を補完するなど、住民の自主的活動の広がりも支援しながら、地域ぐるみの見守りや支え合い活動、連携体制の仕組みづくりを推進します。

多様なニーズに対応するため、民間資源も含めた病児保育の拡充やファミリー・サポート・センターの充実など、高知市子ども・子育て支援事業計画に基づいた取組を進めていきます。

◆就学前の教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、乳幼児に育成すべき資質・能力を育む観点から、日々の保育実践の振り返りや、園内研修、専門研修等の研修の充実により、職員の資質や専門性の向上を図るとともに、特別支援、家庭支援等の特別保育の充実や、保護者や家庭、地域及び関係機関と連携した子育て支援の充実を図り、就学前の教育・保育の質の向上に取り組みます。

また、保・幼・小連携については、「保・幼・小連携推進地区」におけるアプローチカリキュラム※の作成や実践を積み重ね、全市的な取組につなぐことで、学童期への円滑な接続を図るとともに、乳幼児期から学童期の発達の連続性を見通した教育・保育に取り組みます。

教育・保育の量の拡充については、高知市子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童対策に取り組みます。

また、保育施設の耐震化等の防災対策と、災害時における安全対策の推進に取り組みます。

◆学童期等の支援

放課後児童クラブにおける待機児童解消に向けた取組として、国の新・放課後子ども総合プランに基づき、学校の余裕教室等の十分な活用を図るなど、必要な放課後児童クラブ整備に取り組めます。また、安全・安心な居場所づくりと多様な体験・活動の機会の提供を図るため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に取り組めます。

◆児童虐待予防の推進

児童虐待の防止に向け、関係機関との一層の連携を図り、虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで、それぞれの機能を重ね合った「のりしろ型」の総合支援体制のさらなる推進を図ります。

施策

24

心と体の健やかな成長への支援

施策の目的

食育を推進し、適切な生活習慣の習得を支援するとともに、子どもたちの健全な成長を周りの大人が見守り支えることで、子どもたちが生涯にわたって健やかな心と体を培い、夢と希望を持って成長することができる環境を整えます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
朝食を毎日食べている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査結果において、児童生徒質問紙の「朝食を毎日食べている」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生：85.4% 中学生：76.8% (令和元年度)	小学生：95.0% 中学生：90.0%	小学生：95.0% 中学生：90.0%
高知チャレンジ塾※への参加希望者に対する受入率	高知チャレンジ塾へ参加申込をした生徒数に対して登録者として受け入れをした生徒数の割合	100% (令和元年度)	100%	100%
学校給食における地産地消率	学校給食における県内産食材の使用割合(食材数ベース)	48.5% (令和元年度)	50.0%	50.0%

現状・課題

◆食育の推進

成長期の児童生徒の健全な育成を図るためには、食に関する正しい知識の習得や生活習慣の確立、学校給食における地産地消の推進など、自らの健康を管理することができるよう食育を推進することが求められています。

◆子どもの健やかな成長を見守り支える環境づくり

子どもの健やかな成長のためには、一人ひとりが大切にされていることを感じられる環境が必要であり、地域社会が、子どもを見守り、支える仕組みづくりが求められています。

◆子どもたちが将来に夢と希望が持てる環境づくり

家庭の経済的な環境は、子どもの健やかな成長や学習意欲に影響を与える要因の一つです。生まれ育った環境によって、将来が左右されることなく、夢と希望を持って成長していける環境づくりが求められています。

重点的な取組

◆食育の推進

子どもたちが基本的な生活習慣を身に付け実践できるよう、義務教育9年間を通した食育の推進を中心として、関係機関が連携を深めながら、食に関する指導や相談体制の充実を図ります。

◆子どもの健やかな成長を見守り支える環境づくり

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを基本として、学校を核として、学校・家庭・地域及び福祉関係機関など、社会全体が連携しながら、支援に取り組めます。

◆子どもたちが将来に夢と希望が持てる環境づくり

子どもの貧困※の実態把握に取り組むとともに、高知チャレンジ塾の推進など学習支援や、ひとり親家庭をはじめとする保護者への就労支援などの経済的自立を進めることなどで、子どもの貧困対策を総合的に推進することにより、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちが将来に夢と希望が持てる社会づくりに取り組めます。

施 策

25

生きる力を育む学校教育の充実

施策の目的

児童生徒一人ひとりの特性を活かした適切な教育を進めるとともに、教職員の資質・能力の向上を図ることなどを通じて、子どもたちの生きる力の育成をめざし、確かな学力と豊かな心、健やかな体を養う教育活動の充実に取り組みます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
国語、算数・数学の学力の全国平均値との比較	全国学力・学習状況調査結果において、全国平均正答率を100としたときの比較	小学校：国96・算101 中学校：国91・数87 (令和元年度)	小学校：国・算105 中学校：国・数100	小学校：国・算105 中学校：国・数100
授業に対する児童生徒の肯定的な評価の割合	全国学力・学習状況調査結果において、児童生徒質問紙の「国語、算数・数学の授業の内容はよく分かりますか」の質問に肯定的な回答をした割合	小学校：国83.8%・算81.6% 中学校：国71.6%・数69.4% (令和元年度)	小学校：国・算85.0% 中学校：国・数75.0%	小学校：国・算87.0% 中学校：国・数80.0%
自己肯定感の高い児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査結果において、児童生徒質問紙の「自分にはよいところがあると思いますか」の質問に肯定的な回答をした割合	小学校：81.9% 中学校：70.7% (令和元年度)	小学校：83.0% 中学校：73.0%	小学校：85.0% 中学校：75.0%
体力調査における全国平均との比較	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果において、全国体力合計点との差（高知市の得点-全国得点）	小5男：-1.05点 小5女：-0.96点 中2男：-0.59点 中2女：-1.20点 (令和元年度)	0点以上	0点以上
不登校児童生徒の割合(出現率)	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸注意に関する調査における不登校児童生徒の割合	小学校：1.05% 中学校：5.13% (令和元年度)	小学校：0.83%以下 中学校：3.94%以下	(注)

(注) 2030(令和12)年度の最終目標値は、2025(令和7)年度の全国値とします。

現状・課題

◆知・徳・体の充実

知・徳・体のバランスのとれた力の育成をめざすにあたっては、児童生徒に必要な資質・能力を育成する取組が求められています。

また、子どもたちの進路を保障し、生きる力を育むための学力向上への取組と道德教育の充実を図るとともに、家庭・地域が連携し、豊かな心を育み、より良い生き方をめざす子どもの育成が求められています。

体力については、全国平均の水準を維持するとともに、さらなる体力の向上をめざすため、運動に親しむ取組が求められています。

◆保・幼・小連携の充実

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期にふさわしい生活の中での主体的な活動を通し、育成をめざす資質・能力の基礎が育まれています。小学校学習指導要領に示されたように、保・幼・小連携の取組を通して、互いの保育・教育や幼児期から児童期への発達の流れを幼稚園教諭等と小学校教員が理解し、それらを踏まえながら小学校教育を進めていく必要があります。しかし、本市においては、小学校区に複数の園があることや、一つの小学校に30以上もの園から幼児が入学してくることもあることなどから、連携を進めにくい状況があります。

そこで、保・幼・小連携推進地区事業を土台にして「人・組織・教育をつなぐ取組」を充実し、各園における幼児の自発的な遊びを中心とした総合的な指導のあり方と子どもの育ちを理解し、小学校においても児童が主体的に自己を発揮できるような学習活動を工夫することで、小学校以降の学力向上や不登校対応の基盤を成す、学びに向かう力を育むことが求められています。

◆小・中学校連携の充実

学習指導要領に示すところに従い、義務教育9年間を通じて育成をめざす資質・能力を明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められています。小学校段階では、学級担任が児童の生活全般に関わりながら、各教科等の指導を含めた児童の育ちを全般的に支えることを通して、幼児期の教育の成果を受け継ぎ、児童に義務教育としての基礎的な資質・能力の育成を、中学校段階では、学級での日常的な指導と教科担任による専門性を踏まえた指導とを行う中で、小学校教育の成果を受け継ぎ、生徒に義務教育9年間を通して必要な資質・能力の育成をめざす教育を行うことがそれぞれ求められます。

本市においては、一つの中学校区に含まれる小学校は1校から5校とさまざまですが、中学校区ごとに校区の小学校と連携し、学校段階間等の接続を円滑に図ることが大切です。

◆教職員の資質・能力の向上

次代を生きる子どもたちの資質・能力を育成するために、新しい教育への転換が求められています。また、社会の急激な変化に伴い、学校現場が抱える課題も複雑化・多様化する中、教職員に求められる役割が一層多様化しています。そうした中でカリキュラム・マネジメントの確立、道德教育や外国語教育の充実、ICT※の活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応など新しい教育課題に対応する研修の実施や、課題解決に向けて、校内で必要に応じて関係する専門家と連携した組織として取り組んでいく「チームとしての学校」を実現するための学校のマネジメント機能の強化が求められています。

また、教員の世代交代も急激に進む中で、教職員一人ひとりのキャリアステージに応じて求められる資質・能力の育成は、OJTとOff-JT※の連動により、計画的に進めることが必要です。さらに、学校現場を主体とした「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の取組等を通して、教職員の実践力の向上を図ることが求められています。

◆学校のＩＣＴ環境整備及び活用

これまで計画的に進めてきた学校へのＩＣＴ機器の整備に加え、「ＧＩＧＡスクール構想の実現」に向け、児童生徒一人１台端末の整備及び校内の高速大容量通信ネットワーク整備とともに、高知市独自の取組による、全普通教室への電子黒板の設置及びデジタル教科書の整備も進めています。

これに伴い、これまで以上に、教員がＩＣＴ機器の操作に慣れていくことや授業等への活用を推進することが必要であり、学校全体としての取組を進めるためにも、教員の育成や幅広い支援等が急務となります。

また、プログラミング的思考等を育むプログラミング教育の実施においては、児童生徒の生活や教科等の学習と関連付けつつ、発達の段階に応じて位置付けていくことが求められています。

◆いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実

子どもが安全・安心な落ち着いた学校生活を送るためには、予防的・組織的な生徒指導の取組を進め、いじめ・不登校・問題行動等への対応力の向上を図っていくことが必要です。

また、子どもたちに将来への展望を持たせ、主体的な活動を通して成長を促すとともに、規範意識の醸成を図る取組が求められています。

◆特別支援教育の充実

障がいの有無にかかわらず、誰もが共に学ぶことのできるインクルーシブ教育システム※の構築に向け、特別な支援が必要な児童生徒一人ひとりのニーズに応じた通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」の提供と適切な支援が求められます。

校内支援体制の整備の強化を図り、教職員の資質向上を図るとともに、通常の学級における特別な支援を必要とする子どもに対しても、ニーズを把握し、合理的配慮の適切な提供が求められています。

重点的な取組

◆知・徳・体の充実

基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用力向上をめざして、学力向上アクティブ・プランの着実な推進により、小学校学力を全国トップレベル、中学校を全国平均まで引き上げるとともに、小学校中学年における外国語活動と、高学年における外国語科の新設に伴い、グローバル社会に適應する外国語教育の一層の充実に取り組みます。併せて、志を高めるためのキャリア教育を推進しながら、進路指導の充実に取り組みます。

高知みらい科学館では、理科好きの子どもを増やすため、プラネタリウム学習や実験学習を行う科学館理科学習や校外学習の受入れなど、理科教育の振興に取り組みます。

道徳教育のさらなる充実を図るために、家庭や地域との連携・協力を深め、豊かな体験を通して、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成に取り組むとともに、体力調査結果の分析を行い、指導方法の工夫・改善により、児童生徒の体力向上に取り組みます。

◆保・幼・小連携の充実

保・幼・小連携を推進する「保・幼・小連携推進地区」等の取組における教職員の交流・連携等を通して、年長後期のアプローチカリキュラム※（５歳児後半の年間指導計画）と小学校入学期のスタートカリキュラムを合わせた接続カリキュラムの充実に取り組みます。また、小学１年生に特化した「小１サポーター」の人的支援とともに、小学校入学期のスタートカリキュラムの質的向上を図る小１プロブレム対策事業の充実を図り、子どもたちの安心・成長・自立をめざします。

併せて、リーフレット等を活用し、年長児保護者への情報提供を積極的に行うことで、小学校入学時の安心感を高めます。

◆小・中学校連携の充実

小・中学校の連携を図るため、中学校区ごとの合同研修会や、小・中学校の教職員による情報交換を行います。義務教育段階において身に付けるべき学習内容を、教科ごとの系統性を意識した学習指導に生かす授業研究や、進級や進学に伴う児童生徒への支援を切れ目なく行うため、児童生徒理解を含めた教育活動の接続を図ります。

併せて、義務教育修了となる中学校卒業時には、高等学校以降につながる学力の定着と資質・能力の育成をめざします。

◆教職員の資質・能力の向上

ＯＪＴとＯｆｆ－ＪＴの有機的な関連を図り研修効果を高めるために、研修のあり方を一層工夫し、課題解決に向けて個業ではなく組織で対応する「チームとしての学校」が機能するよう、学校のマネジメント機能を強化します。

また、複雑化・多様化した課題を解決するために、他機関との連携を踏まえ学校が組織として機能し、同じ方向に向かって、共に支え合い努力し合う仲間やその体制の中で学び続ける姿勢を高めていけるよう、メンター制度や教科部会、学年会等を活用したＯＪＴの充実を図り、計画的な人材育成を推進していきます。

具体的には、中学校の教科の「タテ持ち」の導入により定期的に行われる教科会を、若年教員の資質・指導力の向上、知識や技能等の習得の場とし、日常的にＯＪＴを行います。小学校においても、2019(平成31)年度から導入が始まった、ベテラン教員やミドルリーダークラスの教員が指導・相談役(メンター)として若年教員(メンティー)を育成する「メンターチーム」を校内に設置し、チーム内で学びあう「メンター制」により、組織的な育成の仕組みを整えています。

このように、急激に進む教職員の世代交代に伴う「育成」の課題について、学校経営と授業改善を中心とした学力向上の取組の両面から支援を行うことで、学校の組織的で主体的な教職員の資質・能力の向上を図ります。

◆学校のＩＣＴ環境整備及び活用

児童生徒一人1台の端末をはじめ、電子黒板及びデジタル教科書の整備等、ＩＣＴ環境が整った状況の中、新たな学びのスタイルを創り出すためには、ＩＣＴ機器の操作や教育活動における活用を含めた、教員の資質・能力の向上が必須となります。

そのため、高知市立学校におけるＩＣＴの活用を支援するため、産学官連携による「高知市立学校ＩＣＴ活用推進協議会」において、研究及び協議を進めながら、ＩＣＴの活用推進のための研修や講座の開催及び先進的な活用事例の提供などを行います。

また、プログラミング教育においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するものをめざしながら、発達の段階に応じた学習を進めていきます。

◆いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実

いじめや暴力、不登校等を生じさせないために、学級経営の充実を図り、どの子どもにも居場所となる学校・学級づくりに努めるとともに、学校カウンセラーや臨床心理士等の配置による相談体制の整備を含む学校の組織的対応力を高め、各関係機関とも連携し、一人ひとりの子どもへの教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

併せて、17名のスクールソーシャルワーカーを各中学校区に派遣し、それぞれの学校からの要請により事業に取り組み、「福祉の専門家」として、児童生徒の置かれた環境改善の好転に向けて、福祉、医療、保健、労働等の関係機関と連携強化を図るとともに、教育支援センターに「心理の専門家」である臨床心理士1名を常駐できるよう配置し、不登校状態の児童生徒への心のケアを図ることで、状態の解消や緩和に努めます。さらに、学校の校内不登校支援委員会に、指導主事等が積極的に参加し、不登校状態の児童生徒への個別支援等への助言等を行います。

また、学校、家庭、関係機関や地域の方々と日常的な情報交換に努め、地域ぐるみのチーム学校でいじめ・不登校等の防止に取り組みます。

◆特別支援教育の充実

特別支援学級担任及び特別支援学校教員の資質・指導力の向上を図るため、特別支援教育スーパーバイザーによる、児童生徒のアセスメントや授業づくりの訪問支援を実施します。

各学校で、誰もが「分かる」「できる」「楽しい」授業づくりや安心して過ごせる環境づくりなどユニバーサルデザイン※に基づいた授業改善や環境整備に取り組めます。

障がいのある児童生徒及び通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒については、教育相談機能を充実させるとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成する中で、合理的配慮の提供について合意形成を図り、特別支援教育の充実に取り組めます。

施 策

26

安全で安心な教育環境の整備

施策の目的

学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の教育に取り組むとともに、学校施設・設備の計画的な整備を進めることで、子どもたちが安全で安心して教育を受けられる環境を整えます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
地域と協働して学校づくりを行っている学校数	学校支援地域本部等の設置校数	43校 (令和2年度)	59校	59校
小・中学校等施設のトイレ改修率	高知市立小・中・義務教育・特別支援学校の普通教室が配置されている校舎や屋内運動場において、トイレの洋式化を実施した割合	40.9% (令和元年度)	74.8%	100%
防災学習の実施率	小・中・義務教育学校で年間5時間以上の防災の授業を実施した学校数の割合	100% (令和元年度)	100%	100%
多様な避難訓練の実施率	さまざまな状況を想定した避難訓練の反復実施(年間3回以上)した学校数の割合	100% (令和元年度)	100%	100%

現状・課題

◆教育環境、学校組織の充実

教育活動を豊かにするため、学校・家庭・地域が一体となって子どもを見守る体制づくりとともに、特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの合理的配慮の視点に立った基礎的環境整備が求められています。

また、今後の児童生徒数の減少を見据えた学校規模の検討も求められています。

◆施設・設備の整備

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震から児童生徒の命を守る取組は概ね目処がついたものの、児童生徒を取り巻く日常生活の中で、トイレの洋式化が進んでいるのに対し、学校施設のトイレの洋式化が遅れているほか、施設の老朽化に伴い、汚れや臭い、照明が暗いといった状況であることから、計画的なトイレの環境改善が求められています。

新学習指導要領に対応した学習や次世代の社会を創っていく子どもたちには、情報活用能力の育成を図っていくことが重要です。それらを進めるためには情報教育・ICT^{*}環境の推進・整備は不可欠であり、その充実が求められています。

◆防災教育の充実

近い将来、子どもたちが南海トラフ地震に遭遇する可能性が高く、災害発生後は、まちの復旧・復興のリーダーとして、取り組むこととなります。

南海トラフ地震に備えて、子どもたちの知識を高め、防災に主体的に行動ができる態度と技能を身に付ける学習が必要とされています。また、保護者や地域との協働の下で防災教育を進めることにより、防災に貢献できる人づくりが求められています。

重点的な取組

◆教育環境、学校組織の充実

学校・家庭・地域との協働による教育活動の充実や地域の教育力向上を図るため、学校支援地域本部、地域学校協働本部や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の拡大・充実に取り組めます。

また、障害者差別解消法施行に伴い、合理的配慮を行うための土台となる基礎的環境整備に取り組めます。

さらに、地域のコミュニティの核として、学校を存続させることを基本に、学校規模の適正化にも取り組むとともに、義務教育9年間の教育効果を向上させるため小中一貫教育及び小中連携教育に取り組めます。

◆施設・設備の整備

普通教室が配置されている校舎や屋内運動場のうち、トイレの洋式化が完了していない建物について、環境改善のためのトイレの改修に計画的に取り組めます。

学校におけるICT環境の維持・管理に努め、ICTを活用した教育活動を支援します。

◆防災教育の充実

各学校で、「高知市地震・津波防災教育の手引き」をはじめ、さまざまな教材や資料を活用した系統的かつ実践的な防災学習を推進し、子どもたちへの自助・共助の態度の育成に取り組めます。

さまざまな状況を想定した避難訓練を反復して実施するとともに、地域や近隣の学校、保育所・幼稚園及び関係機関等と連携・協力し、地域防災の視点に立った避難訓練にも取り組めます。

また、教職員の防災教育や災害時における災害対応について、より専門的な見識と実行力を発揮することができる人材育成を推進するために、防災士^{*}の有資格教員を育成する取組を行うとともに、防災教育推進教員の研修会の充実を図ります。

施策

27

青少年の健全な心と体の育成

施策の目的

青少年が多様な交流や体験活動を経験できる機会を充実させるとともに、地域ぐるみで青少年を育む環境づくりを推進することで、青少年の健全な心と体を育み、豊かな人間性や社会性を身に付け、社会や地域の一員として成長していくことを促進します。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
青年センター登録団体数	青年センターを利用する青少年及び青年団体の登録総数	39団体 (令和元年度)	42団体	42団体
青少年育成協議会ブロック共同事業参加者数	青少年育成協議会が実施する共同事業に参加した児童生徒等の数	1,167人 (令和元年度)	1,250人	1,250人

現状・課題

◆青少年の健全育成

いじめや不登校、児童虐待、少年犯罪の粗暴化といった問題に加え、生活困窮などの経済的問題が顕著化するなど、子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増しており、青少年の健全育成へのさらなる取組が求められています。

また、少子高齢化、核家族化、過疎化等を背景として、家庭・学校・地域の絆が弱まっており、「地域の子どもは地域で守り育てる」といった市民意識の醸成が必要であり、社会全体で支援する仕組みづくりが求められています。

さらには、将来、家庭を築いていくために、思春期からの健康教育を推進することが求められています。

重点的な取組

◆青少年の健全育成

子どもの安全を守る運動(学校安全パトロール等)やあいさつ運動をはじめ、多様な遊びの場の提供や体験活動の推進に取り組む青少年育成協議会への支援を通して、地域で子どもを守り育てる意識の醸成と活動の推進に取り組みます。

青年センターでは、各種講座の開設など学習・交流機会の提供によって施設の認知度向上を図り、施設の利用促進を進めていきます。また、青年同士の交流の拠点という施設の特性を活かし、個人活動の利用者には団体活動の楽しさを伝え、団体への加入や団体の結成を促し、既に結成された青年団体にはさらに活発に活動してもらえるように育成し、青年活動の活性化を図っていきます。併せて、青年センターの施設の長寿命化にも取り組みます。

さらに、若い年齢での結婚につなげていくために、青年センターを効果的に活用し、青年同士が自然に出会える機会の提供に取り組みます。

また、思春期にある中・高校生が適切なライフプランニングができる力を身に付けられるように、中・高校生やその保護者に対して、性・妊娠・出産等の正しい知識を習得する機会を設けます。

施策の目的

教職員の資質能力の向上と学校施設等の教育環境の充実を図るとともに、信頼と信用を得ることができる経済人・国際人として地域の産業文化に寄与できる能力を体得した、創造性豊かな未来の高知を支える人材の育成をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
進路決定率	高知商業高等学校の 高校3年生の進路決定率	100% (令和元年度)	100%	100%
体験入学者数の割合	県内の中学3年生総数に対する高知商業高等学校に体験入学した生徒数	11.5% (令和元年度)	11.8%	12.1%

現状・課題

◆高校教育の改革

2020(令和2年)年度から大学入学共通テストの本格実施が始まり、2022(令和4年)年度から高等学校学習指導要領が年次進行でスタートします。また、人口減少とAI※・グローバル化による社会構造の変革に伴い、新たな社会と価値を創造する人材の育成が学校教育に求められています。

経済発展と社会的課題の解決の両立をめざす Society5.0※社会において、時代を先取りし学んだことを社会で実践する能力を育む商業教育の果たす役割は大きく、そのさらなる充実と情報教育を柱とする教育環境の整備に努めていく必要があります。

◆進路指導の充実

進学希望者が80%を超え、商業高校として進学にも就職にも強い取組が求められています。

進学では、国公立大学や四年制大学を受験する生徒が増加し、年々その実績が上がっています。特に四年制大学進学者のうち県内3大学への進学者は34%と高くなってきています。また就職者(公務員を含む)の72%が県内就職者であり、今後においても地域社会を支える人材の育成と確保が求められています。

◆部活動・生徒会活動・学校行事の推進

「ラオス学校建設活動」が1994(平成6)年度からの長年にわたる国際貢献活動として令和元年度外務大臣表彰受賞、野球部の甲子園での活躍、コミックアート部のまんが甲子園最優秀賞、商品開発における全国スーパーマーケット協会主催のお弁当・お惣菜大賞2019受賞など、生徒の主体的な取組が全国的に高い評価を得ています。これらの取組が学校や地域社会に活力を与え、未来を築く人材を育成する重要な柱となっており、部活動・生徒会活動のさらなる充実・発展に努めていく必要があります。

重点的な取組

◆高校教育の改革

次期学習指導要領において求められる資質・能力を育むために、すべての教育活動を通じて「市商マネジメント力(①コミュニケーション力、②課題発見・課題解決力、③プレゼンテーション力、④ICT※活用力、⑤英語活用力、⑥失敗から学ぶ力、⑦察する力)」を習得するカリキュラムマネジメントを実践します。

第1に「主体的・対話的で深い学び」を実践するために教え方改革に取り組みます。本校オリジナルの授業規律・実践スタンダードの研究をさらに進めていきます。

第2に進路指導改革として、大学入学共通テストへの対応と併せ、定期考査での論述問題や評価方法の改革を行っていきます。

第3に時代の先端を行く商業教育を実践するために、情報教育環境の整備として、すべての教室に大型提示装置(プロジェクタ等)を配備し、タブレット等を活用した効率的・能動的な授業実践に取り組みます。また、老朽化が著しい学校施設の更新が必要となっているため、ニーズに合った施設や備品の整備を行います。

◆進路指導の充実

社会と協働する力を育成するために、大学や専門機関・企業等との連携事業を展開します。また、外部講師を積極的に活用し本物に触れる・感じる授業を通じて生徒の「志」の醸成を図ります。

一つでもレベルの高い進路実現をめざす指導、取組を強化します。また、レベルの高い資格を取得し、進学や就職に活かせるよう資格取得の取組の充実を図ります。商業教育を通じて専門性を磨き、地域や社会から求められる人材の育成に取り組みます。

◆部活動・生徒会活動・学校行事の推進

部活動・生徒会活動・学校行事を通じて市商マネジメント力を身に付けるとともに、先行き不透明といわれる社会においても新たな価値を創造することのできる人材の育成をめざします。部活動を通じて地域と関わる取組を実践し、社会とつながることを体験させ、今後の地域社会に貢献する人材の育成をめざします。生徒会活動・学校行事をSDGs※(持続可能な開発目標)と関連した取組として展開します。

国際社会や世界的な課題への関心を高め行動することを通じて、生徒の自主的・主体的な活動を推進することで学校全体に活力を与え、中学校卒業生が減少していく中でも、中学生に選ばれる持続的発展可能な学校づくりを進めるとともに、国際社会や地域社会においてリーダーとなる人材を育成する新たな高校教育が実践できるよう取り組みます。

第2節

政策9

(基本目標)

いきいきと学び楽しみ、活躍できるまち

【10年後の理想の姿】

子どもから高齢者まで、自身のニーズに対応した学習ができる環境が整っており、学んだ知識や経験がさまざまな場面で活かされ、一人ひとりの生きがいとなっています。

あらゆる世代が、いつでも気軽に、スポーツに親しみ、楽しんでいます。また、スポーツが充実した生活の一部として定着しており、市民が健康でいきいきと暮らしています。

多様な芸術・文化活動が市内のさまざまな場所で活発に行われており、多くの市民が芸術・文化に親しんでいます。また、本市の特色ある芸術・文化が、地域活性化などのさまざまな分野で活用されており、まちに活力を与えています。

本市が誇る歴史や文化財の魅力が広く市民に共有され、市民の郷土愛を育んでいます。

このように、市民一人ひとりが、生涯にわたり個人の学びを充実させながら、芸術・文化・スポーツに親しみ、楽しむことで、それぞれの生活の質を高めながら、心豊かに暮らすことができるとともに、さまざまな場面で活躍できる人材が育つまちをめざします。

施策

- 29 学びが広がる生涯学習の推進
- 30 ライフステージに応じた生涯スポーツの推進
- 31 多様で魅力的な芸術・文化活動の推進
- 32 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進

施策の目的

幅広い世代の関心や多様化する市民ニーズに応じた学習メニューの提供や、学習機会の拡大、学習環境の充実などを通じて、子どもから大人まで、誰もが自分に合った学習の機会や場を得られるとともに、それぞれの学びの成果をさまざまな場面で活かすことができる人材の育成を推進します。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
生涯学習の中で身に付けた知識や技術を活かそうとしている人の割合	市内の公民館で実施する生涯学習事業への参加者のうち、学習成果を活かそうとしている人の割合(講座受講生等からアンケートを実施することにより成果を把握する)	96.9% (令和元年度)	97.5%	97.5%
オーテピアの入館者数	オーテピア高知図書館、オーテピア高知声と点字の図書館、高知みらい科学館の入館者数	1,028,441 人 (令和元年度)	100 万人	100 万人

現状・課題

◆生涯学習活動の推進

少子化・高齢化の進行に加え、地域の人間関係の希薄化、孤立化が進んでおり、公民館等の身近な学習施設における生涯学習活動は、市民の生きがいづくりや絆づくりにとって大切な役割を果たしています。

趣味や教養に関する講座のほか、現代的課題に応じた学習を充実させることによって、市民の資質や能力を高め、地域の課題解決や活性化につなげていけるような学習内容の提供が求められています。

また、生涯学習活動への若い世代の参加が少ないことが課題になっており、時代の変化や多様なニーズに応じた学習内容の提供が必要となっています。従来の広報活動に加え、インターネットなどを活用した、新たな手法による情報提供を行うことで、幅広い世代の生涯学習活動への参加を促す取組が求められています。

生涯学習活動を推進するためには、安全で快適な学びの拠点施設の環境整備を進めていく必要があります。公民館や図書館、博物館、科学館などの社会教育施設の機能を強化するとともに、そこに集う団体・市民のネットワークを活かしながら、施設の魅力を最大限に発揮するための取組を進めることが求められています。

重点的な取組

◆生涯学習活動の推進

すべての市民が生涯にわたり自発的な生涯学習活動を行えるよう、講座受講生等からアンケートを行うなど生涯学習に対する市民ニーズを的確に把握し、公民館や図書館、博物館、科学館などの社会教育施設を核とした、多彩な学習メニューの提供に取り組みます。また、若年層を含む、より多くの市民に学習の機会を提供するため、ホームページの掲載情報を充実するほか、SNS※(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の活用などによるイベント・講座開催情報の効果的な情報発信により、新規受講者の拡大にも取り組みます。

また、楽しみながら利用できる安全で快適な学習環境の整備を行います。例えば、Wi-Fi環境や机・イス等を配置し、気軽に利用できる空間を整備することで、自然と人が集まり、身近に感じてもらえるような生涯学習拠点施設をめざしながら、利用者の増加を図ります。さらに、その魅力を効果的に発信できるよう、経営感覚を兼ね備えた専門的職員(アーツマネージャー※)の育成に取り組むとともに、関係団体と連携することにより、管理型ではなく参画型の運営に取り組みます。

公民館では、市民ニーズに応える教養や能力の向上を目的とする学習のほか、地域の課題解決につながる学習内容の提供に取り組みます。また、若い世代に対する生涯学習活動のきっかけづくりのため、スマートフォンアプリ作成講座など、若者が興味を持ち能力開発につながるような学習機会の提供に取り組みます。

図書館では、2020(令和2)年3月に策定した第三次高知市子ども読書活動推進計画で示す、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化に留意しながら、読書活動を推進するための具体的な方策に基づいた事業に取り組みます。

2018(平成30)年7月にオープンしたオーテピア高知図書館では、県立図書館と市民図書館本館それぞれの役割分担を明確にしながら、「これからの高知を生きる人たちに力と喜びをもたらす図書館」の基本理念の下、地域を支える情報拠点機能を飛躍的に充実させ、暮らしや仕事の中で起こるさまざまな課題解決を支援する社会教育施設として、健康・安心・防災情報サービスや、ビジネス・農業・産業支援サービスなどの図書館サービスの提供に積極的に取り組みます。

併設する高知みらい科学館では、「高知の未来を担う理科好きの子どもを増やし、育てる」「大人も子どもも科学に親しみ、科学を楽しむ文化を育てる」ことを理念として、県内唯一となるプラネタリウムをはじめ、「見て、触れて、感じて、作って学び遊ぶ」ことのできる参加体験型の展示や、小中学生の理科学習、サイエンスショー、科学教室などの事業に幅広く取り組みます。

施策

30

ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

施策の目的

さまざまな世代がライフスタイルに応じて気軽にスポーツを楽しめるように、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツを推進し、気軽に利用できる場所や、スポーツを楽しむきっかけとなる情報の充実に取り組みます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	市民意識調査で「週1回以上、運動・スポーツ(散歩・体操などを含む)をしている」と回答した市民の割合	51.1% (令和2年度)	65.0%	65.0%
スポーツ団体登録数	スポーツ少年団と学校開放利用団体の登録数	686団体 (平成31年度)	696団体	706団体
スポーツ推進指導員の数	社会体育の普及充実をめざす指導者数	380人 (平成31年度)	405人	430人

現状・課題

◆スポーツ活動の推進

市民のスポーツへの関わり方や、スポーツに対するニーズが多様化し、ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツ施策が求められています。

◆スポーツ指導者の育成

地域スポーツの担い手となるスポーツ推進指導員等については、高齢化・固定化が課題となっており、より若い世代の指導者が地域スポーツを担い、活躍することが期待されています。

◆スポーツ施設の充実

スポーツ活動の推進に不可欠となる、総合運動場をはじめとした公共スポーツ施設の整備が求められています。

重点的な取組

◆スポーツ活動の推進

ライフステージ、ライフスタイルに応じてスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、各種事業や教室等を実施するとともに、トップアスリートの競技に触れる機会を提供していくなどスポーツ活動の推進に取り組みます。

また、市民のスポーツへの関心が高まるよう、県をはじめ関係機関と連携・協力し、本市のさらなるスポーツの振興に取り組みます。

◆スポーツ指導者の育成

地区体育会や総合型スポーツクラブを基盤とした地域スポーツを推進する中で、スポーツ推進指導員養成教室の開催による若手指導者の養成とともに、指導者研修や活動する場の充実・拡大を図るなど、指導者の育成に取り組みます。

◆スポーツ施設の充実

市民が安心してスポーツ活動に親しむことができるよう、老朽化する施設を計画的に改修していきます。

また、地域の身近なスポーツ活動の拠点となる学校体育施設については、より多くの市民に有効に利用されるよう取り組みます。

施 策

31

多様で魅力的な 芸術・文化活動の推進

施策の目的

市民が芸術・文化に触れ親しむ機会を充実させるとともに、文化の担い手の育成や、文化施設の積極的な利活用を推進することで、芸術・文化の振興を通じた心豊かな暮らしの実現をめざします。

地域に根ざしたまんが文化を定着させながら、その裾野を広げるとともに、「まんが王国土佐」を全国に発信していくことで、まんが文化をまちの魅力と活力の創出につなげます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
芸術文化を鑑賞または芸術・文化活動を行う市民の割合	市民意識調査で「この1年間で芸術文化を鑑賞または芸術・文化活動を行った」と回答した市民の割合	45.0% (令和2年度)	45.2%	45.4%
高知市展への出品数	アンデパンダン形式(無審査・無賞形式)の美術展(10部門)への出品数	666点 (令和元年度)	700点	700点

現状・課題

◆芸術・文化活動の推進

多様で魅力的な文化鑑賞や創造の場を提供し、さまざまな広報手法により、広く情報提供されることが求められています。

また、既存施設の展示物の魅力を再発見し、十分に伝えることができるよう、人材育成やネットワークづくりが求められています。

より多くの市民が、日常生活の中で気軽に芸術文化に触れることができるよう、市民の芸術・文化活動を支援し、活動団体の交流を促進する取組とともに、幼少期から芸術文化に親しむ環境づくりが求められています。また、芸術文化に取り組む市民が、自由に集い、連携し、新たな文化を創造できる仕組みづくりが求められています。

文化振興の拠点施設である高知市文化プラザや春野文化ホールピアステージ等、経年により施設整備更新が必要になっていることから、施設の長寿命化を図るため、順次、長寿命化改修等に着手することとしています。

◆まんが文化の振興

これまで、本市におけるまんが文化を活用したまちおこしの取組や人材育成、まんが文化の情報発信に取り組んできた結果、国内関係者に本市がまんが活用先進地であることが認知されてきました。横山隆一記念まんが館には、今や日本を代表する文化の一分野であるまんがの歴史の研究や資料の保存などが期待されています。

しかし近年、厳しい財政状況により、集客力があり、市民からの関心も高い人気作品の全国巡回展などの開催ができない状況が続いています。このため、まんがを活用した中心市街地への来街の促進やまちおこしに十分な成果を上げられていないという課題があります。

重点的な取組

◆芸術・文化活動の推進

高知市文化プラザや春野文化ホールピアステージをはじめとした、芸術文化の拠点施設において、市民ニーズに対応した活動機会の提供を行い、従来の広報活動に加え、SNS※(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用し、若い世代を含めた、より多くの方に向けた情報提供に取り組みます。

また、施設の魅力を十分に伝えるための経営感覚を持った専門的職員(アーツマネージャー※)の育成に取り組み、各種団体とのネットワークづくりに取り組みます。

多彩な芸術文化の鑑賞機会の提供に努め、アーティスト自らが行うアウトリーチプログラムやワークショップの実施により、芸術文化に触れる機会の少ない市民にも、身近に芸術文化を感じてもらえるよう取り組みます。

また、アーティストが学校現場に出向き、学校と協力しながら、児童生徒と芸術文化に対するワークショップを開催するなど、幼少期から芸術文化に接する機会の提供に取り組みます。

こうしたアウトリーチ※活動を通じて、芸術文化に触れる機会を広く市民に届けることによって、新たに本市の芸術・文化活動を推進、創造していく人材育成につなげます。

文化施設の整備については長期計画に基づき、順次取り組みます。

◆まんが文化の振興

日本のまんが史における横山隆一の功績を研究することで得られた、まんが史に関する研究成果を残していくことも含め、まんが館の活性化に努めます。

これからの高知のまんが文化を新たに創造していく人材育成のために、高いレベルの作品を見て学んでもらえるような質の高い企画展を実施するほか、まんがに関するさまざまな情報を発信していきます。

また、まんが文化を通じた中心市街地のにぎわい創出のため、県や県内企業、周辺商店街等と連携しながら、国内観光のみならず海外からの誘客にもつながるような事業展開に取り組み、地域の活性化に貢献します。

施策

32

先人から受け継いだ 歴史文化・文化財保護の推進

施策の目的

先人から受け継いだ文化を次世代に継承・発展させるため、貴重な地域の歴史や文化財の保存・研究・発信に取り組むことで、その文化的価値や重要性についての市民の理解を深めるとともに、郷土愛を育み、保護意識を高めます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
指定文化財と登録文化財の数	次世代に継承させるため、保護していく文化財の数	指定：173件 登録：15件 (令和元年度)	指定：175件 登録：15件	指定：175件 登録：15件
文化財施設や史跡の利用者と入館者の数 (注)	本市が管理・公開している文化財施設等を見学、又は利用する市民の数	利用者数： 1,285人 入館者数： 21,260人 (令和元年度)	利用者数： 1,800人 入館者数： 30,000人	利用者数： 1,800人 入館者数： 36,000人
自由民権記念館の展示観覧者の数	自由民権運動史を中心とした土佐の近代史に関する常設展示等を観覧した方の数	常設展観覧者数： 6,771人 企画展観覧者数： 8,584人 (令和元年度)	常設展観覧者数： 10,000人 企画展観覧者数： 8,000人	常設展観覧者数： 10,000人 企画展観覧者数： 8,000人

(注) 利用者は寺田寅彦記念館、大川筋武家屋敷資料館の施設利用者数、入館者は旧山内家下屋敷長屋ほか10施設の施設入館者数

現状・課題

◆歴史文化の保全・継承、市史の研究

地域に根ざした貴重な歴史文化を後世に継承していくとともに、地域の貴重な歴史資源を知り、親しみを覚えるための取組が求められています。

また、土佐の歴史を後世に伝えるため、市史の研究に関する取組が求められています。

◆歴史学習の推進

歴史学習の本質や意義を踏まえ、若年層にも広く興味を持ってもらえるように、地域の歴史文化を分かりやすく発信することが求められています。

◆文化財の保護

貴重な歴史資源である文化財の保護に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地における開発行為に伴う発掘調査に対応するため、十分な調査研究体制の整備が求められています。

重点的な取組

◆歴史文化の保全・継承、市史の研究

貴重な歴史資源を後世に引き継ぐため、歴史文化に関する専門知識や技術等を有する人材の育成に努め、歴史研究者との連携を継続しながら、地域の歴史文化の調査・研究に取り組むとともに、地域の歴史文化を広く国内外に知ってもらうために、これまで以上にSNS※(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を活用した広報活動にも取り組みます。

市史編さん事業においては、市史編さん委員会専門部会の研究成果として2019(平成31)年度に「高知市史考古編」を刊行・頒布しており、今後も継続的に調査活動を続け、情報発信に取り組めます。

◆歴史学習の推進

小中学生が地域の歴史文化に触れることによって、歴史学習に一層、興味・関心を持ってもらうとともに、郷土愛や地域への愛着・理解を育むため、歴史学習の本質や意義を踏まえた子ども向けの体験・参加型のプログラムの構築に取り組めます。

◆文化財の保護

文化財の適切な保護に努め、市民をはじめ、国内外の方々にもその価値を市民に知っていただくための周知に取り組めます。また、埋蔵文化財包蔵地における開発行為に伴う調査に対応できる体制づくりや、専門的職員の育成に取り組めます。

基本計画編 各論

第4章 地産の環

- 第1節 地域の豊かな資源を活かし、活力ある産業が発展するまち**
- 第2節 にぎわいが創出され、いきいきと働けるまち**

4 地産の環

政策 10 (基本目標)

地域の豊かな資源を活かし、
活力ある産業が発展するまち

【10年後の理想の姿】

意欲ある担い手と、十分な生産体制・生産基盤のもとに、市民をはじめとした消費者に安全・安心な農林水産物が安定的に供給されています。

各地域で産出される農産物や木材、水産物等の豊かな資源を活かした商品開発や新たなビジネスが次々と生まれており、県内外の多くの消費者に買い求められ、地域経済が活性化しています。

地域の資源や特性を活かした新たな事業に積極的にチャレンジする、ものづくりの技術力を備えた企業が育ち、活力のある産業が展開されており、世界で活躍する企業も増え、本市の中核となる成長産業が形成されています。

このように、地域の豊かな資源を活かし、未来に挑戦する活力のある産業が発展するまちをめざします。

施策

- 33 大地の恵みを活かした農業の振興
- 34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興
- 35 地場企業の強みを活かした産業の振興

施策の目的

地域資源を最大限に活かし、各地域で営まれている農業活動を良好なものとするため、農業基盤の整備等や担い手の確保に努めるなど、競争力のある産地づくりをめざします。

また、地域特性を活かした農業の展開、環境と共生した農業振興による、自然・人・まちの共生社会を支える持続可能な農業をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
農産物の販売額	J A 高知市、J A 高知県春野営農経済センターにおける農産物の販売額	7,903百万円 (平成30年度)	8,040 百万円	8,040 百万円
直販所販売額	運営主体を高知市に置く直販所の販売額	1,708百万円 (平成30年度)	2,780百万円	2,780百万円
認定農業者数	農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業経営改善計画を作成し、市から認定を受けた経営体の数	277経営体 (令和元年度)	290経営体	290経営体
認定新規就農者の定着率	農業経営基盤強化促進法に基づいて、青年等就農計画を作成し、市から認定を受けた認定新規就農者の10年後の定着率	(令和6年度に測定)	100%	100%

現状・課題

◆農業基盤の維持・整備・活用

農業従事者の減少や土地持ち非農家の増加等により、市内全域で耕作放棄地が拡大していることから担い手への農地の集積・集約を進める取組が必要です。

中山間地域では、作業効率の悪さに加え、農業従事者の高齢化や鳥獣被害の影響などから耕作放棄地が増加しており、農地の有効活用についての取組が必要です。

また、農業施設の多くが老朽化に伴い、機能低下が進行しているため、維持管理を効率的かつ計画的に実施し、長寿命化を図る必要があります。

農業振興地域内においても、虫食いの的に小規模開発が行われており、まとまりのある優良農地の確保と適正な管理についての取組を行う必要があります。

◆多様な担い手の確保・育成

農業従事者の減少や高齢化の進行、後継者の他産業への流出などにより農村における農業従事者が減少しているため、U・I・Jターンを含めた新規就農者の確保が求められています。

また、認定農業者のほか、女性農業者、高齢農業者及び集落営農組織等の多様な担い手の確保に向けた取組による農村の維持が求められています。

◆競争力のある産地づくり

近年の気候変動に伴う生産環境の変化に加え、農産物の流通を取り巻く環境の変化や、消費者ニーズの多様化に対応した生産体制や施設・機械の整備が必要です。

燃料などの農業生産資材の価格の高騰が農業経営を圧迫しており、産地でのまとまりや規模拡大、集約化による生産コスト低減のほか、高収量・高品質化、食品安全や生産工程管理に向けての取組が必要です。

農業従事者の減少や集出荷施設の作業員の高齢化により、産地の維持が難しくなっていることから新たな労働力の確保対策を進める必要があります。

◆地域特性を活かした農業の展開

中山間地域から沿岸部までのさまざまな地域で地域特性に応じた農業が営まれています、農業従事者の減少や高齢化の進行により農村の維持が困難となってきています。このため、持続的な農村の発展や地域の伝統文化、自然、景観などの多面的機能の維持に向けた取組が必要です。

市街化区域内の農地については、これまで宅地化すべきものとされていましたが、都市にあるべきものへと位置付けが転換されたことから、都市の農地を保全し、都市と緑・農が共生するまちづくりを実現することが必要です。

◆環境と共生した農業の推進

農業・農村は、国土の保全、水源かん養※、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有し、多くの市民がその恩恵を受けています。農業分野においても地球温暖化や生物多様性の保全に向けての取組が求められています。

市民農園や地域で行われる農業体験など、自然環境や生活文化に触れ合う機会の創出による農業についての理解醸成の場の提供などが求められています。

重点的な取組

◆農業基盤の維持・整備・活用

関係機関や団体と連携し、人・農地プランの活用や農地中間管理事業の実施等により、農地の出し手・受け手の掘り起こしや地域の担い手への農地集積・集約を推進するなど、農業生産の基礎となる優良農地の保全・流動化のほか耕作放棄地の抑制・解消を図ります。

地域の実態に即した、農道・用排水路等の基盤整備を行い、施設の長寿命化に取り組みます。また、地域で管理する農道・用排水路等の機能維持・発揮に向けた地域共同活動の支援を行います。

農業振興地域内における優良農地を保全するため、高知市農業振興地域整備計画に基づく農地の適正管理に努めます。

◆多様な担い手の確保・育成

地域農業の新たな担い手の確保のため、就農希望者が円滑に就農できるよう、国や県の事業を活用し、関係機関や団体と連携して情報提供や就農支援相談を行うなど、新規就農者の確保対策に取り組みます。

農業経営改善計画に基づき農業経営を行う認定農業者への支援を行い、地域における担い手の確保・育成を図るとともに、集落営農組織や女性農業者などの多様な担い手の育成のほか、高齢農業者や小規模農家の経営維持・発展に向けた取組を支援します。

◆競争力のある産地づくり

中山間から沿岸部まで各地域の特性に応じた農産物の生産及び産地化を進めるとともに、農業施設の高度化や規模拡大等の取組を支援します。

需要動向に即した米の計画的生産を推進するとともに、安全・安心な農畜産物の生産体制や国内外の競争にも耐える産地体制の整備に向けた集出荷場の機械化や高度化を推進し、GAP※やHACCP※などの取組を推進します。

地産地消の一翼を担う直販所等の販売環境や出荷体制の強化を支援するとともに、学校給食への地場産品の活用推進を行うなど、地産地消に取り組めます。

農産物の流通機能を有する街路市については、街路市活性化構想に基づき、パンフレットや街路市ホームページの充実、公益社団法人高知市シルバー人材センターと連携した街路市の情報発信等を行い、地元客及び県外観光客の利用を促進します。また、農家を中心とした新規出店者の開拓をはじめ、出店基準の規制緩和により、農産物生産者が出店しやすい仕組みづくりを進め、出店者や来客者の増加による活性化に取り組めます。また、販路拡大支援や農商工連携による商品開発など付加価値を高める取組への支援を行い、6次産業化※の推進に取り組めます。

農業就業人口の減少や高齢化に伴う労働力不足を補うため、ドローンなどを活用したスマート農業※の導入検討を行うとともに、農福連携※や外国人材の受入体制の整備など、本市の実情に即した体制整備を検討していきます。

◆地域特性を活かした農業の展開

農村にある豊かな地域資源を掘り起こし、女性や高齢者などの多様な担い手の参画等による農業の振興や集落機能の維持・発展に取り組めます。

中山間地域では、棚田地域の有する多面的機能が維持されるよう、中山間地域等直接支払制度※の実施により農業者が行う生産活動等について支援し、農地の保全を図るほか、イタドリ等の地域特性を活かした有望品目の産地化を進め、小規模農家等への支援を行います。

市街化区域の農地は、消費地に近い新鮮な農産物の生産地であるとともに、身近な農業体験や交流の場、緑地空間、減災及び災害時の避難空間など、多様な機能を果たしています。都市と緑・農が共生するまちづくりを実現するため、生産体制の強化や農業基盤の整備と併せて、生産緑地制度の活用等により農地を保全し、都市農業の振興を推進します。

◆環境と共生した農業の推進

農業生産資材等の適正処理、農薬や肥料の適正使用等、環境に配慮した農業を推進し、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動のほか、天敵製剤や防虫ネット等を組み合わせたIPM技術(総合的病害虫管理技術)などに取り組む農家等を支援し、環境にやさしい農業技術の推進に取り組めます。

自然環境や生活文化を体感できる場の提供や情報発信、農業体験や酪農体験学習など農業に触れ合う機会の創出により都市部と農村の交流を促進し、農業の持つ多面的機能の維持・発揮及び農村地域の活性化や交流人口の増加を図ります。

農業用水の水質保全や生産条件の安定化を図るために実施している農業集落排水事業については、処理施設の老朽化や人口減少に伴い経営状況の悪化が予想されることや、総務省通知により2023(令和5)年度までに公営企業会計への移行が求められていることなどから、施設の再編も含め最適な事業運営について検討を行い集落環境の維持に取り組めます。

また、深刻化している野生鳥獣による農作物被害軽減に向け、農業者個人や集落ぐるみによる鳥獣被害防止対策を推進します。

施策

34

山・川・海の恵みを活かした 林業・漁業の振興

施策の目的

林業・漁業を振興するため、担い手を確保・育成しながら、生産体制・生産基盤の整備や県産材の需要拡大に取り組むことで、持続可能な林業・漁業経営をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
新規林業就業者数	高知市森林組合新規雇用作業員人数(累計)	1人 (令和元年度)	2人	4人
搬出間伐の材積	市域内で実施する搬出間伐の材積(m ³)	2,480m ³ (平成27年度～令和元年度の平均値)	2,780m ³	3,000m ³
漁業生産額	高知県漁協及び春野町漁協の漁獲高の合計金額	273百万円 (令和元年度)	280百万円	280百万円

現状・課題

◆林業基盤整備の推進

本市の管理する林道・作業道38路線では、路網保全のための改修や舗装を実施していますが、台風や豪雨による林道災害が多発しており、適正な管理と計画的な整備が求められています。また、高性能林業機械の導入による木材生産の効率化が求められています。

◆林業の担い手育成

バイオマス発電所の操業等により木材需要が増加する中、新たな林業就業者の確保が困難な状況が続いています。適正な森林施業の継続及び森林資源の有効活用を図るため、就業者の確保・育成の支援が求められています。

◆木材利用の促進

高知県の豊かな森林を守り、水源かん養[※]や二酸化炭素の吸収・貯蔵等の森林の持つ公益的機能の増進を図るためには、森林の整備及び県産材の需要拡大を促進し、森林資源の有効活用を図る必要がありますが、住宅着工数が減少する中、新たな需要先として、公共施設等への木材の利用が期待されています。また、県外の大消費地への地産外商の取組が求められているほか、これまで未利用だった森林資源を、バイオマスエネルギーとして有効活用する取組も求められています。

◆漁業基盤整備の推進

本市における水産関連施設は整備後 40 年以上経過したものが多く、今後更新に伴う経費が必要となることから、公共施設マネジメントに基づく維持管理が必要です。

また、将来確実に発生する南海トラフ地震や、年々大型化する台風に備え、漁港施設の補強等による災害に強い漁港づくりが求められています。

加えて海洋・内水面ともに、水産資源を適切に管理し、持続的に利用していくため、資源の定着・増殖に向けた取組が求められています。

◆漁業の担い手育成

漁業者の高齢化や後継者不足に加え、魚価の低迷や燃油価格の変動などにより、漁業は厳しい環境に置かれており、漁業活性化のためにも、新規漁業者の確保・育成のほか、就業時に必要な漁船などの設備投資や、資金調達に対する支援などが求められています。

◆魚価形成力の強化

水産物の消費動向(水産庁調査)では、魚介類消費量の減少が続いており、消費者の「魚離れ」が依然として進行しています。

また、各漁協での漁獲物の付加価値向上が課題となっていることから、安定した魚価の形成力を強化するため、地域水産物の利用促進、魚食普及や食育の推進、地産地消及び地産外商の推進が求められています。

重点的な取組

◆林業基盤整備の推進

林道・作業道の適正管理のため、崩落危険箇所等の調査により、計画的な改修を図るとともに、新たな開設計画の検討や、公共性の高い作業道の林道編入に取り組みます。

また、林業事業体への高性能林業機械等の導入支援に取り組みます。

◆林業の担い手育成

林野庁が実施する「緑の雇用※」や高知県林業大学校の活用といった林業新規就業者への支援により、林業従事者の確保に取り組むとともに、担い手のキャリアアップや森林組合の機能強化にも取り組みます。

◆木材利用の促進

公共施設や公共的施設・空間における木造化・木質化やCLT※等活用、公共土木事業での木材製品の積極的な利用を推進し、市民が木材に親しむ環境の創造に努めるとともに県産材の利用促進につなげます。

また、木質バイオマスボイラーの導入支援や木質バイオマスの発電利用により、未利用の森林資源の活用を促進するとともに、木材加工業者の機械設備等導入や、製材品流通業者の地産外商活動、森林環境保全・森林環境学習普及啓発イベント(高知もくもくエコランド)への支援にも取り組みます。

◆漁業基盤整備の推進

海洋・内水面ともに資源管理を行い、持続可能な漁業活動のために、種苗放流による水産資源の定着・増殖に取り組みます。

鏡川におけるカワウ被害については、鏡川漁協を中心に駆除隊を編成し、猟友会と行政が連携しながらアユやアメゴの資源保護に努めます。

また、南海トラフ地震や台風被害に対応するため、春野漁港の堤体等の補強工事に継続して取り組むとともに、港の防護機能を持続的に確保するため、ストックマネジメント計画に基づき適切な管理を行うことで、施設維持に要する費用の縮減や平準化を図ります。

◆漁業の担い手育成

高知県漁業就業支援センターをはじめとする関係機関と連携し、漁業就業希望者の確保に取り組むとともに、技術習得のための研修や就業時に必要となる漁船等の設備投資、資金調達に対する補助のほか、操業におけるコスト削減に有用な設備の取得補助を行うことで、担い手の自立支援に取り組めます。

◆魚価形成力の強化

魚食普及活動の推進による消費拡大に取り組めます。

豊かな海の資源を有する高知県の特性を活かし、県内の水産物等を用いた商品開発や加工を行い、食産業との連携や、外商の推進など、漁業者や地元漁協の取組を積極的に支援し、魚価形成力の強化につながる取組を推進します。

施 策

35

地場企業の強みを活かした 産業の振興

施策の目的

地域産業を振興するため、企業の操業環境を整えながら、さまざまな企業活動の支援に取り組むことで、地場企業の強みを活かしたものづくりの振興とともに、新しい市場の開拓に向けて、地産外商による販路拡大をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
製造業の製造品出荷額	市内における製造業の製造品出荷額	1,751億円 (平成29年度)	1,993億円	2,145億円
販路拡大支援対象事業者の商談成約額	販路拡大支援対象事業者が商談会等を通じて商談が成立した成約金額	102,986千円 (令和元年度)	102,986千円	200,000千円

現状・課題

◆操業環境整備の推進

操業環境の悪化や、南海トラフ地震対策等による市内企業の市外・県外への転出が危惧されており、新たな産業団地の整備などによる操業環境整備が求められています。

◆地産外商の推進

製造品出荷額等を増加させるため、関係機関と連携し、地産外商による販路拡大等の支援が求められています。

◆伝統産業の推進

市内の伝統産業の事業所は小規模であり、職人の高齢化や後継者不足が進んでいるため、県内外での知名度向上や販路拡大等の支援が求められています。

◆産業技能の承継と向上

産業を支える技能者を育成するとともに、社会的、経済的地位や技能水準の向上が求められています。

重点的な取組

◆操業環境整備の推進

現在取組を進めている産業団地の整備を推進します。また、新たな産業団地整備の検討に取り組みます。

◆地産外商の推進

展示会や見本市への出展、広告掲載に対する補助を行い、地場企業の販路拡大に取り組みます。

◆伝統産業の推進

伝統産業の強みを活かしたブランド力や知名度の向上を図るため、県や県内市町村と連携しながら、県内外に向けた伝統工芸品のPR活動や販路拡大等に取り組みます。

◆産業技能の承継と向上

関係機関と連携のうえ、伝統産業の後継者を育成し、産業技術の承継推進を図るとともに、事業承継につながるよう支援します。

また、技能者の社会的、経済的地位や技能水準の向上を図るために、技能功労者表彰に取り組みます。

第2節

政策 11 (基本目標)

にぎわいが創出され、 いきいきと働けるまち

【10年後の理想の姿】

国内外から訪れる多くの観光客が、魅力あふれる高知の観光資源を楽しみ、おもてなしの心に触れ、来訪に満足しています。また、何度も高知を観光する人が増え、観光消費が拡大しており、その経済効果が地域を活性化し、観光に関連する幅広い産業で新たな雇用を創出しています。

歴史・文化などの豊富な地域資源に触れ、楽しむ場として、多くの人が回遊し、滞在する中心市街地は、本市の「顔」にふさわしい、市全体のにぎわいや活力を創出する拠点となっています。

地域特性を活かした新たな産業の創出や企業支援、企業誘致により、多様な就労ニーズに応じた雇用の場が確保されています。

働きたい人が、それぞれのライフスタイルに合わせながら、自身の知識や技能を生かして職業に就いており、働きやすい環境で就労することで、心豊かでゆとりのある生活を送っています。

このように、にぎわいと地域経済活性化の好循環により雇用が生まれ、働きたい人が意欲を持って主体的に働けるまちをめざします。

施策

- 36 観光魅力創造・まごころ観光の推進
- 37 魅力あふれる商業の振興
- 38 新たな事業の創出と企業誘致
- 39 いきいきと働ける環境づくり

施 策

36

観光魅力創造・まごころ観光の推進

施策の目的

高知ならではの魅力の磨き上げや、ホスピタリティあふれる受入態勢の充実、本市を拠点とした周遊観光の定着等により、国内外からの観光客の増加を図るとともに、観光客の満足度の向上と消費拡大をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
年間観光入込客数 (海外からの観光客を含む)	年間の県外観光客の高知市への入込数(1月から12月まで)	329万人 (令和元年度)	348万人	353万人
市内の延べ宿泊者数	年間の高知市での延べ宿泊者数(1月から12月まで)	119万人泊 (令和元年度)	125万人泊	130万人泊
県外観光客消費額	年間の県外観光客の高知市での消費額(1月から12月まで)	822億円 (令和元年度)	997億円	1,072億円
外国人延べ宿泊者数	年間の外国人の高知市での延べ宿泊者数(1月から12月まで)	6.9万人泊 (令和元年度)	24.5万人泊	29.0万人泊
観光客の高知市観光の満足度	高知市観光満足度調査による高知市滞在の総合満足度(1月から12月まで)	78.3% (平成30年度)	80.0%	82.0%

現状・課題

◆地域資源の魅力創出

本市には、自然や歴史、文化など数多くの観光資源が存在しており、これらの資源をハード・ソフト両面において引き続き磨き上げを行うとともに、高知の強みを生かした食や夜の観光など、新たな観光資源の発掘が求められています。

また、県内の全市町村で形成した「れんけいこうち広域都市圏※」における広域的な魅力の創出など、高知市を周遊拠点とした新たな周遊観光の創出が求められています。

夏の風物詩である「よさこい祭り」は、毎年全国から多くの踊り子や観光客が訪れる高知市を代表する祭りとなっていますが、競演場・演舞場での人材や運営費の不足といった課題が生じており、継続的運営に向けた取組が求められています。また、これまで2020東京オリンピック・パラリンピックと連動して様々な取組を行ってきており、国内外に向けたさらなるPRの充実、強化が求められています。

桂浜公園については、施設の老朽化や、多様化する観光客のニーズに対応するため、さらなる魅力向上に向けての取組が求められています。

◆インバウンド観光の推進

高知県を訪れる訪日外国人旅行者は、2019(令和元)年まで年々増加しておりましたが、2020(令和2)年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、インバウンド※観光にも多大な影響を与えました。今後は、社会情勢の変化に応じた柔軟な対応が求められています。

外国人観光客の誘致にあたっては、外国人のニーズに合わせた効果的なプロモーション活動や、れんけいこうち広域都市圏で取り組む事業の活用による県内市町村や四国の県庁所在市での連携も含めた、より効果の高い誘致活動の継続が求められています。

また、増加している外国客船の寄港時には、シャトルバス運行や臨時観光案内所の増設、おもてなしイベントを実施してきましたが、今後は乗船客の滞在時間の延長や消費拡大に向けた取組が求められています。

◆効果的な情報発信

観光客誘致にはニーズを把握した観光プロモーションが重要であり、ニーズ把握のための調査や旅行エージェントへの情報提供の強化、国外への情報発信など、効果的なプロモーション活動が求められています。

また、観光情報を得るためにインターネットやSNS※(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などを利用する傾向が高まっていることに加え、外国人観光客も増加していることから、多言語に対応した情報提供が求められています。

◆受入態勢の充実

外国人観光客も含め、県外からの観光客が安心して快適に本市での滞在を楽しむために、観光案内や交通アクセス、滞在環境などの利便性・快適性を高める取組が求められています。

また、観光関連業界のみならず、観光地における地元住民のおもてなし意識の向上が、これまで以上に求められています。

重点的な取組

◆地域資源の魅力創出

坂本龍馬をはじめとする「歴史」資源や観光施設は、さまざまな切り口での事業展開、他都市との連携を行いながら、今後も魅力づくりに取り組みます。

高知の観光資源の一つである「食」については、「食」を巡る周遊観光の創出に取り組むとともに、日曜市を活用した食の体験など、食の魅力を基軸とした観光振興に取り組みます。

また、周遊拠点・高知市としての機能・役割強化をめざし、宿泊を含む自然体験コースの造成、夜の観光資源の創出に向けた取組を進めるとともに、れんけいこうち広域都市圏における観光客動態調査を活用した周遊ルートの造成により、圏域の経済活性化をめざします。

よさこい祭りの運営体制については、競演場・演舞場運営への大学生の参加など、競演場・演舞場の活性化について関係者と協議を行います。また、国内外に向けたよさこいのPRを強化していくとともに、海外チームの誘致・受入や海外チームが参加しやすい環境の整備等、祭りの継続と充実に向けた方策に取り組んでいきます。

桂浜公園は、桂浜公園整備基本構想及び基本計画、整備手法等調査を基に、既存施設の活用を含む整備手法の検討を行い、自然景観と歴史資源を活かした、学びや憩い、楽しみがあふれる公園としての再整備に取り組みます。

スポーツにおいては、高知県観光コンベンション協会と連携しながら、引き続き国内外のプロ野球や社会人・大学等のキャンプ・合宿等の誘致を行うとともに、練習場所の調整等スムーズな受入ができるよう取り組みます。

◆インバウンド観光の推進

外国人に人気の「自然体験」や「食」など、高知ならではの魅力を、アジアを中心に増加傾向にある個人旅行者や外国客船の寄港等も活かしながら効果的に発信するとともに、れんけいこうち広域都市圏や四国の県庁所在市などと連携して外国人観光客の誘致に取り組みます。

外国人観光客の受入環境の整備については、外国人観光客の動向やニーズに対応したWi-Fiや多言語の案内板・パンフレットの整備等に、県や中心商店街、旅行業者等と協力・連携し取り組みます。

周遊拠点として、大型客船寄港時のシャトルバス運行や中心部の観光案内所における他市町村と連携した情報発信、外国語観光案内システム「tosatrip」の利用促進を図り、滞在時間の延長や消費効果の拡大に取り組みます。

◆効果的な情報発信

観光プロモーションについては、観光客動態調査や観光案内所運営によるニーズ等の分析により、県内の観光資源を効果的に結び付けた広域観光PRを実施します。また、歴史や食、よさこいなど本市の強みを活かしながら、関係団体やイベントなどを活用・連携し、首都圏や東アジア等への観光PRに取り組みます。

情報発信においては、パンフレットなどのリアルプロモーションに加え、多言語ホームページやSNSなどのICT※を活用し、ターゲットに応じた情報発信と結果分析による効果的なPRを行います。また、発信力のある人や会社を活用した参加型キャンペーンの実施により、国内外への発信力を強化します。

◆受入態勢の充実

国内外の観光客に対する観光案内機能については、ハード・ソフト両面において、観光客のニーズやユニバーサルデザイン※を意識し、関係機関等と連携して受入態勢の充実に取り組みます。

観光地間の移動手段については、周遊観光バスの運行継続やおもてなしタクシー等の情報発信に取り組みます。

インバウンド観光向け研修については、時勢に応じたさまざまなテーマの研修を企画・開催していきます。

観光客の満足度向上を図るため、観光関係者はもちろんのこと、次代を担う子どもたちに、ふるさとへの愛着とおもてなしの心を醸成する取組を行うなど、市民全体でのホスピタリティの育成・向上を推進します。

施策

37

魅力あふれる商業の振興

施策の目的

県域の中心商業地として、特色ある商業やサービス産業による魅力と集客力の向上を図るとともに、商業者等の経営力や流通基盤の強化をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
商店街の空き店舗率	市内の商店街の空き店舗率	17.5% (令和元年度)	17.6%以下	16.6%以下
歩行者通行量	高知市中心市街地活性化基本計画による中心市街地の歩行者通行量(17地点・冬季・平日休日2日の合計)	144,672人 (令和元年度)	(注)	(注)

(注) 中間目標値及び最終目標値については、次期の高知市中心市街地活性化基本計画策定検討時(令和4年度)に設定します。

現状・課題

◆商店街の活性化

モータリゼーションの進展に伴う商圈の変化、商圈内の人口減少と高齢化のほか、インターネット通信販売の普及等によるライフスタイルの変化、郊外への県外資本の大規模小売店舗進出など、商店街を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、商店街や個店が持つそれぞれの特性や魅力を活かしながら活性化を図っていくことが求められています。

◆街路市の活性化

農産物を中心に一定の流通機能を果たすとともに観光資源としても重要な役割を担う日曜市をはじめとする街路市は、地元消費者の街路市離れに歯止めをかけるとともに、出店者の高齢化と後継者不足への対策を進め、次世代に継承していくことが求められています。

◆商業等経営基盤の強化

中小小売店等の経営者の高齢化や、後継者不足による廃業への対応、消費者ニーズの変化に伴う販売形態の多様化への対応が必要となっており、事業承継や経営基盤強化により事業継続につなげていくことが求められています。

◆卸売市場の活性化

卸売市場における生鮮食料品等の安定供給機能を維持していくため、施設の管理運営体制の合理化を図るとともに、食文化の維持に向けて市民に身近な市場をPRすることが求められています。

重点的な取組

◆商店街の活性化

高知市中心市街地活性化基本計画に基づいた事業を実施するとともに、近隣商店街に対する空き店舗活用創業支援事業費補助金等の制度拡充・強化により魅力ある店舗の集積を促し、商店街の活性化に取り組みます。

◆街路市の活性化

街路市活性化構想に基づき、外国語版パンフレットやPR動画の作成などによる街路市の情報発信の強化を図るとともに、出店基準の規制緩和等により、出店者減に歯止めをかけるなど、生活市としての街路市の魅力、集客力及び利便性の向上をめざして活性化に取り組みます。

◆商業等経営基盤の強化

高知商工会議所等の指導団体と連携した経営者支援を行うとともに、中小企業団体等が実施する共同事業の支援や融資制度の活用により経営基盤の強化に取り組みます。

◆卸売市場の活性化

空き店舗への入居者の公募や有効な利活用の検討とともに、市場開放デイをはじめ、市場秋祭りなどのイベントの充実や視察・見学者の積極的な受入れに取り組みます。

施策の目的

新たな価値やビジネスの創出に取り組むことで、地場企業による産業の活性化を図るとともに、雇用創出効果の高い事務系企業やコンテンツ企業を誘致することにより雇用の場の確保をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
市内企業の有形固定資産投資総額	市内企業のうち従業者 30 人以上の事業所の有形固定資産投資総額(直近 3 か年の平均値)	558,205万円 (平成29年度)	975,833万円	975,833万円
企業誘致に伴う新規雇用者数	企業誘致による新規雇用者数(累計)	1,269人 (令和元年度)	1,650人	2,000人

現状・課題

◆事業創出の支援

市内中小企業の労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあり、新商品の開発や販路開拓を図る必要があります。地場企業が新たな事業に取り組むためには、設備の老朽化が進んでいるため、生産性の高い設備へと一新させるためのサポートを行うことが求められています。

◆企業誘致の推進

雇用情勢が改善する中、求職者による就労先の選別や若年者労働力の県外流出が続いており、市民の就職ニーズの高い事務系企業やコンテンツ企業を誘致し、優良な雇用の場を確保することが求められています。

重点的な取組

◆事業創出の支援

市内中小企業が少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、国や関係機関と連携し、市内中小企業による新たな事業や設備投資の支援に取り組みます。

公共施設の空きスペースをシェアオフィスとして活用するなど、市内事業者の創業支援に取り組みます。

◆企業誘致の推進

優良な雇用の場を確保し、若年者労働力の県外流出に歯止めをかけるため、業種、勤務内容、勤務条件など、より市民の就職ニーズに合った企業の誘致に取り組みます。

施 策

39

いきいきと働ける環境づくり

施策の目的

幅広い世代がいきいきと働ける社会を実現するため、未就職者の早期就職の支援や高齢者の就業機会の確保に取り組むとともに、勤労者福祉の充実などの労働環境の改善をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
就職者数	新規就職者数(合同面接会を含む雇用促進事業)	82人 (令和元年度)	73人	152人
就労相談者数	就労に関する相談支援延べ人数(無料職業紹介事業)	321人 (令和元年度)	352人	362人

現状・課題

◆雇用・就職等の促進

若年求職者などの就職を支援するために、求人側の求める人材に適した能力育成等の事業を実施し、雇用のミスマッチを解消するとともに、求職者と求人側のマッチングを行うことが求められています。

また、一人ひとりがそれぞれのライフスタイルに合わせて働けるように「新たな働き方の推進」等、女性や高齢者等が活躍できるための環境整備が求められています。

◆勤労者福祉の充実

本市の勤労者の大多数は中小零細企業に勤務していることから、事業所単独では困難な福利厚生事業の充実や、適切な労働条件の確保が求められています。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

一人ひとりが豊かな生活を送ることができる社会を実現するためにワーク・ライフ・バランス※の推進が求められています。

重点的な取組

◆雇用・就職等の促進

若年者や女性等に対する就職支援として、就職応援セミナーを実施するとともに、無料職業紹介事業において、就労支援員による個別カウンセリングや、就職に必要な各種支援、ハローワークからの求人情報等を活用した職業紹介を行い、求職者のサポートに取り組めます。

教育機関と連携した職場体験、インターンシップなどの取組を通じ学生段階から職業観や勤労観の醸成を図ります。また、関係機関と連携し、市内企業への就職希望者に対する支援を行うことにより、若者の市内企業への就職率向上に取り組めます。

高齢者の就業の機会を確保するために、公益社団法人高知市シルバー人材センターに対して、運営費補助等の支援を行います。

◆勤労者福祉の充実

中小企業の福利厚生事業のサポートを行っている公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンターに対する支援を行うとともに、高知市勤労者交流館が実施する施設の貸し出しや労働相談、講座の開催を通じて、勤労者の文化、教養や福祉の充実に取り組めます。

また、広報活動を通じて、適切な労働条件の啓発や関係法令の周知に取り組めます。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスを推進するため国や県など関係機関と連携を図り、民間企業等への啓発・広報活動に取り組めます。

基本計画編 各論

第5章 まちの環

第1節 便利で快適に暮らせるまち

第2節 災害に強く、安全に暮らせるまち

5 まちの環

政策 12 (基本目標)

便利で快適に暮らせるまち

【10年後の理想の姿】

都市部、田園地域及び中山間地域のそれぞれの多様な特性を活かした都市環境が形成され、バランスのとれた都市に発展しています。

都市部では、効率的な都市基盤の整備や都市機能の集約が促進され、都市周辺では、地域の特性や課題に応じた生活環境や交通の利便性が改善するなど、市域全体では、市街地の外延的な拡大が抑制された「コンパクト・プラス・ネットワーク※」の形成に向け進んでおり、利便性の高い快適な交通環境の整備も進み、誰もがスムーズに市内を移動しています。

道路施設が適切に維持管理されており、歩行者や自転車も安心して通行しています。また、市民の交通安全に対する意識が高まっており、交通事故が減少しています。

市民の共有財産である良好な都市景観や、公園や緑地などの水と緑の空間が、市民の暮らしに安らぎとうるおいをもたらしています。

常に安定して、安全で良質な水道水が市民に供給されています。また、災害時でも被害を最小限に留め、早期に復旧できる体制が整っています。

このように、自然と人とまちが調和し、便利で快適に暮らせるまちをめざします。

施策

- 40 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成
- 41 安全で円滑な交通体系の整備
- 42 魅力あふれる都市美・水と緑の整備
- 43 安全で安定した水道水の供給

施策

40

地域特性を活かした、 バランスの取れた都市の形成

施策の目的

人口減少や高齢化の進行に対応した、都市機能が集約され、市街地の外延的な拡大が抑制されたコンパクトシティ※の形成とともに、都市部の中心市街地の活性化をはじめ、田園地域、中山間地域それぞれの地域特性を活かしたバランスの取れたまちづくりをめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
居住誘導区域内人口	高知市立地適正化計画における居住誘導区域内の人口	27.9万人 (平成28年度)	27.3万人	26.9万人
中心市街地の居住人口の割合	市全体に対する中心市街地(注1)の居住人口の割合	1.66% (令和元年度)	(注2)	(注2)
中心市街地の活性化に関する市民満足度	市民意識調査で「中心市街地は活性化したと思う」と回答した市民の割合	48.9% (令和元年度)	50.7%	52.2%

(注1) 中心市街地とは、高知市中心市街地活性化基本計画で定めた計画区域のことです。

(注2) 中間目標値及び最終目標値については、次期の高知市中心市街地活性化基本計画策定検討時(令和4年度)に設定します。

現状・課題

◆地域特性を活かした土地利用の推進

2005(平成17)年の鏡村、土佐山村及び2008(平成20)年の春野町との合併により、都市部、田園地域、中山間地域がバランス良く調和したまちが誕生し、それぞれの地域特性を活かした適正な土地利用が求められています。

今後、人口減少や少子高齢化が進行する中で都市の集約化により効率的な都市経営を行っていくことが求められています。

一方、田園地域では、農業従事者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が増加し、中山間地域においては、手入れの行き届かない森林も見られることから、恵まれた自然環境を活かし、森林や農地の保全を図りつつ、集落の活力やコミュニティの維持・向上につながる土地利用が求められています。

◆中心市街地の整備

市街地中心部のにぎわいは回復しつつあるものの、居住人口の減少、中心商店街でのにぎわいの偏り、外国人観光客の受入れなどが中心市街地の新たな課題や変化となっています。

このため、商業施設や事業所などの都市機能の集積により、求心力を向上させるとともに、城下町の歴史・文化などの資源を活かし、都市核としての活力・魅力の向上が求められています。

◆安全で快適な歩行者空間の確保

中心部の回遊性向上を図るため、歩行者が安全・安心に通行できる空間を確保する必要がありますが、安全性や快適性に劣る現状にあり、歩行者空間の整備が求められています。

◆市営住宅の整備

経年による老朽化のほか、入居者の高齢化や家族形態の変化への対応が求められています。

また、南海トラフ地震を見据え、津波や浸水被害を想定しながら、防災・まちづくりの観点からも対応が求められています。

◆空き家対策の推進

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用についての対応が求められています。

重点的な取組

◆地域特性を活かした土地利用の推進

都市部では、今後の人口減少、高齢化を見据えた高知市立地適正化計画、高知市地域公共交通網形成計画及び高知市公共施設等総合管理計画等を踏まえ、都市機能を集約し、健康で快適な生活や、持続可能な都市経営の確保に取り組めます。

田園地域では、農地の保全や農業振興に努めるとともに、良好な居住環境の確保や活力ある地域づくりに努めます。

中山間地域では、遊休地や空き家などの地域資源の有効活用により定住の促進等に取り組むとともに、都市と農山村の交流に努めます。

◆中心市街地の整備

中心市街地では、高知市中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業を官民連携して推進し、活力あふれ、にぎわいのある中心市街地の形成に取り組めます。

◆安全で快適な歩行者空間の確保

歩行者を中心とした道路空間の形成に向けた課題の把握や体制づくり・仕組みづくりを商店街や利用者とともに検討し、中心市街地において、回遊性に優れ、歩行者が安心して通行できる空間づくり(追手筋プロムナード構想)を検討します。

また、歩行者や自転車利用者の安全な通行環境確保に向けて、関係機関と連携しながら、自転車マナーアップキャンペーンや、県内一斉自転車街頭指導などに取り組めます。

◆市営住宅の整備

高知市住生活基本計画、高知市営住宅再編計画及び高知市公共施設マネジメント基本計画に基づき、既存住宅の長寿命化、老朽住宅の除却や建て替え、小規模団地の集約化を進め、住宅ストックの効率的な運用と住宅戸数の適正な管理に取り組めます。

◆空き家対策の推進

高知市空家等対策計画に基づき、適切な管理がされていない空き家については、所有者調査を行い、所有者に対しては、空き家の現状や、除却に必要な費用の一部を助成する補助金制度等の情報を提供するとともに、必要に応じて助言・指導を行い、問題解決に努め、地域の環境整備に取り組めます。

空き家の利活用については、福祉や介護、子育て支援等、幅広い分野において活用の検討を行い、地域の活性化につなげます。

施策の目的

利便性の高い快適な交通環境の実現に向けて、広域交通ネットワークの強化と都市内交通の円滑化に取り組むとともに、市民の日常生活における移動手段を維持・確保するため、公共交通の利用を促進しながら、地域の実情に応じた公共交通体系の構築をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
公共交通利用率	高知市人口に対する公共交通利用者数の割合	7.88% (平成30年度)	7.88%	7.88%
交通事故発生件数	市内における交通事故発生件数(1月から12月まで)	948件 (令和元年度)	700件以下	500件以下

現状・課題

◆道路交通網の整備

災害時の避難路や支援物資輸送路として重要な役割を果たす「四国8の字ネットワーク」の早期実現に向けた取組が求められています。また、都市間や地域間の交通連携を支援するための道路や、都市内の自動車交通を分散・誘導し、発展や交通安全を支援する道路の整備が求められています。

長期未着手の都市計画道路の見直しや交通事故を防止し、安全で快適な生活空間を創出する取組が求められています。

◆道路構造物の適切な維持管理

2019(平成31)年3月末現在で9,247路線、約1,973kmに及ぶ市道において、経年による老朽化等により、橋梁や各種道路施設の適切な維持管理が求められています。

◆公共交通の活性化

人口減少、自動車利用中心のライフスタイルの定着等により公共交通の利用者は減少している一方で、高齢運転者の事故等もあり免許返納の動きが強まるなど、高齢者を中心に公共交通の重要度は高まっています。また、今後さらに進行する少子高齢化への対応や環境問題の解決の視点から自動車から公共交通への転換に向け、公共交通の活性化が求められています。

市民の日常生活における移動手段を維持・確保するために、持続可能で地域最適な利便性の高い公共交通体系の構築や公共交通利用促進策など、利用者を増やす取組が求められています。

◆交通安全運動・自転車交通対策の推進

歩行者通行の安全確保に向けて、交通安全意識の啓発を推進するとともに、自転車等放置防止対策や交通安全施設の整備を進めており、近年、交通事故に占める高齢者の割合が増加していることや、自転車利用者のマナーの悪さ等が社会問題化していることから、今後も継続した取組が求められています。

◆交通渋滞の解消

本市の道路網は、都心部から放射状に広がって都市の骨格を成しており、周辺市町村間の主要交通も都心部を通過する構造のため、朝夕を中心とした交通混雑が発生しており、低炭素都市※を推進するためにも、交通渋滞の解消が求められています。

重点的な取組

◆道路交通網の整備

高知東部自動車道及び国道 33 号の未整備区間の事業進捗に向けた国への働きかけを、県及び関係市町村等と連携して取り組みます。また、都市間や地域間の交通連携の支援や、都市内の自動車交通を適切に分散・誘導し、地域の発展や交通安全を支援するための道路整備に取り組みます。

県と連携し、高知広域における将来交通需要予測や将来交通量の推計を行いながら、長期未着手路線の必要性を整理し、見直しを検討するとともに、地域内の生活道路や通学路などにおける、交通安全施設の整備や、狭あい部の拡幅整備や交差点改良などについては、交通量の多い路線や住民要望も踏まえて取り組みます。

◆道路構造物の適切な維持管理

安全性の確保と財政負担の軽減を図るために、道路施設の定期点検を行い、従来の対処療法的修繕から、計画的・予防保全的な維持管理に取り組みます。

◆公共交通の活性化

持続可能な地域公共交通体系を形成するために、住民・利用者、行政、交通事業者が協働し、地域の実情や人口減少、少子高齢化、技術革新等の社会構造の変化を踏まえた、分かりやすく利用しやすいバス路線網の構築や市民の移動ニーズに対応した移動サービスの維持・確保に取り組みます。

公共交通の利用者拡大と利用回数の増大を図るために、交通事業者や関係機関と連携し、キャンペーンやイベントでの啓発を通じて市民のマイバス・マイレール意識の醸成を行うとともに、低床バス車両・低床電車の導入等の利用環境の整備を行い、公共交通の利用促進に取り組みます。

◆交通安全運動・自転車交通対策の推進

高齢化の進行に対応した交通安全教育の実施や、交通安全運動の促進に取り組みます。また、自転車放置防止対策について、利用率の低い地下駐輪場の利用促進策の検討などに取り組みます。

◆交通渋滞の解消

都心への自動車交通の円滑な交通処理を図るとともに、コンパクトシティ※の実現のための幹線道路網の整備に取り組みます。

交通事業者や民間事業者と連携しながら、既設のパークアンドライド※の利用促進を図るとともに、自動車交通から公共交通への転換を誘導するため、ターミナル機能の強化、TDM※(交通需要マネジメント)の推進、バス停での情報提供の充実など、公共交通の利用促進支援に取り組みます。

施策

42

魅力あふれる 都市美・水と緑の整備

施策の目的

市街地において市民の安らぎとうるおいの場となる、緑豊かな親しみやすい水辺の環境づくりを進めるとともに、市街地の背後地の自然と調和した美しい魅力あるまちなみの景観形成をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
市民一人当たりの公園面積	都市公園法に基づいて設置された公園の市民一人当たりの面積(都市計画区域内)	8.64㎡ (令和2年度)	10㎡以上	10㎡以上
都市美デザイン賞※ 応募件数	良好な景観形成に寄与し、市民の都市美に対する意識を高める作品の応募件数	21件 (令和2年度)	33件	33件

現状・課題

◆景観整備の推進

本市の景観は、商業施設が集中する中心地域や、山地や農地が広がる自然豊かな地域、自然に囲まれた戸建て住宅地域などの景観域と、主要幹線道路、河川・海岸などの景観軸で構成されています。また、高知城や五台山竹林寺等の文化財が点在する文化的景観を有していることから、総合的かつ一体的な景観形成が求められています。

◆都市公園等の整備

都市部の公園の整備状況は、市民一人当たりの整備面積が8.64㎡(2020(令和2)年4月1日現在)となっていますが、高知市都市公園条例に定めている市民一人当たりの敷地面積の目標値10㎡以上をめざして、さらなる整備が求められています。

また、少子高齢化等による人口減少や、中央公園、城西公園、わんぱくこうち等、既存施設及び設備の老朽化が進む中、市民ニーズに対応したリニューアル、計画的な長寿命化等の対策が必要となっています。

重点的な取組

◆景観整備の推進

高知城周辺や商店街を景観形成重点地区に指定し、周辺環境を活かしたまちなみを整備することや、高知市屋外広告物条例に基づく地域特性に応じた広告物等の規制を行うことで、まちなぎわいの創出と都市景観の形成に取り組めます。

また、浦戸湾・太平洋の海岸線や仁淀川・鏡川などの「水のネットワーク」については、治水・利水・環境との整合を図りつつ、高知らしい景観の保全・創出に努めます。

さらに、市民参加の景観づくりの推進のため、地区計画や建築協定の活用、都市美デザイン賞の実施による良好な景観形成のための啓発、地域住民が組織する花いっぱい会への支援や、公共花壇及び市内中心部幹線道路への花の植え付け、都市緑化推進イベントや講習会などに取り組めます。

◆都市公園等の整備

長期浸水予想区域に位置するわんぱくこうち等の施設については、災害対策を強化する整備、スポーツツーリズム※の推進をめざす東部総合運動公園や地域の中核的公園については、早期の開設区域拡大など、都市公園等の整備に取り組めます。

また、子育て世代や高齢者などの利用に対応したユニバーサルデザイン※に配慮し、高齢化率※などの地域特性や市民ニーズに対応した施設へのリニューアルや、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した施設の計画的な更新に取り組めます。

施策の目的

水道施設の南海トラフ地震対策や、漏水事故等を未然に防ぐ「予防保全型」の維持管理を推進するとともに、人口減少による水需要の減少に対応した効率的な事業運営に努め、いつでも安全で安定した水道水の供給をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
基幹管路の耐震適合率	耐震適合性のある管の延長／基幹管路の総延長	43.5% (令和元年度)	56.5%	65.0%
基幹浄水場事故件数	前年度の基幹浄水場事故件数	0件 (令和元年度)	0件	0件

現状・課題

◆人口減少による水需要の減少への対応

節水機器の普及や節水意識の定着等により、水道の有収水量※は2000(平成12)年度をピークに減少傾向にあります。2011(平成23)年度からは給水人口も減少に転じており、水需要の減少に伴う給水収益の減少は、今後も続くことが予想されています。

水道事業の経営の安定化には、より一層の経営の効率化と投資の合理化による、経営基盤の強化が求められています。

◆持続可能な水道システムの再構築

高度経済成長期(昭和40年頃)の本市は、急激な人口増加に伴い急伸する水需要により、慢性的な水不足に悩まされていたことから、仁淀川水系(大渡ダム)や吉野川水系(高知分水)に水源を求め、新たに針木浄水場を建設するなど施設拡張に取り組んできました。

しかしながら、水需要の減少が今後も見込まれる現状においては、水需要が右肩上がりの時代に整備した現在の施設では、施設能力や管路の通水能力が過大となり、稼働率の低下や水の滞留による水質劣化などが懸念されています。このため、水需要の減少に対応した施設能力の見直しや施設の統廃合など「持続可能な水道システムの再構築」が求められています。

◆水道施設の耐震化・更新整備

南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合、古い耐震基準で整備された浄水場や配水池などの基幹施設や、耐震性の低い基幹管路が損傷し、広域的かつ長期間にわたる断水被害が生じる恐れがあることから、これらの重要な施設を早急に耐震化し、市民生活への影響を最小限に留めることが求められています。

一方、高度経済成長期に集中的に拡張整備した水道施設は今後、急速に老朽化が進み、漏水や道路陥没事故などの発生リスクが高まることから、定期点検や補修など適正な維持管理に加えて、重要度や健全度に応じた計画的な更新が必要となっています。

◆災害時における応急活動体制の強化

南海トラフ地震などの災害発生直後は、停電や施設の損傷により、水道施設が重大な機能停止に陥り広域的断水が生じる恐れがあることから、このような混乱期においても市民へ、できるだけ早く「いのちの水」を届けられるよう、運搬給水の拠点となる応急給水拠点の整備や応急活動（応急給水・応急復旧）体制の強化などハード・ソフト両面の取組の強化が求められています。

重点的な取組

◆人口減少による水需要の減少への対応

2017(平成29)年度に策定した高知市水道事業経営戦略等に基づき、民間企業の経営ノウハウ等の活用による経営の効率化や、水道施設のダウンサイジングなど投資の合理化を図るとともに、公平で合理的な料金体系の検討を行うなど、長期的に安定したサービスの提供に取り組めます。

◆持続可能な水道システムの再構築

今後の水需要の減少に対応した施設能力の見直しには、渇水や浄水場の運転停止などの非常時においても市民生活に著しい支障を来すことのないよう、給水の安定性確保のための「予備力」を考慮して施設能力を決定します。

また、当面は現在保有する施設を適切に維持管理することにより長寿命化を図ることとし、更新のタイミングで、管口径のダウンサイジングや、ポンプ台数の最適化により投資の合理化(更新コストの縮減)や施設の効率化を図り、「持続可能な水道システムの再構築」に取り組めます。

◆水道施設の耐震化・更新整備

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合においても、断水被害による市民生活への影響を最小限に留めるために、浄水場や応急給水拠点となる配水池など基幹施設の耐震化(耐震補強)、送水管や配水本管など基幹管路の耐震化(耐震管への布設替)を重点的に進めます。

また、水道施設の突発的な事故や故障は、市民の暮らしや経済活動に大きな影響を及ぼすことから、日常の点検で得られる機器の劣化状況などの情報を把握・蓄積・分析し、最適な整備を行うことで事故を未然に防ぐ「予防保全型」の維持管理に努めるとともに、計画的で効率的な施設更新に取り組めます。

◆災害時における応急活動体制の強化

南海トラフ地震などの大規模災害により断水被害が生じた場合に、市民にできるだけ早く「いのちの水」を届けるため、運搬給水の拠点となる応急給水拠点の整備を図るとともに、耐震性非常用貯水槽の開設・運営訓練などの防災訓練を通じて、自主防災組織や町内会との協力体制の確立に取り組めます。

また、日本水道協会や高知市管工事設備業協同組合との災害応援協力体制を維持するとともに、地震災害等による被災地へ職員を派遣し、現場での応急活動で得られるノウハウを蓄積することで、実践的な災害対応力の向上につなげるなど災害時における水道供給体制の強化に取り組めます。

第2節

政策 13

(基本目標)

災害に強く、安全に暮らせるまち

【10年後の理想の姿】

あらゆる災害に強い都市基盤の整備が進んでおり、建築物の耐震化や緊急避難場所の整備などにより都市の防災機能が向上しています。

国や県、関係機関との連携も強化されており、災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速かつ的確に行われる体制が整っています。また、市民が高い防災意識を持ち、地域における自主的な防災活動が活発に行われており、地域全体で災害に備えています。

災害発生直後であっても、行政機能や経済活動を機能不全に陥らせず、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道・燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらを早期に復旧することができます。また、その後の復旧・復興の仕組みが構築されています。

このように、市民の生命と財産を守る防災や消防の充実した、安全に暮らせるまちをめざします。

施策

- 44 命を守る対策の推進
- 45 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)(再掲)
- 46 消防・救急・医療体制の強化
- 47 災害からの迅速な復旧
- 48 復旧・復興体制の強化

施策の目的

大規模災害が発生したときに人命の保護が最大限図られるように、防災対策と施設整備が行われたまちづくりをめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
市内建物(住宅)の耐震化率	住宅・土地統計調査(総務省)に基づく住宅の耐震化率	86.0% (平成31年度)	93.0%	99.0%
緊急輸送道路における橋梁耐震化率	緊急輸送道路上の耐震対策を計画している橋梁数に対する対策済み橋梁数の割合	(注)	(注)	(注)
資機材が整備された津波避難ビル※数	避難者用の簡易トイレ等資機材が整備された津波避難ビル数	264施設 (令和元年度)	340施設	365施設

(注) 2022(令和4年度)年度から施行する橋梁耐震化計画に則して設定します。

現状・課題

◆建築物の耐震化促進

南海トラフ地震に備え、旧耐震基準※の住宅などについては、早期の耐震化が必要です。
また、2018(平成30)年に発生した大阪府北部地震以降、ブロック塀等の安全対策が求められています。

◆密集市街地の整備

土地区画整理事業などの面的・都市施設整備が未実施である密集市街地などに対しては、市街地の耐震性や火災に対する防災性の向上を目的とした、都市基盤整備の推進や、建物の更新が求められています。

◆橋梁耐震化の推進、防災道路の整備

大規模な自然災害が発生した場合に、救助や救急活動、また、食料・飲料水・生命に関わる物資輸送のための緊急輸送ルートの交通ネットワークに対する耐震性の向上が求められています。

◆公園の防災機能の強化

災害発生直後から、市民の避難場所や、救助・救急活動の拠点となる公園の防災機能の強化が求められています。

◆緊急避難場所の整備

南海トラフ地震では、広範囲にわたり津波の浸水が想定されており、津波避難施設の整備が求められています。市街地では津波からの緊急避難場所として津波避難ビルの指定を進めており、2020(令和2)年4月1日現在で、321施設、274,237人の避難が可能となっています。今後も津波避難ビルの少ない地域を重点的に、さらなる津波避難ビルの指定や避難訓練の支援、長期浸水による孤立を想定した対策などが求められています。

◆地震・津波火災対策の推進

南海トラフ地震が発生した場合、木造住宅密集地において火災が同時多発的に発生すると、消防の対応力を超えることが想定され、火災が拡大し、大きな被害を引き起こすことが懸念されることから、早期の対応が求められています。

また、津波の浸水区域において、倒壊家屋や油と混じり合った瓦礫などが、浸水していない区域の先端まで押し流されて堆積し、そこから出火することで、さらに周囲の市街地に延焼を拡大させる、津波火災の発生も想定されることから、これらの火災による人的被害の軽減が求められています。

さらに、南海トラフ地震をはじめとする災害時のライフライン途絶時の消防活動を確保するため、消火栓や耐震性防火水槽などの消防水利の整備の加速・強靱化が求められています。

◆土砂災害・中山間防災対策の推進

大規模な土砂災害による被害を防ぐため、土砂災害対策の推進や、土砂災害区域の指定など、安全な土地利用の促進が求められています。

また、中山間地域においては、地震や集中豪雨により、集落が孤立化する危険性が高く、対策が求められています。

◆雨水排水対策の推進

雨水排水対策は、公共下水道事業を主とした幹線管渠やポンプ場の整備により、一定、概成していますが、近年は都市化の進展や宅地化による雨水浸透量の減少、また全国的にも計画規模を上回る集中豪雨が多発するなど、内水による浸水被害リスクが増大しています。

◆有害物質の拡散・流出防止

有害物質の大規模拡散・流出により、二次災害の発生が予測されることから、防止対策が求められています。

重点的な取組

◆建築物の耐震化促進

木造住宅の耐震診断を希望する所有者に対し、無料で耐震診断士を派遣し、診断を行うことにより、耐震化工事の実施につなげます。

住宅の耐震化に必要な個人負担を軽減するため、耐震設計や改修工事の費用の助成に取り組むとともに、高知市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに定める戸別訪問や広報等による啓発を行い、耐震化の加速化を図ります。

ブロック塀等の安全対策については、ホームページやパンフレットを活用した啓発を進めるとともに、避難路に面した危険性の高いブロック塀等の改修費用の支援に取り組めます。

市の施設のブロック塀等についても安全対策に取り組めます。

◆密集市街地の整備

旭駅周辺の下島・中須賀地区において、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業などを実施し、都市基盤整備と密集市街地の改善に取り組みます。

◆橋梁耐震化の推進、防災道路の整備

関係行政機関による高速道路、空港、港湾などの基幹的交通ネットワークの地震・津波対策や、「四国8の字ネットワーク」の整備を促進し、基幹交通の災害対応力強化に努めます。

また、大地震発生時に落橋に至るような致命的な被害を防止することを目標として実施してきた「落橋対策」から整備水準を引き上げ、供用性・修復性を考慮した「橋としての機能を速やかに回復できる」性能を満足するための「耐震対策」に取り組むことで、緊急輸送道路上の橋梁のさらなる耐震性向上を図ります。

◆公園の防災機能の強化

災害発生時の緊急避難場所や救助・救急活動等の拠点として利用できるよう、公園の防災機能の強化に取り組みます。

◆緊急避難場所の整備

津波避難ビルの指定を推進し、安全で確実な避難ができるよう避難場所・避難所の多重化に取り組みます。

また、長期浸水による、津波避難ビルでの孤立を想定した救助・救出対策についての取組を進めます。

◆地震・津波火災対策の推進

地震火災に対しては、土地区画整理事業や、狭あい道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地の整備による延焼防止、建築物の耐火構造化などの対策に取り組みます。

さらに、大規模災害時の円滑な消防活動を確保するため、消火栓の耐震化や耐震性防火水槽の設置及び耐震補強による非耐震防火水槽の耐震化を加速させるとともに、消防水利の強靱化に取り組みます。

また、策定した各火災防ぎょ計画の実効性の向上に取り組みます。

◆土砂災害・中山間防災対策の推進

関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策に取り組みます。

また、土砂災害警戒区域の指定を推進するとともに、市街地形成の誘導や建築制限による安全な土地利用の促進、森林・農地・墓地・里山などの保全を推進し、総合的に防災機能の向上に取り組みます。

中山間地域の孤立を防止するため、中山間防災計画に基づき、災害時の輸送手段としてのヘリポート整備や衛星携帯電話等の整備、防災拠点施設の耐震化や、狭あい道路の改良などの孤立化対策に取り組みます。

◆雨水排水対策の推進

下水道整備による浸水対策が未着手の地区や、整備時期が早く現在の整備水準より排水能力が低い地区の対策を進めるとともに、県が進める河川事業に併せて、補完ポンプの設置や施設の運用方法の見直しなど、水路や排水機場などの既存ストックを最大限活用した早期に効果を発現できる効率的な対策を進めていきます。

◆有害物質の拡散・流出防止

石油や化学薬品などの有害物質の拡散・流出を防止するため、関係事業者による石油タンクや農業・漁業用燃料タンクの地震・津波対策や、化学薬品の流出防止措置の徹底などを促進するとともに、関係機関と連携した危険度調査や有害物質に関する情報共有により、市民への危険情報の発信や流出物の回収・処理が迅速にできる体制づくりの構築に取り組みます。

施 策

45

地域防災力の向上 (命をつなぐ対策の推進) (再掲)

(再掲:「施策 11」94 ページ)

施策の目的

大規模災害からの避難者が、緊急避難場所から速やかに避難所に移れ、復旧までの間、安全・安心な生活が送れるように取り組むとともに、自主防災組織等への活動支援などを通じて、自助・共助による防災活動を推進します。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
想定要避難者に対する避難所収容人数の割合(再掲)	想定避難者数に対する指定避難所の収容人数充足率	57.1% (令和元年度)	69.2%	77.5%
家庭で備蓄をしている市民の割合(再掲)	市民意識調査で、避難生活対策として食料等を備蓄している、又は備蓄を予定していると回答した市民の割合	54.6% (令和元年度)	65.0%	75.0%
活動している自主防災組織数(再掲)	避難訓練、講習会等の事業実績の報告があった自主防災組織数	371団体 (令和元年度)	420団体	480団体

現状・課題

◆避難所の確保

南海トラフ地震発生後には、L2規模※では162,360人もの避難所避難者が発生することが想定されています。避難者が一定期間生活することが想定される指定避難所は、津波の浸水区域外にある必要があり、L1規模※では必要な避難所収容人数が確保されていますが、L2規模では2019(平成31)年4月1日現在で、201か所67,725人の収容能力であり、避難所指定の拡充等の取組とともに、自主防災組織等地域住民が主体となった避難所の開設や運営についてのマニュアル化が求められています。

◆生活必需物資の確保

各世帯における生活必需物資の備蓄など、自助の取組の推進を図るとともに、公助としての備蓄及び支援物資の着実な輸送に向けた仕組みづくりが求められています。

◆避難所環境の向上

避難者が感染症や血栓症等の原因により避難所等で命を落とすことがないように、避難所のトイレ対策の拡充やより良い生活環境の確保に向けた仕組みづくりが求められています。

◆地域防災力の向上

大規模災害に対応するためには、「自分の身は自分で守る」という自助の意識や、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」とする共助の取組が重要であり、自主防災組織の存在は不可欠となります。本市の自主防災組織の組織率は2020(令和2)年4月1日現在で96.0%と市内全域をカバーできておらず、自主防災組織の結成に向けた取組や育成が求められています。

地域防災力向上のため、自主防災組織リーダー研修、地域の防災訓練の支援や防災講習会等を行ってきましたが、まだまだ自助共助の意識付けを推進していく必要があります。

また、自主防災組織の高齢化や訓練参加者の固定化等により、活動が停滞している状況を踏まえ、これまで訓練に参加が少なかった層が参加できるような活動が求められています。

◆要配慮者対策の推進

高知市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)に基づき、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等を対象とした避難行動要支援者※名簿を作成し、名簿情報を基にした支援体制の整備が求められています。

また、一般の避難所では生活が困難な方が安心して生活できるよう、社会福祉施設などと協定を締結し、福祉避難所※の確保に取り組んでいます。2019(平成31)年3月1日現在で38か所、4,153人の収容能力しかなく、さらなる福祉避難所の拡充が求められています。

重点的な取組

◆避難所の確保

指定避難所の拡充及び避難所を運営するための体制づくりの支援や、大規模災害時の隣接市町村への避難の仕組みづくりに取り組めます。また、自主防災組織等地域住民と協働した避難所開設・運営マニュアルづくりとともに、社会福祉協議会やNPOと連携し、避難所運営訓練等に取り組めます。

◆生活必需物資の確保

市民による自助の取組としての備蓄が進むように、啓発活動に引き続き取り組むとともに、公助の取組として指定避難所へ生活必需物資の備蓄を推進するとともに、民間流通業者との供給協定による流通備蓄の確保に取り組めます。

◆避難所環境の向上

指定避難所のトイレ対策として、マンホールトイレの整備を検討し、津波浸水域外の市立学校への設置を進めるとともに、より良い生活環境を実現するための資材等の確保に取り組めます。また、避難所での感染症対策を充実するため、避難所開設・運営マニュアルの感染症対策を見直すとともに、マスクや消毒液などの備蓄に取り組めます。

◆地域防災力の向上

自主防災組織の活動率向上をめざし、自主防災組織や概ね小学校区を単位とする連合組織と連携した防災訓練や講習会を行うなど、自主防災組織の活動活性化に取り組めます。また、自主防災組織の連合化の促進を図るとともに、自主防災組織連絡協議会や関係機関と連携し、未結成地域の自主防災組織結成に向けた取組も行います。

地域で各種訓練の指導を行う、地域防災リーダーを育成するとともに、より実践的に地域防災をリードする、日本防災士機構が認証する防災士※の資格取得を支援するなど、防災士の養成に取り組めます。併せて、高知市防災士連絡協議会の支援にも取り組めます。

学校と連携し地域の次代を担う子どもたちに防災教育や訓練を通して、率先避難など災害時に主体的に行動ができる児童生徒の育成に取り組めます。

自助共助の意識付けができるような活動をするため、自主防災組織リーダーや地域防災の中核である消防団員が本来の地域防災リーダーとなるよう、その育成に取り組めます。

◆要配慮者対策の推進

高齢者や障がい者等の個々の避難行動要支援者に対する個別計画の策定を推進し、避難支援等関係者と情報を共有しながら安否確認や避難支援体制の構築に取り組めます。

総合防災情報システム、被災者支援システムを活用しながら避難行動要支援者情報の共有化を図り、災害時に安否確認や生活支援が円滑に行える体制の構築に取り組めます。

また、関係団体等と連携し、福祉避難所の確保にも取り組めます。

施策

46

消防・救急・医療体制の強化

施策の目的

大規模災害発生直後でも、人命の保護を最優先して救助・救急、医療活動等が迅速に行われ、それがなされない場合も必要な対応ができるよう、住民と共に消防力の強化をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
消防団員定数を満たした消防分団割合	消防団員定数を満たしている消防分団の割合	17.6% (令和2年度)	50.0%	100%
住民による心肺蘇生実施率	救急隊到着前に住民により実施された心肺蘇生実施率	56.2% (令和元年度)	59.0%	62.0%
消防庁舎を活用した体験学習実施数	住民や自主防災組織と消防局が合同で実施した消防施設を活用した学習会等の実施回数	2回 (令和元年度)	48回	72回

現状・課題

◆消防力の充実強化

消防署所の再編が一定完了した中、南海トラフ地震の切迫度の高まりや、人口減少・少子高齢化などの社会情勢に加え、予防行政の厳格化、救急需要の増大、さらには、自然災害の局所化・激甚化や住民の防災意識の高まりなど、消防行政を取り巻く環境が著しく変化しています。

住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識と連帯意識の下に、さまざまな自主活動を行うことが不可欠であることから、地域全体の消防力が向上するよう、住民と一体となった地域防災力の向上への取組が求められています。

また、複雑・多様化する災害に的確に対応しつつ、さまざまな課題を乗り越えていけるよう、限られた人員を効率的に配置し消防力の効果的運用とともに、人材育成、指揮指令体制の強化など、消防職員の能力向上への取組が求められています。

◆消防施設の整備

新たな庁舎整備は一定完了したものの、今後も改築の必要な庁舎が出てくることから、庁舎の計画的整備とともに、計画的な維持管理を行うことにより、消防活動拠点としての機能の確保と改善が求められています。

また、災害発生時における消防活動を安全確実に発揮するために欠かせない消防施設である、消防・救急車両やあらゆる消防装備・資機材の充実強化と併せ、災害対応能力向上のためのシステムの導入が求められています。

さらに、南海トラフ地震をはじめとする災害時のライフライン途絶時の消防活動を確保するため、消火栓や耐震性防火水槽などの消防水利の整備の加速・強靱化が求められています。

◆消防団の充実強化

消防団は、地域密着性、要員動員力、即時対応力に優れた組織であり、地域の安全・安心の確保に大きく貢献しています。

消防団員の減少や高齢化への対策、安全装備品の整備や消防分団屯所整備など、南海トラフ地震の切迫性が高まる中、地域防災力を向上させるためにも、消防団の充実強化は欠かせないものであり、今まで以上の取組が求められています。

◆関係機関との連携強化

災害形態が複雑多様化・広域化する中、消防組織だけでは対応できない事象も発生するなど、防災関係機関との連携が求められています。

あらゆる関係機関との応援協定等を充実させ、強固な連携を図るため、積極的な合同訓練等への参加や実施など、地域も含めた協力体制を構築するとともに、応援・受援体制の充実強化が求められています。

さらには、災害に強い高知市の実現のため、防災部局と関係部局との連携強化も求められています。

◆災害医療体制の確立

関連計画及びマニュアルの継続的な見直しを行い、医療対策本部の各種コーディネーター及び構成員の活動体制や、医療機関等関係機関との連携体制の強化、さらに、地域の災害時医療救護体制の確立が求められています。

重点的な取組

◆消防力の充実強化

より効果的・効率的な研修・訓練体制及び研修計画を構築し、高度で専門的な知識・技術の取得はもちろん、人間力を高める人材育成に取り組めます。

消防戦術に関する調査等を行い、社会情勢や消防需要の変化に対応できる災害対応方法を研究したうえで、新たな庁舎の訓練施設等を活用し、実践的な訓練を実施するなど、効果的、効率的な災害対応力の向上とともに、住民の参加を促進しながら、住民と一体となって地域全体の消防力の向上に取り組めます。

さらに、日常生活に潜む火災や救急等の危険性について、理解しやすい情報発信を積極的に行い、住民の安全・安心の向上に取り組めます。

◆消防施設の整備

消防庁舎が消防活動拠点施設としての役割を果たすため、計画的な改築や改修とともに、消防・救急車両やあらゆる消防装備・資機材の計画的な更新に取り組めます。

消防通信指令システムについて、計画的な更新を進めるとともに、指令の効率的整備・運用体制のための共同化・広域化に取り組めます。

災害対応能力の向上のため、最新の技術開発に目を向け、より効果的・効率的な装備・資機材・車両の導入の調査・研究に取り組めます。

大規模災害時の円滑な消防活動を確保するため、消火栓の耐震化や耐震性防火水槽の設置及び耐震補強による非耐震防火水槽の耐震化を加速させるとともに、消防水利の強靱化に取り組めます。

◆消防団の充実強化

関係機関と連携・協働し消防団員の定数確保に努めるとともに、充実した組織体制と効果的で効率的な活動体制の構築を図り、地域特性に応じた活動を地域と一体となって展開することで、地域防災力の向上に取り組めます。

消防団員の安全のための装備や防災活動拠点としての消防分団屯所の計画的な整備に取り組めます。

消防団組織体制の見直しや消防団員の処遇改善にも取り組み、総合的な消防団の充実強化を図ります。

◆関係機関との連携強化

大規模災害時等に広域応援体制が有効に機能するため、定期的に連携訓練を実施するとともに、情報通信機器などのシステムを強化する必要があることから、消防通信指令業務の共同運用を推進するなど、通信指令業務の充実強化に取り組めます。

救急業務については、人口減少に相反し高齢者人口は増加しており、ニーズの高まりとともに複雑多様化・高度化しています。こうした救急需要に対応するため、プレホスピタル・ケア※の充実や医療機関との連携強化に取り組めます。

火災予防行政の推進のため、関係機関と連携を図り、あらゆる施設における防火安全対策に取り組めます。

住民と一体となった地域の消防力の向上のため、関係部局との連携強化に取り組めます。

◆災害医療体制の確立

高知県保健医療調整本部や、関係機関との連携を継続し、高知市災害時医療救護計画の不断の見直しを行うとともに、災害時公衆衛生活動マニュアル※をより実践に近づけるために、適宜マニュアルの見直しにも取り組めます。

また、地域の医療救護活動の中心となる救護病院のBCP※策定を推進します。

救護病院や、医療関係機関及び自主防災組織等と連携した災害医療救護訓練を地域単位で順次実施し、災害時医療救護体制の確立に取り組めます。

施策

47

災害からの迅速な復旧

施策の目的

大規模災害発生直後から、必要不可欠な行政機能や情報通信機能を確保できるよう取り組むとともに、情報通信の長期停止により災害情報の伝達に支障を来さないよう防災行政無線・情報システム等の高度化を図ります。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
情報システム災害対策率	災害対策率(災害対策済みの情報システム数/災害対策済み及び今後災害対策を行う情報システム数)	91.2% (令和元年度)	100%	100%
災害対応訓練の実施回数	職員を対象とした災害対応訓練(図上訓練等)の実施回数	0回(注) (令和2年度)	1回	1回

(注) 2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催を中止しました。

現状・課題

◆行政機能の確保

発災後迅速に復旧・復興を進めるために、応急対策業務等の手順の明確化や、基礎データの収集及び確認に災害発生前から取り組むことが求められています。

大規模災害発生時の応急対応や、復旧業務における重要業務を実施するため、情報システムやネットワーク等に対する災害対策が求められています。

◆受援体制の整備

広域で甚大な被害が発生した場合は、さまざまな関係機関からの支援等が想定されることから、各関係機関の支援を円滑に受けられる仕組みづくりが求められています。

◆災害対応力の向上

職員に対し防災研修等を通じて日頃から災害に対する備えを周知するとともに、各種防災訓練を実施し災害対応力を向上させることが求められています。

重点的な取組

◆行政機能の確保

行政機能確保のため部局の連携体制を整備するとともに、業務継続計画（ＢＣＰ※）の作成を進め、復旧・復興体制の整備に取り組めます。

通信回路の多重化や、安全性の高い外部のデータセンターへのサーバーの移設、復旧優先度の高いシステムにおけるバックアップシステムの構築などに取り組めます。

◆受援体制の整備

各関係機関からの支援を円滑に受け入れ、最大限の活用ができるよう受入体制の整備に取り組めます。

防災関係機関や民間事業者などと既に応援協定等を締結している関係機関とは、日常業務をはじめ連絡会や訓練等を通じて、応援時の実践的な協力体制の確立に取り組めます。

◆災害対応力の向上

職員が実践的な防災活動を実行できるようにするため、災害の被害想定や事前対策といった防災知識や心構えに関する研修等を実施します。また、災害を想定し、役割に応じた参集訓練や避難誘導訓練など発災時の活動訓練を定期的実施し、初動体制の確立に取り組めます。

施策の目的

大規模災害の発生後でも、経済活動を機能不全に陥らせず、生活・経済活動に必要な最低限のライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧ができるように、基幹的なエネルギー供給施設や交通ネットワーク機能の防災対策を推進し、必要なエネルギー供給インフラ施設及び緊急輸送道路上の橋梁等の耐震化に取り組みます。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
基幹管路の耐震適合率(再掲)	耐震適合性のある管の延長／基幹管路の総延長	43.5% (令和元年度)	56.5%	65.0%
市内中小企業の事業継続計画の策定率	従業員数20人以上50人未満の事業所の事業継続計画策定率 (BCP※策定済み事業所数／商工会議所の会員のうち平成27年度アンケート回答事業所数)	27.0% (平成30年度)	43.0%	60.0%
緊急輸送道路上における橋梁耐震化率(再掲)	緊急輸送道路上の耐震対策を計画している橋梁数に対する対策済み橋梁数の割合	(注)	(注)	(注)

(注) 2020(令和2)年度に策定する橋梁耐震化計画に則して設定します。

現状・課題

◆ライフラインの復旧

南海トラフ地震等の発生時には、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等のライフラインが寸断されることが想定され、生活・経済活動に支障を来すことがないように、早期復旧に向けた対策が求められています。

◆復旧・復興体制の事前整備

迅速な復旧・復興への対策を行うため、地籍調査の早期完了やそれぞれの対策に必要な用地・施設の確保や整備、緊急輸送ルート of 交通ネットワークに対する耐災害性の向上が課題となっています。また、災害により被害を受けた被災者の生活及び社会経済活動を迅速に再建・復興するための復興計画の策定が求められています。

重点的な取組

◆ライフラインの復旧

関係行政機関や民間事業者と連携して、タナスカ等の石油基地の地震・津波対策に取り組みます。また、エネルギーの供給停止に備え、災害対応型給油所の整備を促進するとともに、応急活動用燃料の備蓄や自家発電装置の整備にも取り組みます。

上水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、緊急遮断弁の設置や応急給水拠点の整備、応急給水用資機材の拡充などによる応急給水体制の確立や、広域的な応援を最大限かつ効果的に受けられるよう受援体制の確立に取り組みます。

また、下水道施設についても、汚水処理機能の早期確保に必要となる重要機能を備えた施設の耐震・耐津波化を推進するとともに、被災後、速やかに緊急措置・応急復旧を進めるために、高知市下水道BCP（業務継続計画）に基づく事前の施設整備や応急復旧資材の確保等を進めます。さらに、長期浸水を早期に解消するため、国・県が進める浦戸湾三重防護^{*}による止水・排水対策と連携しながら、雨水ポンプ場の耐震・耐津波化を進めていきます。

◆復旧・復興体制の事前整備

迅速に復旧・復興対策を行えるように、被災後でも土地の境界の復元が可能となる地籍調査の実施を継続し、仮設住宅建設や廃棄物仮置場など、災害復旧・復興に係る用地等の確保に向け、応急期機能配置計画に基づき取り組みます。

緊急輸送道路上の橋梁の耐震対策により、活動経路の耐災害性の向上に取り組みます。

また、被災時には、市民・民間事業者・地域団体等と連携し、復興の基本方針を定め、市民の安全・安心及び環境等に配慮した復興計画の策定に取り組みます。

基本計画編 各論

第6章 自立の環

第1節 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち

6 自立の環

政策 14 (基本目標)

多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、
自立したまち

【10年後の理想の姿】

住民に身近な基礎自治体として、地域のニーズを踏まえながら、持続可能な行財政運営を行っています。また、住民同士の助け合い・支え合いの精神が高まっており、地域、NPO、ボランティア団体等の多様な主体が、より良い地域づくりに向け、さまざまな活動を活発に行うとともに、地域の課題を自ら発見し、解決に向け取り組んでいます。

また、他の自治体や大学、民間企業との連携・協力により、広域的な視野に立って効率的な行政が営まれており、地方分権・地方創生※に対応した都市になっています。

本市が誇る豊かな自然や多様な風土などの魅力が広く認知され、市内外の多くの人々が「住んでみたい」「住み続けたい」と感じています。また、多文化共生について理解が進み、外国人住民が地域社会の構成員として共に生活しています。これらがきっかけとなり、新しい人の流れが生まれ、交流人口や関係人口※、移住・定住人口が増加しています。

このように、多様な交流や、新たな人の流れを生み出しながら、将来にわたり持続的に発展できる自立したまちをめざします。

施策

- 49 多様な交流・連携の推進
- 50 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)
- 51 NPO・ボランティア活動の推進(再掲)
- 52 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進
- 53 市民から信頼される行政改革・財政の健全化
- 54 持続可能な公共施設の提供

施 策

49

多様な交流・連携の推進

施策の目的

行政相互間や大学、企業等との連携・協力により効果的な施策を展開することで、地域経済の活性化や豊かな地域社会の実現をめざします。

これまで継続してきた姉妹・友好都市交流に加えて、外国人住民へのさまざまな支援や、地域における多文化共生の推進をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
れんけいこうち広域都市圏ビジョンで設定する成果指標の達成率	れんけいこうち広域都市圏ビジョンで設定する成果指標の達成率の平均値	77.2% (令和元年度)	100%	100%
民間企業等との連携事業数	包括連携協定に基づき民間企業や大学と連携して実施する地方創生※に資する事業の数	210件 (令和元年度)	210件以上	210件以上

現状・課題

◆広域行政の推進

人口減少・少子高齢社会の進行により、生活機能や経済機能の維持が困難になることや行政サービスを継続的に提供できなくなることが懸念されており、地域活性化による持続可能な社会経済の維持や、地域住民が安心して快適な暮らしを営んでいくため、一定の人口規模を有する県都として、県内全市町村等と連携して、れんけいこうち広域都市圏※の取組を推進しています。

◆産・学・官・民連携の推進

人口減少の克服に向け、若者の就学・就業や地方への人材還流を進める取組を行い、人材の確保を図っていくためにも、産・学・官・民の連携の強化が求められています。

また、県内大学との連携協定等に基づく共同研究の実施など、知の拠点となる県内大学が持つ知的資源を経済活動に結び付け、産業活性化につなげていくことが求められています。

◆多文化共生の推進

本格化する少子高齢化、人口減少社会に向けた外国人材の登用促進から、地域社会を構成する外国人住民の増加が予想されています。国や文化の異なる人々が共に生活しやすいユニバーサルデザイン※のまちづくりが求められています。

重点的な取組

◆広域行政の推進

地域の活性化や社会経済の維持のため、新たな広域連携の仕組みである「連携中枢都市圏※」制度を活用した、れんけいこうち広域都市圏の下、県や県内全市町村との広域的な連携を図りながら、経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上などの取組を進め、圏域全体の発展に取り組みます。

◆産・学・官・民連携の推進

大学との情報共有の強化を図るとともに、産・学・官・民のシーズ・ニーズ※をマッチングさせ、地域課題の解消や産業の活性化に取り組みます。また、県内大学等と県により構成される高知県産学官民連携センター※(ココプラ)との連携を深め、産業や地域のイノベーション※に取り組みます。

また、民間企業等と包括連携協定を締結し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図るために協働による活動を推進します。

◆多文化共生の推進

姉妹・友好都市交流をはじめとする国際交流に加え、県や外郭団体とも連携しながら、外国人住民に対する行政サービスや生活情報の多言語化による情報提供といったコミュニケーションや生活支援を行い、多文化共生の推進に向けて取り組みます。

施 策

50

地域の絆を強める 地域コミュニティの活性化(再掲)

(再掲:「施策 10」92 ページ)

施策の目的

地域住民の支え合いの仕組みづくりを進めるとともに、地域や社会で活躍できる人材の育成などを通じて、地域コミュニティ※を核としたまちづくりをめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
地域で何らかの近所づきあいをしている市民の割合(再掲)	市民意識調査で「地域で何らかの近所づきあいをしている」と回答した市民の割合	92.6% (令和2年度)	95.0%	95.0%
町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合(再掲)	市民意識調査で「町内や地域で行われる活動に参加している」と回答した市民の割合	43.2% (令和2年度)	55.8%	60.0%
地域内連携協議会※の認定地域数(再掲)	持続可能な地域コミュニティの形成に向けた、概ね小学校区をエリアとした緩やかな連携組織の認定地域数	27地域 (令和元年度)	38地域	41地域
こうちこどもファンド※の助成を受け、助成後も継続している事業数(再掲)	こうちこどもファンドの助成を受け、助成後も継続している事業数	25事業 (令和元年度)	40事業	55事業

現状・課題

◆地域コミュニティの活動支援

地域のコミュニティ活動の担い手不足や、高齢化、そして住民の関心の低下等から、住民同士のつながりが希薄化し、コミュニティ活動の継続が困難となっている地域が増えてきています。高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例に基づき、地域が築き上げてきた住民同士の助け合い・支え合いの活動を継続・発展していくため、市民や地域と行政の協働をさらに推進し、地域の絆を再生するとともに主体的な住民自治活動の充実をめざす、地域コミュニティの再構築が求められています。

また、小学校区を基本とした30地区でコミュニティ計画を策定し、地域の方々とともに推進していますが、計画策定から多年を経過した地区では今後予測される多様な地域課題に対応した見直しを進めていくとともに、計画未策定となっている地区では計画策定を進める必要があります。

◆子どものまちづくり参画の推進

まちの運営や職業体験等を通して、子どもたちが社会の仕組みを学ぶとともに、生まれ育った地域に対する誇りを持てるような「きっかけ」をつくることをめざす「とさつ子タウン[※]」事業を2009(平成21)年度から実施しています。

また、2012(平成24)年度からは、子どもたちが提案し実行するまちづくり活動に対して支援する「こうちこどもファンド」事業に取り組んでいます。活動を通して、自分たちが住むまちに関心を持ってもらうとともに、子どもの頃からまちづくり活動を体験することで、将来、率先して地域活動へ参加する人材の育成を行っています。

これらの取組は、子どもたちが活動の中心であり、保護者等の若い世代を巻き込むなど、地域の活性化につながっています。

一方、子どもたちの積極的な活動には、周辺の人や関係団体、企業等のサポートが必要であることから、支援体制の充実や、子どもたちが主体的にまちづくり活動へ参画できる新たな仕組みづくりが求められています。

重点的な取組

◆地域コミュニティの活動支援

変化する地域課題や地域の描く将来像に柔軟に対応するため、町内会等の地縁組織や各種団体が協働する新たな地域づくりの体制として地域内連携協議会の設立を支援するとともに、地域の主体的な活動を通じて、人間性豊かな心のふれあう地域社会の形成をめざして、コミュニティ計画の策定、推進に取り組みます。

さらに、多様化しているコミュニティ活動等が地域で効果的に進められるよう、人的な支援や財政的な支援に取り組むとともに、行政内部における組織の横断的な連携を強化しながら地域課題の解決をめざします。

◆子どものまちづくり参画の推進

「こうちこどもファンド」事業は、事業者・関係機関等と連携した支援体制を構築し、制度の活用を促進することで地域の活性化を図るとともに、「とさつ子タウン」事業の実施と併せて、次世代のまちづくり人材の育成、子どもたちの社会参画やまちづくりに対する意識啓発に取り組みます。

また、より幅広い視点からの議論、提言、行動につながるよう、子どもたちの主体的なまちづくり活動へのさらなる参画に取り組みます。

施 策

51

NPO・ボランティア活動の推進 (再掲)

(再掲:「施策 13」100 ページ)

施策の目的

市民活動サポートセンターを中心としたNPO・ボランティア活動など市民が行う公益活動への支援を通じて、多様な主体のまちづくりへの参画を促進します。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合(再掲)	市民意識調査で「町内や地域で行われる活動に参加している」と回答した市民の割合	43.2% (令和2年度)	55.8%	60.0%
市民活動サポートセンターの利用団体数(再掲)	NPO活動やボランティア活動等によるセンターの利用団体数	550団体 (令和元年度)	615団体	680団体
とさつ子タウン※のボランティア数(再掲)	とさつ子タウン事業にボランティアとして参加する高校生・大学生等の人数	118人 (令和元年度)	100人	100人

現状・課題

◆NPO・ボランティアの活動支援

近年、住民自らの手でまちづくりを行っていくという気運の高まりや、災害発生後の復興支援におけるボランティア等の重要性が増していることなどを受け、多種多様な活動を行うNPOやボランティア団体が増加しています。市民ニーズが多様化し、従来の行政サービスでは十分な対応ができない、または行政だけでは実現することができない場面が出てくる中で、その社会的意義や評価は大きく向上しています。

また、こうした活動では、地域子どもたちが中心となった取組も増えてきており、将来のまちづくりを支える人材の育成や「自分たちのまちを自分たちで良くする」という主体性の醸成が求められています。

地域社会に対し何らかの役割を持ち、いきいきと暮らす市民が増えることが、市民主導のまちづくりをめざすためには重要です。高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例に基づき、市民・NPO・事業者・行政の適切な役割分担と連携を柱とした、市民が行うさまざまな公益性のある活動への支援を行っていくことが求められています。

重点的な取組

◆NPO・ボランティアの活動支援

NPO・ボランティア等の市民活動の拠点施設として、市民活動サポートセンターの周知を図り、利用を促進するとともに、まちづくりに関する情報提供により、市民に対してのまちづくり活動参画への意識啓発を行います。

市民活動サポートセンターでは、全国のNPO支援センター等と連携し、市民活動に関わる情報収集・発信や、市民活動団体等の活動資金確保のための仕組みづくり、子どもたちによる仮想のまち運営や職業体験を行う「とさっ子タウン」など、各種事業等を実施することにより、本市の市民活動を推進するとともに、将来の市民活動を担う人材の育成を進めていきます。

また、地域でのボランティア活動や多様な世代の社会参加を促進し、地域の中で課題解決が図れる仕組みづくりを行うため、市民活動サポートセンターや高知市社会福祉協議会ボランティアセンター等と連携するとともに、ボランティア団体や子ども食堂、こうち笑顔マイレージ[※]受入機関など、地域の社会資源に関する情報を一元的に提供します。

施策

52

新しい人の流れを生み出す 移住・定住の促進

施策の目的

森・里・海が都市部と共存する高知市全域に、幅広い世代の方がそれぞれの希望に応じた移住を実現するとともに、行政と地域が一体となって定住しやすい環境づくりを進め、移住者を含むすべての市民にとって「住んでみたい・住み続けたいまち」をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
県外からの移住組数	県・市の移住担当窓口で把握する県外からの移住組数	234組 (令和元年度)	200組以上	200組以上
15歳から24歳までの 県外への転出超過数	住民基本台帳上で把握できる15歳から24歳までの県外に対する転出入数	752人 (平成30年度)	225人以下	0人
定住意向率	市民意識調査で「高知市に住みつづけたい」と回答した市民の割合	90.8% (令和2年度)	100%	100%

現状・課題

◆情報発信の強化

移住希望者は、自身が魅力を感じた地域を移住候補地とします。そして、その地域への移住を具体的に検討するために必要となる仕事・住まい・暮らしなどの情報を、インターネットやテレビ、新聞、移住専門誌、移住相談会等、さまざまな方法で得ています。

全国的に移住施策が活発化する中において、本市の魅力をはじめとした必要な情報を移住希望者に確実に届けることが求められています。

◆移住支援の充実

移住に伴う移住者の不安の解消や民間団体等の人手不足を克服するために、地域住民や関係機関等と連携しながら、移住希望者等の多様なニーズに対応し、必要なサポートを行うことが求められています。

◆定住しやすい環境づくり

快適に暮らすために欠かすことのできない、仕事・住まい・暮らしの不安を解消するとともに、地域のコミュニティを維持するために担い手不足を克服し、移住者を含むすべての市民が「住んでみたい・住み続けたい」と思えるまちづくりが求められています。

重点的な取組

◆情報発信の強化

高知市民の人あたりのよさや、本市が誇るお祭りであるよさこい祭りなど、本市の特性や地域性を積極的に伝えとともに、具体的に移住を検討するうえで必要となる、仕事・住まい・暮らしに関する情報や移住体験談などを、SNS※(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用し、幅広い世代の移住希望者に対して効果的かつ訴求力のある情報発信に取り組みます。

併せて、移住相談会や移住専門誌などを活用し、本市の魅力を効果的に伝えとともに、県内市町村と連携して広域でのPR活動を図るなど、効果的な方法で情報発信を行います。

また、県外に在住しながら地域の維持・活性化への貢献を促すことを目的に、将来的な移住が期待できる「関係人口※」づくりに取り組みます。

◆移住支援の充実

移住後におけるギャップを軽減し、移住の不安解消につなげるために、地域での暮らしを体験してもらえるように、本市への移住や本市を拠点とした二段階移住※を検討するためのお試し滞在施設の設置・運営に取り組みます。

併せて、県内での二段階移住を推進するために、県や県内市町村、関係機関と連携し、移住支援に取り組みます。

また、移住者が安心して地域にとけ込むことができるようにするために、地域への移住者の受入れを支援する地域移住サポーターや、よさこいをきっかけにしたよさこい移住※を支援する高知市よさこい移住応援隊等と連携しサポートします。

三世同居等となる子育て世帯等の高知出身者のUターンでの移住・定住を促進し、子育て支援や老後の不安解消等、お互いが助け合いながら暮らせる安心のまちづくりに取り組みます。

民間との連携や地域おこし協力隊の導入などにより、移住者の受入強化を図るとともに、民間団体等の人手不足の解消や東京一極集中を是正するために、就業・起業を目的とした本市への移住支援に取り組みます。

◆定住しやすい環境づくり

移住者だけではなく、高知市民が安心して定住しやすい環境をつくるために、県や民間と連携しながら多様なニーズに応じた仕事・住まい・暮らしに関する取組の充実を図ります。

安心した移住を実現するため、移住者を受け入れる地域等が移住に対する理解を深められるよう、市民向けの広報等の充実に取り組みます。

大都市圏から本市へ移住した中高年齢者が、多世代の地域住民と交流しながらこれまで積み上げてきた経験や知識等を活かし、産業振興や地域の担い手として、健康でアクティブな生活を送ることを目的に、「生涯活躍のまち※」づくりを進めます。

中山間地域においては、地域活性化住宅の整備等の居住環境の整備に取り組みます。

施策

53

市民から信頼される 行政改革・財政の健全化

施策の目的

行政組織の改善と人材育成や適切な広聴・広報の実施等により、効率的で信頼される行政運営を行うとともに、歳入確保と歳出削減の取組を進め、計画的な財政運営により、持続可能で健全な財政をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
行政改革実施計画の達成率	高知市行政改革実施計画に記載されている年度指標の達成率	94.8% (令和元年度)	100%	100%
実質公債費比率※	単年度の借金返済額の大きさを、市税や普通交付税などの収入規模に対する割合で表した比率	14.2% (令和元年度)	12%未満	10%未満
将来負担比率※	現在抱えている借金などの負債の大きさを、市税や普通交付税などの収入規模に対する割合で表した比率	180.2% (令和元年度)	170%未満	160%未満

現状・課題

◆行政改革の推進

少子高齢化に伴う人口減少の中、国の制度改革や部局横断的な課題等に対して、柔軟かつ効率的な行政運営を行うことが求められています。

また、市民生活に不可欠な行政サービスを持続可能な形で、かつ効率的に提供し続けるためにふさわしい組織体制を構築することや、効率的で利便性の高い行政サービスの提供のため、スマート自治体※の実現が求められています。

◆職員の意識改革・能力向上

人材育成基本方針に定める「めざす職員像」と「各階層に求められる役割と能力」の実現のために、職員の自律的な行動を促し、支援しながら、職員の潜在的な能力を引き出す人材育成に引き続き取り組むことが求められています。

◆財政運営の健全化

少子高齢化の進行等に伴い社会保障関係経費が増加するとともに、集中的な南海トラフ地震対策に伴い借金返済額が増加し、借金残高が高水準で推移する中、安定的に市民サービスを提供するため、計画的な財政運営が求められています。

◆広聴・広報の推進

社会環境の変化等により市民ニーズやまちづくりにおける課題が多様化し、行政に求められる広聴・広報のあり方も変化してきているため、市民と行政が市政の情報や課題を共有しながら相互理解を深めるとともに、市民の市政への参画を促し、協働によるまちづくりをより一層推進することが求められています。

重点的な取組

◆行政改革の推進

住民サービスの向上を図る観点で、柔軟かつ効率的な行政組織の構築、庁内連携体制の整備及び業務を処理する職員数の適切な配置などの行政改革を推進し、効率的な行政運営に取り組みます。

また、高知市情報システム最適化計画に基づき、業務プロセス・システムの標準化・共同化、A I※・R P A※等のI C T※活用を進めることで、業務を効率化し、職員の負担軽減と人件費の抑制を図ります。

◆職員の意識改革・能力向上

人材育成基本方針に基づき、「職場」「人事管理」「研修」が連携し合う人材育成の推進に取り組めます。

◆財政運営の健全化

地方財政制度を踏まえた確に財政収支を見通したうえで、債権管理の徹底、受益者負担の適正化、市有財産の有効活用等による歳入確保に取り組むとともに、事務の効率化による時間外勤務の縮減、公共施設マネジメントの推進、投資事業の平準化や縁故債※の借入条件の見直し等により歳出削減を図り、計画的な財政運営に取り組めます。

◆広聴・広報の推進

高知市広聴広報戦略プランに基づき、市民と行政が双方向に「伝わる」仕組みとして、「キャッチボール型広聴・広報」を推進するための各種戦略事業に取り組めます。

施策

54

持続可能な公共施設の提供

施策の目的

公共施設の管理・機能・総量の最適化を図ることで、安全・安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供をめざします。

◆成果指標

成果指標名	指標の説明	直近値	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
公共施設の延床面積	高知市公共施設再配置計画(第1期)において、公共施設の集約化、複合化、機能統合、民間施設の活用等により削減が必要な延床面積(累計)(注1)	3,467.46㎡ (1,714㎡) (令和元年度)	12,315㎡ (2,653㎡)	61,233㎡ (-)
公共施設の行政コスト削減	公共施設を適正に運営した場合における、管理運営に係るコスト※コスト：支出－収入	10,846百万円 (平成30年度)	(注2)	(注2)

(注1) カッコ内の数値は、公共施設として使用しないことを決定した建物の面積(内数)であり、2030(令和12)年度の最終目標値は第2期高知市公共施設再配置計画の策定時(2027(令和9)年度)に設定します。

(注2) 2020(令和2)年度に見直しを行う高知市公共施設マネジメント基本計画において定める「公共施設の管理運営に係る経常経費のコスト削減目標」に則して設定します。

現状・課題

◆公共施設の維持管理

2013(平成25)年度に策定した高知市公共施設マネジメント基本方針に基づき、2015(平成27)年3月には高知市公共施設白書を作成しました。白書における現状把握により、人口減少により税収が減少する一方、市町村合併によって全国の同様な規模の自治体より施設の保有量が多い状況となっていることから必要コストが支出可能額を上回っており、必要な維持修繕が十分に行われておらず、老朽化により質が低下していることが分かりました。また、保有施設の維持には40年間で約5,170億円が必要と試算され、公共施設の適切な管理が求められています。

重点的な取組

◆公共施設の維持管理

2018(平成30)年度に策定した高知市公共施設長期保全計画に基づき、施設点検等により施設状況を把握し、施設の故障を未然に防止する予防保全や、老朽化した付属設備等を改修することで施設全体の耐用年数を伸ばす長寿命化を実施し、施設整備費用を抑えながら施設の性能を維持すること、施設点検業務の整理や省エネルギー化により維持管理費を削減することなどにより「管理の最適化」に取り組みます。

また、2017(平成29)年度に策定した高知市公共施設再配置計画を順次改訂し、多様化する住民ニーズをくみ上げ、耐震化やバリアフリー※化等を含めた現在の施設に必要な「機能の最適化」を行うことで市民サービスの低下を防ぎながら、集約化、複合化、機能統合、民間施設の活用等により、市が保有する公共施設の量を削減することで「総量の最適化」に取り組みます。

基本構想編

2011(平成 23)年度 ～ 2030(令和 12)年度

2011(平成 23)年 3 月策定
2016(平成 28)年 12 月一部修正

※ 「第 3 章 高知市の概要」に掲載している図表のうち、後期基本計画の策定にあたって更新したものについては、資料編(P275～)に掲載しています。

基本構想編 序論

- 第 1 章 総合計画策定の趣旨
- 第 2 章 総合計画の構成
- 第 3 章 高知市の概要
- 第 4 章 高知市を取り巻く状況

第1章 総合計画策定の趣旨

1 総合計画策定の趣旨

本市は、2011(平成23)年3月に「2011高知市総合計画」を策定し、「森・里・海と人の環^わ 自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像と定め、環境を基軸とした新しい共生文化を創造し、明るさとにぎわいに満ちた元気あふれる高知市を築き上げていくことを目標に取り組んできました。

総合計画の策定後、東日本大震災の発生により、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震対策の加速化が喫緊の課題となったこと、また当初の計画策定から5年を経て人口減少という、わが国がかつて経験したことのない国難ともいえる危機的状況から脱却するために、国を挙げて地方創生[※]の推進に向けた取組を進めていく必要が生じるなど、本市を取り巻く社会経済情勢や、国の制度には、大きな変化が生じています。

こうしたことを踏まえ、本市を取り巻く大きな環境の変化に対応するために、将来の都市像を実現するための施策等を定めた基本計画について、内容の点検や、必要な見直しを行い、自主・自立に基づく、真に豊かな市民生活の創造と持続的な発展をめざします。

2 総合計画の位置付け

総合計画は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的事項を定める計画であり、高知市においては、地域社会の人々が将来に向けて夢と希望を持てる地域の将来ビジョンを示すとともに、そこに至る道筋を明らかにし、その実現に向けた指針となる最上位計画として位置付けています。

第2章 総合計画の構成

1 総合計画の構造

1 基本構想

都市発展の方向と将来ビジョンを示す長期的な計画です。都市発展に向けた基本的な方向を明らかにし、めざす都市像を掲げ、それを実現していくための施策の大綱を定めるものであり、各種行政計画・方針等は、本構想に則して策定されます。

2 基本計画

基本構想実現の方策を示す中期的な計画です。基本構想において定めた都市像及び施策の大綱に基づき、それを実現するための施策と重点的な取組を定めます。

3 実施計画

基本計画達成の方策を示す短期的な計画です。基本計画に基づき具体的な事務事業に関して定めるものであり、各単年度における予算編成及び事務事業実施の指針とします。

2 総合計画の期間

1 基本構想

2011(平成23)年度から2030(平成42)年度までの20年間とします。

2 基本計画

基本構想の計画期間である2030(平成42)年度までの20年間の中で、10年ごとに策定します。

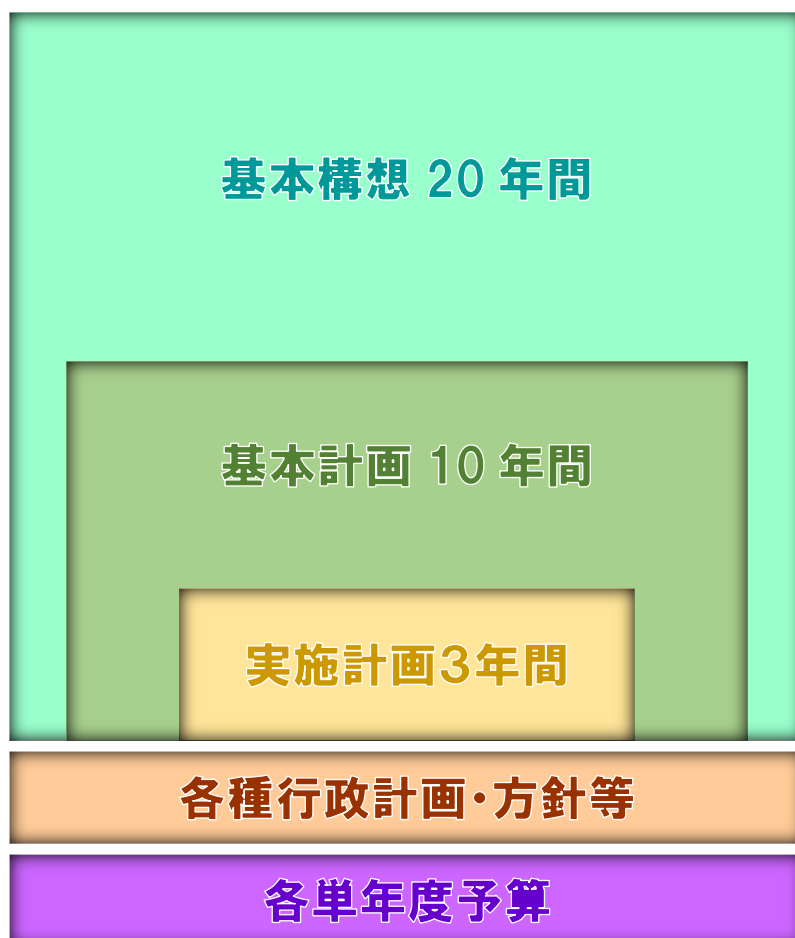
3 実施計画

基本計画の計画期間である10年間の中で、概ね3年ごとに策定します。

3 対象地域

計画対象地域は高知市全域とします。ただし、国際的な課題への対応や広域的な連携など、必要に応じて市域外についても対象地域に含めるものとします。

総合計画の構造と計画期間



第3章 高知市の概要

※ 最新の図表は資料編(P275～)に掲載しています。

1 自然

■ 地勢

高知市は、四国南部のほぼ中央に位置しています。市域面積は308.99km²であり、市内には、東経133度33分33秒、北緯33度33分33秒と3が並ぶ「地球33番地」があります。市の北方には急峻な四国山地があり、その支峰である市域北部の北山に源を発する鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にあります。

標高1,176mの工石山を有する北部の中山間地域は、豊かな自然が今も残されており、平成の名水百選※に選定された清流・鏡川の源流域は、市民の憩いとやすらぎの場ともなっています。

中央の平野部は、鏡川や国分川などによって形成された沖積平野で、標高が低く、特に河口付近には約7kmにわたって海拔ゼロメートル地帯が広がっていることから、過去に幾多の水害を経験してきました。

南西部は、市域の西端を流れる清流・仁淀川の堆積作用によって形成された低地に田園が広がるとともに、太平洋に面した長い海岸線を擁しています。仁淀川から取水された水は吾南用水を通じて広く地域に潤いを与え、この地域では農業が基幹産業として発展しています。

市街地に面して広がる浦戸湾は、風光明媚な景観を有するとともに、200種近い魚類が確認できる自然の多様性が豊かな汽水域でもあります。これには、鏡川など多くの河川がもたらす、懐の深い中山間地域からの豊かな栄養分が大きく関係しています。

市の南北方向には、海拔ゼロメートルの臨海地から、一部が冷温帯に属する標高1,200m近い山岳までの高低差が見られ、暖温帯から冷温帯にかけて属する多様な植物相を有しています。一方、東西方向には、中央部に広く平地が分布するなど、比較的平坦な移動しやすい地形が続いています。

■ 気候

高知市は、年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路にあたることから、年によっては3,000mmを超す世界的にも有数の降水量があります。また、年間2,000時間を超える日照時間は、都道府県庁所在都市で上位に位置しています。

年平均気温については、都道府県庁所在都市の平均値と比較して1～2度ほど高く、総じて温暖です。なお、戦後は全国的に一貫して気温が上昇傾向にあり、高知市の年平均気温も2度以上上昇しています。

このように、高知市は植物の生育条件として重要な水、光及び気温に恵まれており、農作物などの生産に有利な気候条件にあります。

高知市の位置と面積・気候

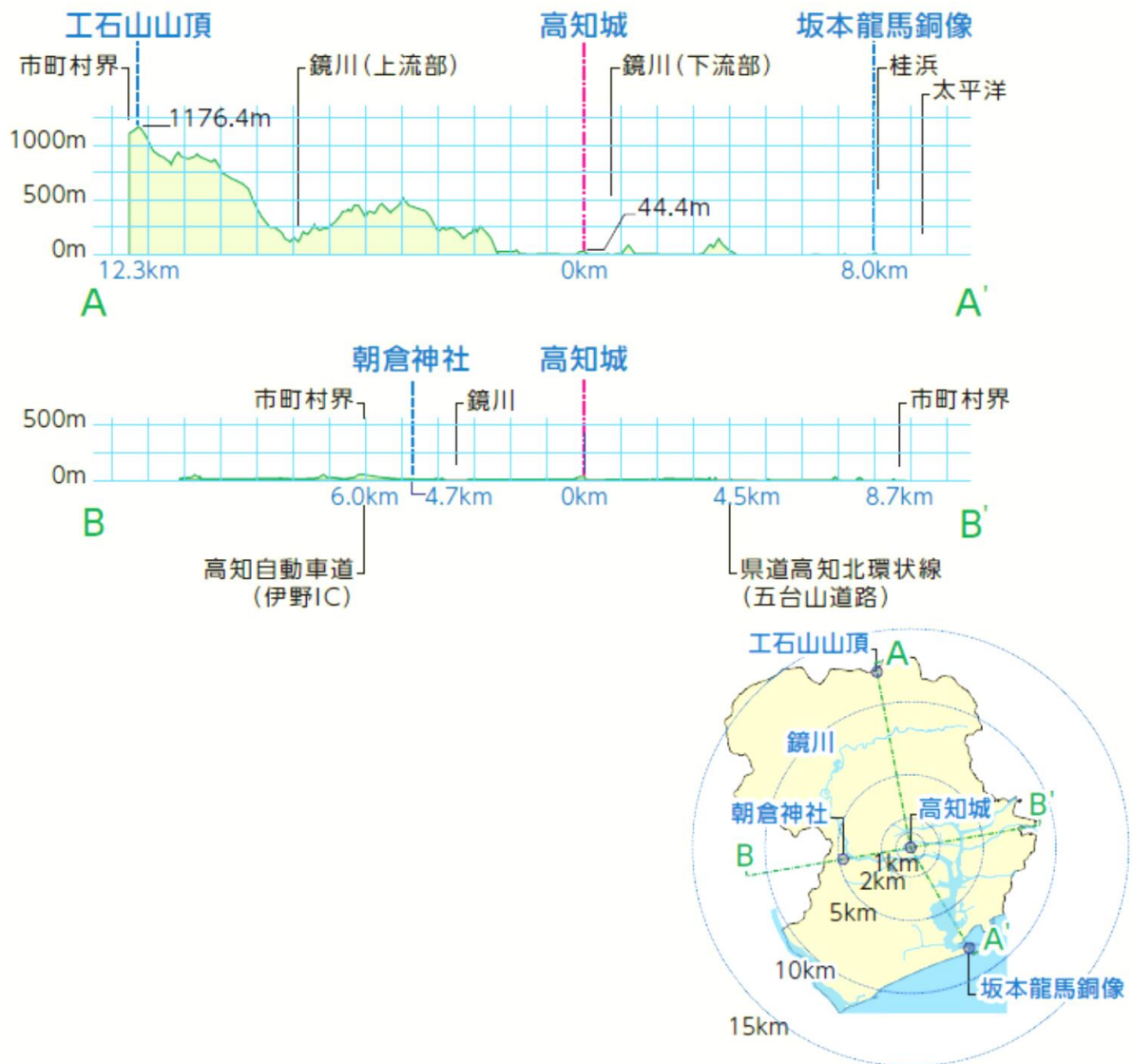
経緯度		東西最長距離	南北最長距離	面積
東 経	北 緯			
133度31分53秒	33度33分32秒	21.49km	24.83km	308.99km

	平均気温(℃)	降水量(mm)	日照時間(h)
2010(平成22)年	17.6(15.8)	3,093.0(1,847.5)	2,118.4(1,873.7)
2011(平成23)年	17.2(15.4)	2,686.0(1,781.8)	2,126.3(1,925.7)
2012(平成24)年	16.8(15.2)	2,985.0(1,736.4)	2,066.4(1,926.6)
2013(平成25)年	17.3(15.6)	2,327.0(1,715.0)	2,372.9(2,075.1)
2014(平成26)年	17.0(15.3)	3,658.5(1,756.3)	2,095.0(1,977.5)

資料：総務省統計局

※ () は全国都道府県庁所在都市の平均値

高知市地形断面図



2 歴史

■都市のなりたち

高知市は、浦戸湾沿岸に広がる平野を活用して新田や市街地を拡大してきました。高知市が位置する地域は、中世から戦国期にかけて当時の土佐国の中心地としての位置付けがなされるようになり、長宗我部元親が岡豊から大高坂山を経て浦戸に移り、その拠点として城を築きました。その後、関ヶ原の戦いで敗れた長宗我部氏は改易となり、土佐に入国した山内一豊が慶長年間に大高坂山に城を築き、歴代の藩主が城下町を形成して以来、土佐の政治、経済、文化の中心地として発展してきました。

■明治維新・自由民権運動

幕末には坂本龍馬、武市瑞山ら勤王の志士を輩出して明治維新の礎を築き、維新後においても「自由は土佐の山間より」といわれるように自由民権運動発祥の地として、その思想を全国に発信しました。城下の板垣退助、片岡健吉、坂本直寛をはじめ、先進的な憲法草案を起草した植木枝盛や、全国初の婦人参政権を要求した楠瀬喜多、さらに土佐山では山嶽社を結成した和田三郎、春野では吉良順吉や細川義昌ら、多くの人材が活躍し、自由と平等の精神に培われた政治的伝統が育まれてきました。

■市政のあゆみ

市制の施行は1889(明治22)年であり、以後、幾度かの合併を経ながら県都として発展してきました。1945(昭和20)年7月の空襲により高知市中心部の建物はその大半が焼失し、さらに翌年12月には南海地震※が発生し、強い揺れによる建物の倒壊や地盤沈下による浸水など大きな被害を受けましたが、復興へのめざましい取組を経て地方中核都市として発展し、1998(平成10)年には四国初の中核市※となりました。

現在、県民人口の4割以上の人々が暮らす地方中核都市であるとともに、みどり豊かな森林を持つ鏡村・土佐山村、県内有数の農業生産高を誇る春野町との合併により、中山間地域、田園地域、都市部がバランスよく調和し、仁淀川と、市内中心部を流れる鏡川などの清流を有する都市となっています。

市域の変遷

編入年月日		編入地域	面 積 (km ²)		人 口	
			編入 地域	累 計	編入 地域	累 計
1889 (明治22) 年	4月 1日	市制施行	—	2. 810	—	21, 823
1917 (大正 6) 年	3月15日	江ノ口町	2. 962	5. 772	3, 597	43, 220
1925 (大正14) 年	1月 1日	旭村	10. 737	16. 509	7, 861	62, 998
	8月 1日	鴨田村の一部	0. 317	16. 826	2, 950	65, 948
1926 (大正15) 年	1月25日	下知町、潮江村	12. 893	29. 719	13, 200	78, 225
1927 (昭和 2) 年	5月 1日	小高坂村	0. 912	30. 631	4, 954	87, 173
1935 (昭和10) 年	9月 1日	秦・初月村	18. 660	49. 291	3, 349	108, 869
1942 (昭和17) 年	6月 1日	長浜町、御畳瀬・高須・一宮・浦戸・三里・五台山・布師田・朝倉・鴨田村	86. 060	135. 351	33, 894	141, 094
		(45年10月1日の国土地理院面積調を基に修正)	—	133. 120	—	—
1972 (昭和47) 年	2月 1日	大津・介良村	10. 000	143. 120	8, 309	256, 801
		(50年10月1日の国土地理院面積調を基に修正)	—	143. 235	—	—
		(63年10月1日の国土地理院面積調を基に修正)	—	144. 520	—	—
1988 (昭和63) 年	12月 1日	南国市の一部	0. 159	144. 68	—	—
1997 (平成 9) 年	10月13日	三里 (公有水面埋立地造成)	0. 013	144. 69	—	—
1998 (平成10) 年	7月17日	〃 (〃)	0. 258	144. 95	—	—
2001 (平成13) 年	10月30日	〃 (〃)	0. 02	144. 97	—	—
2004 (平成16) 年	2月 3日	〃 (〃)	0. 03	145. 00	—	—
2005 (平成17) 年	1月 1日	鏡・土佐山村	119. 28	264. 28	2, 909	330, 705
2008 (平成20) 年	1月 1日	春野町	44. 94	309. 22	16, 512	343, 199
		(26年10月 1 日の国土地理院面積調を基に修正)	—	308. 99	—	—

3 文化

■ 風土

高知市は、懐の深い中山間地域や生産力の高い田園地域、魚種が豊富な海域などの高い多様性と優位性を併せ持つ自然と、その自然に対して先人が営々と働きかけてきた歴史、そして自然と調和しながら発展した産業が織りなす、独特の文化が花開く土壌を培ってきました。さらに、土佐国の中心地として発展してきた過程の中で、この地を訪れた多くの知識人や文化人の影響を受けながら文化の成熟度を高め、現代まで受け継いできました。

このような風土によって培われた明朗闊達で反骨精神の強い土佐人の気質は、江戸末期から明治にかけての幕末の志士や自由民権運動での活躍に現われただけでなく、現代においても、市民によるさまざまな地域コミュニティ※活動を支える積極的な協働の精神として受け継がれています。

■ 地域に根ざした文化

高知市周辺の平野は県下有数の規模を誇り、食料の供給地として農業が発展してきました。江戸時代から現在まで連綿と続く日曜市をはじめとした街路市には、新鮮で豊富な食材が並び、高知市の地産地消の食文化を支えてきました。豪快な皿鉢料理に代表される「おきゃく※」（宴会）や、大いに盛り上がる箸拳などは、土佐の宴席文化として広く注目されています。

また、鏡大利の太刀踊り、土佐山高川の早飯食い、春野の西畑デコ芝居、長浜のどろんこ祭りなどに代表される中山間地域の「山の文化」や田園地域の「里の文化」が、それぞれの地域において継承されてきました。

音楽、演劇、舞踊、美術、映画上映などの芸術文化については、市内各所で市民の多彩な活動が繰り広げられており、高知市文化祭や高知街ラ・ラ・ラ音楽祭などの大規模な文化的催しが市民の力で成功しています。中でも、横山隆一など独特な作風を持つ作家を輩出したまんがや、原宿や札幌など全国各地の200か所以上で開催されるまでに広がりを見せた本家本元のよさこい祭りなどは、自由で豊かな表現を基礎とした独特の芸術や文化として昇華し、日本国内だけではなく海外までその発信力が広がっています。

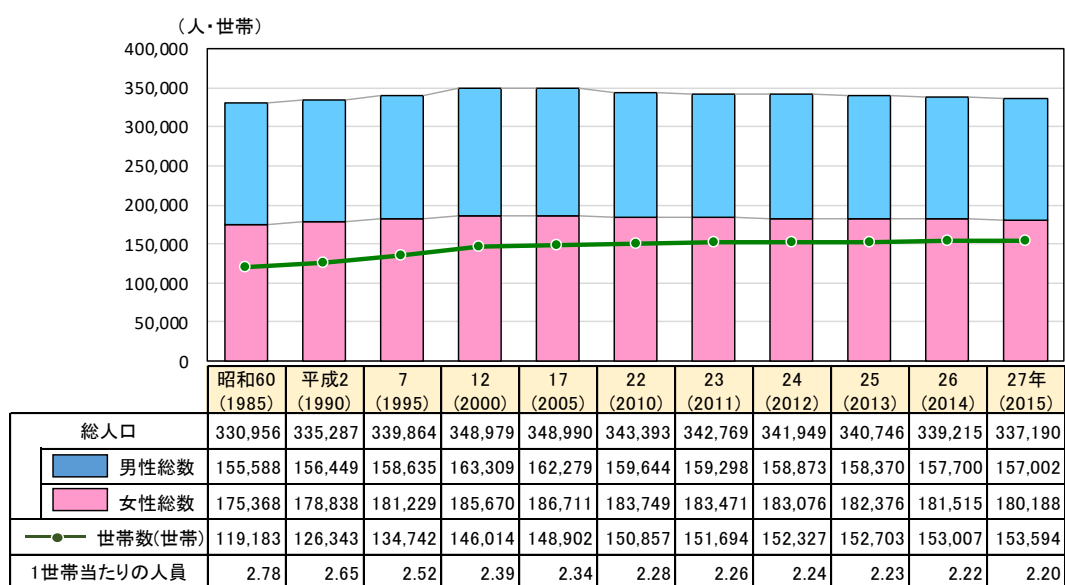
4 人口の状況

1 総人口及び世帯数

高知市の総人口は、2005(平成17)年までは増加傾向にありましたが、2006(平成18)年以降は減少しており、2015(平成27)年国勢調査においては337,190人となっています。高知県との比較では、県の総人口の4割を超えて推移しており、年を追うごとにその割合が上昇しています。

世帯数は総じて増加傾向にあり、2015(平成27)年の総世帯数は153,594世帯となっていますが、1世帯当たりの人員は、減少傾向にあり、2015(平成27)年で2.20人となっています。なお、高知市では単独世帯の割合が高く、2015(平成27)年で40.2%と全国平均(34.5%)を大きく上回っています。

人口及び世帯数の変遷(高知市)

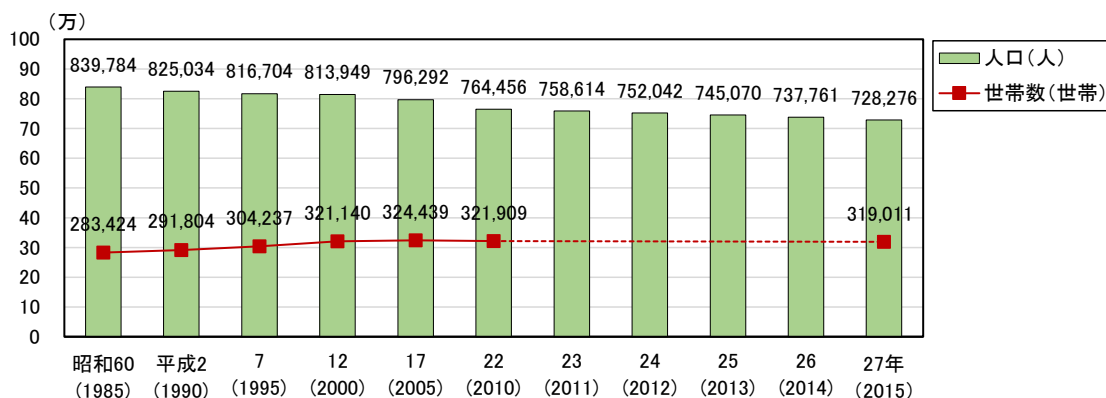


資料：国勢調査

2011(平成23)年から2014(平成26)年は高知市推計人口(各年10月1日現在)

※旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。

人口及び世帯数の変遷(高知県)



資料：国勢調査

2011(平成23)年から2014(平成26)年は高知県推計人口(各年10月1日現在)

単独世帯の状況

	総世帯数			
	うち一般世帯数			単独世帯の割合
			うち単独世帯数	
高知市	153,594	153,246	61,584	40.2%
高知県	319,011	318,086	115,865	36.4%
全国	53,448,685	53,331,797	18,417,922	34.5%

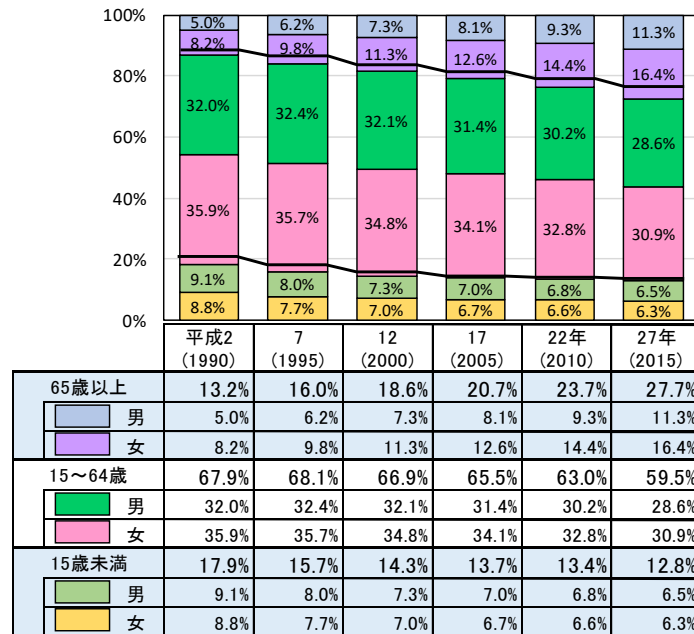
資料：2015(平成27)年国勢調査

※単独世帯とは、総世帯から施設等の世帯(寮や病院など)を除いた一般世帯のうち、世帯人員が1人の世帯をいう。

2 年齢別人口

年齢3区分別人口の割合を見ると、2015(平成27)年現在で0～14歳が12.8%、15～64歳が59.5%、65歳以上が27.7%となっており、年々高齢化率※の上昇、若年層の減少が進んでいます。

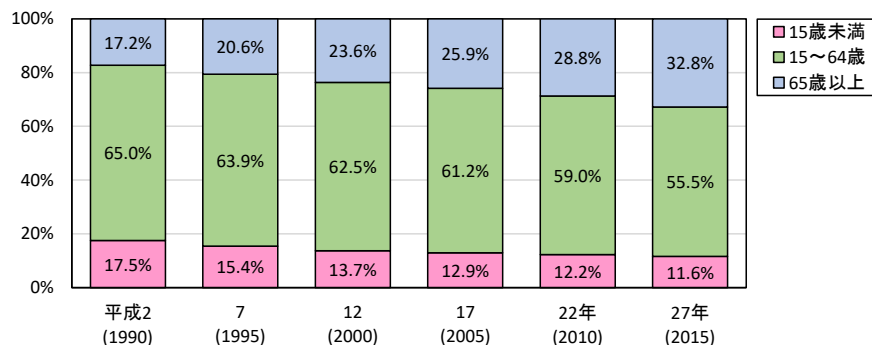
年齢3区分別人口の変遷(高知市)



資料：国勢調査

※旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。端数処理等の関係で表記数値合計は100%にならない。

年齢3区分別人口の変遷(高知県)



資料：国勢調査

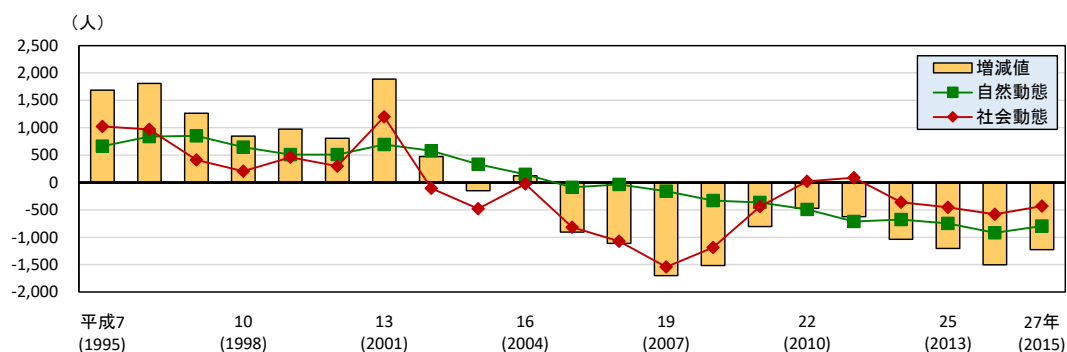
※端数処理等の関係で表記数値合計は100%にならない。

3 人口動態

■ 概況

高知市の人口動態(出生・死亡による「自然動態」及び転入・転出による「社会動態」による人口の動き)の状況を見ると、全体では2005(平成17)年以降、マイナス傾向となっています。

人口動態の推移及びその内訳



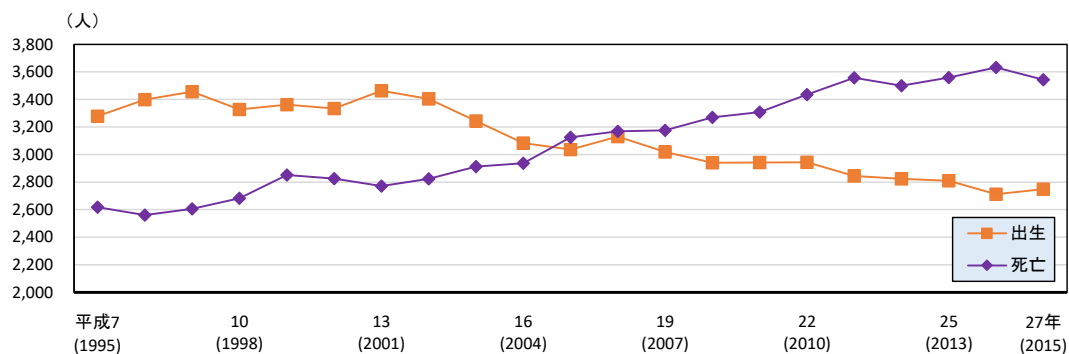
資料：高知県人口移動調査、高知市住民基本台帳

※旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。各年次は前年10月から当年9月までの数値。

■ 自然動態

出生・死亡による自然動態の推移を見ると、出生数は減少傾向にあり、逆に、死亡数は上昇傾向を示しています。全国と同様に、2005(平成17)年に初めて出生数が死亡数を下回っており、これ以降、高知市では人口の自然減少が続いています。

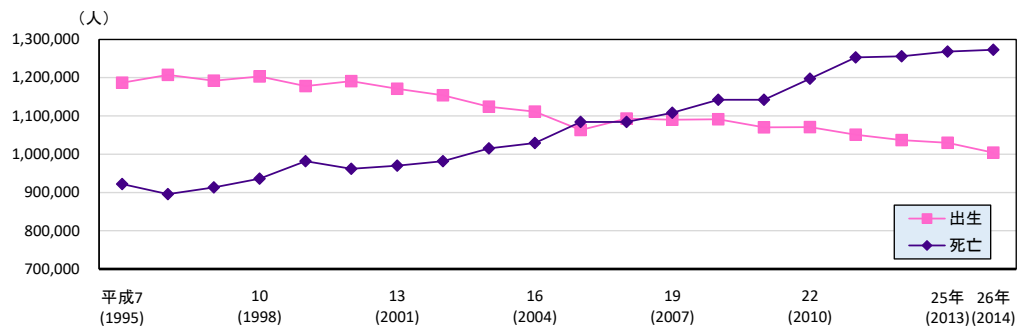
自然動態の状況(高知市)



資料：高知県人口移動調査、高知市住民基本台帳

※旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。各年次は前年10月から当年9月までの数値。

【参考】自然動態の状況(全国)



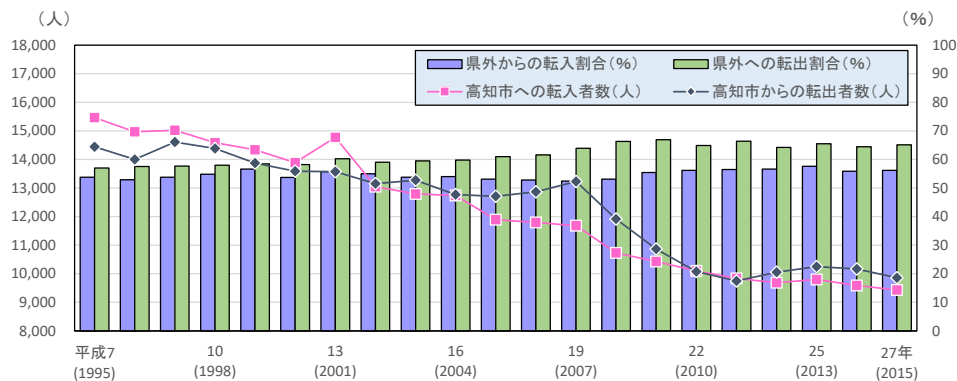
資料：厚生労働省 平成26年人口動態統計
※各年次は当年1月から12月までの数値。

社会動態

転入・転出による社会動態の状況を見ると、2010(平成22)年には転入者数と転出者数がほぼ同数になっていますが、全国の有効求人倍率が回復基調であった期間と重なるように、2005(平成17)年から2008(平成20)年にかけて転出が転入を大きく上回っており、近年の高知市の人口減少拡大の大きな要因となっています。

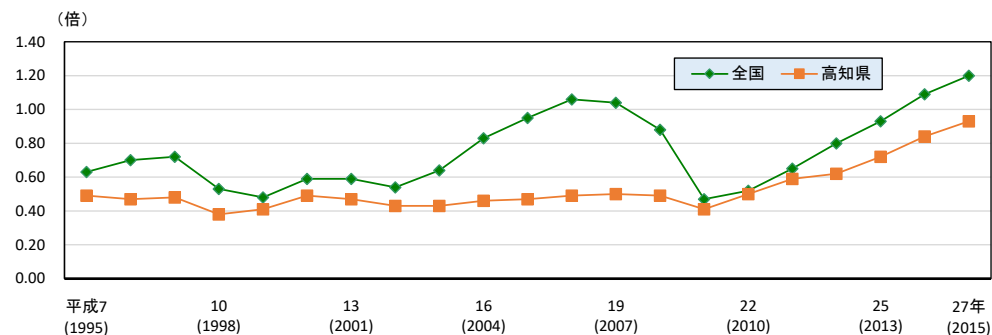
また、転入者・転出者の内訳を見ると、高知市から県外へ転出する割合は60～70%程度で推移しています。

社会動態の状況



資料：高知県人口移動調査、高知市住民基本台帳
※旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。各年次は前年10月から当年9月までの数値。

【参考】有効求人倍率の推移



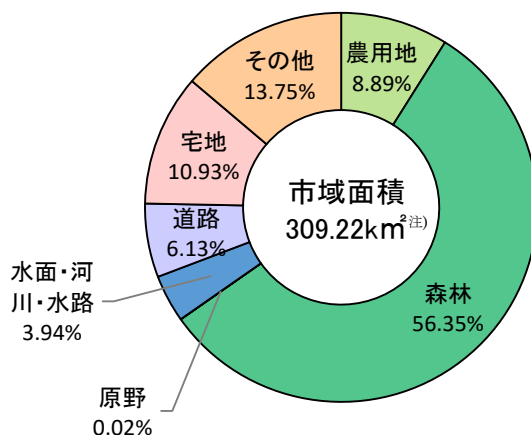
資料：厚生労働省 一般職業紹介状況(パート含む)

5 土地利用の状況

高知市の面積は309.22km²(注)であり、このうち森林面積が2008(平成20)年現在で174.24km²と、市域面積の約56%を占めています。

鏡村、土佐山村、春野町との合併により、農用地面積は約2倍に、また、森林面積は約3倍となっており、合併前と比較して、自然的な土地利用の割合が大きく増加しています。

高知市の土地利用状況



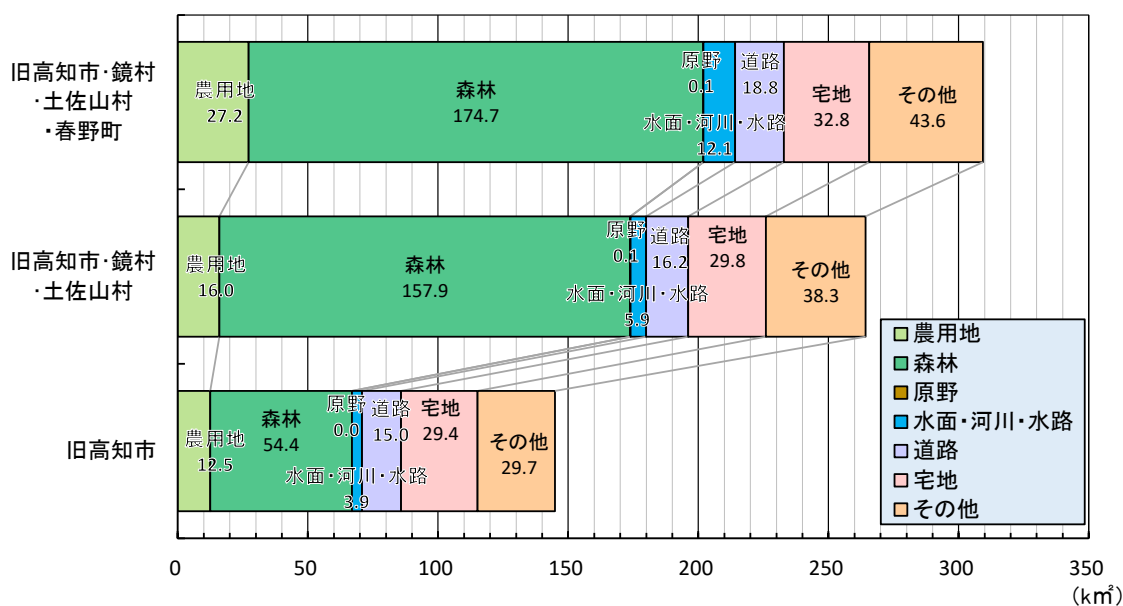
資料：土地利用現況把握調査（高知県）

※2008（平成20）年10.1現在

※グラフの合計値は、端数処理等の関係で一致しない。

注) 国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」により、2014（平成26）年10月1日以降の高知市の面積は308.99k m²。

合併による土地利用状況の変化



資料：土地利用現況把握調査（高知県）

※2004(平成16)年現在の面積による比較。

※上下のグラフの合計値は、端数処理等の関係で一致しない。

6 地域経済の状況

1 産業構造

高知市の総生産は、2012(平成24)年度で、およそ1兆290億円となっています。産業別の構成比を見ると、第1次産業が1%に満たないのに対し、第3次産業は9割を超えており、この割合は全国との比較においても高いものとなっています。

産業別の内訳を見ると、サービス業、卸売・小売業などが10%を超えており、現在の高知市の主要産業となっています。特に、サービス業の構成比は全国の19.71%に対し高知市は29.85%と突出して高く、高知市の産業における強みとなっており、観光分野などでのさらなる飛躍が望まれています。一方で、製造業の構成比を見ると、全国の18.34%に対して高知市は4.28%と特に低く、強化が望まれる産業となっています。

高知県との比較では、高知市の総生産は県全体の半ば近くを占めています。この割合を産業別に見ると、第1次産業が約8%、第2次産業が約30%、第3次産業が約52%となっています。なお、市の総生産における構成割合は低いものの、春野町との合併により農業生産額は県全体の12%余りを占め、県内市町村中で第一位となったほか、林業、水産業及び鉱業を除いた各産業の構成比が同様に第一位となっています。

2012(平成24)年度の産業別総生産

	高知市			高知県		全国(全県計)	
		構成比	高知県全体に占める割合		構成比		構成比
第一次産業の計	4,540	3.27%	11.18%	40,623	12.43%	2,381,415	4.24%
農業	4,060	2.92%	12.06%	33,652	10.30%	2,135,977	3.80%
林業	265	0.19%	9.12%	2,907	0.89%	68,553	0.12%
漁業	215	0.15%	5.29%	4,064	1.24%	176,885	0.32%
第二次産業の計	22,211	16.00%	38.80%	57,251	17.52%	14,123,282	25.15%
鉱業、採石業、砂利採取業	81	0.06%	19.90%	407	0.12%	22,152	0.04%
建設業	11,656	8.39%	41.85%	27,855	8.53%	4,474,946	7.97%
製造業	10,474	7.54%	36.13%	28,989	8.87%	9,626,184	17.14%
第三次産業の計	112,110	80.74%	48.99%	228,825	70.04%	39,646,316	70.61%
電気・ガス・熱供給・水道業	738	0.53%	52.08%	1,417	0.43%	284,473	0.51%
情報通信業	2,591	1.87%	72.56%	3,571	1.09%	1,626,714	2.90%
運輸業・郵便業	6,215	4.48%	46.15%	13,468	4.12%	3,219,050	5.73%
卸売業・小売業	27,967	20.14%	49.24%	56,793	17.38%	9,804,290	17.46%
金融業・保険業	4,678	3.37%	61.39%	7,620	2.33%	1,512,975	2.69%
不動産業、物品賃貸業	2,672	1.92%	66.83%	3,998	1.22%	1,113,768	1.98%
学術研究、専門・技術サービス業	4,345	3.13%	57.78%	7,520	2.30%	1,902,215	3.39%
宿泊業、飲食サービス業	10,152	7.31%	50.03%	20,293	6.21%	3,423,208	6.10%
生活関連サービス業、娯楽業	5,952	4.29%	48.71%	12,220	3.74%	2,198,515	3.92%
教育、学習支援業	8,199	5.90%	48.80%	16,801	5.14%	2,635,120	4.69%
医療、福祉	23,372	16.83%	46.62%	50,132	15.35%	6,127,782	10.91%
複合サービス事業	1,048	0.75%	24.19%	4,332	1.33%	376,986	0.67%
サービス業(他に分類されないもの)	7,834	5.64%	50.56%	15,494	4.74%	3,405,092	6.06%
公務(他に分類されるものを除く)	6,347	4.57%	41.85%	15,166	4.64%	2,016,128	3.59%
分類不能の産業	7,003	-	77.16%	9,076	-	3,460,298	-
総計	145,864	100.00%	43.44%	335,775	100.00%	59,611,311	100.00%

資料：2012(平成24)年度市町村経済統計書、2012(平成24)年度国民経済計算
 ※表の合計値は、端数処理等の関係で一致しない。

2 就業者数

市民の産業別就業状況を見ると、2010(平成22)年現在で総就業者数は145,864人となっています。産業分類別の就業割合は、第1次産業が3.11%、第2次産業が15.23%、第3次産業が81.66%と、第3次産業が最も高くなっています。

その内訳を全国と比較すると、医療・介護の機能が集積し、人口当たりの1日平均患者数も多い高知市では、医療、福祉への就業割合が高くなっています。また、総生産における比較と同様に製造業への就業割合が特に低く、全国の16.15%と比べると約9ポイント低くなっています。

高知県との比較では、高知市の就業者数は高知県全体の約43%であるにもかかわらず、第1次産業への就業割合が低く、一方で、第3次産業のうち情報通信業や不動産業、物品賃貸業、金融・保険業などへの就業割合が高くなっています。

就業者総数に占める男女別の割合を見ると、女性の割合が全国平均と比較して高く、高知市の就業構造における特徴の一つとなっています。

産業別就業者の状況

	高知市			高知県		全国(全県計)	
		構成比	高知県全体に占める割合		構成比		構成比
第一次産業の計	4,540	3.11%	11.18%	40,623	12.10%	2,381,415	3.99%
農業	4,060	2.78%	12.06%	33,652	10.02%	2,135,977	3.58%
林業	265	0.18%	9.12%	2,907	0.87%	68,553	0.11%
漁業	215	0.15%	5.29%	4,064	1.21%	176,885	0.30%
第二次産業の計	22,211	15.23%	38.80%	57,251	17.05%	14,123,282	23.69%
鉱業、採石業、砂利採取業	81	0.06%	19.90%	407	0.12%	22,152	0.04%
建設業	11,656	7.99%	41.85%	27,855	8.30%	4,474,946	7.51%
製造業	10,474	7.18%	36.13%	28,989	8.63%	9,626,184	16.15%
第三次産業の計	112,110	76.86%	48.99%	228,825	68.15%	39,646,316	66.51%
電気・ガス・熱供給・水道業	738	0.51%	52.08%	1,417	0.42%	284,473	0.48%
情報通信業	2,591	1.78%	72.56%	3,571	1.06%	1,626,714	2.73%
運輸業・郵便業	6,215	4.26%	46.15%	13,468	4.01%	3,219,050	5.40%
卸売業・小売業	27,967	19.17%	49.24%	56,793	16.91%	9,804,290	16.45%
金融業・保険業	4,678	3.21%	61.39%	7,620	2.27%	1,512,975	2.54%
不動産業、物品賃貸業	2,672	1.83%	66.83%	3,998	1.19%	1,113,768	1.87%
学術研究、専門・技術サービス業	4,345	2.98%	57.78%	7,520	2.24%	1,902,215	3.19%
宿泊業、飲食サービス業	10,152	6.96%	50.03%	20,293	6.04%	3,423,208	5.74%
生活関連サービス業、娯楽業	5,952	4.08%	48.71%	12,220	3.64%	2,198,515	3.69%
教育、学習支援業	8,199	5.62%	48.80%	16,801	5.00%	2,635,120	4.42%
医療、福祉	23,372	16.02%	46.62%	50,132	14.93%	6,127,782	10.28%
複合サービス事業	1,048	0.72%	24.19%	4,332	1.29%	376,986	0.63%
サービス業(他に分類されないもの)	7,834	5.37%	50.56%	15,494	4.61%	3,405,092	5.71%
公務(他に分類されるものを除く)	6,347	4.35%	41.85%	15,166	4.52%	2,016,128	3.38%
分類不能の産業	7,003	4.80%	77.16%	9,076	2.70%	3,460,298	5.80%
総計	145,864	100.00%	43.44%	335,775	100.00%	59,611,311	100.00%

資料：2010(平成22)年国勢調査

※表の合計値は、端数処理等の関係で一致しない。

就業者総数の男女別割合

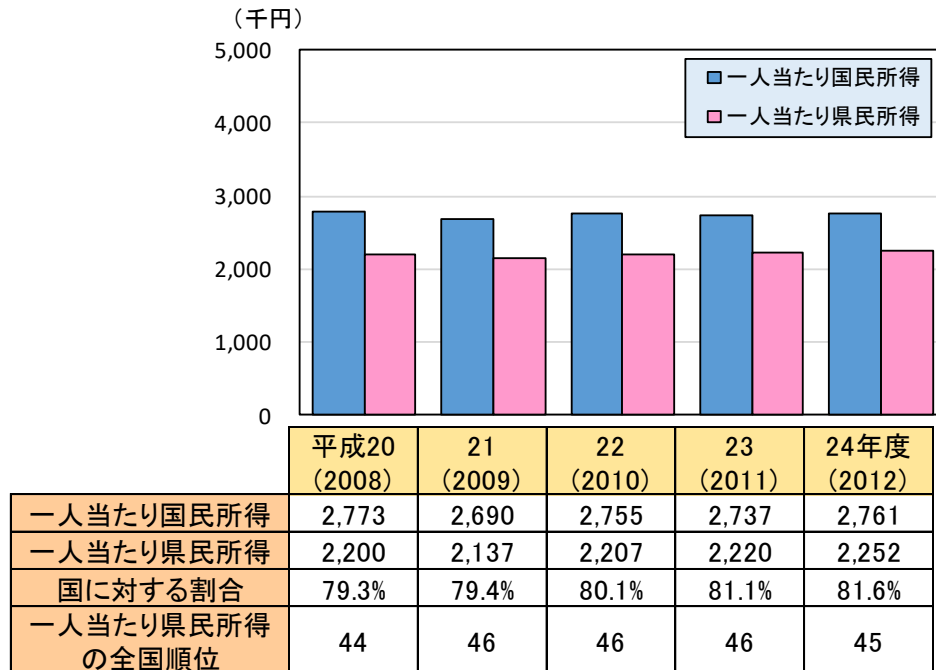
	高知市	高知県	全国
男性	51.67%	52.83%	57.19%
女性	48.33%	47.17%	42.81%

資料：2010(平成22)年国勢調査

3 所得

2012(平成24)年度の高知県の一人当たり県民所得は225万2千円で、同年度の一人当たり国民所得276万1千円の8割程度となっています。一人当たりの全国順位も47都道府県中45番目と、全国的にも低い状況となっており、過去5年間に於いても、同様の傾向が続いています。

一人当たり国民・県民所得の推移の推移



資料：内閣府 県民経済計算(平成13年度 - 平成24年度)、総務省統計局 日本統計年鑑

4 都市圏

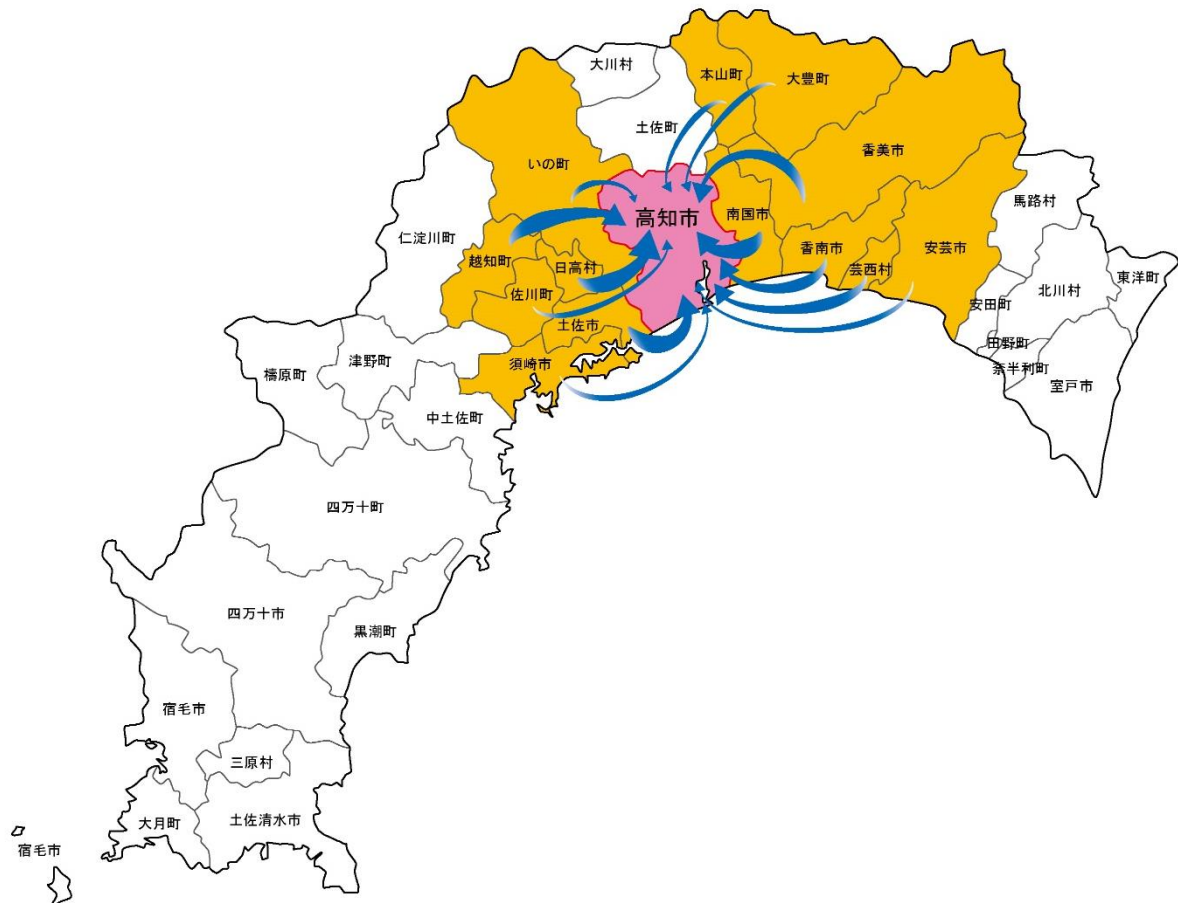
高速交通網の整備などによって、既に地域住民の生活や経済活動は市町村の枠組みにとらわれずに行われています。高知県の県都である高知市には周辺市町村からの通勤・通学者も多く、県中央部には、高知市を中心とした都市圏が形成されています。

その中であって高知市は、教育、医療等の都市機能の提供をはじめ、消費活動における市場の提供など、地域社会における需給の完結性を支える核となっています。

高知市は、南国市、香美市、香南市と「高知中央広域定住自立圏※」を形成し、その中心市として都市機能を発揮するとともに、周辺市の生活機能と有機的に連携することで、互いの持つ個性や特色ある地域資源を有効に活用しながら多くの人が交流する魅力あふれる圏域づくりに努めています。

このように高知市は、都市機能が集積し広域的な拠点性を持つ都市として、地域の自立と発展の中核的役割を担っています。

高知市都市圏における就業者・通学者の状況



資料：2010(平成22)年国勢調査

※就業者・通学者は15歳以上の数値。常住する就業者数は、自宅就業者数を除いた数値。

※高知市都市圏は高知市への通勤・通学割合が常住する就業者数及び通学者数の10%を超える市町村。

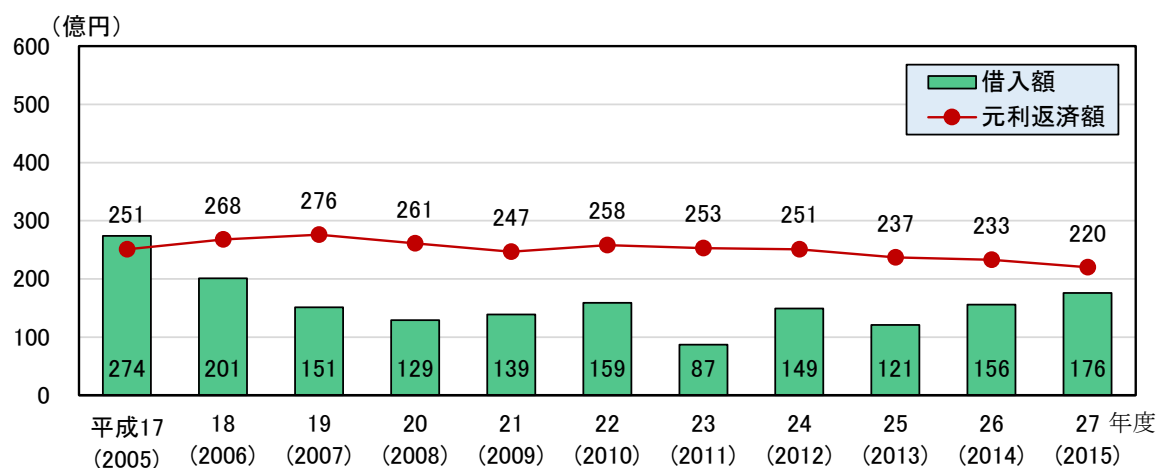
7 財政の状況

高知市では、脆弱な財政基盤の中、度重なる台風災害に対処するための浸水対策を中心に公共事業を行ってきましたが、1994(平成6)年頃からは、土地区画整理事業、街路事業、文化・清掃施設建設などの都市基盤整備に重点的に取り組んできました。1983(昭和58)年度に1億円余りの赤字を計上して以来、一般会計※実質収支では黒字決算を保ってきましたが、この間の集中した公共事業で発行した起債の償還や社会保障経費の増大などによる歳出増や地方交付税の削減などにより、2009(平成21)年度から2013(平成25)年度までの5年間で約244億円の収支不足が見込まれていたため「新高知市財政再建推進プラン」を策定し、収支改善に取り組んできました。その結果、5年間の合計で歳出では約143.9億円を削減、歳入では約195億円の増収となり、目標を上回る約338.9億円の収支改善を達成することができ、財政再建を果たすことができました。

しかしながら、特別会計のうち、施設建設に伴う起債償還等により、収益事業、駐車場事業、国民宿舎運営事業で収支不足が発生しています。

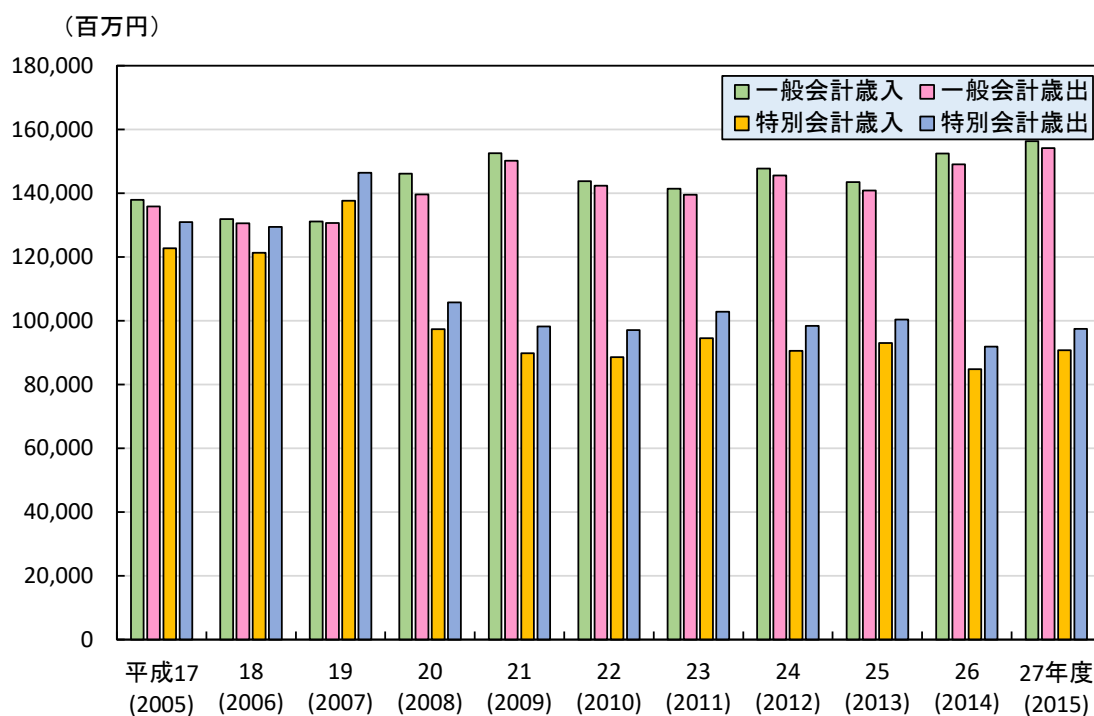
一般会計では、財政再建を果たしましたが、類似団体との比較においては、起債残高は、依然として高く、財政指標についても低水準にあるため、引き続き、財政健全化に向けた取組を進めていきます。

起債の借入額と元利返済額の推移



※一般会計、国体会計(合併団体発行分含む)の数値。

実質収支(黒字・赤字)の推移



【一般会計】

(単位: 百万円)

区分\年度	平成17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	平成27 (2015)
歳入決算額	137,950	131,843	131,140	146,086	152,485	143,711	141,390	147,734	143,446	152,425	156,263
歳出決算額	135,812	130,589	130,635	139,607	150,141	142,358	139,497	145,532	140,823	149,036	154,150
実質収支(黒字・赤字)	684	302	287	285	396	469	551	566	683	668	745

【特別会計】

(単位: 百万円、除く会計数)

区分\年度	平成17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	平成27 (2015)
歳入決算額	122,701	121,281	137,581	97,345	89,825	88,522	94,540	90,509	93,038	84,741	90,715
歳出決算額	130,908	129,445	146,398	105,734	98,199	97,029	102,769	98,376	100,340	91,851	97,458
実質収支(黒字・赤字)	-8,282	-8,214	-8,825	-8,389	-8,374	-8,565	-8,259	-7,870	-7,302	-7,113	-6,743
うち収益事業会計	-7,169	-7,164	-7,160	-6,998	-7,063	-7,068	-6,739	-6,624	-6,622	-6,353	-5,979
うち駐車場事業会計	-877	-941	-1,050	-1,116	-1,137	-1,100	-1,029	-916	-799	-693	-584
うち国民宿舎運営事業会計	-914	-1,080	-1,203	-1,335	-1,449	-1,423	-1,464	-1,456	-1,443	-1,422	-1,145
会計数	12	12	13	14	14	15	14	14	14	13	13

【企業会計(収益的収支)】

(単位: 百万円)

区分\年度	平成17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	平成27 (2015)
水道事業(実質収支)	991	1,040	1,081	1,027	1,042	1,205	1,065	1,031	1,095	55	1,486
下水道事業(実質収支)					特別会計					-1,156	-784

第4章 高知市を取り巻く状況

1 世界の状況

経済の地球規模での展開と情報化の進展により、国家間の境界は低くなり、資本や商品、労働などの行き来が活発化するなど、世界は相互に関係を深めています。わたしたちは、豊富な情報の中から必要な情報や商品を選択し、時間や距離にとらわれずコミュニケーションが行えるようになり、生活水準が向上するとともに、多様な価値観や生活様式が生まれています。

しかし、一方で、世界の総人口は増加し続けており、国連人口本部の2015(平成27)年の予測では、2011(平成23)年の70億人から2050(平成62)年には97億人に増加すると予測され、人口増加に伴い、資源の枯渇、食糧の不足、とりわけ水不足が懸念され、世界的に危機感が高まっています。

また、グローバル化の進展に伴い、国境を越えて資本や商品・労働等の移動が活発化し、一国の金融危機が世界に連鎖的に広がるなど、世界経済が相互依存し、景気の連動性が高まるとともに、産業、観光、交通、農業等の各分野においても、これまで以上に国際競争にさらされていることから、国際競争力を強化していくことが求められています。

さらに、地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化する中で、自然環境の保全・再生と、文化・文明の発展の両立が人類共通の課題となっており、省資源・省エネルギー型の環境負荷の少ない社会への転換や、地球温暖化対策※をはじめ、水や食糧資源の活用などの分野で、新技術の開発や新事業の展開が期待されています。

2 日本の状況

■ 自然災害に対する危機感の高まり

2011(平成23)年の東日本大震災をはじめ、火山の噴火、集中豪雨や土砂災害などの自然災害が相次いで発生しており、加えて、近い将来、南海トラフ地震や都市における直下型地震などの巨大地震の発生が予想されていることから、人々の自然災害に対する危機感が高まっています。

このような大規模災害等から国民の生命や財産を守るとともに、経済や社会への被害を最小化して迅速に回復する「強さとしなやかさを備えた国づくり」を進めていくため、2014(平成26)年6月に国において、国土強靱化基本計画※が策定され、この基本計画に基づき、地方自治体において、国土強靱化地域計画※の策定が進んでいます。

国土強靱化を実効あるものとするためには、自治体や市民、民間事業者などの関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら強靱な地域づくりを計画的に進めていく必要があります。

■ 少子化、高齢化、人口減少の進行

わが国では、価値観や生活様式の多様化に加え、経済的な理由などを背景として、婚姻率の低迷や晩婚化、夫婦が持つ子どもの数が減少しています。

総人口は2008(平成20)年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、2014(平成26)年には1億2,708万人となるなど、今後も長期にわたり人口減少が続く本格的な人口減少社会を迎えました。合計特殊出生率※は、2005(平成17)年に戦後最低の1.26となり、若干回復の兆しはあるものの長年にわたり出生数の低迷が続いています。加えて、高齢化も進行し、2010(平成22)年時点において、既に高齢化率※は20%を超え、このままであれば2050(平成62)年には40%弱にまで達すると予測されており、未だかつて経験したことのない超高齢社会※を迎えようとしています。

また、高齢化率の上昇に加え、一人暮らし高齢者は2015(平成27)年時点において、601万人と推測され、団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年には、701万人に達すると予測されています。

このような社会構造の変化により、経験と知識の豊富な高齢者が増加する一方で、労働力人口の減少や消費の減少等による経済成長力の低下、年金・医療・福祉など社会保障分野における需要の増大など、社会経済全般にさまざまな影響を与えると予測されています。

こうした中、国においては、療養病床のあり方等医療・介護分野での改革の検討が進められていますが、全国と比べ高齢化が進行している本市では、その影響は大きく、本市の実情に合わせた取組が必要となっています。

こうしたことから、子どもを生み育てやすい環境の実現とともに、医療・介護サービスの基盤強化や関連産業の育成、在宅医療等を含めた適切な医療・介護提供体制の確保、高齢者が有する技術・知識等の活用と継承など、高齢者が安心して健康な生活を送り、元気に活動することができる社会の構築が求められています。

■ 地方創生の推進

急激な人口減少を背景に、2060(平成72)年に1億人程度の人口確保をめざすことを示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン※」と、その実現に向けた2019(平成31)年度までの国の取組を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略※」が2014(平成26)年12月に閣議決定されました。

これらを受け、2015(平成27)年度に、各自治体では、地域の個性と魅力を活かし、地方における安定した雇用の創出や、地方への新しい人の流れの創出、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりなどを主眼とした、「地方版総合戦略」を策定しました。

今後は、国と地方、産業界、大学、金融機関等が一体となり、まち・ひと・しごと創生の取組を積極的かつ着実に推し進めていくことにより、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくことが重要となっています。

■ 格差社会の拡大

国内の経済は、一部に弱さが見られるものの緩やかな回復基調にあり、雇用、所得環境においては、改善が続いています。

しかしながら、日本の企業の大部分を占める中小企業や、地方の企業においては、景気回復の波及効果は必ずしも行き渡っておらず、地方から大都市圏に、より良い条件での職を求めて、人口が流出しています。このような地方と大都市圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と、大都市圏へのさらなる一極集中を招いている状況にあります。

また、わが国の生活保護世帯数は1994(平成6)年以降、一貫して増加を続けており、特に厳しい環境にある「子どもの貧困※」が全国的に深刻化しています。また、国内における所得格差の状況を示す相対的貧困率は、主要国の間でも高いものとなっています。

このような状況の中で、雇用の安定・質の向上やセーフティネット※の充実などによる、生活不安の払拭が大きな課題となっています。

産業構造では、サービス業を中心とする第3次産業への就業が増加する一方で、第1次産業は、高齢化や後継者不足、食生活の多様化などを背景に低迷しています。わが国は世界最大の農産物純輸入国となっており、農山漁村では高齢化・過疎化が進行するとともに農地や山林等の荒廃が進み、地域の活力と文化の喪失が懸念されています。

都市部においても、地方都市では交通環境や流通環境の変化、人口の郊外化が進む中で、都市の顔であった中心市街地が衰退するなど、まちの個性の喪失と地域コミュニティの希薄化といった問題が深刻化しています。

このためそれぞれの地域では、歴史や文化など地域の独自性を活かして、住民が愛着を持って生活できる地域を形成し、定住人口の減少防止と交流人口の拡大をめざす取組が模索されています。

■ 訪日外国人観光客の増加

わが国の訪日外国人旅行者数は、円安や観光ビザ発給要件の緩和等を背景に、2013(平成25)年に初めて年間1,000万人を超え、翌年の2014(平成26)年には1,341万人となるなど急増しています。全体の8割近くがアジアからの旅行者となっており、これらアジアからの旅行者は、訪日観光における消費に対する期待が高く、インバウンド※消費額も2014(平成26)年には2兆278億円となるなど、初めて2兆円を突破しました。

今後、2020(平成32)年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えていることから、官民一体となった訪日観光客の受入環境の整備や、魅力ある観光地づくりなど、これまで以上にインバウンド観光を推進し、観光立国の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

3 高知県内の状況

高知県は、歴史的に概ね100年ないし150年の間隔で発生する南海トラフ地震により、過去から繰り返し大きな被害を受けてきました。1946(昭和21)年の南海トラフ地震発生から、70年余りが経過し、次の南海トラフ地震が発生する可能性が高まっています。

南海トラフ地震が発生すると、県内では大きな揺れと沿岸域への津波の襲来が想定されていることから、建築物の耐震化や津波避難対策などの取組が求められています。

また、高知県では、全国に先行して少子化、高齢化及び人口減少が進行しています。今後においても、総人口は2010(平成22)年の76.4万人から、2040(平成52)年には53.6万人、2060(平成72)年には、39万人へと急激に減少し、総人口に対する老年人口割合は2010(平成22)年の28.8%から2060(平成72)年には42.6%へと増加すると予測されています。

特に、生産年齢人口の減少が地域経済に与える影響は大きく、年間の商品販売額は、1997(平成9)年のピーク時から10年で約2割減少し、経済の縮小が若者の県外転出を招き、特に中山間地域の衰退や少子化が進行するなど、人口減少の負の連鎖が生じています。

人口減少、高齢化が進行し、県内市場が縮小し続けている本県では、県外、海外への外商により外貨を獲得する「地産外商」の取組が重要であり、県土の大半を占める中山間地域においては、小さな拠点を構築し、住民の暮らしを守りながら、人口減少を抑制する取組が必要となっています。

このため、県経済が抱える積年の課題に正面から向き合い、経済を根本から活性化するために2016(平成28)年に策定された「第3期高知県産業振興計画」に基づき、高知市地域をはじめとする県内7ブロックで、農業、商工業など各種産業分野において、地産地消、地産外商の取組を強化し、拡大再生産につなげていく取組や県内高校生等の県内就職の促進、また県外からの移住を促進し、新たな人の流れをつくる取組が進められています。

今後も、高知県産業振興計画との方向性を合わせ、相乗効果を発揮しながら、周辺地域との連携により、共に発展していくことが求められています。

基本構想編 本論

- 第1章 高知市のめざすべき方向
- 第2章 将来の都市像
- 第3章 施策の大綱
- 第4章 都市フレーム

第1章 高知市のめざすべき方向

1 新たな共生社会に向けて

■ 新たな共生社会

これまでわたしたちは、主に物質的な面での豊かさを重視し、生活水準を向上させてきた反面、地球規模での環境悪化や資源の枯渇などの問題を深刻化させてきました。また、極端な市場原理主義の考え方の下で、効率化と利潤を追求するあまり、地域間格差と階層格差を拡大させ、人と人のつながりや地域の個性の希薄化を招いてきました。さらに今後、わが国全体で人口減少と高齢化が進むという状況の中で、将来の生活に対する人々の不安は高まっています。

こうした中わたしたちは、心の豊かさをもたらしてくれる自然の大切さに気付き、より自然を大切にし、他者を思いやる方向へと価値観の転換を促されています。今後は、自然と人、人と人が共生しながら発展し、物財の豊かさだけでなく、精神的な豊かさを重視する新しい社会の規範と個々人の倫理が確立した「新たな共生社会」を構築することが必要となってきました。

■ 高知市のめざすべき方向性

高知市は、太平洋に開かれた明るく温暖な気候と豊富な降水量がもたらす、海、山、川の豊かな自然の恵みを受けて発展してきました。その一方で、毎年のように襲来する台風や集中豪雨、周期的に発生する大きな地震といった自然災害が人々の生活を脅かしてききましたが、先人たちは、それらも自然との共生関係として、知恵を出し合い、力を合わせて乗り越えながら、自由闊達で個性的な文化を生み出してきました。

さらに近年、鏡地区・土佐山地区・春野地区が加わったことにより、日本のふるさとの原風景のような水と緑に恵まれた中山間地域や、豊かな食を育む美しい田園地域、雄大な太平洋に開けた臨海部などの多様な環境が身近なものとなり、まちの個性と魅力が増しています。

今後もわたしたちは、すばらしい食を育み大きな安らぎと癒しを与えてくれる地域の自然と地域の文化、地域に根ざした産業を先人から受け継いだ財産として大切にしながら、より環境を重視する方向へと価値観の転換を図っていくとともに、行政と住民をはじめ多様な主体の連携と協力により、地域の資源にさらに磨きをかけていかななくてはなりません。

そして、次世代に引き継いでいく財産として、新しい地域発展の可能性を探りながら、持続可能なまちを創造し、新たな共生社会の構築をめざします。

2 まちづくりの理念

高知市は、地域の発展を将来にわたって持続可能とするために、市民がこれまで培ってきた自然と人の絆、人と人の絆を強めるとともに、自然と人とまちのあり方を見つめ直し、自由と創造の精神に満ちた新たな共生都市を築き上げていきます。

1 自然と人の共生

高知市は、自然を理解し畏敬しながら巧みに活用してきた先人の知恵を受け継ぎ、自然と共生する精神を育んでいきます。

そして、都市化の進展とともに希薄となった自然と人の関係を見直し、地球規模に広がる環境問題に対して、解決の方策となる共生の精神を持って地域から率先して実践していきます。

2 人と人の共生

高知市は、郷土の風土と歴史が育んできた自由と創造の精神を受け継ぎ、平和と人権を尊び、人と人のつながりの中で子どもから高齢者まで市民全員が幸せを実感し、安心して暮らせる地域社会を創造します。

そして、地域に誇りと愛着を持っていきいきと活躍する人材を地域全体で育んでいきます。

3 自然と人とまちの共生

高知市は、これまで幾多の災害を乗り越えて築き上げられたまちづくりの成果を受け継ぐとともに、自然や歴史に根ざした地域の産業と文化の価値を見直し、自然との共生を基本としながら都市と産業のあり方を再構築することによって、自然と人とまちが調和し、自立した持続可能な都市を築き上げていきます。

第2章 将来の都市像

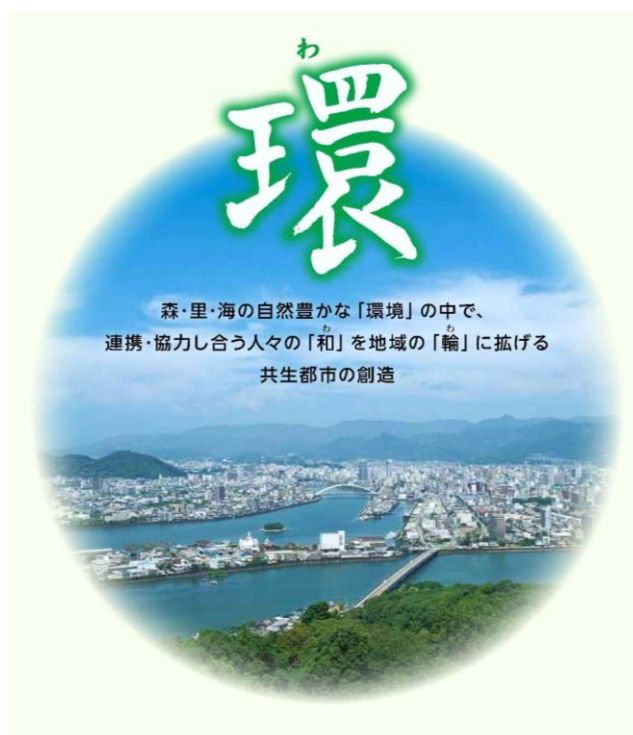
森・里・海と人の^わ環 自由と創造の共生都市 高知

わたしたちのまち高知市は、太平洋に開かれた豊穡の地にあり、豊かな自然と長い歴史の中で培われた、明るく闊達で慣習にとらわれない、自由と創造の精神に満ちた土佐の風土の中で発展を続けてきました。

このまちを未来に向かって持続的に発展させ、次世代へと伝えていくために、森に発し、里を経て、海へと通じる清流をはじめとする豊かな自然とそこに住む人々が共生しながら、さらにまちの発展が調和する、「環境」を基軸とした新しい共生文化を自由な精神を持って創造する都市をめざし、

『森・里・海と人の^わ環 自由と創造の共生都市 高知』

を将来の都市像と定め、明るさとにぎわいに満ちた元気あふれる高知市を築き上げます。

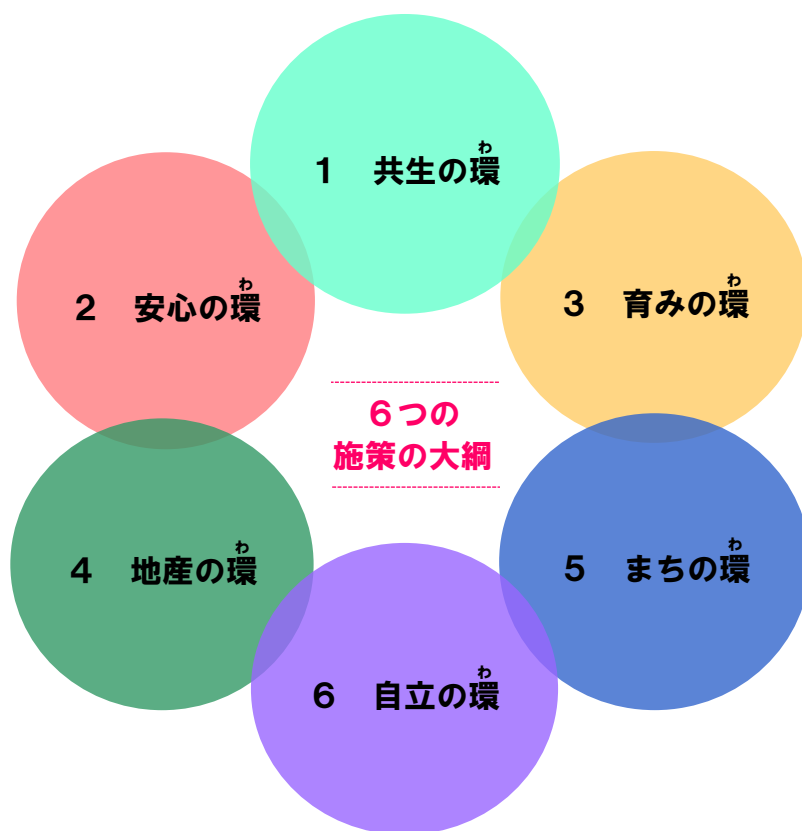


第3章 施策の大綱

高知市のめざすべき方向を踏まえ、将来の都市像「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を実現するために、環境を基軸とした次の6つの「環」を施策の大綱として掲げ、新しい高知市のまちづくりを推進します。

将来の都市像

森・里・海と人の環
自由と創造の共生都市 高知



1

共生の環^わ

自然と人とまちのそれぞれが調和し共生する地域社会を創造していくために、自然を理解し保全するとともに、人と人々が平和で互いに尊重しあい協力しあう、「共生の環^わ」を創造します。

高知市は、合併により源流域から河口までの流域全体が一つの市域に含まれることとなった清流・鏡川を森・里・海をつなぐ環境軸として、市民の自然に対する理解を深め、自然を守り育てます。

また、地域に根ざした伝統行事や食に関する文化の振興、自主防災など地域の人と人の協力関係を活かした減災への取組を進めます。

さらに、全国に先駆けて高知方式※といわれる市民の協働によるごみの分別方式を築き上げてきた環境への取組をさらに強化し、廃棄物の減量や適正処理を進め資源循環型社会の構築をめざすとともに、地球環境問題の解決に向けて積極的に取り組みます。

また、自由民権運動の原動力となった自由と平等の精神や、全国に先駆けてコミュニティ計画※を策定するなど市民が積極的に地域活動に取り組んできた協働の精神を活かして、平和と人権を尊重する社会づくりを推進するとともに、地域コミュニティの活性化と併せて、誰もが充実した生活を送れるような地域社会を基盤とした地域福祉の推進に取り組むなど、市民協働のまちづくりを進めます。

2

安心の環^わ

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会を構築するために、地域社会全体で人と人々が互いに支え合う「安心の環^わ」を充実します。

高知市は、高齢化が全国平均水準を上回って進んでいる状況であることから、高齢者の筋力低下を防止する「いきいき百歳体操※」や、口腔機能向上に向けた「かみかみ百歳体操※」など、高齢者を心身共に元気にする施策に先進的に取り組んできた成果を活かして、市民の健康づくりを積極的に支援します。また、家庭や地域など、それぞれの場所や組織などで互いにふれあい、助けあい、協力しあうといった人間同士のつながりを基本として、高齢者や障がいのある人が生きがいを持って生活し、社会参加できる環境づくりを進めます。

さらに、誰もが安心して生活できるように、医療環境や生活衛生の向上、消費者の安全確保、社会保障の充実に向けた取組を進めます。

3

育みの環^わ

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、すべての人々が生涯を通じていきいきと学び楽しみながら向上していけるように、子育てへの支援や教育を充実し、文化を振興する「育みの環^わ」を展開します。

高知市は、少子化への対応に積極的に取り組むとともに、高齢世代と若い世代の世代間交流を促進し、地域全体で子どもを見守る機運の醸成を図るなど、安心して子どもを生み育てることのできる子育ての環境づくりを進めます。

また、よさこい祭りやまんが文化など自由闊達な文化が花開く自由と創造の精神を育む都市として、自ら学び考える力を持ち、健やかで心豊かな子どもが育つ、知・徳・体と、その基礎となるべき食の調和の取れた教育を進めます。

さらに、生涯にわたって自主的に学習・スポーツに取り組む文化に親しむことができる環境づくりを行うなど、誰もが生きがいを感じながら充実した人生を送ることができるまちづくりを進めます。

4

地産の環^わ

地域の産業の特色や機能、優れた地域の資源を最大限に活かしながら、地方中核都市として広域の需要を担い、人や物が活発に交流する活力ある産業活動を実現するために、県域全体の発展に貢献する「地産の環^わ」を構築します。

高知市は、農産物の育成に適した気候条件や、合併により広がった森・里・海の豊かな自然環境、そこで育まれた園芸野菜や果物、魚介類など安全で新鮮な食材を活かす農林漁業を振興します。

また、地域の豊富な自然の資源などを活用しながら発展する工業の振興、県域経済の中心地として重要な役割を担う商業の振興とともに、郷土の英傑・坂本龍馬やエネルギーなよさこい祭り、街路市や食など高知ならではの文化を活かして、国内外から観光客が訪れるおもてなしの心に満ちた観光のまちづくりをめざします。

さらに、このような産業振興の取組を通じて地域における雇用創出を図るとともに、求職者の就職支援、勤労者の就業環境の充実促進など、いきいきと働ける環境整備を進めます。

5

まちの環^わ

中山間地域、田園地域、都市部それぞれの地域がその特性を活かしながら発展し、各地域で人々が安心して心豊かに生活できるように、自然と人とまちとが調和する、地方中核都市ならではの安全で快適な都市空間を創出する「まちの環^わ」を形成します。

都市化が進展した現代社会においては、人々が住み暮らす場としての都市のあり方が重要であり、自然環境と住環境が調和した美しく快適なまちの形成を進めます。

また、全国的に都市化と均質化が進み、生活の場としてのまちの魅力が喪失しつつあるといわれる中で、高知市は、森・里・海の自然豊かな地方中核都市としての顔とともに、高知城と300年の歴史を持つ日曜市など高知ならではの歴史的・文化的な特色を色濃く残していることから、市街地中心部において、商業機能や業務機能をはじめとした都市機能の充実を図るとともに、歴史と文化を軸としてにぎわいと求心力の向上に取り組むなど、風格と魅力のあるまちをめざします。

さらに、都市の発展を支える交通ネットワークの充実や、環境負荷が少なく高齢者や障害者が円滑・安全に利用できる公共交通の整備と利用の促進など、便利で快適な交通網の充実に取り組むとともに、災害に強く安心して暮らすことのできる安全な都市空間を形成するための基盤整備を進めます。

6

自立の環^わ

地域が将来にわたって持続的に発展できるように、県域における連携・交流をリードするとともに、健全な行財政運営の下で市民ニーズに的確に対応した独自の自治を進める「自立の環^わ」を確立します。

高知市は、地方中核都市として県域の中心的な役割を果たすことが期待されていることから、地域の多様な主体との連携に取り組むとともに、定住と交流人口の拡大をめざして、周辺自治体との定住自立圏を発展させ広域連携を推進するなど、県域全体の共生と発展に貢献します。さらに、国内や、アジア圏をはじめとする世界との広域的・国際的な交流を進めます。

また、新たな時代のニーズに即応し、市民サービスの向上を図っていくために、財政の健全化はもとより、効率的で信頼される行政の仕組みづくりに継続して取り組んでいきます。

これらの取組と併せて、地域コミュニティの再構築を進めるなど、地域住民がそれぞれの地域の実情に合ったまちづくりに取り組んでいくことができる、住民による自治の環境づくりを進めます。

第4章 都市フレーム

1 将来人口

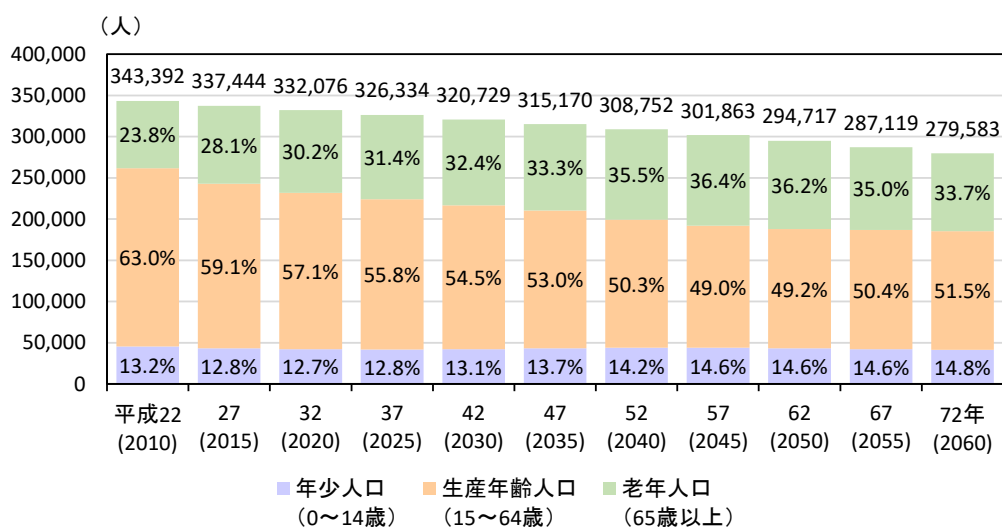
高知市の総人口は、少子化の進行や、転出者が転入者を上回る社会移動により、今後、人口が減少することが見込まれています。

国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、本市の人口は、2060(平成72)年には、2015(平成27)年の337,444人から204,121人まで、急速に減少すると予想されており、高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、産業振興や新たな人の流れの創出、少子化対策といった地方創生の推進により、2060(平成72)年の目標人口を28万人に定め、人口減少の克服に取り組むこととしています。

また、同ビジョンの年齢3区分別人口では、年少人口は2020(平成32)年までは微減傾向ですが、2025(平成37)年を境に微増へと転じます。また、老年人口は、増加傾向が続き、2035(平成47)年には3人に1人が高齢者となりますが、2045(平成57)年まで引き続き増加傾向となることが予測されています。

わが国全体で人口の減少が予想される中で、高知市においても人口減少は避けることのできない課題であることから、国の政策の動向を注視するとともに、施策展開にあたっては、地方中核都市としての都市の活力とにぎわいを維持するために、少子化、高齢化への対応を進めます。同時に、産業振興による地域での雇用の維持・拡大等や定住施策を進めるなど、社会移動により生じる人口減少の抑制をめざすこととします。

高知市の将来人口推計



資料：平成22(2010)年は、国勢調査
平成27(2015)年以降は、高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

2 土地利用

1 土地利用の基本方針

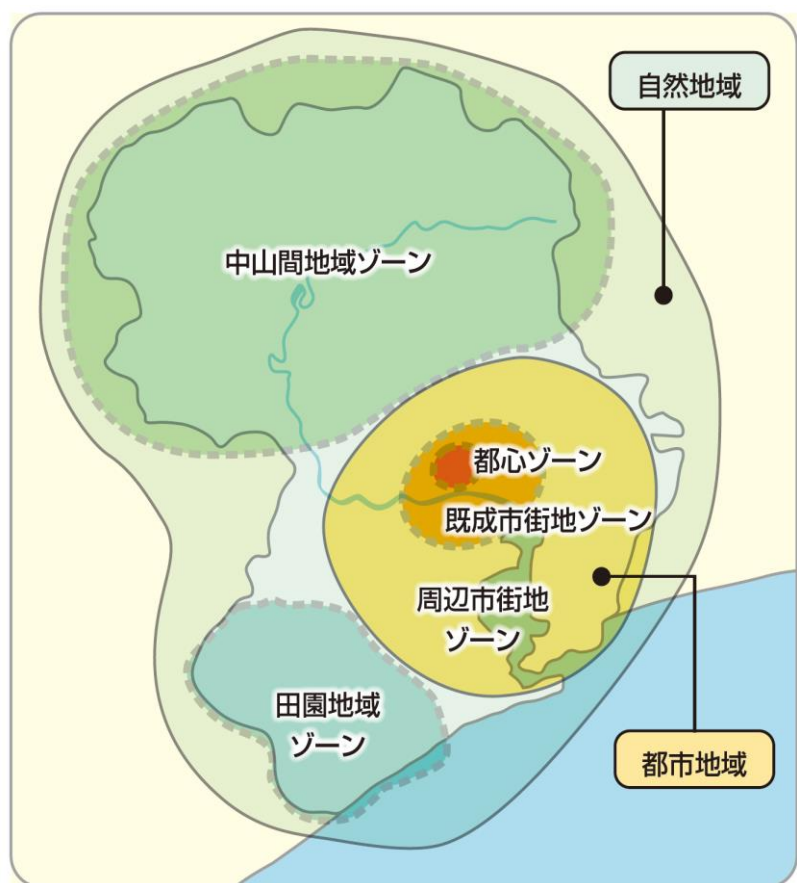
市域を構成する中山間地域、田園地域及び都市部が持つ多様な特性を活かした、バランスの取れた発展をめざします。

今後の人口減少と高齢化の進行を見据えて、既存の公共施設を有効活用するとともに、市街地の外延的拡大を抑制するなど、公共投資を効果的・効率的に行う集約型の都市構造とします。

さらに、市域の半分以上を占める森林などの自然環境の保全、公共交通の利便性の向上や利用促進などに取り組むことによって低炭素社会の実現をめざすとともに、コンパクトで持続可能な都市づくりを進めます。

こうしたことから、市域を都市地域と自然地域に大別し、さらに、都心ゾーン、既成市街地ゾーン、周辺市街地ゾーン、中山間地域ゾーン及び田園地域ゾーンに区分して、それぞれの地域の活力の向上をめざした土地利用を図ります。

ゾーニング図



(イメージ)

2 ゾーン別方針

■ 都市地域

都市地域では、都市全体の機能性や市民生活の質を向上させ、都市の魅力と活力を高め自立的な発展を図っていくため、それぞれのゾーンの特性に合わせた都市機能が適切な位置に集積し連携する都市環境の形成に取り組み、都市の活力向上をめざします。

都心ゾーン

魅力ある都心空間の形成を図るため、土地の高度利用※の推進や、都心居住を促進するとともに、中心核としてさまざまな機能を充実させます。また、都心の魅力と回遊性の向上、歴史・文化的資源の活用を図り、にぎわいと求心力の回復に取り組んでいきます。

既成市街地ゾーン

低・未利用地の有効利用、密集市街地などの都市基盤整備が不十分な地区の改善など、住環境の再構築を進め、生活環境の向上に取り組むとともに、商工業などの産業活動を効果的に支える土地利用に取り組んでいきます。

周辺市街地ゾーン

良好な生活環境の形成と豊かな緑・水辺空間等の自然環境の確保・保全に努め、住環境の整備を図るとともに、地域特性や交通利便性等を活かした魅力ある就労環境の創出に資する産業基盤の充実を図り、周辺環境と調和の取れた有効な土地利用に取り組んでいきます。

■ 自然地域

自然地域では、農地・森林・河川などの自然環境の維持・保全に努めるとともに、集落機能の維持を図ります。また、都市地域との交流人口の拡大を図るため、人と自然のふれあい・憩いの場としての活用を図るとともに、地域の特性に応じた地場産業を活かし、地域の活力向上をめざします。

中山間地域ゾーン

豊かな森林・水辺空間等の自然環境を保全し、観光交流資源としての整備や人と自然が調和する定住促進に努めます。また、農林業を振興し、森林や里山の保全・活用に取り組むとともに、自然と調和した環境重視型の新しい産業の育成を図ります。

田園地域ゾーン

緑の空間として自然環境との調和を図るため、農業振興施策と連携し、優良農地の遊休・荒廃化を防ぎ、農用地の保全に努めるとともに、集落における良好な居住環境の確保に取り組んでいきます。また、農林水産業との健全な調和を図り、周辺環境に十分配慮しながら、合理的かつ活力のある地域づくりにつながる土地利用を図ります。

資料編

高知市の概要

1 自然

高知市の位置と面積・気候

経緯度		東西最長距離	南北最長距離	面積
東経	北緯			
133度31分53秒	33度33分32秒	21.49km	24.83km	309.00km

	平均気温(°C)	降水量(mm)	日照時間(h)
2010(平成22)年	17.6(15.8)	3,093.0(1,847.5)	2,118.4(1,873.7)
2011(平成23)年	17.2(15.4)	2,686.0(1,781.8)	2,126.3(1,925.7)
2012(平成24)年	16.8(15.2)	2,985.0(1,736.4)	2,066.4(1,926.6)
2013(平成25)年	17.3(15.6)	2,327.0(1,715.0)	2,372.9(2,075.1)
2014(平成26)年	17.0(15.3)	3,658.5(1,756.3)	2,095.0(1,977.5)
2015(平成27)年	17.5(15.9)	2,966.5(1,775.1)	2,098.4(1,924.3)
2016(平成28)年	18.1(16.2)	2,823.0(1,821.7)	2,096.7(1,921.2)
2017(平成29)年	17.1(15.4)	2,022.0(1,648.1)	2,218.3(2,003.7)
2018(平成30)年	17.4(16.0)	3,092.5(1,777.7)	3,365.0(2,070.0)

資料：総務省統計局

※（ ）は全国都道府県庁所在都市の平均値

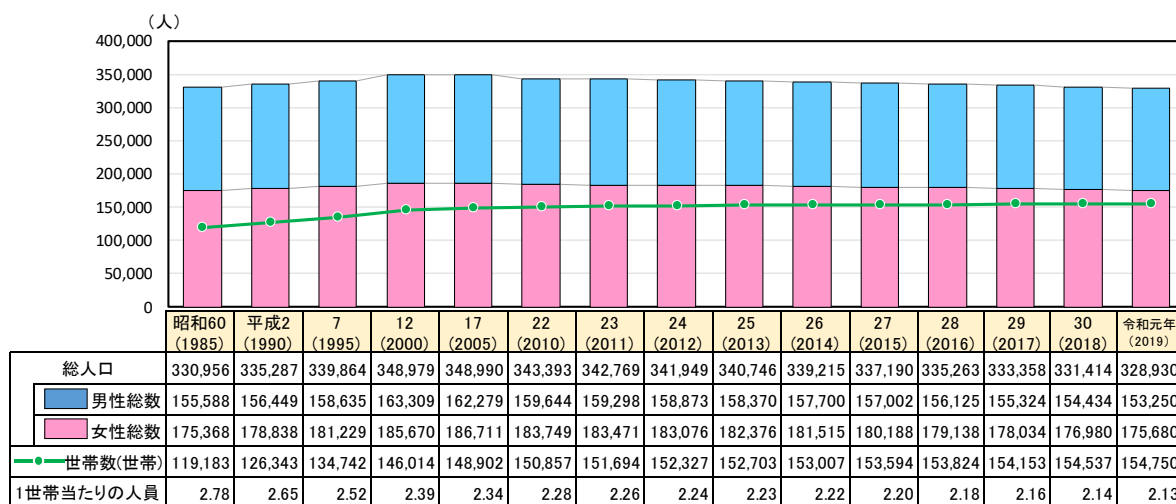
2 歴史

市域の変遷

編入年月日		編入地域	面 積 (km ²)		人 口	
			編入 地域	累 計	編入 地域	累 計
1889 (明治22) 年	4月 1日	市制施行	-	2.810	-	21,823
1917 (大正 6) 年	3月15日	江ノ口町	2.962	5.772	3,597	43,220
1925 (大正14) 年	1月 1日	旭村	10.737	16.509	7,861	62,998
	8月 1日	鴨田村の一部	0.317	16.826	2,950	65,948
1926 (大正15) 年	1月25日	下知町、潮江村	12.893	29.719	13,200	78,225
1927 (昭和 2) 年	5月 1日	小高坂村	0.912	30.631	4,954	87,173
1935 (昭和10) 年	9月 1日	秦・初月村	18.660	49.291	3,349	108,869
1942 (昭和17) 年	6月 1日	長浜町、御畳瀬・高須・一宮・浦戸・三里・五台山・布師田・朝倉・鴨田村	86.060	135.351	33,894	141,094
		(45年10月1日の国土地理院面積調を基に修正)	-	133.120	-	-
1972 (昭和47) 年	2月 1日	大津・介良村	10.000	143.120	8,309	256,801
		(50年10月1日の国土地理院面積調を基に修正)	-	143.235	-	-
		(63年10月1日の国土地理院面積調を基に修正)	-	144.520	-	-
1988 (昭和63) 年	12月 1日	南国市の一部	0.159	144.68	-	-
1997 (平成 9) 年	10月13日	三里 (公有水面埋立地造成)	0.013	144.69	-	-
1998 (平成10) 年	7月17日	〃 (〃)	0.258	144.95	-	-
2001 (平成13) 年	10月30日	〃 (〃)	0.02	144.97	-	-
2004 (平成16) 年	2月 3日	〃 (〃)	0.03	145.00	-	-
2005 (平成17) 年	1月 1日	鏡・土佐山村	119.28	264.28	2,909	330,705
2008 (平成20) 年	1月 1日	春野町	44.94	309.22	16,512	343,199
		(26年10月 1 日の国土地理院面積調を基に修正)	-	308.99	-	-
		(28年10月 1 日の国土地理院面積調を基に修正)	-	309.00	-	-

3 人口の状況

人口及び世帯数の変遷(高知市)

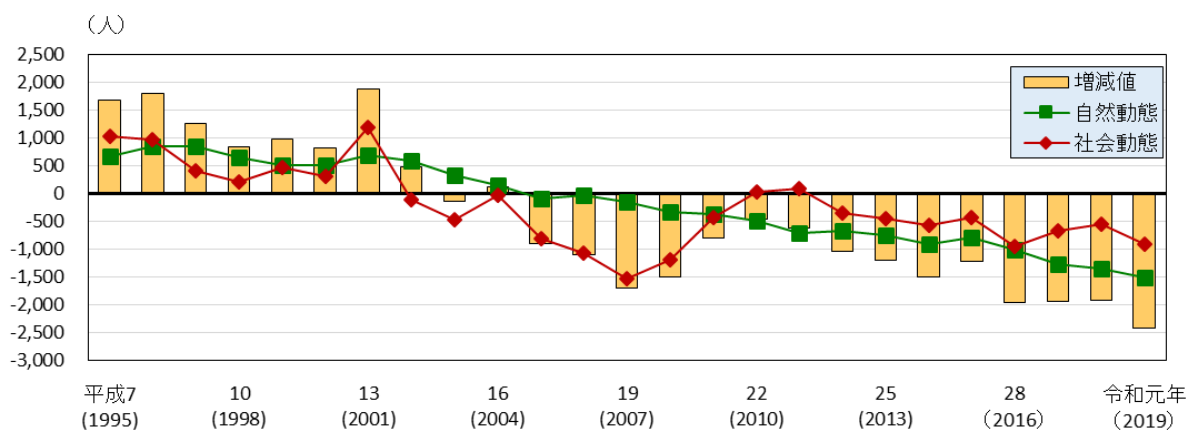


資料：国勢調査

2016(平成28)年から2019(令和元)年は高知市推計人口(各年10月1日現在)

※旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値

人口動態の推移及びその内訳

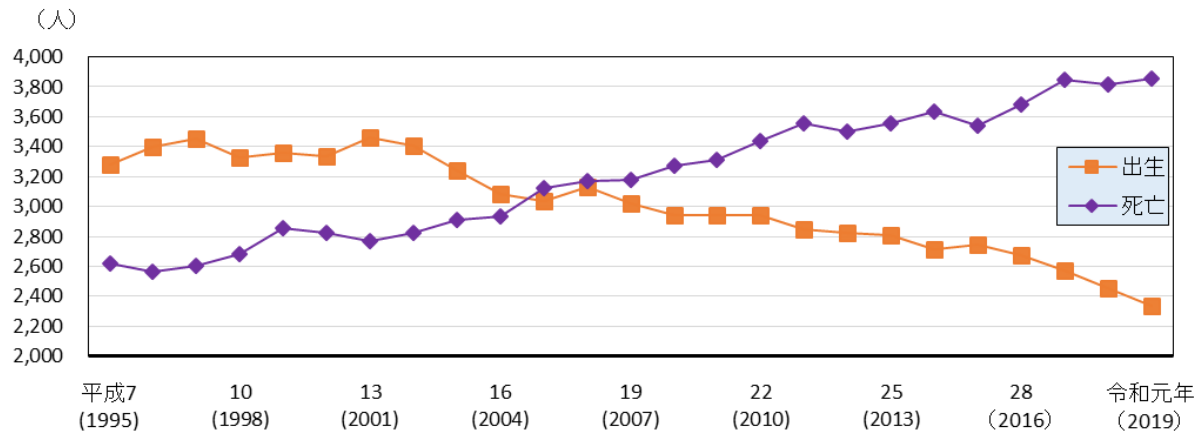


資料：高知県人口移動調査、高知市住民基本台帳

※旧高知市、旧鏡村、旧土佐山村、旧春野町の合計値

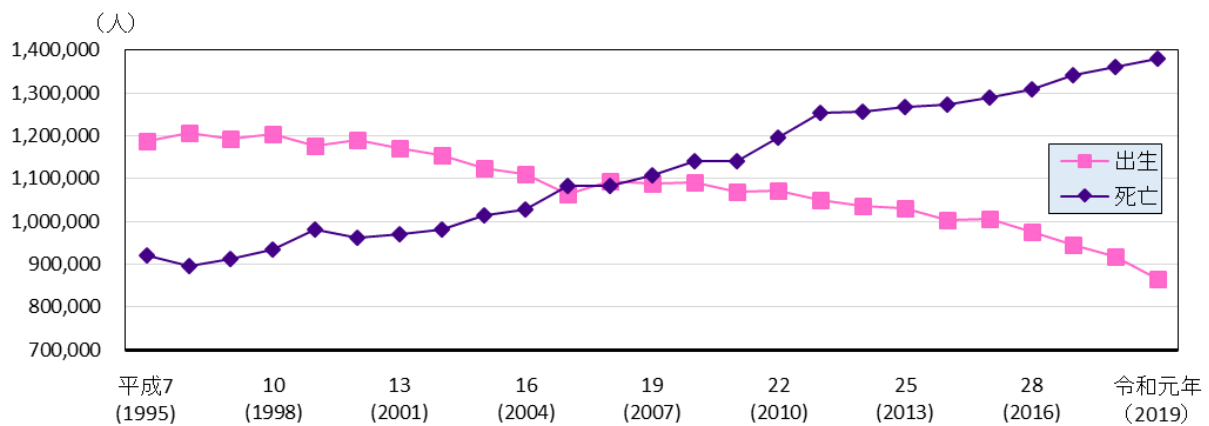
各年次は前年10月から当年9月までの数値

自然動態の状況(高知市)



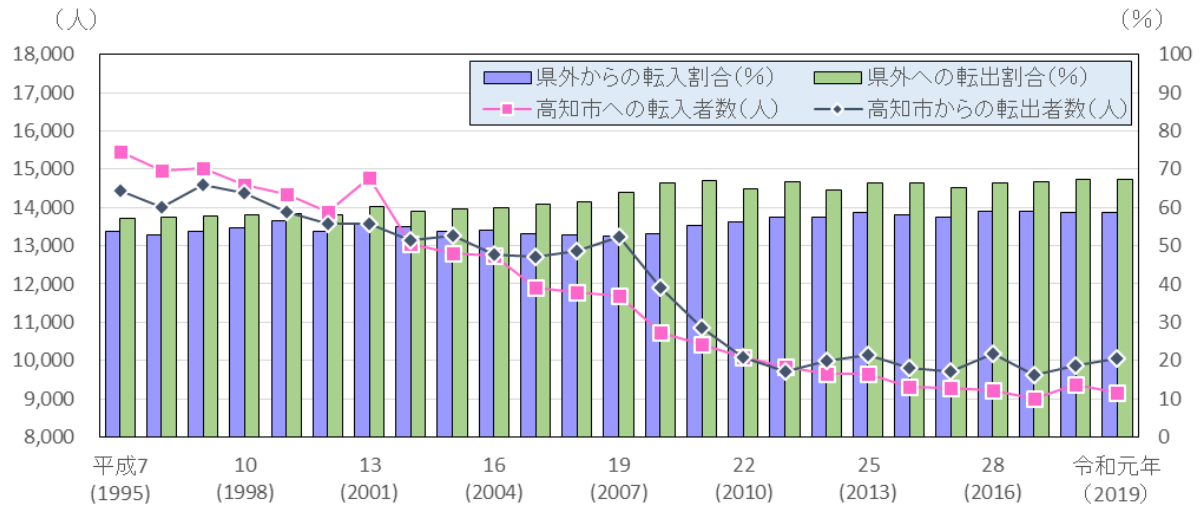
資料：高知県人口移動調査、高知市住民基本台帳
 ※旧高知市、旧鏡村、旧土佐山村、旧春野町の合計値
 各年次は前年10月から当年9月までの数値

【参考】自然動態の状況(全国)



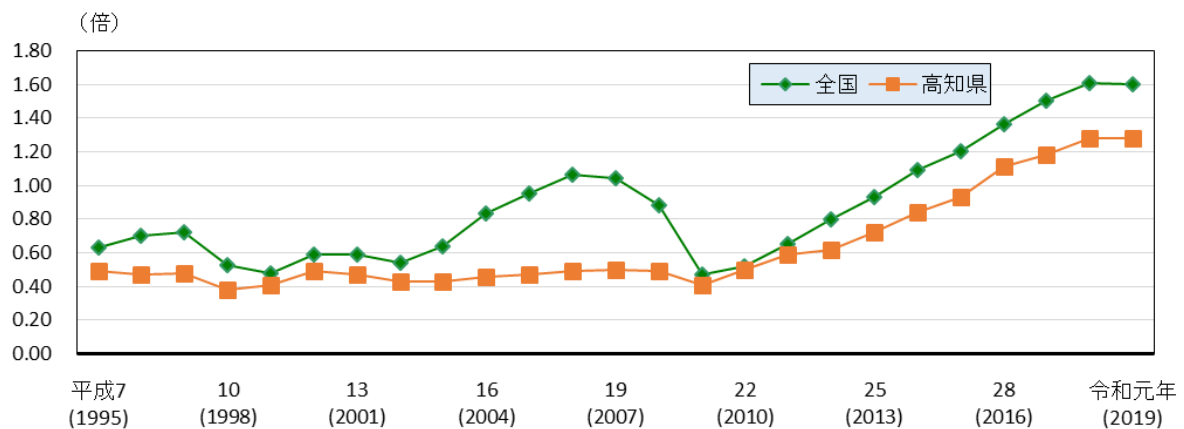
資料：厚生労働省 2019(平成30)年人口動態統計
 ※各年次は当年1月～12月までの数値

社会動態の状況



資料：高知県人口移動調査、高知市住民基本台帳
 ※旧高知市、旧鏡村、旧土佐山村、旧春野町の合計値
 各年次は前年10月から当年9月までの数値

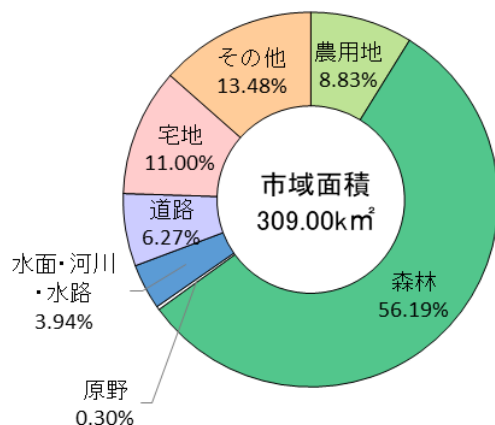
【参考】有効求人倍率の推移



資料：厚生労働省 一般職業紹介状況(パート含む)

4 土地利用の状況

高知市の土地利用状況



資料：土地利用現況把握調査(高知県)

※2010(平成22)年10.1現在

端数処理等の関係で表記数値合計は100%にならない。

5 地域経済の状況

2016(平成28)年度の産業別総生産

(単位：百万円、%)

		高知市		高知県全体に占める割合	高知県		全国	構成比
			構成比			構成比		
第1次産業 計		9,414	0.78%	9.98%	94,342	3.92%	6,498,000	1.22%
1次	農業	8,717	0.73%	12.94%	67,385	2.80%	5,479,900	1.03%
	林業	189	0.02%	2.14%	8,818	0.37%	210,800	0.04%
	水産業	508	0.04%	2.80%	18,139	0.75%	807,300	0.15%
	第2次産業 計	145,898	12.15%	35.79%	407,633	16.95%	141,218,700	26.47%
2次	鉱業	1,249	0.10%	16.02%	7,796	0.32%	286,500	0.05%
	製造業	63,339	5.28%	30.80%	205,646	8.55%	111,010,700	20.81%
	建設業	81,310	6.77%	41.87%	194,191	8.07%	29,921,500	5.61%
	第3次産業 計	1,045,125	87.06%	54.90%	1,903,637	79.13%	385,732,900	72.31%
3次	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	26,812	2.23%	40.75%	65,798	2.74%	13,953,700	2.62%
	卸売・小売業	186,163	15.51%	61.24%	303,975	12.64%	74,050,600	13.88%
	運輸・郵便業	47,224	3.93%	37.52%	125,874	5.23%	27,009,900	5.06%
	宿泊・飲食サービス業	49,733	4.14%	56.65%	87,784	3.65%	13,674,200	2.56%
	情報通信業	69,109	5.76%	89.40%	77,301	3.21%	26,880,500	5.04%
	金融・保険業	62,948	5.24%	66.49%	94,668	3.94%	22,334,800	4.19%
	不動産業	133,059	11.08%	53.21%	250,085	10.40%	61,169,300	11.47%
	専門・科学技術・業務支援サービス	104,406	8.70%	72.77%	143,478	5.96%	39,886,600	7.48%
	公務	82,159	6.84%	47.89%	171,544	7.13%	26,696,400	5.00%
	教育	57,532	4.79%	39.47%	145,772	6.06%	19,396,900	3.64%
	保健衛生・社会事業	150,380	12.53%	49.61%	303,151	12.60%	37,762,300	7.08%
	その他のサービス	75,600	6.30%	56.33%	134,207	5.58%	22,917,700	4.30%
第1次～第3次産業計		1,200,437	100.00%	49.90%	2,405,612	100.00%	533,449,700	100.00%
輸入品に課される税・関税		17,287			34,644		7,676,100	
(控除)総資本形成に係る消費税		10,390			20,822		5,679,100	
計(総生産)		1,207,334			2,419,434		535,446,600	

資料：2016(平成28)年度市町村経済統計書、2018(平成30)年度国民経済計算

※表の合計値は、端数処理等の関係で一致しない。

産業別就業者の状況

(単位：人、%)

	高知市			高知県		全国(全県計)	
		構成比	高知県全体に占める割合		構成比		構成比
第一次産業の計	4,176	3.10%	11.31%	36,923	11.81%	2,221,699	3.98%
農業	3,735	2.77%	12.31%	30,337	9.70%	2,004,289	3.59%
林業	249	0.18%	8.44%	2,951	0.94%	63,663	0.11%
漁業	192	0.14%	5.28%	3,635	1.16%	153,747	0.28%
第二次産業の計	21,559	16.01%	40.11%	53,755	17.19%	13,920,834	24.97%
鉱業、採石業、砂利採取業	89	0.07%	22.08%	403	0.13%	22,281	0.04%
建設業	11,143	8.27%	42.34%	26,321	8.42%	4,341,338	7.79%
製造業	10,327	7.67%	38.20%	27,031	8.64%	9,557,215	17.14%
第三次産業の計	108,937	80.89%	49.06%	222,070	71.01%	39,614,567	71.05%
電気・ガス・熱供給・水道業	773	0.57%	51.02%	1,515	0.48%	283,193	0.51%
情報通信業	2,504	1.86%	71.60%	3,497	1.12%	1,680,205	3.01%
運輸業・郵便業	5,374	3.99%	47.79%	11,245	3.60%	3,044,741	5.46%
卸売業・小売業	24,798	18.41%	49.26%	50,345	16.10%	9,001,414	16.14%
金融業・保険業	4,505	3.35%	63.64%	7,079	2.26%	1,428,710	2.56%
不動産業、物品賃貸業	2,690	2.00%	68.02%	3,955	1.26%	1,197,560	2.15%
学術研究、専門・技術サービス業	4,484	3.33%	58.71%	7,637	2.44%	1,919,125	3.44%
宿泊業、飲食サービス業	9,021	6.70%	48.51%	18,595	5.95%	3,249,190	5.83%
生活関連サービス業、娯楽業	5,343	3.97%	48.72%	10,967	3.51%	2,072,228	3.72%
教育、学習支援業	8,193	6.08%	49.99%	16,388	5.24%	2,661,560	4.77%
医療、福祉	25,408	18.87%	46.73%	54,377	17.39%	7,023,950	12.60%
複合サービス事業	1,294	0.96%	24.74%	5,230	1.67%	483,014	0.87%
サービス業(他に分類されないもの)	7,843	5.82%	49.70%	15,781	5.05%	3,543,689	6.36%
公務(他に分類されるものを除く)	6,707	4.98%	43.39%	15,459	4.94%	2,025,988	3.63%
分類不能の産業	7,887	-	73.99%	10,660	-	3,161,936	-
総計	142,559	100.00%	44.08%	323,408	100.00%	58,919,036	100.00%

資料：2015(平成27)年国勢調査

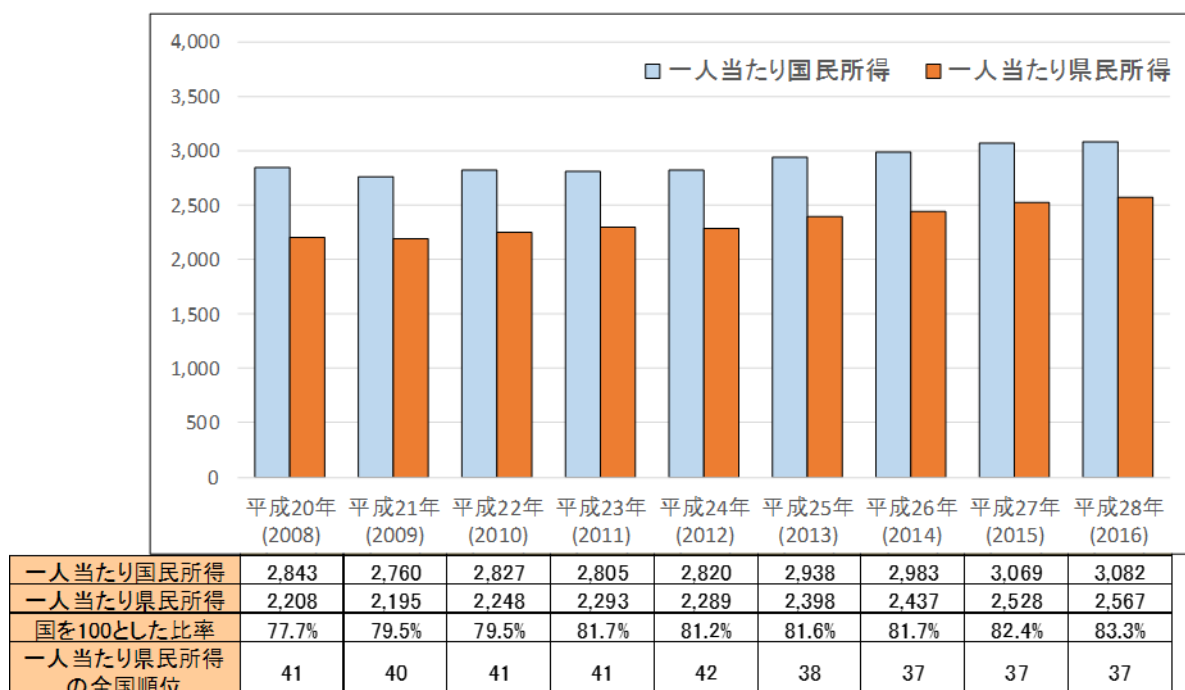
※表の合計値は、端数処理等の関係で一致しない。

就業者総数の男女別割合

	高知市	高知県	全国
男性	51.53%	52.44%	56.14%
女性	48.47%	47.56%	43.86%

資料：2015(平成27)年国勢調査

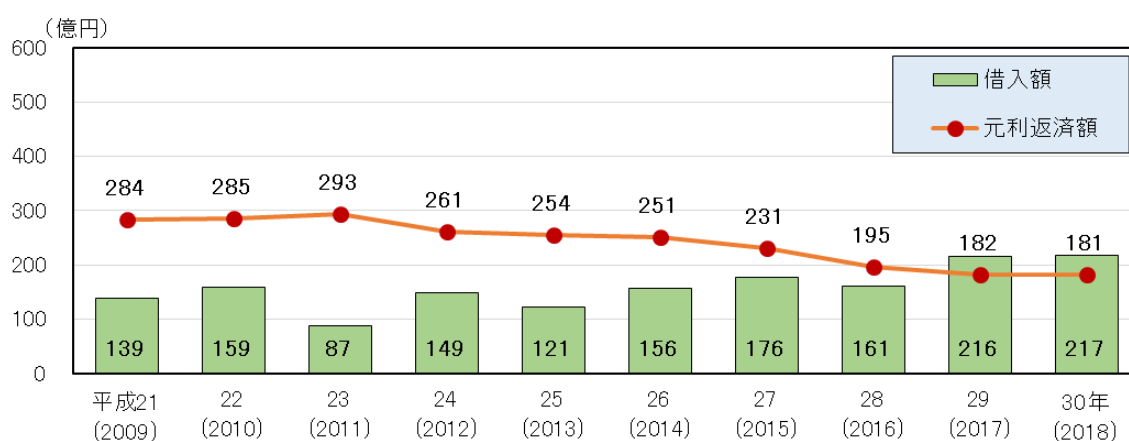
一人当たり国民・県民所得の推移



資料：2016(平成28)年度県民経済計算の概要

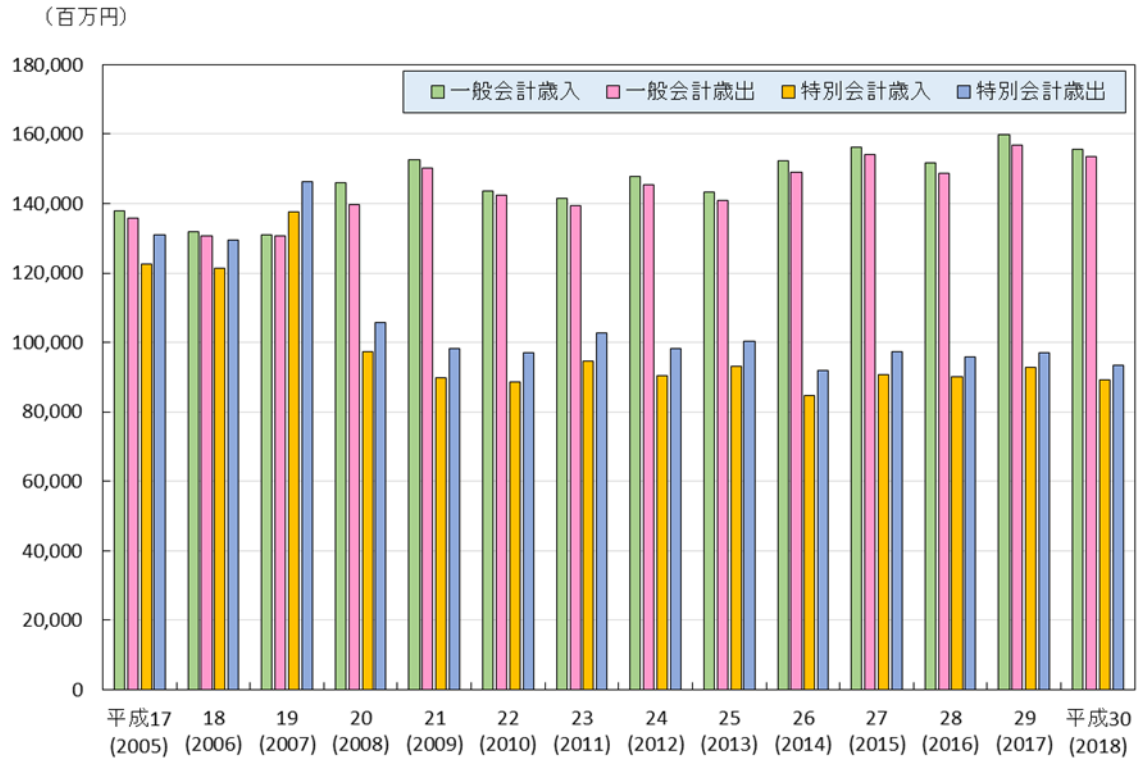
6 財政の状況

起債の借入額と元利返済額の推移



※一般会計、国体会計(合併団体発行分含む)の数値
元利返済額は借換分を除く

実質収支(黒字・赤字)の推移



【一般会計】

(単位: 百万円)

区分\年度	平成17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
歳入決算額	137,950	131,843	131,140	146,086	152,485	143,711	141,390	147,734	143,446	152,425	156,263	151,868	159,804	155,733
歳出決算額	135,812	130,589	130,635	139,607	150,141	142,358	139,497	145,532	140,823	149,036	154,150	148,659	156,879	153,478
実質収支(黒字・赤字)	684	302	287	285	396	469	551	566	683	668	745	282	393	474

【特別会計】

(単位: 百万円、除く会計数)

区分\年度	平成17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	平成30 (2018)
歳入決算額	122,701	121,281	137,581	97,345	89,825	88,522	94,540	90,509	93,038	84,741	90,715	90,149	92,813	89,300
歳出決算額	130,908	129,445	146,398	105,734	98,199	97,029	102,769	98,376	100,340	91,851	97,458	95,794	97,058	93,516
実質収支(黒字・赤字)	-8,282	-8,214	-8,825	-8,389	-8,374	-8,565	-8,259	-7,870	-7,302	-7,113	-6,743	-5,645	-4,246	-4,219
うち収益事業会計	-7,169	-7,164	-7,160	-6,998	-7,063	-7,068	-6,739	-6,624	-6,622	-6,353	-5,979	-5,689	-5,291	-5,244
うち駐車場事業会計	-877	-941	-1,050	-1,116	-1,137	-1,100	-1,029	-916	-799	-693	-584	-483	-412	-322
うち国民宿舎運営事業会計	-914	-1,080	-1,203	-1,335	-1,449	-1,423	-1,464	-1,456	-1,443	-1,422	-1,145	-870	-601	-328
会計数	12	12	13	14	14	15	14	14	14	13	13	13	13	13

【企業会計(収益の収支)】

(単位: 百万円)

区分\年度	平成17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	平成30 (2018)
水道事業(実質収支)	991	1,040	1,081	1,027	1,042	1,205	1,065	1,031	1,095	55	1,486	1,389	1,472	1,425
下水道事業(実質収支)										-1,156	-784	-362	-228	291
特別会計														

維新・創生 8 大エンジンの実現に向けての方針

維新・創生 8 大エンジンの実現に向けての方針については、本市の【強み】【弱み】【機会】【脅威】の組合せから、「機会を捉えて強みを伸ばす」「機会を活かして弱みを改善する」「強みを活かして脅威を乗り越える」「弱みを克服して脅威に挑戦する」という視点による分類・分析を行い設定しています。

高知らしさを活かし地域の活力を高める「維新・創生 8 大エンジン」	
1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める	5 知・徳・体の調和のとれた人材を育てる
2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す	6 豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型社会を創る
3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する	7 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる
4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える	8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く

高知市を取り巻く状況	【機会】	世界の状況 ●経済の地球規模での展開と情報化の進展 ●自然環境の保全・再生と文化・文明の発展の両立の必要性 ●持続可能で多様性と包括性のある社会の実現 日本の状況 ●世界と比べて高い平均寿命 ●経験と知識の豊富な高齢者の増加 ●サービス業を中心とする第 3 次産業への就業の増加 ●訪日外国人観光客の増加と消費拡大への期待 ●地震津波や集中豪雨等の自然災害に対する危機感の高まり ●安全で安心して暮らせる社会の確立への希求 高知県内の状況 ●高知県産業振興計画による地産地消・地産外商などの取組 ●県内での移住促進の取組の活発化	
	【脅威】	世界の状況 ●世界人口の急増に伴う資源の枯渇、食糧や水の不足 ●経済の地球規模での展開に伴う弊害の顕在化 ●地球規模での気候変動などの環境悪化の進行 日本の状況 ●国内人口の減少傾向 ●社会保障費の増大 ●日常や将来の生活に対する不安 ●高い貧困率 ●農山漁村での地域の活力と文化の喪失の懸念 高知県内の状況 ●全国に先行した少子高齢化の進行 ●地域の活力低下への懸念 ●県外への人口流出	

高知市の特徴

【強み】		【弱み】	
自然	●多様性の高い自然環境 ●農業に有利な気候条件	自然 歴史	●南海トラフ地震や水害の恐れ
歴史	●中世以降の土佐国・高知県の中心地としての位置付け ●都市部・田園地域・中山間地域のバランスのよい調和	人口の状況	●減少傾向にある総人口 ●単身高齢者の増加 ●若い世代の流出・子育て世代の減少
文化	●明朗闊達で自由と平等の精神を重んじる土佐人の気質 ●自然・歴史・産業の風土に根付いた独特の文化 ●豊かな食文化	財政の状況	●脆弱な財政基盤
人口の状況	●県人口の約47%が集中する人口	地域経済の状況	●産業構造が脆弱な第1次産業、第2次産業
地域経済の状況	●第3次産業に特化した産業構造 ●高知県の牽引役としての中核都市		

維新・創生8大エンジンの実現に向けての方針

(注) 以下の番号は、29ページにおいて各エンジンで設定している方針を示しています。

【機会を捉えて強みを伸ばす】

- 2-②高知の豊かな観光資源を活かし、国内外からの観光客の誘致を図る
- 3-③地域の特色や魅力を発信し、関係人口の拡大を図る
- 5-①土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成をめざす
- 6-①森・里・海の自然環境や、多様な生態系を保全し、自然と共生しながら、次世代へと引き継ぐ
- 6-②環境負荷の少ない、低炭素・循環型社会の実現に取り組む
- 6-③高知市の自然条件を活かした新エネルギーの発電自給率を高める
- 7-①特色ある歴史と文化を活かし、地域に愛着と誇りを持つ「郷土愛」を醸成する
- 7-②自由で豊かな表現を基礎とした文化を活かし、より多くの市民に文化に触れる機会を提供することで、特色ある文化の創造をめざす
- 8-①地域住民や市民団体、産業界や大学などと行政が一体となって、地域の課題を考え、魅力ある地域の形成に取り組む
- 8-②さまざまな地域課題に対応するため、職員の人材育成、行政組織間の連携や、地域と行政それぞれが役割を果たしながら地域づくりに共に参画する仕組みづくりに取り組む

【強みを活かして脅威を乗り越える】

- 3-②仕事・住まい・暮らしを柱として、すべての市民が住み続けることができる環境づくりに取り組む

【機会を活かして弱みを改善する】

- 1-①大規模災害が発生したときでも、人命の保護が最大限に図られるよう、災害に強い都市基盤整備や地域防災力の強化を図るとともに、守った命をつなぐことができるよう、避難者対策の強化を図る
- 1-②大規模災害の発生直後であっても、地域社会・経済の迅速な復旧・復興に取り組める体制を構築する
- 1-③制御不能な二次災害を未然防止する
- 2-①地産の強化に取り組み、新市場開拓・販路拡大を通じた外商活動により、産業振興を図る
- 3-①移住促進のための受入体制を強化する
- 4-①すべての市民が、ライフステージに応じて、心身ともに健やかに安心して暮らすことができる環境を構築する
- 4-②出会いの機会を提供し、結婚や子育てにかかる不安を解消することで、結婚や出産の希望をかなえる
- 4-③地域ぐるみで子育てを支援する仕組みを構築し、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するとともに、女性の活躍の場を拡大するための支援策や、仕組みを構築する
- 5-②人権と平和を尊重する人材の育成に取り組む
- 8-③県内市町村との連携を深め、都市機能や産業、人口が集中する中核都市として、機能を発揮し、市町村及び県と共に、地域活性化と人口減少の克服に取り組む

【弱みを克服して脅威に挑戦する】

- 2-③企業誘致と併せて、創業支援や地場企業への支援を行い、大学・専門学校などと連携しながら雇用を創出する
- 4-④高齢となっても、自分らしく、住み慣れた地域で暮らしていける仕組みを構築する
- 8-④市民ニーズを的確に把握し、行政との相互理解を深めながら、持続可能な行財政運営を確立する

高知市強靱化計画(第2期計画)と第2期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策展開

高知市強靱化計画(第2期計画)と第2期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画体系に沿って、両計画と「維新・創生8大エンジン」の関係と、両計画を踏まえた本基本計画の施策展開を示します。

1 高知市強靱化計画(第2期計画)を踏まえた施策展開

高知市強靱化計画(第2期計画)の目的と方針

東日本大震災などの大規模自然災害の経験を通じ、平時から大規模災害等への事前の備えを行うことの重要性が広く認識されることとなり、本市でも、今後30年以内の発生確率が70%~80%といわれる南海トラフ地震や、これまで幾多の被害を受けてきた大型台風や集中豪雨などによる風水害に対する備えが重要な課題となっています。

高知市強靱化計画(第2期計画)は、大規模自然災害に対して、市民の命を守り、地域・経済社会に致命的な被害を負わず、迅速な復旧復興が可能となる「強靱な高知市」の構築に向けて、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に策定しています。

本計画では、以下の4つを基本目標として、いかなる大規模自然災害に対しても国土強靱化の取組を推進するものとしています。

高知市強靱化計画の基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

また、基本目標の実現に向けて、8つの「事前に備えるべき目標」と、それぞれの事前に備えるべき目標の妨げとなる29の「起きてはならない最悪の事態」を設定して、その事態を回避するために何が不足し、何をすべきかについて、強靱化の推進方針(指針)を取りまとめ、この推進方針を踏まえて、具体的な取組として高知市強靱化計画(第2期計画)アクションプランを作成しています。

高知市強靱化計画(第2期計画)の目的や方針を踏まえて、総合計画をはじめその他各種行政計画において必要な施策を具体化し、取り組んでいくことになります。

高知市強靱化計画(第2期計画)を踏まえた施策展開の考え

高知市強靱化計画(第2期計画)に掲げる8つの「事前に備えるべき目標」に、維新・創生8大エンジンの「1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める」の3つの「実現に向けての方針」を対応させ、以下のとおり本基本計画の施策に反映させています。

高知市強靱化計画	維新・創生8大エンジン	基本計画の施策への反映
事前に備えるべき目標	実現に向けての方針	施策の実現に向けた考え方
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める	●「44 命を守る対策の推進」として、建物倒壊、大規模津波被害、豪雨浸水被害、土砂災害等に対する脆弱な都市基盤インフラの防災対策の強化や建築物の耐震化促進等に取り組みます。
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	①大規模災害が発生したときでも、人命の保護が最大限に図られるよう、災害に強い都市基盤整備や地域防災力の強化を図るとともに、守った命をつなぐことができるよう、避難者対策の強化を図る	●「45(11) 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)」として、避難所の確保や避難物資の備蓄を進め、迅速な避難誘導対策や自主防災組織による地域防災力の向上等に取り組みます。 ●「46 消防・救急・医療体制の強化」として、迅速に救助・救急、医療活動等ができるよう、消防施設の整備、消防団の充実強化、災害医療体制の確立等に取り組みます。
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める	●「47 災害からの迅速な復旧」として、行政機能が致命的障害に陥らず迅速に対応できるよう、各種行政分野の業務継続計画(BCP)の策定を進めます。
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	②大規模災害の発生直後であっても、地域社会・経済の迅速な復旧・復興に取り組める体制を構築する	●「47 災害からの迅速な復旧」として、情報通信機能を麻痺・長期停止に陥らせないよう、情報通信機能の高度化等に取り組みます。
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る		●「48 復旧・復興体制の強化」として、経済活動を機能不全に陥らせず、早期復旧ができるよう、事業者のBCP策定の促進等に取り組みます。
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る		●「48 復旧・復興体制の強化」として、基幹的なエネルギー供給施設や交通ネットワーク機能の防災対策を推進し、必要なエネルギー供給インフラ施設及び緊急輸送道路等の耐震化に取り組みます。 ●「43 安全で安定した水道水の供給」として、水道供給が早期復旧できるよう、水道施設の耐震化・防災対策等に取り組みます。

高知市強靱化計画	維新・創生8大エンジン	基本計画の施策への反映
事前に備えるべき目標	実現に向けての方針	施策の実現に向けた考え方
7 制御不能な二次災害を発生させない	1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める ③制御不能な二次災害を未然防止する	●「45(11) 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)」 「命を守る対策の推進」として、地震や津波による火災、土砂災害等の二次災害を防止するよう、地震・津波火災対策や土砂災害・中山間防災対策、有害物質の拡散・流出対策等に取り組みます。
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		●「45(11) 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)」として、被害を最小限に抑え、迅速に復興できるよう、地域コミュニティの活性化を図るとともに、自主防災組織の育成や被災者への支援等に取り組みます。 ●「48 復旧・復興体制の強化」として、迅速に復旧・復興対策を行えるよう、仮設住宅建設や廃棄物仮置場など、災害復旧・復興に係る用地等の確保に向け、応急期機能配置計画に基づき取り組みます。

第2期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的と方針

本市を取り巻く環境は、将来に向けた人口減少問題や少子高齢化社会への対応など極めて厳しい状況にあり、その人口減少の抑制のためには、地域の産業振興と雇用の場を確保し、若者が定住し、さらにはすべての市民が安心して暮らしていくための持続可能な地域社会をめざしていかなければなりません。

2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までを計画期間とする第2期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、そのような社会をめざし、高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(2015(平成27)年11月策定)で示した本市がめざすべき人口の将来展望を実現するための必要な施策を取りまとめたものであり、5年間の計画期間の下、本市が直面する人口減少問題を克服するための具体的な戦略として策定しています。

総合戦略では、以下の4つを基本目標として、施策に取り組むこととしています。

高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標

- 1 地産外商、観光振興等による産業活性化と安定した雇用の創出**
- 2 新しい人の流れをつくる**
- 3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する、女性の活躍の場を拡大する**
- 4 バランスの取れた県都のまちづくりと地域間の連携により安心な暮らしを守る**

この4つの基本目標の実現に向けて、それぞれ基本的方向を示しており、この基本的方向を踏まえて具体的な施策を検討し、総合計画をはじめ、その他各種行政計画とも連動させながら総合的かつ計画的な施策の推進を図っていくことになります。

第2期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策展開の考え

第2期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略における4つの基本目標を実現するための「基本的方向」に、関連する維新・創生8大エンジンとその「実現に向けての方針」を対応させ、以下のとおり本基本計画の施策に反映させています。

「総合戦略 基本目標1 地産外商、観光振興等による産業活性化と安定した雇用の創出」との関係

総合戦略 基本目標	維新・創生8大 エンジン	基本計画の施策への反映
基本的方向	実現に向けての方針	施策の実現に向けた考え方
1 地産の強化を図る ～農林漁業等の振興～	2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す ①地産の強化に取り組み、新市場開拓・販路拡大を通じた外商活動により、産業振興を図る	●「33 大地の恵みを活かした農業の振興」として、域内外への安定供給を可能とする産地づくりや地域特性を活かした特色ある農業の振興に取り組みます。
2 外商の強化を図る ～新市場開拓・販路拡大～		●「34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興」として、生産性の向上や担い手の確保に取り組みます。 ●「37 魅力あふれる商業の振興」として、商業等の経営基盤の強化に取り組みます。
3 外商の強化を図る ～観光振興～	2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す ②高知の豊かな観光資源を活かし、国内外からの観光客の誘致を図る	●「35 地場企業の強みを活かした産業の振興」として、販路拡大支援に取り組みます。 ●「36 観光魅力創造・まごころ観光の推進」として、高知らしさを活かした観光振興や観光資源の磨き上げと創出に取り組みます。
4 企業誘致や雇用創出など働ける環境づくり	2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す ③企業誘致と併せて、創業支援や地場企業への支援を行い、大学・専門学校などと連携しながら雇用を創出する	●「38 新たな事業の創出と企業誘致」として、企業誘致・事業創出等を通じた産業活性化に取り組みます。 ●「39 いきいきと働ける環境づくり」として、雇用・就職等の促進に取り組みます。

「総合戦略 基本目標2 新しい人の流れをつくる」との関係

総合戦略 基本目標	維新・創生8大エンジン	基本計画の施策への反映
基本的方向	実現に向けての方針	施策の実現に向けた考え方
1 移住促進と受入体制の強化	3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する ①移住促進のための受入体制を強化する	●「52 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進」 として、移住支援の充実と移住者の受入強化に取り組みます。
2 居住環境の整備	3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する ②仕事・住まい・暮らしを柱として、すべての市民が住み続けることができる環境づくりに取り組む	●「52 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進」 として、定住しやすい環境づくりに取り組みます。
3 特色ある教育による地域の活性化	3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する ③地域の特色や魅力を発信し、関係人口の拡大を図る	●「25 生きる力を育む学校教育の充実」「26 安全で安心な教育環境の整備」 として、地域と一体となった特色ある教育ができるよう取り組みます。
4 若者の地元定着に向けた取組	3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する ②仕事・住まい・暮らしを柱として、すべての市民が住み続けることができる環境づくりに取り組む	●「10(50) 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化」「27 青少年の健全な心と体の育成」「28 高等学校教育の充実」「49 多様な交流・連携の推進」 として、地域コミュニティの活性化や地域で活躍できる人材の育成に取り組みます。

「総合戦略 基本目標3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する、女性の活躍の場を拡大する」との関係

総合戦略 基本目標	維新・創生8大エンジン	総合計画基本計画の施策への反映
基本的方向	実現に向けての方針	施策の実現に向けた考え方
1 安心して妊娠・ 出産できる環 境づくり	4 すべての市民が安心して健や かに暮らすことができる環境を 整える ②出会いの機会を提供し、結婚や子育 てにかかる不安を解消することで、 結婚や出産の希望をかなえる	●「23 子ども・子育て支援の充実」として、妊 娠・出産期等の支援に取り組みます。
2 安心して子育 てできる環 境づくり	4 すべての市民が安心して健や かに暮らすことができる環境を 整える ③地域ぐるみで子育てを支援する仕 組みを構築し、切れ目のない子ど も・子育て支援を推進するととも に、女性の活躍の場を拡大するた めの支援策や、仕組みを構築する	●「23 子ども・子育て支援の充実」として、子 育て支援体制の充実や地域ぐるみの子育 て支援のまちづくり、幼児期における教 育・保育の充実や多様な保育サービスの 充実に取り組みます。
3 将来家庭を築 くための支援	4 すべての市民が安心して健や かに暮らすことができる環境を 整える ②出会いの機会を提供し、結婚や子育 てにかかる不安を解消することで、 結婚や出産の希望をかなえる	●「23 子ども・子育て支援の充実」「24 心と体 の健やかな成長への支援」「27 青少年の 健全な心と体の育成」として、思春期の健 康づくりや青年同士が自然に出会える機 会の提供に取り組みます。
4 ワーク・ライフ・ バランスの推 進	4 すべての市民が安心して健や かに暮らすことができる環境を 整える ③地域ぐるみで子育てを支援する仕 組みを構築し、切れ目のない子ど も・子育て支援を推進するととも に、女性の活躍の場を拡大するた めの支援策や、仕組みを構築する	●「9 男女が共に活躍できる社会づくり」「39 いきいきと働ける環境づくり」として、男女 が共に活躍できる場を拡大するワーク・ ライフ・バランスの推進に取り組みます。

「総合戦略 基本目標4 バランスの取れた県都のまちづくりと地域間の連携により安心して暮らしを守る」との関係

総合戦略 基本目標	維新・創生8大エンジン	基本計画の施策への反映
基本的方向	実現に向けての方針	施策の実現に向けた考え方
1 産学官民連携の推進	8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く ③県内市町村との連携を深め、都市機能や産業、人口が集中する中核都市として、機能を発揮し、市町村及び県と共に地域活性化と人口減少の克服に取り組む	●「49 多様な交流・連携の推進」として、産学官民連携や広域行政の推進に取り組みます。
2 コンパクトなまちづくり	8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く ③県内市町村との連携を深め、都市機能や産業、人口が集中する中核都市として、機能を発揮し、市町村及び県と共に地域活性化と人口減少の克服に取り組む	●「40 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成」「41 安全で円滑な交通体系の整備」として、地域特性を活かした、バランスの取れたコンパクトなまちづくりに取り組みます。
3 地域コミュニティの活性化	8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く ①地域住民や市民団体、産業界や大学などと行政が一体となって、地域の課題を考え、魅力ある地域の形成に取り組む	●「10(50) 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化」「13(51) NPO・ボランティア活動の推進」として、多様な主体のまちづくりへの参画の促進や、住民活動の活性化を通じた住民同士のつながりができるよう取り組みます。
4 いきいき安心の社会づくり	4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える ④高齢となっても、自分らしく、住み慣れた地域で暮らしていける仕組みを構築する。 7 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる ①特色ある歴史と文化を活かし、地域に愛着と誇りを持つ「郷土愛」を醸成する ②自由で豊かな表現を基礎とした文化を活かし、より多くの市民に文化に触れる機会を提供することで、特色ある文化の創造をめざす	●「14 生きがいづくりと介護予防の推進」として、健やかでいきいきとした暮らしを支えることができるよう取り組みます。 ●「12(18) 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進」「15 高齢者の地域生活支援」として、地域での支え合い・助け合いの仕組みづくりができるよう取り組みます。 ●「29 学びが広がる生涯学習の推進」「30 ライフステージに応じた生涯スポーツの推進」として、学習機会の拡大や気軽にスポーツを楽しむことができるよう取り組みます。 ●「4 地域文化の継承と発展」「32 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進」として、郷土愛を育みながら世代間や地域間の交流を促進できるよう取り組みます。 ●「31 多様で魅力的な芸術・文化活動の推進」として、芸術・文化に触れ親しむことを通じて心豊かな暮らしができるよう取り組みます。

総合戦略 基本目標	維新・創生8大エンジン	基本計画の施策への反映
基本的方向	実現に向けての方針	施策の実現に向けた考え方
5 著しい少子高齢化に対応する取組	8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く ①地域住民や市民団体、産業界や大学などと行政が一体となって、地域の課題を考え、魅力ある地域の形成に取り組む	●「41 安全で円滑な交通体系の整備」「49 多様な交流・連携の推進」として、過疎化・高齢化が進行している地域において、地域特性を活かした地域づくりができるよう取り組みます。

SDGs 対応表

SDGs を的確に踏まえた取組を総合的かつ効果的に展開するため、総合計画(基本計画)の施策と、SDGs の 17 のゴール及び 169 のターゲットとの対応を示します。

SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットは、国連で採択された地球規模の内容であり、総合計画(基本計画)の各施策における目標や取組と、規模や対象は異なりますが、その方向性は同じです。

本市では、SDGs に対応する総合計画(基本計画)の施策を推進することで、SDGs の達成に貢献します。

【対応表の見方】

	1 貧困をなくそう・・・①	
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	
	自治体に期待されるSDGs の取組・・・②	
	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。 各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。	
施策・・・③	重点的な取組・・・④	関連するターゲット・・・⑤

① SDGs に掲げられる目標(ゴール)

② 出典：「私たちのまちにとってのSDGs (持続可能な開発目標) 導入のためのガイドライン」
一般財団法人建築環境・省エネルギー機構 発行

③ ①に対応する総合計画(基本計画)の施策

④ ③の施策における重点的な取組のうち、①に対応するもの

⑤ ④の重点的な取組に該当するターゲット
※ 169 のターゲットについては、P319 に掲載しています。

	1 貧困をなくそう	
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	
	自治体に期待されるSDGsの取組	
	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。 各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり	・ 平和教育・啓発の推進 ・ 人権教育・啓発の推進	1. b 1. b
9 男女が共に活躍できる社会づくり	・ 男女共同参画の推進	1. 4 1. b
17 障がいのある人の社会参加の促進	・ バリアフリーの推進	—
19 生活困窮者の自立支援	・ 生活困窮者の自立支援 ・ 住宅セーフティネットの構築	1. 3 1. 1 1. 2 1. 3 1. 4 1. 5
23 子ども・子育て支援の充実	・ 乳幼児期等の支援	1. 3
24 心と体の健やかな成長への支援	・ 子どもたちが将来に夢と希望が持てる環境づくり	1. 3
25 生きる力を育む学校教育の充実	・ いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実	—
39 いきいきと働ける環境づくり	・ ワーク・ライフ・バランスの推進	1. 4 1. b
40 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成	・ 市営住宅の整備	1. 1 1. 2 1. 3 1. 4 1. 5
44 命を守る対策の推進	・ 建築物の耐震化促進	1. 5

	2 飢餓をゼロに	
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	
	自治体に期待されるSDGsの取組 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。 公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり	・ 平和教育・啓発の推進 ・ 人権教育・啓発の推進	2.1 2.1
21 衛生的な生活環境づくりと動物愛護の推進	・ 食品の安全性の確保 ・ 生活衛生の向上	2.1 —
22 生涯を通じた心身の健康づくり支援	・ 食を通じた健康支援	2.2
25 生きる力を育む学校教育の充実	・ いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実	—
29 学びが広がる生涯学習の推進	・ 生涯学習活動の推進	—
33 大地の恵みを活かした農業の振興	・ 農業基盤の維持・整備・活用 ・ 多様な担い手の確保・育成 ・ 競争力のある産地づくり ・ 地域特性を活かした農業の展開 ・ 環境と共生した農業の推進	2.3 2.4 2.3 2.4 2.3 2.4 2.3 2.4 2.3 2.4
34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興	・ 漁業の担い手育成 ・ 魚価形成力の強化	2.3 2.3

	3 すべての人に健康と福祉を	
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
	自治体に期待されるSDGsの取組 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。 都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
3 地球にやさしい環境汚染の防止	・事業場等排水対策の推進 ・生活排水対策の推進	3.9 3.9
8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり	・平和教育・啓発の推進 ・人権教育・啓発の推進	— —
9 男女が共に活躍できる社会づくり	・男女共同参画の推進	—
14 生きがいづくりと介護予防の推進	・生きがいづくり・社会参加の促進 ・介護予防の推進	— —
15 高齢者の地域生活支援	・地域での生活支援の充実 ・認知症対策の充実 ・介護サービスの提供体制の充実	— — —
16 障がいのある人への支援	・相談支援体制の充実 ・地域生活支援の充実 ・教育的支援の充実	— — —
17 障がいのある人の社会参加の促進	・社会参加支援の充実 ・バリアフリーの推進	— —
20 地域医療体制と健康危機管理体制の確立	・地域医療体制の確保 ・医療等安全対策の推進 ・健康危機管理体制と感染症対策の強化	3.8 3.5 3.3
21 衛生的な生活環境づくりと動物愛護の推進	・食品の安全性の確保 ・生活衛生の向上 ・斎場・墓地等の整備 ・動物の愛護・適正飼育の推進	3.d 3.3 3.3 3.9 —

施策	重点的な取組	関連するターゲット
22 生涯を通じた心身の健康づくり支援	・ 健康的な生活習慣づくり ・ 食を通じた健康支援 ・ 歯と口の健康づくり ・ 喫煙・受動喫煙対策の強化 ・ 生活習慣病（がん・循環器疾患・糖尿病）対策の強化 ・ 自殺・うつ病対策の推進 ・ 国民健康保険の健全運営	3.4 3.5 3.4 3.4 3.4 3.a 3.4 3.4 3.4 3.8
23 子ども・子育て支援の充実	・ 妊娠・出産期等の支援 ・ 乳幼児期等の支援	3.1 3.2 3.1 3.2
24 心と体の健やかな成長への支援	・ 食育の推進	—
25 生きる力を育む学校教育の充実	・ いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実	—
29 学びが広がる生涯学習の推進	・ 生涯学習活動の推進	—
30 ライフステージに応じた生涯スポーツの推進	・ スポーツ活動の推進 ・ スポーツ指導者の育成 ・ スポーツ施設の充実	— — —
39 いきいきと働ける環境づくり	・ ワーク・ライフ・バランスの推進	—
40 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成	・ 安全で快適な歩行者空間の確保	3.6
41 安全で円滑な交通体系の整備	・ 道路交通網の整備 ・ 道路構造物の適正な維持管理 ・ 交通安全運動・自動車交通対策の推進 ・ 交通渋滞の解消	3.6 — 3.6 3.6
42 魅力あふれる都市美・水と緑の整備	・ 景観整備の推進 ・ 都市公園等の整備	— —

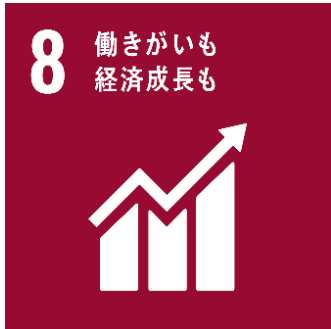
4 質の高い教育を みんなに 	4 質の高い教育をみんなに			
	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する			
	自治体に期待されるSDGsの取組			
教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。 地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。				
施策	重点的な取組	関連するターゲット		
2 豊かな自然とのふれあい	・環境学習の推進 ・生態系の保全	4.7 4.7		
8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり	・平和教育・啓発の推進 ・人権教育・啓発の推進	4.1 4.7 4.a 4.1 4.5 4.7 4.a		
9 男女が共に活躍できる社会づくり	・男女共同参画の推進	4.1 4.3 4.5 4.7 4.a		
16 障がいのある人への支援	・早期療育支援の充実 ・教育的支援の充実	4.1 4.2 4.4 4.a		
17 障がいのある人の社会参加の促進	・社会参加支援の充実 ・バリアフリーの推進	4.a —		
23 子ども・子育て支援の充実	・乳幼児期等の支援 ・就学前の教育・保育の充実 ・学童期等の支援	4.1 4.2 4.2 4.1		
24 心と体の健やかな成長への支援	・食育の推進 ・子どもたちが将来に夢と希望が持てる環境づくり	— 4.2 4.3 4.4 4.5		
25 生きる力を育む学校教育の充実	・知・徳・体の充実 ・保・幼・小連携の充実 ・教職員の資質・能力の向上 ・いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実 ・特別支援教育の充実	4.1 4.1 4.1 4.1 —		
26 安全で安心な教育環境の整備	・教育環境、学校組織の充実	—		
27 青少年の健全な心と体の育成	・青少年の健全育成	4.a		

施策	重点的な取組	関連するターゲット
28 高等学校教育の充実	・ 高校教育の改革 ・ 進路指導の充実 ・ 部活動・生徒会活動・学校行事の推進	4.4 4.7 4.4 4.7 4.4 4.7
29 学びが広がる生涯学習の推進	・ 生涯学習活動の推進	4.4 4.5 4.7 4.a
31 多様で魅力的な芸術・文化活動の推進	・ 芸術・文化活動の推進 ・ まんが文化の振興	4.7 4.7
32 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進	・ 歴史文化の保全・継承、市史の研究 ・ 歴史学習の推進 ・ 文化財の保護	— 4.1 4.7
33 大地の恵みを活かした農業の振興	・ 多様な担い手の確保・育成 ・ 競争力のある産地づくり ・ 環境と共生した農業の推進	4.4 4.7 4.4 4.4
34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興	・ 漁業の担い手育成	4.4
39 いきいきと働ける環境づくり	・ ワーク・ライフ・バランスの推進	4.4
54 持続可能な公共施設の提供	・ 公共施設の維持管理	4.a

5 ジェンダー平等を実現しよう 	5 ジェンダー平等を実現しよう	
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	
	自治体に期待されるSDGsの取組	
	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。 また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり	・ 人権教育・啓発の推進	5. 1 5. 2 5. 3 5. 4 5. 5 5. 6 5. c
9 男女が共に活躍できる社会づくり	・ 男女共同参画の推進	5. 1 5. 2 5. 3 5. 4 5. 5 5. c
16 障がいのある人への支援	・ 教育的支援の充実	—
17 障がいのある人の社会参加の促進	・ バリアフリーの推進	—
22 生涯を通じた心身の健康づくり支援	・ 生活習慣病（がん・循環器疾患・糖尿病）対策の強化	5. 1
23 子ども・子育て支援の充実	・ 児童虐待予防の推進	5. 2
25 生きる力を育む学校教育の充実	・ いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実	—
33 大地の恵みを活かした農業の振興	・ 多様な担い手の確保・育成	5. 5
39 いきいきと働ける環境づくり	・ ワーク・ライフ・バランスの推進	—

6 安全な水とトイレ を世界中に 	6 安全な水とトイレを世界中に	
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
	自治体に期待されるSDGsの取組	
	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。 水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、 水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
3 地球にやさしい環境汚染の防止	・ 事業場等排出対策の推進 ・ 生活排水対策の推進	6.3 6.2 6.3 6.6 6.b
8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり	・ 人権教育・啓発の推進	—
21 衛生的な生活環境づくりと動物愛護の推進	・ 食品の安全性の確保 ・ 生活衛生の向上	6.1 6.1
33 大地の恵みを活かした農業の振興	・ 農業基盤の維持・整備・活用	6.5
34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興	・ 林業基盤整備の推進 ・ 漁業基盤整備の推進	6.b 6.6
43 安全で安定した水道水の供給	・ 人口減少による水需要の減少への対応 ・ 持続可能な水道システムの再構築 ・ 水道施設の耐震化・更新整備 ・ 災害時における応急活動体制の強化	6.1 6.1 6.1 6.b
54 持続可能な公共施設の提供	・ 公共施設の維持管理	6.1 6.2 6.3 6.4

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	
	自治体に期待されるSDGsの取組	
	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
7 低炭素社会の推進	・新エネルギーの導入促進 ・低炭素なまちづくりの推進	7.2 7.3 7.3
34 山・川・海の恵みを活かした 林業・漁業の振興	・木材利用の促進	—
54 持続可能な公共施設の提供	・公共施設の維持管理	7.2 7.3

	8 働きがいも経済成長も	
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	
	自治体に期待されるSDGsの取組 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。 また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり	・ 平和教育・啓発の推進 ・ 人権教育・啓発の推進	— 8.5 8.7 8.8
9 男女が共に活躍できる社会づくり	・ 男女共同参画の推進	8.5 8.7 8.8
16 障がいのある人への支援	・ 教育的支援の充実	—
17 障がいのある人の社会参加の促進	・ 社会参加支援の充実 ・ バリアフリーの推進	— —
25 生きる力を育む学校教育の充実	・ いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実	—
32 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進	・ 歴史文化の保全・継承、市史の研究 ・ 歴史学習の推進 ・ 文化財の保護	8.9 — 8.9
33 大地の恵みを活かした農業の振興	・ 多様な担い手の確保・育成 ・ 競争力のある産地づくり	8.6 8.8 8.2
34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興	・ 林業の担い手育成 ・ 漁業の担い手育成 ・ 魚価形成力の強化	8.3 8.5 8.6 8.8 8.2
35 地場企業の強みを活かした産業の振興	・ 地産外商の推進 ・ 伝統産業の推進 ・ 産業技能の承継と向上	8.1 8.3 8.1 8.9 8.9
36 観光魅力創造・まごころ観光の推進	・ 地域資源の魅力創出 ・ インバウンド観光の推進 ・ 効果的な情報発信 ・ 受入態勢の充実	8.9 8.9 8.9 8.9
37 魅力あふれる商業の振興	・ 商店街の活性化 ・ 街路市の活性化 ・ 商業等経営基盤の強化 ・ 卸売市場の活性化	8.3 8.9 8.3 8.9

施策	重点的な取組	関連するターゲット
38 新たな事業の創出と企業誘致	・ 事業創出の支援 ・ 企業誘致の推進	8.1 8.2 8.3 8.2 8.3 8.6
39 いきいきと働ける環境づくり	・ 雇用・就職等の促進 ・ 勤労者福祉の充実 ・ ワーク・ライフ・バランスの推進	8.5 8.6 8.8 8.5 8.8 8.5

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	
	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
	自治体に期待されるSDGsの取組	
	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。 地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
1 豊かな自然を育む緑と水辺の保全	・ 緑の保全	9.2 9.4
33 大地の恵みを活かした農業の振興	・ 農業基盤の維持・整備・活用 ・ 多様な担い手の確保・育成 ・ 競争力のある産地づくり ・ 地域特性を活かした農業の展開 ・ 環境と共生した農業の推進	9.4 9.4 9.2 9.2 9.4 9.4
34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興	・ 林業基盤整備の推進 ・ 木材利用の促進	9.2 9.2 9.4
35 地場企業の強みを活かした産業の振興	・ 操業環境整備の推進 ・ 地産外商の推進	9.1 —
36 観光魅力創造・まごころ観光の推進	・ インバウンド観光の推進	—
38 新たな事業の創出と企業誘致	・ 事業創出の支援 ・ 企業誘致の推進	9.2 9.2
39 いきいきと働ける環境づくり	・ ワーク・ライフ・バランスの推進	9.1
44 命を守る対策の推進	・ 建築物の耐震化促進	9.1

	10 人や国の不平等をなくそう	
	各国内および各国間の不平等を是正する	
	自治体に期待されるSDGsの取組	
	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり	・ 平和教育・啓発の推進 ・ 人権教育・啓発の推進	10.2 10.3 10.2 10.3
9 男女が共に活躍できる社会づくり	・ 男女共同参画の推進	10.2 10.3
12 地域住民の支え合いによる (18) 地域福祉の推進	・ 地域福祉の推進	10.2
15 高齢者の地域生活支援	・ 認知症対策の充実	10.2
16 障がいのある人への支援	・ 相談支援体制の充実 ・ 地域生活支援の充実 ・ 教育的支援の充実	10.2 10.3 10.2 10.3 —
17 障がいのある人の社会参加の促進	・ 社会参加支援の充実 ・ バリアフリーの推進	10.2 10.3 —
25 生きる力を育む学校教育の充実	・ いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実	—
33 大地の恵みを活かした農業の振興	・ 地域特性を活かした農業の展開	10.1 10.4
39 いきいきと働ける環境づくり	・ ワーク・ライフ・バランスの推進	10.2 10.3
53 市民から信頼される行政改革・財政の健全化	・ 広聴・広報の推進	10.3

11 住み続けられるまちづくりを 	11 住み続けられるまちづくりを			
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する			
	自治体に期待されるSDGsの取組			
包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。 都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。				
施策	重点的な取組	関連するターゲット		
3 地球にやさしい環境汚染の防止	・生活排水対策の推進	11.3		
4 地域文化の継承と発展	・地域文化の保存・継承・発展	11.4		
7 低炭素社会の推進	・低炭素なまちづくりの推進	11.b		
8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり	・平和教育・啓発の推進	11.4		
	・人権教育・啓発の推進	11.b		
9 男女が共に活躍できる社会づくり	・男女共同参画の推進	11.2 11.b	11.5	11.7
11 地域防災力の向上（命をつなぐ対策の推進）	・避難所の確保	11.5	11.b	11.c
	・生活必需物資の確保	11.5	11.b	
	・地域防災力の向上	11.5	11.b	11.c
	・要配慮者対策の推進	11.5	11.b	11.c
16 障がいのある人への支援	・教育的支援の充実	—		
17 障がいのある人の社会参加の促進	・バリアフリーの推進	—		
	・バリアフリー整備の推進	11.7		
19 生活困窮者の自立支援	・住宅セーフティネットの構築	11.1		
21 衛生的な生活環境づくりと動物愛護の推進	・食品の安全性の確保	—		
	・生活衛生の向上	—		
	・動物の愛護・適正飼育の推進	11.6	11.7	
23 子ども・子育て支援の充実	・就学前の教育・保育の充実	11.5		
25 生きる力を育む学校教育の充実	・いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実	—		
32 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進	・歴史文化の保全・継承、市史の研究	11.4		
	・歴史学習の推進	—		
	・文化財の保護	11.4		
33 大地の恵みを活かした農業の振興	・農業基盤の維持・整備・活用	11.7	11.a	
	・地域特性を活かした農業の展開	11.3	11.7	11.a

施策	重点的な取組	関連するターゲット
34 山・川・海の恵みを活かした 林業・漁業の振興	・ 漁業基盤整備の推進	11. b
36 観光魅力創造・まごころ観光 の推進	・ 受入態勢の充実	11. 2
39 いきいきと働ける環境づくり	・ ワーク・ライフ・バランスの推進	11. 2
40 地域特性を活かした、バラ ンスの取れた都市の形成	・ 地域特性を活かした土地利用の推進 ・ 中心市街地の整備 ・ 安全で快適な歩行者空間の確保 ・ 市営住宅の整備 ・ 空き家対策の推進	11. a 11. 3 11. 7 11. 7 11. 1 11. 5 11. 7 11. b 11. 1 11. 6 11. 7 11. a
41 安全で円滑な交通体系の整備	・ 道路交通網の整備 ・ 道路構造物の適正な維持管理 ・ 公共交通の活性化 ・ 交通安全運動・自転車交通対策の推進 ・ 交通渋滞の解消	11. 2 11. 7 11. a 11. 2 11. 2 11. 3 11. a 11. 2 11. 7 11. 2 11. 3 11. 7 11. a
42 魅力あふれる都市美・水と 緑の整備	・ 景観整備の推進 ・ 都市公園等の整備	11. 3 11. 7 11. 7
43 安全で安定した水道水の供給	・ 人口減少による水需要の減少への対応 ・ 持続可能な水道システムの再構築 ・ 水道施設の耐震化・更新整備 ・ 災害時における応急活動体制の強化	11. 3 11. 3 11. b 11. b
44 命を守る対策の推進	・ 建築物の耐震化促進 ・ 密集市街地の整備 ・ 橋梁耐震化（落橋対策）の推進、防災 道路整備 ・ 公園の防災機能の強化 ・ 緊急避難場所の整備 ・ 地震・津波火災対策の推進 ・ 土砂災害・中山間防災対策の推進 ・ 雨水排水対策の推進 ・ 有害物質の拡散・流出防止	11. 5 11. 7 11. 2 11. 7 — 11. 5 11. b 11. c 11. 5 11. b 11. c 11. 3 11. 5 11. c 11. 3 11. 5 11. b 11. b

施策	重点的な取組	関連するターゲット
46 消防・救急・医療体制の強化	・ 消防力の充実強化 ・ 消防施設の整備 ・ 消防団の充実強化 ・ 関係機関との連携強化 ・ 災害医療体制の確立	11. b 11. b 11. b 11. b 11. 5
47 災害からの迅速な復旧	・ 行政機能の確保 ・ 受援体制の整備 ・ 災害対応力の向上	11. b 11. b 11. b
48 復旧・復興体制の強化	・ ライフラインの復旧 ・ 復旧・復興体制の事前整備	11. b 11. 2 11. 6 11. 7 11. b
49 多様な交流・連携の推進	・ 広域行政の推進	11. a
52 新しい人の流れを生み出す 移住・定住の促進	・ 移住支援の充実 ・ 定住しやすい環境づくり	11. a 11. a
53 市民から信頼される行政改 革・財政の健全化	・ 行政改革の推進 ・ 職員の意識改革・能力向上 ・ 広聴・広報の推進	11. 3 — 11. 1
54 持続可能な公共施設の提供	・ 公共施設の維持管理	11. 3 11. 7

	12 つくる責任 つかう責任	
	持続可能な生産消費形態を確保する	
	自治体に期待されるSDGsの取組	
	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。 省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
5 循環型社会の形成の推進	・ ごみ減量と再資源化の推進 ・ ごみ処理に関する啓発活動の推進	12. 5 12. 5
6 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	・ ごみの適正処理の推進 ・ 産業廃棄物の適正処理の推進 ・ 施設管理と体制の維持	12. 4 — 12. 4
7 低炭素社会の推進	・ 低炭素なまちづくりの推進	12. 8
9 男女が共に活躍できる社会づくり	・ 男女共同参画の推進	12. 7 12. 8
17 障がいのある人の社会参加の促進	・ バリアフリーの推進	—
32 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進	・ 歴史文化の保全・継承、市史の研究 ・ 歴史学習の推進 ・ 文化財の保護	12. b — 12. b
33 大地の恵みを活かした農業の振興	・ 環境と共生した農業の推進	12. 2 12. 4 12. 5 12. 8
34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興	・ 木材利用の促進	12. 2
39 いきいきと働ける環境づくり	・ ワーク・ライフ・バランスの推進	12. 7 12. 8

13 気候変動に 具体的な対策を 	13 気候変動に具体的な対策を	
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
	自治体に期待されるSDGsの取組	
	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。 従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
1 豊かな自然を育む緑と水辺の保全	・ 緑の保全	13. 1
7 低炭素社会の推進	・ 低炭素なまちづくりの推進	13. 3
11 地域防災力の向上（命をつなぐ対策の推進）	・ 地域防災力の向上	13. 1
26 安全で安心な教育環境の整備	・ 防災教育の充実	—
33 大地の恵みを活かした農業の振興	・ 農業基盤の維持・整備・活用	13. 1
	・ 競争力のある産地づくり	13. 1
34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興	・ 漁業基盤整備の推進	13. 1
42 魅力あふれる都市美・水と緑の整備	・ 景観整備の推進	13. 3
	・ 都市公園等の整備	13. 3
44 命を守る対策の推進	・ 公園の防災機能の強化	13. 1
	・ 地震・津波火災対策の推進	13. 1
	・ 雨水排水対策の推進	13. 1
	・ 有害物質の拡散・流出防止	13. 1
46 消防・救急・医療体制の強化	・ 消防力の充実強化	13. 1
	・ 消防施設の整備	13. 1
	・ 消防団の充実強化	13. 1
	・ 関係機関との連携強化	13. 1
	・ 災害医療体制の確立	13. 1

	14 海の豊かさを守ろう	
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
	自治体に期待されるSDGsの取組	
	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。 まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
1 豊かな自然を育む緑と水辺の保全	・ 水辺の保全	14. 1
2 豊かな自然とのふれあい	・ 環境学習の推進	—
3 地球にやさしい環境汚染の防止	・ 生活排水対策の推進	14. 1 14. 2
6 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	・ ごみの適正処理の推進 ・ 施設管理と体制の維持	14. 1 14. 1
34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興	・ 漁業基盤整備の推進 ・ 漁業の担い手育成 ・ 魚価形成力の強化	14. 1 14. 2 14. 4 14. b 14. 1 14. 2 14. 4 14. b 14. b
44 命を守る対策の推進	・ 有害物質の拡散・流出防止	14. 1

	15 陸の豊かさを守ろう	
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
	自治体に期待されるSDGsの取組 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。 自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
1 豊かな自然を育む緑と水辺の保全	・ 緑の保全 ・ 水辺の保全	15.2 15.4 —
2 豊かな自然とのふれあい	・ 環境学習の推進 ・ 生態系の保全	15.4 15.5 15.a 15.4 15.5 15.9 15.a
33 大地の恵みを活かした農業の振興	・ 地域特性を活かした農業の展開 ・ 環境と共生した農業の推進	15.1 15.2 15.4 15.1 15.5
34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興	・ 林業基盤整備の推進 ・ 木材利用の促進	15.2 15.2

16 平和と公正を すべての人に 	16 平和と公正をすべての人に	
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
	自治体に期待されるSDGsの取組	
平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。		
施策	重点的な取組	関連するターゲット
8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり	- 平和教育・啓発の推進 - 人権教育・啓発の推進	16.1 16.2 16.3 16.6 16.7 16.10 16.a 16.b 16.1 16.2 16.3 16.6 16.7 16.10 16.b
9 男女が共に活躍できる社会づくり	男女共同参画の推進	16.7 16.10 16.b
16 障がいのある人への支援	教育的支援の充実	—
17 障がいのある人の社会参加の促進	バリアフリーの推進	—
23 子ども・子育て支援の充実	児童虐待予防の推進	16.2
25 生きる力を育む学校教育の充実	いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実	—
39 いきいきと働ける環境づくり	ワーク・ライフ・バランスの推進	—
53 市民から信頼される行政改革・財政の健全化	- 行政改革の推進 - 広聴・広報の推進	16.6 16.6 16.7 16.10
54 持続可能な公共施設の提供	公共施設の維持管理	16.6

17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	
	自治体に期待されるSDGsの取組	
	自治体は公的／民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。 持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。	
施策	重点的な取組	関連するターゲット
2 豊かな自然とのふれあい	・環境学習の推進	—
8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり	・人権教育・啓発の推進	—
9 男女が共に活躍できる社会づくり	・男女共同参画の推進	17. 17
10 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化 (50)	・地域コミュニティの活動支援 ・子どものまちづくり参画の推進	17. 17 —
11 地域防災力の向上（命をつなぐ対策の推進） (45)	・避難所の確保 ・生活必需物資の確保 ・地域防災力の向上 ・要配慮者対策の推進	17. 17 — 17. 17 17. 17
12 地域住民の支え合いによる (18) 地域福祉の推進	・地域福祉の推進	17. 17
13 NPO・ボランティア活動 (51) の推進	・NPO・ボランティアの活動支援	17. 17
16 障がいのある人への支援	・教育的支援の充実	—
17 障がいのある人の社会参加の促進	・バリアフリーの推進	—
21 衛生的な生活環境づくりと動物愛護の推進	・食品の安全性の確保 ・生活衛生の向上 ・動物の愛護・適正飼育の推進	17. 17 17. 17 17. 17
25 生きる力を育む学校教育の充実	・いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実	—
39 いきいきと働ける環境づくり	・ワーク・ライフ・バランスの推進	17. 17
42 魅力あふれる都市美・水と緑の整備	・景観整備の推進	17. 17

施策	重点的な取組	関連するターゲット
44 命を守る対策の推進	・ 緊急避難場所の整備 ・ 地震・津波火災対策の推進 ・ 土砂災害・中山間防災対策の推進	17. 17 17. 17 17. 17
46 消防・救急・医療体制の強化	・ 消防力の充実強化 ・ 消防施設の整備 ・ 消防団の充実強化 ・ 関係機関との連携強化 ・ 災害医療体制の確立	17. 17 17. 17 17. 17 17. 17 17. 17
49 多様な交流・連携の推進	・ 産・学・官・民連携の推進 ・ 多文化共生の推進	17. 16 17. 17 17. 17
53 市民から信頼される行政改革・財政の健全化	・ 行政改革の推進 ・ 広聴・広報の推進	17. 14 17. 17 17. 17

【SDGs 17 のゴールと 169 のターゲット】

(外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）」より)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

ゴール 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		2.3	2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
1.1	2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
1.2	2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。	2.5	2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
1.4	2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
1.5	2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	ゴール 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。	3.1	2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。
ゴール 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
2.1	2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	3.3	2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
2.2	5 歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。		

3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
ゴール4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	
4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を大幅に増加させる。
ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。

5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。

ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10ヵ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。

8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。
ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。

9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。
ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する	
10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。
ゴール11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。

11. 2	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11. 3	2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11. 4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11. 5	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11. 6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11. 7	2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11. a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11. b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11. c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。
ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する	
12. 1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12. 2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12. 3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

12. 4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12. 5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12. 6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12. 7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12. 8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12. a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12. b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12. c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。
ゴール 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
13. 1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
13. 2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13. 3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

13. a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13. b	後開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。
ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
14. 1	2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14. 2	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14. 3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14. 4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14. 5	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。
14. 6	開発途上国及び後開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14. 7	2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14. a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧奨しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。

14. b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14. c	「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。
ゴール 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
15. 1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15. 2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15. 3	2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15. 4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
15. 5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15. 6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15. 7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15. 8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15. 9	2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15. a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

15. b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15. c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。
ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
16. 1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16. 2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16. 3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16. 4	2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16. 5	あらゆる形態の汚職や賄賂を大幅に減少させる。
16. 6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16. 7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16. 8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16. 9	2030 年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16. 10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16. a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16. b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。
ゴール 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する	
17. 1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。

17. 2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0. 7%に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0. 15~0. 20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0. 20%の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17. 3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17. 4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17. 5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
17. 6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17. 7	開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17. 8	2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
17. 9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的を絞った能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
17. 10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17. 11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17. 12	後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
17. 13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。

17. 14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17. 15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
17. 16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17. 17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
17. 18	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17. 19	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

各種行政計画・方針等一覧

各種行政計画・方針等は、総合計画の基本構想に則して各分野のより具体的な取組内容を定めるものであり、総合計画の基本計画・実施計画と相互に「補完・連携」し合う関係です。
ここでは、総合計画(基本計画)の施策に関係する主な行政計画等を示します。

施策別一覧 ※50音順一覧は P330 から掲載しています。

計画名	50音順 No.	計画名	50音順 No.
総論			
高知市強靱化計画(第2期計画)	18	高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン	90
2014 高知市都市計画マスタープラン	83	第2期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略	91
施策1 豊かな自然を育む緑と水辺の保全			
2017 鏡川清流保全基本計画	8	第二次高知市環境基本計画	13
施策2 豊かな自然とのふれあい			
2017 鏡川清流保全基本計画	8	第二次高知市環境基本計画	13
施策3 地球にやさしい環境汚染の防止			
第3次高知市一般廃棄物処理基本計画	4	高知市下水道中期ビジョン 2012(2018 改訂版)	24
2017 鏡川清流保全基本計画	8	高知市公共下水道事業経営戦略	27
第二次高知市環境基本計画	13	高知市生活排水処理構想	69
施策4 地域文化の継承と発展			
第3次高知市食育推進計画	55	高知市文化振興ビジョン	89
施策5 循環型社会の形成の推進			
第3次高知市一般廃棄物処理基本計画	4	第3次高知市食育推進計画	55
第二次高知市環境基本計画	13	第9期高知市容器包装廃棄物分別収集計画	94
施策6 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減			
第3次高知市一般廃棄物処理基本計画	4	第二次高知市環境基本計画	13
施策7 低炭素社会の推進			
第二次高知市環境基本計画	13	第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(区域施策編)	75
高知市新エネルギービジョン(改定版)	57		
施策8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり			
高知市人権教育基本方針	59	高知市人権施策推進基本計画	61
高知市人権教育・啓発推進基本計画	60		
施策9 男女が共に活躍できる社会づくり			
高知市男女共同参画推進プラン 2021	71		
施策10(再掲 50) 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化			
久重のまちづくり計画	15	高知市文化振興ビジョン	89
コミュニティ計画(28 地区)	40	よこせとコミュニティ計画	95
第3次高知市食育推進計画	55		
施策11(再掲 45) 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)			
第二次高知市環境基本計画	13	高知市地域防災計画	74
高知市災害廃棄物処理計画	42	高知市備蓄計画～第2期～	86
高知市消防局総合戦略 2021	51	避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)	87
第3次高知市食育推進計画	55	高知市物資配送計画	88
施策12(再掲 18) 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進			
高知市地域福祉活動推進計画	73	高知市文化振興ビジョン	89
施策13(再掲 51) NPO・ボランティア活動の推進			
第3次高知市食育推進計画	55	高知市文化振興ビジョン	89
施策14 生きがいつくりと介護予防の推進			
第3次高知市食育推進計画	55	高知市文化振興ビジョン	89
施策15 高齢者の地域生活支援			
高知市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	36		
施策16 障がいのある人への支援			
高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	49	高知市文化振興ビジョン	89

計画名	50 音順 No.	計画名	50 音順 No.
施策 17 障がいのある人の社会参加の促進			
高知市交通バリアフリー基本構想	35	高知市文化振興ビジョン	89
高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	49		
施策 19 生活困窮者の自立支援			
高知市住生活基本計画	47		
施策 20 地域医療体制と健康危機管理体制の確立			
高知市過疎地域自立促進計画	10	高知市新型インフルエンザ等対策行動計画	58
第二期高知市健康づくり計画	25		
施策 21 衛生的な生活環境づくりと動物愛護の推進			
第二期高知市健康づくり計画	25	第 3 次高知市食育推進計画	55
こうち動物愛護センター(仮称)基本構想	32	高知市食品衛生監視指導計画	56
高知市斎場整備事業基本計画	43	高知市生活衛生監視指導計画	68
施策 22 生涯を通じた心身の健康づくり支援			
第二期高知市健康づくり計画	25	第 2 期高知市データヘルス計画	79
高知市自殺対策計画	46	第 3 期高知市特定健康診査等実施計画	82
第 3 次高知市食育推進計画	55		
施策 23 子ども・子育て支援の充実			
第 2 期子ども・子育て支援事業計画	37		
施策 24 心と体の健やかな成長への支援			
第 2 期高知市教育振興基本計画	17	第 3 次高知市食育推進計画	55
第 2 期子ども・子育て支援事業計画	37	高知市文化振興ビジョン	89
施策 25 生きる力を育む学校教育の充実			
高知市いじめ防止基本方針	2	第 2 期高知市教育振興基本計画	17
学力向上アクティブ・プラン	9		
施策 26 安全で安心な教育環境の整備			
第 2 期高知市教育振興基本計画	17	第 3 次高知市食育推進計画	55
施策 28 高等学校教育の充実			
第 2 期高知市教育振興基本計画	17		
施策 29 学びが広がる生涯学習の推進			
オーテピア高知図書館サービス計画	6	高知市文化振興ビジョン	89
第三次高知市子ども読書活動推進計画	38		
施策 30 ライフステージに応じた生涯スポーツの推進			
第 4 次高知市スポーツ推進計画	67		
施策 31 多様で魅力的な芸術・文化活動の推進			
高知市文化振興ビジョン	89		
施策 32 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進			
高知市文化振興ビジョン	89		
施策 33 大地の恵みを活かした農業の振興			
高知市街路市活性化構想	7	第 5 次高知市鳥獣被害防止計画	78
高知市過疎地域自立促進計画	10	第 13 次高知市農業基本計画	84
高知市将来ビジョン	54	高知市農業振興地域整備計画	85
第 3 次高知市食育推進計画	55	高知市文化振興ビジョン	89
施策 34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興			
高知市過疎地域自立促進計画	10	第 3 次高知市食育推進計画	55
第 9 次高知市漁業基本計画	22		
施策 36 観光魅力創造・まごころ観光の推進			
桂浜公園整備基本計画	11	第 3 次高知市食育推進計画	55
桂浜公園整備基本構想	12	高知市文化振興ビジョン	89
高知市観光振興計画	14		
施策 37 魅力あふれる商業の振興			
高知市街路市活性化構想	7	高知市中心市街地活性化基本計画	77
第 3 次高知市食育推進計画	55	高知市文化振興ビジョン	89
施策 39 いきいきと働ける環境づくり			
高知市男女共同参画推進プラン 2021	71		

計画名	50 音順 No.	計画名	50 音順 No.
施策 40 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成			
高知市空家等対策計画	1	高知市地域公共交通網形成計画	72
高知市公共施設等総合管理計画	30	高知市中心市街地活性化基本計画	77
高知市公共施設マネジメント基本計画	31	2014 高知市都市計画マスタープラン	83
高知市交通基本計画	34	高知市文化振興ビジョン	89
高知市営住宅再編計画	45	2017 高知市立地適正化計画	96
高知市住生活基本計画	47		
施策 41 安全で円滑な交通体系の整備			
高知市交通基本計画	34	2014 高知市都市計画マスタープラン	83
高知市道路橋長寿命化修繕計画	80	高知市門型標識長寿命化修繕計画	93
高知市道路トンネル長寿命化修繕計画	81		
施策 42 魅力あふれる都市美・水と緑の整備			
高知市景観計画	23	2016 高知市緑の基本計画	92
高知市公園施設長寿命化計画(その 1・2・3)	26		
施策 43 安全で安定した水道水の供給			
高知市水道事業アセットマネジメント推進計画	63	高知市水道事業経営戦略	65
高知市水道事業基本計画 2017～高知市水道ビジョン 2017～	64	高知市水道事業南海地震対策基本計画	66
施策 44 命を守る対策の推進			
高知市救助救出計画	16	高知市消防局津波火災対策基本計画	52
橋梁耐震化計画	21	高知市耐震改修促進計画(第 2 期計画)	70
高知市下水道中期ビジョン 2012(2018 改訂版)	24	高知市地域防災計画	74
高知市公共下水道事業経営戦略	27	中山間防災計画	76
高知市消防局及び高知市消防団大規模自然災害対策基本計画	50	2014 高知市都市計画マスタープラン	83
高知市消防局総合戦略 2021	51		
施策 46 消防・救急・医療体制の強化			
高知市災害時医療救護計画	41	高知市消防局総合戦略 2021	51
施策 48 復旧・復興体制の強化			
高知市応急期機能配置計画	5	高知市水道事業アセットマネジメント推進計画	63
第二次高知市環境基本計画	13	高知市水道事業基本計画 2017～高知市水道ビジョン 2017～	64
橋梁耐震化計画	21	高知市水道事業経営戦略	65
高知市下水道中期ビジョン 2012(2018 改訂版)	24	高知市水道事業南海地震対策基本計画	66
高知市公共下水道事業経営戦略	27	高知市地域防災計画	74
高知市災害廃棄物処理計画	42		
施策 49 多様な交流・連携の推進			
高知市文化振興ビジョン	89	れんけいこうち広域都市圏ビジョン	97
施策 52 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進			
第 2 期高知市移住・定住促進計画	3	高知市版「生涯活躍のまち」構想・基本計画	48
施策 53 市民から信頼される行政改革・財政の健全化			
高知市行政改革実施計画	19	高知市財政健全化プラン	44
高知市行政改革大綱	20	高知市情報システム最適化計画	53
第 2 期高知市広聴広報戦略プラン	33	人材育成基本方針	62
施策 54 持続可能な公共施設の提供			
高知市公共施設再配置計画(第 1 期)	28	高知市公共施設マネジメント基本計画	31
高知市公共施設長期保全計画	29	高知市個別施設保全計画	39

50 音順一覧 ※ただし、「第〇期」「高知市」等は省いた計画名の並び順としています。

番号	計画名	計画の概要	計画期間 (年度)	根拠法令等	関連する 施策	所管課
1	高知市空家等対策計画	空き家が年々増加している状況の中で、適切な管理が行われていない空家家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしてきているため、空き家対策に向けた取組を総合的かつ計画的に進めることを目的として策定した具体的な計画	2017 (H29) ～ 2021 (R3)	空家等対策の推進に関する特別措置法	40	建築指導課
2	高知市いじめ防止基本方針	本市・本市教育委員会・市立学校・家庭・地域住民その他の関係機関等との連携の下、いじめの防止・早期発見及び対処のための対策を推進するために策定したもの	2014 (H26) ～	いじめ防止対策推進法	25	人権・こども支援課
3	第2期高知市移住・定住促進計画	移住者を含めたすべての市民が「住んでみたい、住み続けたい」と感じる高知市をめざし、人口減少を克服するために、具体的な取組を定めた計画	2020 (R2) ～ 2024 (R6)	—	52	地域活性推進課
4	第3次高知市一般廃棄物処理基本計画	長期的・総合的な視点に立って、計画的な一般廃棄物の処理を推進していくための基本的事項を定めたものであり、一般廃棄物行政を進めていくうえでの基本的な方針となるもの	2013 (H25) ～ 2022 (R4)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	3 5 6	環境政策課
5	高知市応急期機能配置計画	災害対応を迅速かつ適切に行うためには、各業務に必要な用地を事前に確保しておくことが重要となることから、あらかじめ、各業務の機能や時系列を基に市が所有する用地の割当を示した計画	2019 (R 元) ～	高知市地域防災計画	48	防災政策課
6	オーテピア高知図書館サービス計画	オーテピア高知図書館が、地域の情報拠点として、暮らしや仕事の中で生じるさまざまな課題の解決に役立ち、読書環境・情報環境の改善のために寄与することができるよう、基本的な考え方と具体的な内容を示したもの	2017 (H29) ～ 2021 (R3)	図書館の設置及び運営上の望ましい基準	29	図書館・科学館課
7	高知市街路市活性化構想	日曜市をはじめとする街路市の課題(出店者の高齢化、後継者不足、地元客減少など)を解決して、街路市の持続的な発展をめざすもの	2014 (H26) ～ 2023 (R5)	—	33 37	産業政策課
8	2017 鏡川清流保全基本計画	鏡川が、子どもたちの世代、そしてその次の子どもたちの世代へと将来にわたって市民と共に存在していくことをめざす指針となるもの	2017 (H29) ～ 2026 (R8)	鏡川清流保全条例 第二次高知市環境基本計画	1 2 3	環境政策課
9	学力向上アクティブ・プラン	小・中・義務教育学校における学力向上のため、①組織的なRPDCAサイクルの確立、②各校の学力向上の取組への支援、③学習指導要領の趣旨に沿った取組の充実の三つを柱として具体的な取組を定めたもの	2021 (R3) ～ 2024 (R6)	学習指導要領(2017(平成29)年告示)	25	学校教育課
10	高知市過疎地域自立促進計画	鏡・土佐山地域の自立促進を図り、住民の福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等に寄与することを目的とした総合的な計画	2016 (H28) ～ 2020 (R2)	過疎地域自立促進特別措置法	20 33 34	政策企画課

番号	計画名	計画の概要	計画期間 (年度)	根拠法令等	関連する 施策	所管課
11	桂浜公園整備基本計画	桂浜の持つポテンシャルを十分に引き出し、高知を代表する観光地として公園全体の活性化を図るため、エントランスエリアを中心とした施設配置計画・整備手法などの公園の具体的な整備に向けた計画	2016 (H28) ～	桂浜公園整備基本構想	36	観光振興課
12	桂浜公園整備基本構想	観光・宿泊関連業界関係者、有識者などで組織される高知市桂浜公園整備検討委員会での検討結果を、桂浜公園の再整備を進めていくための基本構想としてまとめたもの	2015 (H27) ～	—	36	観光振興課
13	第二次高知市環境基本計画	環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、施策の大綱その他必要な事項を定めたもの	2013 (H25) ～ 2022 (R4)	高知市環境基本条例	1 2 3 5 6 7 11 (45) 48	環境政策課
14	高知市観光振興計画	観光による交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るため、観光に関わるすべての関係者が連携・協働して本市の観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画	2019 (R 元) ～ 2023 (R5)	—	36	観光振興課
15	久重のまちづくり計画	2015 (平成 27) 年に設立の久重地域連携協議会が中心となり、「豊かな里山 時代へつなげ！」を将来像とした久重のまちづくり計画をコミュニティ計画として策定したもの	2017 (H29) ～ 2021 (R3)	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	10 (50)	地域コミュニティ推進課
16	高知市救助救出計画	南海トラフ地震で市街地の広い地域で地盤沈降により長期浸水が発生し、津波避難ビル等で多くの孤立避難者が発生することが想定されていることから、速やかに大勢の避難者を救助救出するため、基本的な救助活動を実施する際に必要となる事項や具体的な救助活動の方法をまとめた計画	2019 (R 元) ～	高知市地域防災計画	44	防災政策課
17	第2期高知市教育振興基本計画	本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画	2021 (R3) ～ 2028 (R10)	教育基本法	24 25 26 28	学校教育課
18	高知市強靱化計画(第2期計画)	大規模自然災害に対して、市民の命を守り、地域・経済社会に致命的な被害を負わず、迅速な復旧復興が可能となる「強靱な高知市」を構築することを目的とした計画	2020 (R2) ～ 2024 (R6)	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	総論	防災政策課
19	高知市行政改革実施計画	高知市行政改革大綱に基づき、より具体的な行政改革の取組を示す行動計画として策定したもの	2021 (R3) ～ 2023 (R5)	高知市行政改革大綱	53	行政改革推進課
20	高知市行政改革大綱	「市民の安全・安心を守り、時代の変化と市民ニーズに即した質の高い行政サービスを提供する体制づくりに向けた改革」及び「地方自治体の普遍的使命である行政活動の効率と信頼を高めるためのたゆまぬ改革」を理念とし、本市の今後の行政改革の骨子を示したもの	2012 (H24) ～	—	53	行政改革推進課

番号	計画名	計画の概要	計画期間 (年度)	根拠法令等	関連する 施策	所管課
21	橋梁耐震化計画	これまで進めてきた落橋対策から、供用性・修復性を考慮した「橋としての機能を速やかに回復できる」性能を満足するための耐震対策に引き上げ、緊急輸送道路等の機能強化を図ることを目的として策定するもの	2022 (R4) ～	—	44 48	道路整備課
22	第9次高知市漁業基本計画	2011 高知市総合計画で定めた「川・海の恵みを活かした漁業の振興」を基本方針とし、漁業の基盤整備・担い手育成・魚価形成力の強化を柱とした計画	2018 (H30) ～ 2022 (R4)	高知市農林漁業振興に関する基本条例	34	農林水産課
23	高知市景観計画	本市の景観をより個性的で魅力あるものとするにより、市民生活の向上を図るため、景観法に則した景観行政を積極的に進めるための計画	2009 (H21) ～ 2019 (R 元)	景観法	42	都市計画課
24	高知市下水道中期ビジョン2012 (2018 改訂版)	下水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、本市が抱える課題を踏まえながら、本市の下水道がめざすべき将来の方向性とともに、今後 10 年間で実施する重点施策を示した計画	2019 (R 元) ～ 2026 (R8)	—	3 44 48	上下水道局 下水道整備課
25	第二期高知市健康づくり計画	市民が生涯にわたって心身共に健康づくりに取り組めるよう支援するために、保健分野の総合的な計画として策定したもの	2018 (H30) ～ 2022 (R4)	地域保健法 健康増進法	20 21 22	地域保健課
26	高知市公園施設 長寿命化計画 (その 1・2・3)	老朽化が進む公園施設の機能保全とライフサイクルコスト縮減をめざすために策定したもの	2014 (H26) ～ 2025 (R7)	—	42	みどり課
27	高知市公共下水道事業経営戦略	地方公営企業として、将来にわたって安定したサービスを継続的に提供するため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上による経営の健全化を図るよう策定した、公共下水道事業における中長期の経営の基本計画	2017 (H29) ～ 2026 (R8)	—	3 44 48	上下水道局 企画財務課
28	高知市公共施設再配置計画(第1期)	今後 10 年以内に耐用年数を迎える施設について、周辺施設の状況も踏まえ、今後のあり方を示した計画	2017 (H29) ～ 2027 (R9)	高知市公共施設マネジメント基本計画	54	財産政策課
29	高知市公共施設長期保全計画	公共施設の計画的な保全の実施や長寿命化等により、財政負担の軽減や平準化を図るための基本的な考え方を示した計画	2019 (R 元) ～	高知市公共施設マネジメント基本計画	54	財産政策課
30	高知市公共施設等総合管理計画	安全安心な公共施設サービスの提供に向け、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画	2015 (H27) ～ 2024 (R6)	インフラ長寿命化基本計画	40	財産政策課
31	高知市公共施設マネジメント基本計画	公共施設の現状把握により抽出された課題を解決するための具体的な方向性や取組などについてまとめた計画	2015 (H27) ～ 2025 (R7)	高知市公共施設等総合管理計画	40 54	財産政策課
32	こうち動物愛護センター(仮称)基本構想	動物に係る多様な主体と連携・協働しながら、動物愛護精神の高揚や動物の適正飼養の普及啓発及び動物由来感染症、災害時の動物に係る危機管理対策等の動物行政を総合的に推進できる拠点を整備するにあたっての、基本的な考え方及び条件等について定めたもの	2018 (H30) ～	動物の愛護及び管理に関する法律 狂犬病予防法	21	生活食品課

番号	計画名	計画の概要	計画期間 (年度)	根拠法令等	関連する 施策	所管課
33	第2期高知市広聴広報戦略プラン	市民と行政が相互理解を深め、市民の市政への参画を促し、協働によるまちづくりをより一層推進するために、職員一人ひとりの「自分ごと」への意識改革を重視した戦略的な広聴・広報の取組を展開するための実行計画	2020 (R2) ～ 2023 (R5)	—	53	広聴広報課
34	高知市交通基本計画	環境にやさしい交通への転換、持続可能な交通体系の構築、市民、事業者、行政が共に支合う仕組みの実現を図ることで、交通全般についてめざすべき将来像の実現に寄与することを目的とした計画	2012 (H24) ～ 2031 (R13)	交通政策基本法	40 41	くらし・交通安全課
35	高知市交通バリアフリー基本構想	高齢者、身体障がい者等の移動に係る身体負担を軽減することにより、移動の利便性及び安全性の向上を図るために策定した、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想	2003 (H15) ～ 2010 (H22)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	17	都市計画課
36	高知市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	高齢者保健福祉の現状を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るための施策を取りまとめたもの	2021 (R3) ～ 2023 (R5)	老人福祉法 介護保険法	15	健康福祉総務課 高齢者支援課 介護保険課
37	第2期子ども・子育て支援事業計画	すべての子どもが健やかに育ち、子どもの誕生と成長に喜びを感じ、そして子育てが地域社会と手を携えながら共に育っていくまちをめざし、社会情勢の変化や新たな課題に対応しながら施策を推進するための計画	2020 (R2) ～ 2024 (R6)	子ども・子育て支援法 児童福祉法 次世代育成支援対策推進法	23 24	子育て給付課
38	第三次高知市子ども読書活動推進計画	第二次計画までの成果と課題を踏まえるとともに、変化の激しい現代社会において、子どもの成長や、読書活動を取り巻く環境の変化に留意しながら、読書活動を推進するための方向性と具体的な取組を示したもの	2020 (R2) ～ 2024 (R6)	子どもの読書活動の推進に関する法律	29	図書館・科学館課
39	高知市個別施設保全計画	個別の施設における計画的な保全の実施や長寿命化等により、財政負担の軽減や平準化をめざす計画	2020 (R2) ～ 2060 (R42)	高知市公共施設長期保全計画	54	財産政策課
40	コミュニティ計画(28地区)	土地利用のあり方や生活環境の保全・整備の課題等を検討し、さらに各コミュニティで、そこに住む市民の参加と創造による住民自治をベースとし、人間性豊かな心の触れ合う地域社会の形成をめざし策定した計画	短期 ～ 中・長期	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	10(50)	地域コミュニティ推進課
41	高知市災害時医療救護計画	南海トラフ地震及び局地災害(風水害、土砂災害等)発生時の本市の医療救護活動について、市及び医療機関等の関係機関の体制と活動内容を示したもの	2012 (H24) ～	災害対策基本法 高知市地域防災計画 高知県災害時医療救護計画	46	地域保健課
42	高知市災害廃棄物処理計画	災害に対する事前体制の整備と、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進するための計画	2014 (H26) ～	環境省災害廃棄物対策指針 高知市地域防災計画	11(45) 48	環境政策課

番号	計画名	計画の概要	計画期間 (年度)	根拠法令等	関連する 施策	所管課
43	高知市斎場整備 事業基本計画	施設や設備の老朽化が著しい斎場について、今後の整備内容を検討したもの	2015 (H27) ～	墓地、埋葬等 に関する法律	21	斎場
44	高知市財政健全 化プラン	今後見込まれる収支不足を解消し、将来にわたって安定的で健全な財政構造を構築するためのもの	2018 (H30) ～ 2022 (R4)	—	53	財政課
45	高知市営住宅再 編計画	市営住宅における南海トラフ地震対策や住宅ストックの効率的な維持管理の実現に向けた取組を検討するもの	2013 (H25) ～ 2022 (R4)	—	40	住宅政策課
46	高知市自殺対策 計画	「誰も自殺に追い込まれることのない高知市」の実現をめざし、自殺対策の取組を全庁的に展開するとともに、地域全体で自殺対策を進めていくために策定したもの	2019 (R 元) ～ 2024 (R6)	自殺対策基本 法	22	健康増進課
47	高知市住生活基 本計画	市民のための住生活の安定の確保・向上の促進のため、各種取組を展開していくうえでの基本的な方針や目標などを定めたもの	2012 (H24) ～ 2021 (R3)	住生活基本法	19 40	住宅政策課
48	高知市版「生涯 活躍のまち」構 想・基本計画	東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域社会と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりをめざすために策定したもの	2018 (H30) ～ 2022 (R4)	地域再生法	52	地域活性推進 課
49	高知市障害者計 画・障害福祉計 画・障害児福祉 計画	障がいのある人や障がい者施策を取り巻く現状を踏まえ、障がいのある人の自立や社会参加をはじめとする総合的な支援の充実を図る施策を取りまとめたもの	2021 (R3) ～ 2023 (R5)	障害者基本法 障害者総合支 援法 児童福祉法	16 17	健康福祉総務 課 障がい福祉課
50	高知市消防局及 び高知市消防団 大規模自然災害 対策基本計画	風水害・地震災害に対する予防対策及び災害応急対策について、具体的な事項を定めたもの	2020 (R2) ～	高知市地域防 災計画	44	消防局 警防課
51	高知市消防局総 合戦略 2021	さまざまな社会問題や消防局自身のさまざまな課題への対応方針や、他消防本部との連携や広域化も見据えた、将来にわたり持続的に発展できる組織の基本的な方向性を定めたもの	2021 (R3) ～ 2030 (R12)	—	11 (45) 44 46	消防局 総務課
52	高知市消防局津 波火災対策基本 計画	南海トラフ地震により、多くの人命や財産に甚大な被害を及ぼす危険性が高く、さらに特有の消火活動が必要である津波火災への基本的な対応を定めたもの	2019 (R 元) ～	—	44	消防局 警防課
53	高知市情報シス テム最適化計画	ホストコンピュータで稼働する基幹業務システムの再構築を柱に、行政手続に係る各種申請・届出等のデジタル化、情報システムや業務の標準化、A I・R P Aの活用等を推進するための計画	2019 (R 元) ～ 2024 (R6)	—	53	情報政策課
54	高知市将来ビジ ョン	本市の中山間地域の農業振興を図るため、概ね5～10年後の課題を見通した農業の展望及び目標、具体的な取組方針を記載した計画	2018 (H30) ～ 2022 (R4)	中山間地農業 振興指針 (農林水産省 農村振興局)	33	土佐山地域振 興課

番号	計画名	計画の概要	計画期間 (年度)	根拠法令等	関連する 施策	所管課
55	第3次高知市食育推進計画	市民の健康、豊かな資源や独特の食文化を守り、市民自らの生涯にわたる取組を支援するために、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画として、本市の特徴を活かして策定したもの	2019 (R 元) ～ 2023 (R5)	食育基本法	4 5 10 (50) 11 (45) 13 14 21 22 24 26 33 34 36 37	健康増進課
56	高知市食品衛生監視指導計画	市民の食の安全を確保するため、食品取扱施設への監視指導や食品の検査等の実施に関することを定めたもの	毎年度	食品衛生法	21	生活食品課
57	高知市新エネルギービジョン (改定版)	低炭素社会の実現のため、二酸化炭素の排出量が少なく、持続可能なエネルギーである新エネルギーの発電自給率の向上をめざすために策定したもの	2018 (H30) ～ 2030 (R12)	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	7	新エネルギー推進課
58	高知市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や本市が実施する措置等を示しており、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の高低等さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したもの	2015 (H27) ～	新型インフルエンザ等対策特別措置法	20	地域保健課
59	高知市人権教育基本方針	一人ひとりの人権が尊重された社会の実現をめざし、人権教育を総合的に推進していくため策定したもの	2002 (H14) ～	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	8	人権・こども支援課
60	高知市人権教育・啓発推進基本計画	さまざまな人権課題の早期解決を図り、市民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを実現させるために、本市の行う人権施策の基本的指針となるもの	2005 (H17) ～ 2020 (R2)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	8	人権同和・男女共同参画課
61	高知市人権施策推進基本計画	人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するための基本計画	2021 (R3) ～ 2025 (R7)	高知市人権尊重のまちづくり条例	8	人権同和・男女共同参画課
62	人材育成基本方針	組織の人材戦略として「職場」「人事管理」「研修」の連携によって総合的な人材育成に取り組むことを示したマスタープラン	2003 (H15) ～	—	53	人事課
63	高知市水道事業アセットマネジメント推進計画	社会情勢の変化により水道料金の減収が見込まれる中、今後も、水道資産の機能を維持するために必要となる投資額及び財政収支見通しを算出した計画	2013 (H25) ～ 2050 (R32)	—	43 48	上下水道局 企画財務課
64	高知市水道事業基本計画 2017～高知市水道ビジョン 2017～	「水道の理想像」の実現に向け、人口減少の進行や南海トラフ地震への対策など、今後 10 年間で実施する基本方針や基本施策を定めた計画	2017 (H29) ～ 2026 (R8)	水道事業ガイドライン 国土強靱化基本計画 新水道ビジョン	43 48	上下水道局 水道整備課
65	高知市水道事業経営戦略	地方公営企業として、将来にわたって安定したサービスを継続的に提供するため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上による経営の健全化を図るよう策定した、水道事業における中長期の経営の基本計画	2017 (H29) ～ 2026 (R8)	—	43 48	上下水道局 企画財務課

番号	計画名	計画の概要	計画期間 (年度)	根拠法令等	関連する 施策	所管課
66	高知市水道事業 南海地震対策基本計画	水道局における南海地震対策を実効あるものとするために策定した計画。L2クラスの地震を想定して、施設・管路の耐震化などのハード整備や応急給水活動などのソフト対策を講じることとしている	2014 (H26) ～ 2023 (R5)	—	43 48	上下水道局 企画財務課
67	第4次高知市スポーツ推進計画	生涯スポーツ社会を実現するための、国・県の計画を踏まえた実施計画	2014 (H26) ～ 2023 (R5)	スポーツ基本法 スポーツ基本計画	30	スポーツ振興課
68	高知市生活衛生監視指導計画	市民の健康被害を未然に防ぎ、健康と安全・安心な生活を守るため、生活衛生関係営業施設やその他の公衆衛生関係施設の衛生の向上並びに飲用水の安全の確保を柱とした監視指導の実施に関することを定めたもの	毎年度	—	21	生活食品課
69	高知市生活排水処理構想	公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を効率的かつ効果的に進めていくために、整備区域や整備手法、整備目標等を定めたもので、それぞれの施設整備の基本方針となるもの	2017 (H29) ～ 2037 (R19)	—	3	上下水道局 下水道整備課 環境保全課 春野地域振興課
70	高知市耐震改修促進計画 (第2期計画)	地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防ぐことを目的として、1981(昭和56)年5月31日以前に建築された旧耐震基準の建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進するために策定した計画	2018 (H30) ～ 2026 (R8)	建築物の耐震改修の促進に関する法律	44	建築指導課
71	高知市男女共同参画推進プラン2021	男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な推進計画	2021 (R3) ～ 2025 (R7)	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 男女がともに輝く高知市男女共同参画条例	9 39	人権同和・男女共同参画課
72	高知市地域公共交通網形成計画	人口減少社会における活力の維持・向上に向けて、集約型の都市構造を将来像としている本市のまちづくりと連携した、総合的な公共交通ネットワークを再構築するための取組についてまとめた計画	2016 (H28) ～ 2021 (R3)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	40	くらし・交通安全課
73	高知市地域福祉活動推進計画	「だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」をめざし、本市及び社会福祉協議会が、地域住民や関係団体、事業者等の多様な主体と共に地域福祉を推進するための取組を取りまとめたもの	2019 (R元) ～ 2024 (R6)	社会福祉法	12(18)	健康福祉総務課

番号	計画名	計画の概要	計画期間 (年度)	根拠法令等	関連する 施策	所管課
74	高知市地域防災計画	本市の地域に係る各種の災害に関し、市民の生命、身体及び財産を保護するために本市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関、市民、民間事業者、地域団体等がそれぞれ相互に協力した災害予防、災害応急及び災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画	2019 (R 元) ～	災害対策基本法	11 (45) 44 48	防災政策課
75	第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画 (区域施策編)	低炭素社会の実現に向けて、市域の温室効果ガスの排出量を削減するための計画	2021 (R3) ～ 2030 (R12)	地球温暖化対策の推進に関する法律	7	新エネルギー推進課
76	中山間防災計画	大規模災害発生時に土砂災害等によって道路が寸断され、集落が孤立する恐れに備え、地域の防災力向上により集落との連絡を迅速に行うことを目的とし、地域の自主防災組織等と策定したもの	2015 (H27) ～	—	44	地域防災推進課
77	高知市中心市街地活性化基本計画	少子高齢化、消費生活等の状況変化に応じて、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため市町村が策定する計画。内閣総理大臣の認定を受けた認定中心市街地活性化基本計画は、中心市街地活性化協議会の意見を聴きながら、官民が連携して推進していくこととしている	2018 (H30) ～ 2022 (R4)	中心市街地の活性化に関する法律	37 40	商工振興課
78	第5次高知市鳥獣被害防止計画	有害鳥獣の農林水産業に係る被害の防止を目的とした、捕獲と防護による「攻防一体」の計画	2021 (R3) ～ 2023 (R5)	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	33	農林水産課
79	第2期高知市データヘルス計画	国保被保険者のレセプトや健診データ等を活用し、健康課題を分析し、P D C A サイクルに沿った効果的な保健事業の実施を図るための計画で、特定健康診査等実施計画と一体的に策定したもの	2018 (H30) ～ 2023 (R5)	国民健康保険法	22	保険医療課
80	高知市道路橋長寿命化修繕計画	行政経営の効率化に向けた道路橋の戦略的な維持管理の確立のため、中長期的な視野に立ち、従来の事後的な修繕から予防的な修繕への転換を促進し、橋梁の修繕に要する費用の縮減を図ることを目的とするもの	2020 (R2) ～ 2069 (R51)	インフラ長寿命化基本計画	41	道路整備課
81	高知市道路トンネル長寿命化修繕計画	本市管理の道路トンネルの効率的な維持管理を実施し、かつ長寿命化を図るための中長期管理計画	2021 (R3) ～	インフラ長寿命化基本計画	41	道路整備課
82	第3期高知市特定健康診査等実施計画	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査や特定保健指導の実施率向上を図るための事業計画	2018 (H30) ～ 2023 (R5)	高齢者の医療の確保に関する法律	22	保険医療課
83	2014 高知市都市計画マスタープラン	長期的、総合的な視点から、地域特性を踏まえ、住民の意見を反映しながら都市の将来像とその実現に向けての道筋を明らかにするとともに、市の定める都市計画についての指針となるもの	2014 (H26) ～ 2030 (R12)	都市計画法	総論 40 41 44	都市計画課

番号	計画名	計画の概要	計画期間 (年度)	根拠法令等	関連する 施策	所管課
84	第13次高知市農業基本計画	本市の農業経営を近代化し、その健全な発展を図ることを目的とした計画	2020(R2)～ 2022(R4)	高知市農林漁業振興に関する基本条例	33	農林水産課
85	高知市農業振興地域整備計画	農業の近代化のための必要な条件を備えた農業地域を保全・形成するとともに、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを目的とした計画	1976(S51)～	農業振興地域の整備に関する法律	33	農林水産課
86	高知市備蓄計画～第2期～	南海トラフ地震発生時に必要となる物資については、市民や事業者そして行政が一体となって備蓄を進める必要があることから、それぞれの備蓄の考え方を示すとともに、本市の備蓄品目や数量を定めた計画	2020(R2)～ 2023(R5)	高知市地域防災計画	11(45)	防災政策課
87	避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)	災害時に避難支援を要する方々の命を守るため、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動に係る支援体制やその方法等について全体計画として取りまとめたもの	2014(H26)～	災害対策基本法 高知市地域防災計画	11(45)	地域防災推進課
88	高知市物資配込計画	南海トラフ地震が発生した際に、国や県、他市町村、協定先、ボランティア、個人から送られてくる支援物資を本市の物資拠点(春野・東部総合運動公園)で円滑に受け入れ、避難所に速やかに配送するための体制や配送方法等を示した計画	2019(R元)～	高知市地域防災計画	11(45)	防災政策課
89	高知市文化振興ビジョン	本市の文化振興における理念や考え方、取組方針などを示すもの。芸術・歴史・食・まんが・高知らしさの5つの領域について、継承・発展・協働・創造・発信の5つの手段で振興を図ることとしている	2012(H24)～ 2021(R3)	文化芸術振興基本法	4 10(50) 12(18) 13(51) 14 16 17 24 29 31 32 33 36 37 40 49	総務課
90	高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン	本市の人口の現状を分析し、直面する課題とともに、めざすべき将来の方向と人口の将来展望等について示したもの	2015(H27)～ 2060(R42)	まち・ひと・しごと創生法	総論	政策企画課
91	第2期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略	高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンで示した本市がめざすべき人口の将来展望を実現するための必要な施策を取りまとめたもの	2020(R2)～ 2024(R6)	まち・ひと・しごと創生法 高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン	総論	政策企画課
92	2016 高知市緑の基本計画	都市計画区域内における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために定めたもの	2016(H28)～ 2035(R17)	都市緑地法	42	みどり課
93	高知市門型標識長寿命化修繕計画	本市管理の門型標識の効率的な維持管理を実施し、かつ長寿命化を図るための中長期管理計画	2021(R3)～	インフラ長寿命化基本計画	41	道路整備課
94	第9期高知市容器包装廃棄物分別収集計画	本市の容器包装廃棄物の再資源化を行うために必要な分別収集計画について定めたもの。①環境への負荷の少ない資源循環型社会の実現をめざすこと、②容器包装廃棄物の排出抑制に努めること、③本市の実情に即した効率的・効果的な分別収集及び再資源化を実施することを基本的方向としている	2020(R2)～ 2024(R6)	容器包装リサイクル法	5	環境政策課

番号	計画名	計画の概要	計画期間 (年度)	根拠法令等	関連する 施策	所管課
95	よこせとコミュニティ計画	1997(平成9)年に横浜瀬戸コミュニティ計画を策定し推進してきたが、少子高齢化の影響による課題に対応するため、2015(平成27)年設立のよこせと連携協議会が中心となり、従来の計画を更新し策定した新コミュニティ計画	2018(H30) ～ 2022(R4)	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	10(50)	地域コミュニティ推進課
96	2017 高知市立地適正化計画	医療、福祉、商業、子育て施設、住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等に容易にアクセスできる等、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりをめざすための計画	2017(H29) ～ 2035(R17)	都市再生特別措置法	40	都市計画課
97	れんけいこうち広域都市圏ビジョン	県内全域で広域的な取組を推進することにより、人口減少・少子高齢化に打ち克つことができる圏域をめざしていくための具体的な取組等を示したもの	2018(H30) ～ 2022(R4)	連携中枢都市圏構想推進要綱 れんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約	49	政策企画課

（設置）

第1条 本市の総合計画について調査審議するため、高知市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画策定に関する重要事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員60人以内をもつて組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者及び市民
- (4) 市議会議員

（任期）

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる調査審議が終了するまでの間とする。

2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（部会）

第7条 会長が必要と認めたときは、審議会に専門的事項を調査審議させるために部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は、部会委員の互選による。

改正 昭和42年8月15日条例第45号 昭和46年3月15日条例第13号
昭和54年4月1日条例第3号 平成8年4月1日条例第2号
平成21年1月1日条例第1号

3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（幹事）

第8条 審議会に幹事若干人を置き、本市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議を補佐する。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（雑則）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 高知市報酬並びに費用弁償条例（昭和22年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第39号の次に次の1号を加える。

(40) 基本計画審議会委員

第9条第1項第4号中「第39号」を「第40号」に改める。

別表第42項の次に次の1項を加える。

43	基本計画審議会委員	日額	700 円
----	-----------	----	-------

附 則（昭和42年8月15日条例第45号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月15日条例第13号）抄

1 この条例の施行期日は、別に規則で定める。

附 則（昭和54年4月1日条例第3号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年1月1日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

改正 昭和41年11月1日規則第61号
昭和48年7月1日規則第41号
平成2年12月28日規則第86号
平成8年12月27日規則第91号
平成10年12月21日規則第128号
平成13年4月1日規則第44号
平成18年2月10日規則第9号
平成20年4月1日規則第74号
平成25年4月1日規則第5号
平成29年4月1日規則第27号

（目的）

第1条 この規則は、本市の効率的な行政を確保し、市政の健全な発展をはかるため策定する総合計画に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 前条の目的を達成するため総合的な見地にたつて策定する計画をいい、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」からなるものとする。
- (2) 基本構想 市政のめざす望ましい都市像及びこれを達成するための施策の大綱を定める計画
- (3) 基本計画 基本構想において定められた本市の都市像及び施策の大綱に基づきこれを実現するための施策、手段について定める計画
- (4) 実施計画 基本計画に基づき具体的な事務事業の実施に関して作成する計画

（総合計画策定の原則）

第3条 総合計画は、行政各部門相互間の有機的関連を保ちつつ、能率的で効果的な行政を確立し、総合的な成果を上げるよう策定するものとする。

（基本構想、基本計画の策定）

第4条 基本構想はおおむね20年、基本計画はおおむね10年の計画とし、社会、経済情勢の推移に適合するよう策定するものとする。

2 基本構想、基本計画は、各部局の実施計画その他の事務事業計画の基本となるもので、特に著しい社会、経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

3 基本構想、基本計画は、第6条に規定する高知市総合計画策定委員会（同条を除き、以下「委員会」という。）で作成した原案に基づき、高知市総合計画審議会条例（昭和41年条例第20号）第1条に規定する高知市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮って、市長が決定する。

（実施計画の策定）

第5条 実施計画の期間はおおむね、3年とし、1年間隔をもつて区分するものとする。

2 実施計画は、1年を経過するごとに検討し、さらにおおむね3年間の計画として策定するものとする。

3 実施計画は、基本計画に従い各部局長が作成した計画案を総務部長が調整して原案を作成し、市長が決定するものとする。

4 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 基本計画が変更されたとき。
- (2) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

（委員会の設置）

第6条 総合計画の原案を作成する機関として、高知市総合計画策定委員会を設置する。

（委員会の組織）

第7条 委員会は、会長、副会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は市長をもつて充て、副会長は両副市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。

- (1) 市長部局の各部局長
- (2) 会計管理者
- (3) 上下水道事業管理者
- (4) 上下水道局長
- (5) 教育長
- (6) 消防局長
- (7) 市長が定める担当理事

（会長及び副会長）

第8条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

昭和42年8月15日規則第47号
昭和54年8月16日規則第63号
平成6年12月28日規則第85号
平成10年1月1日規則第4号
平成11年1月1日規則第4号
平成16年1月1日規則第3号
平成18年10月1日規則第99号
平成21年4月1日規則第20号
平成26年4月1日規則第31号
昭和46年4月13日規則第38号
昭和62年4月1日規則第20号
平成8年4月1日規則第30号
平成10年4月1日規則第75号
平成12年4月1日規則第52号
平成16年4月1日規則第33号
平成19年4月1日規則第14号
平成22年4月1日規則第29号
平成27年4月1日規則第20号

（委員会の組織、議事等）

第9条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 計画策定に関し、専門的に検討するため、委員会の下に部会を設置することができる。

3 委員会が必要と認めるときは、各関係所属長に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（専門委員）

第10条 総合計画の策定に当り必要があるときは、専門の事項について調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（計画の実施）

第11条 総合計画に定められた事務事業は、これを実現するように努めるものとする。

（計画策定に必要な外部調整）

第12条 総務部長は、総合計画の策定に関し必要な外部機関及び団体との連絡調整を行い、計画の策定が円滑に行われるように努めなければならない。

（部局長の報告）

第13条 各部局長は、総合計画に関する事務事業について、その進捗状況を総務部長を経て市長に報告するものとする。

（参考資料の送付）

第14条 総務部長は、各課の事務事業の参考となると考えられる資料を作成したときは、速やかに各課長に送付するものとする。

2 各課長は、総合計画に関する事務事業の参考になると考えられる資料等を作成したときは、総務部長に送付するものとする。

（委員会等の庶務）

第15条 委員会及び審議会の庶務は、総務部政策企画課が行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年11月1日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年10月1日から適用する。

附 則（昭和42年8月15日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年4月13日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年7月1日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年8月16日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年12月28日規則第86号）

この規則は、公布の日から施行し、平成2年12月21日から適用する。

附 則（平成6年12月28日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行し、平成6年12月21日から適用する。

附 則（平成8年4月1日規則第30号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年12月27日規則第91号）

この規則は、公布の日から施行し、平成8年12月21日から適用する。

附 則（平成10年1月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第75号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成10年12月21日規則第128号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年1月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則第52号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 13 年 4 月 1 日規則第 44 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 16 年 1 月 1 日規則第 3 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 33 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 18 年 2 月 10 日規則第 9 号)
この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 2 月 1 日から適用する。
附 則(平成 18 年 10 月 1 日規則第 99 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 19 年 4 月 1 日規則第 14 号)
(施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 20 年 4 月 1 日規則第 74 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 21 年 4 月 1 日規則第 20 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 22 年 4 月 1 日規則第 29 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 25 年 4 月 1 日規則第 5 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 26 年 4 月 1 日規則第 31 号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。
附 則(平成 27 年 4 月 1 日規則第 20 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 29 年 4 月 1 日規則第 27 号)
この規則は、公布の日から施行する。

高知市総合計画審議会

会長／石塚 悟史 ・ 副会長／東森 歩

委員名簿

(敬称略) ※ 所属名は委嘱時による

区 分		氏 名	所 属
統 括		石 塚 悟 史	高知大学 副学長(地域) 次世代地域創造センター長
共生の環	NPO	東 森 歩	特定非営利活動法人 NPO高知市民会議 理事
	地域福祉	中 屋 優 子	鏡地区民生委員児童委員協議会 会長
	男女共同	西 森 や よ い	弁護士
	環境	松 本 明	高知大学 地域協働学部 准教授
安心の環	高齢	森 下 安 子	高知県立大学 看護学部 教授
	障がい	中 屋 圭 二	特定非営利活動法人 高知市身体障害者連合会 会長
	福祉	中 西 弘 行	社会福祉法人高知市社会福祉協議会 事務局長
	医療	野 並 誠 二	一般社団法人高知市医師会 会長
育みの環	教育	柳 林 信 彦	高知大学 教師教育センター長
	子ども	田 村 由 香	高知学園短期大学 幼児保育学科 准教授
	文化	藤 田 直 義	高知県立美術館 館長
地産の環	観光	藤 本 正 孝	公益社団法人 高知市観光協会 副会長
	商工	古 谷 純 代	高知商工会議所 副会頭 観光部会 部会長
	農業	宮 脇 眞 道	高知市農業協同組合 代表理事組合長
	林業	松 岡 良 昭	一般社団法人高知県木材協会 専務理事
まちの環	災害	神 原 咲 子	高知県立大学 看護学部 教授
	都市	那 須 清 吾	高知工科大学 社会マネジメントシステム研究センター長
自立の環	コミュニティ	田 中 敏 幸	よこせと連携協議会 事務局長
	移住・定住	黒 笹 慈 幾	南国生活技術研究所 代表

幹事名簿 ※ 役職名は任命時による

氏 名	役 職
加藤 勝巳	総務部副部長

高知市総合計画審議会への諮問

2 重 政 企 第 16 号
令和 2 年 5 月 22 日

高知市総合計画審議会
会長 石 塚 悟 史 様

高知市長 岡 崎 誠 也

2011 高知市総合計画後期基本計画（原案）について（諮問）

高知市総合計画に関する規則第 4 条第 3 項の規定に基づき，別添 2011 高知市総合計画後期基本計画（原案）に関し，貴審議会の意見を求めます。

高知市総合計画審議会からの答申

令和2年11月24日

高知市長 岡 崎 誠 也 様

高知市総合計画審議会
会長 石 塚 悟 史

2011 高知市総合計画後期基本計画（原案）について（答申）

令和2年5月22日付け2重政企第16号で諮問のありました標記の件について、高知市を取り巻く社会経済情勢を踏まえ将来を展望したうえで、慎重に審議した結果、別添のとおり一部修正して答申します。

計画決定に当たっては、審議においてまとめた意見の趣旨を十分に生かされるとともに、決定後は下記事項に配慮され、実効性のある計画の推進に努められるよう要望します。

記

- 1 コロナショックがもたらした人々の意識や行動の変化などの新たな動きを社会変革、地方回帰の契機と捉え、Society5.0時代にふさわしい行政のデジタルトランスフォーメーションや、地方創生の取組を一層加速化されたい。
- 2 ウィズコロナ・アフターコロナ時代のニューノーマルに対応し、「安全・安心な暮らし」と「地域経済の再生・活性化」が両立する施策展開を図られたい。
- 3 計画性と実行性に優れたSDGsの3層構造（ゴール、ターゲット、インディケーター）の枠組みを課題発掘や課題解決等のツールとして有効に活用するとともに、SDGsを横ぐしとした新たな施策間連携など、より広がりを目指すSDGsの取組を検討されたい。
- 4 SDGs推進が高知市全体のものとなるよう、積極的な普及啓発活動により認知度向上を図るとともに、まちづくりの多様な主体が連携するSDGsの取組を実践されたい。
- 5 南海トラフ地震の対策を進めるに当たっては、従来の経験や想定を大きく超える規模の災害が発生することを前提とし、気象災害や感染症拡大等の同時発生についてのリスクマネジメントを着実に実施されたい。

- 6 真に力強い地方創生の実現に向け、若い世代が主体的に地域づくりに参画できる環境を整えるとともに、若者の持てる能力や感性を新たな商品やサービスの創出につなげる取組を推進されたい。
- 7 誰一人取り残さない社会の実現に向け、市民が地域課題を自分事と捉え解決を試みる取組への支援や、地域内外における世代間交流の促進などを通じて、地域に根差した互助のあるコミュニティづくりを推進するとともに、持続可能な地域の創り手の育成や、地域を越えた全世代型の多様な人材の活躍を推進されたい。
- 8 統計等を活用した客観的な証拠に基づくPDCAを徹底し、経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）の有効活用と、より質の高い行政サービスの提供に努められたい。
- 9 施策の有効性や成果の「見える化」を行うとともに、市民、団体、企業、大学等と目的や情報を共有しながら連携を深め、その効果が最大限に発揮されるよう努められたい。
- 10 計画に掲げるまちづくりの方向性や施策の目的・意図等について、市民の理解が十分に得られるよう丁寧な説明を続けていくとともに、施策の実施段階においても常に市民等とのコミュニケーションを重視し、双方向からの対話により把握した市民等の意見やニーズを集約して市政運営に生かされたい。

高知市総合計画策定委員会

委員名簿

平成 31 年 3 月 26 日～

	氏 名	役 職
会長	岡崎 誠也	市長
副会長	吉岡 章	副市長(～R2. 3. 31)
副会長	中澤 慎二	副市長
副会長	松島 研	副市長(R2. 7. 1～)
	大野 正貴	総務部長(～R2. 3. 31)、健康福祉部長(R2. 4. 1～)
	森田 洋介	商工観光部長(H31. 4. 1～R2. 3. 31)、総務部長(R2. 4. 1～)
	林 充	総務部政策担当理事市長公室長事務取扱(R2. 4. 1～)
	黒田 直稔	防災対策部長(～H31. 3. 31)
	松村 和明	商工観光部長(～H31. 3. 31)、防災対策部長(H31. 4. 1～)
	橋本 和明	財務部長
	谷脇 禎哉	市民協働部長
	村岡 晃	健康福祉部長(～R2. 3. 31)
	堀川 俊一	健康推進担当理事保健所長事務取扱(～H31. 3. 31)
	豊田 誠	健康推進担当理事保健所長事務取扱(H31. 4. 1～)
	山川 瑞代	こども未来部長(～R2. 3. 31)
	山崎 英隆	こども未来部長(R2. 4. 1～)
	宮村 一郎	環境部長(～R2. 3. 31)
	今西 剛也	環境部長(R2. 4. 1～)
	楠本 太	商工観光部長(R2. 4. 1～)
	高橋 尚裕	農林水産部長(～R2. 3. 31)
	島津 卓	農林水産部長(R2. 4. 1～)
	門吉 直人	都市建設部長(～H31. 3. 31)
	林 日出夫	都市建設部長(H31. 4. 1～R2. 3. 31)
	岡崎 晃	都市建設部長(R2. 4. 1～)
	池内 千枝	会計管理者(～R2. 3. 31)
	田村 弘樹	会計管理者(R2. 4. 1～)
	山本 三四年	上下水道事業管理者
	杉本 一範	上下水道局長
	高井 祐介	消防局長(～H31. 3. 31)
	本山 和平	消防局長(H31. 4. 1～)
	山本 正篤	教育長

2011高知市総合計画(後期基本計画) 策定経過

2019 年	3 月 26 日	高知市総合計画策定委員会を設置し、計画策定方針を決定 高知市の庁議委員を委員とし、延べ7回の会議を開催
	5 月 7 日	計画策定方針及びSDGs説明会を実施 庁内の全課室の職員を対象とし、3日間実施
	6 月 12 日	施策関係課を主体とした全庁的な連携体制の下、計画原案の検討を開始
2020 年	2 月 10 日	高知市総合計画策定委員会が計画原案を作成
	5 月 11 日	高知市総合計画審議会を設置し、20名の委員を委嘱
	5 月 22 日	高知市総合計画審議会に原案を諮問
	6 月 12 日	第1回高知市総合計画審議会(書面協議)
	7 月 13 日	第2回高知市総合計画審議会
	9 月 1 日	第3回高知市総合計画審議会
	9 月 16 日	高知市町内会連合会の三役会において、計画原案について説明
	9 月 24 日	原案についてのパブリックコメントを実施(9.24~10.23)
	10 月 1 日	高知市民生委員児童委員協議会連合会の役員会において、計画原案について説明
	10 月 5 日	高知市民生委員児童委員協議会連合会の地区会長副会長合同連絡会において、計画原案について説明
	11 月 6 日	第4回高知市総合計画審議会
	11 月 24 日	答申式

用語解説

ここには、本文中で「※」印を付した用語を 50 音順で収めています。

あ行

アーツマネージャー

文化施設等における高度な専門性を有する職員。

R P A

Robotic Process Automation の略称で、デスクワークにおける定型作業を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する仕組み。

I C T

Information and Communication Technology の略称で、通信ネットワークで接続された情報機器等を用いて情報を利活用する技術やサービスなどの総称。

アウトリーチ

芸術分野では、一般の人々の芸術に対する潜在的なニーズや関心を喚起することであり、アーティストや愛好家などが、日頃アートに触れ合う機会がない人や関心がない人々に対して、何らかの働きかけを行うことをいう。

福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、行政等関係支援機関が積極的に働きかけて支援を届けるプロセスのことを指す。

アプローチカリキュラム

保育所・幼稚園・認定こども園等において行われる、幼児期の学びを小学校生活に円滑につないでいくために実施する、年長期後半のカリキュラムのこと。

いきいき百歳体操

高齢者の筋力向上を目的として、2002(平成14)年に本市が開発した体操。負荷が0kg から2.2kgまで変更可能な重錘バンドを用いており、準備体操・筋力運動・整理体操から構成されている。

一般会計

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した歳入、歳出の会計のこと。特別会計で計上される経費以外はすべて一般会計で処理することとなっている。

イノベーション

今までのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて、新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こす活動全般を指す概念、技術的革新、刷新、変革のこと。

インクルーシブ教育システム

障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、自由な社会に主体的に参加する目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

インクルーシブ保育

障がいのある子どもも障がいのない子どもも、すべての子どもを対象とし、一人ひとりの違いを認め、そのニーズに応じて行う保育。

インバウンド

外国人が日本を訪れてくる旅行(訪日外国人旅行)のこと。

浦戸湾・七河川一斉清掃

毎年7月に、各河川の愛護団体や市民団体との協働の下、実施される浦戸湾と市内を流れる河川の一斉清掃。

本市の「美しいまちづくり」の一環として、1989(平成元)年に市制施行100周年記念事業として開始して以来、毎年約8千人の市民が参加している。

A I

Artificial Intelligence の略称で、人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現した人工知能。

S N S (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトの会員制サービス。代表的なサービスに、LINE、Facebook、Twitter、Instagram などがある。

S D G s

2015(平成27)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)。

2030(令和12)年までを期限に17のゴール(開発目標)とそれを実現するための169のターゲット(達成目標)が記されている。

L 1 規模、L 2 規模

地震・津波対策を考えるうえで想定する地震・津波のレベルを表したもの。

L 1 規模：最大クラスの地震・津波に比べて発生頻度が高く大きな被害をもたらす地震・津波

L 2 規模：発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波

縁故債

政府資金、地方公共団体金融機構資金、市場公募資金または特定資金以外の資金を借り入れる場合の地方債の総称。

銀行や信用金庫、信金組合等、地方公共団体と取引関係のある金融機関からの借入が主となる。

○JTとOff-JT

○JTとはOn the Job Trainingの略称で「職場内訓練」と訳され、日常業務を通して職場でスキルや知識を習得すること。

Off-JTとはOff the Job Trainingの略称で「職場外訓練」と訳され、日常業務や現場を離れて、集合研修、セミナー、通信教育などでスキルや知識を学ぶこと。

人材育成においては、○JTとOff-JTを連動させてバランスよく行うことが重要とされている。

おきやく

土佐弁で「宴会」のこと。

温室効果ガス

大気中にあり、太陽からの熱を封じ込め、地球の温度を上げると考えられる働きがあるガス。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタンなど7種類の物質が規定されている。

か行

かみかみ百歳体操

高齢者の食べる力や、飲み込む力をつけることを目的として、本市が2005(平成17)年に開発した体操。イスに座って口の周りや舌を動かす運動から構成されている。

関係人口

移住した「定住人口」でも観光にきた「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

GAP

Good Agricultural Practiceの略称。農業生産活動を行ううえで、必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

旧耐震基準

1981(昭和56)年5月31日以前の建築基準法の耐震基準。

QOL

Quality of Lifeの略称で、「生活の質」と訳される。物質的な豊かさやサービスだけではなく、精神面を含めた一人ひとりの生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性がその年齢別出生率で生涯に産むとしたときの子どもの数を表す。

こうち笑顔マイレージ

一定の要件に該当する本市に住民票のある65歳以上の方が、介護施設等でのボランティア活動や、「いきいき百歳体操」に参加することでポイントがたまり、商品券などに交換できる制度。

高知県産学官民連携センター(ココプラ)

高知県内の高等教育機関の知見や学生の活力を活かし、産学官民が行う産業振興や地域の課題解決に向けたさまざまな取組を推進するため設立されたもので、「知の拠点」「交流の拠点」「人材育成の拠点」を3つの基本機能とし、産学官民連携に関する相談窓口の設置や交流機会の創出、人材育成研修などの取組を進めている。

こうちこどもファンド

未来の高知市を担う子どもたちの「自分たちのまちを良くしたい」という想いを実現するために、「高知市子どもまちづくり基金」により、子どもたちの自発的な活動を支援する制度。

当制度は、子どもたちの提案を助成対象とするだけではなく、審査する側にも子どもたちが参加する、全国の自治体に先駆けた取組。

高知チャレンジ塾

地域にある公共施設を活用して、生活保護世帯等の中学1年生から3年生までの生徒に学習の場を設ける取組。教員○日や大学生、地域住民等の参画を得て、生徒たちに対する学習支援を継続的に行うことにより、高等学校進学とともに、将来への希望を持って進路を選択できるようにすることを目的とする。

高知中央広域定住自立圏

圏域全体の活性化を図り、地方圏への人口定住を促進することを目的に、国の「定住自立圏構想推進要綱」に基づき、2010(平成22)年に高知市を中心市として、近隣の南国市・香南市・香美市と協定を締結して形成した拠点。

2018(平成30)年4月の高知県全域を圏域とする「れんけいこうち広域都市圏」の形成に伴い、同年3月末をもって当該圏域を廃止した。

高知方式

市民がごみを分別したうえで集積し、品目ごとに回収する、本市におけるごみ収集・処理体制に関わる市民協働のシステムのこと。これにより、ごみの中間処理施設が不要となり、ごみ処理費用が低減されている。市民の理解と協力が不可欠であり、環境意識の向上、地域コミュニティの構築等の観点からも、非常に重要な取組となっている。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)

先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持った安価な医薬品。品質・有効性・安全性については、厳格な審査で新薬と同じレベルであることが確認されている。

高齢化率、超高齢社会

総人口に占める65歳以上の人口の割合を「高齢化率」といい、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼ぶ。

子どもの貧困

収入が等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯に、17歳以下の子どもがいること、及びその子の生活状況のこと。

等価可処分所得とは、世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割った値。

日本以外では、必要最低限の生活水準が満たされず、心身の維持が困難な状況の子どもを含む。

コンパクト・プラス・ネットワーク

医療・福祉施設、商業施設や住居等が徒歩等で動ける範囲にまとまって立地する生活拠点が複数存在し、各地とこれらの拠点が公共交通のネットワークで結ばれ、住民がこれらの施設等に容易にアクセスできることにより、日常生活に必要なサービスを身近に享受できるまちの姿。

コンパクトシティ

土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られ、住民の生活に必要なサービス機能が近接した効率的で持続可能な都市。

さ行

災害関連死

災害から命を守った後、当該災害に起因する負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により亡くなれること。

災害時公衆衛生活動マニュアル

大規模災害発生時に発生する多くの傷病者に備えて、災害直後の保健医療調整本部立ち上げからの医療救護活動、保健所活動を迅速に行うために高知市保健所が定めたマニュアル。

サポートファイル

特別な支援や配慮を必要とする子どもたちが、乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージで、途切れることなく一貫した支援を円滑に受けられるように、子どものこれまでの経過や様子、必要な支援の内容などを書き込めるファイル。

三重防護

市街地への津波の浸水を防ぐための海岸保全施設整備の総称で、高知新港周辺の防波堤等整備を第1ライン、浦戸湾湾口と海岸線の防波堤等整備を第2ライン、浦戸湾内の海岸堤防の整備を第3ラインとする。

整備目標はL1規模の津波は浸水させない、L2規模の津波では、浸水の開始時間を遅らせ避難時間を稼ぐこととしている。

CSR

企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility) と訳され、企業がさまざまな利害関係者との信頼関係を構築し、自らの事業活動を継続していくうえで果たしていかなければならない責任のこと。

CLT

Gross Laminated Timber の略称。木の繊維の方向が直角に交わるように板材を重ねて接着した大判のパネルで、軽くて強度や断熱性に優れている。

建築構造材であるCLTは、2016(平成28)年4月から個別に大臣認定を受けることなく、建築確認により利用できるようになった。

シーズ・ニーズ

シーズとは、新事業のアイデアや概念、技術のこと。

ニーズとは、必要性や要求、需要のこと。

実質公債費比率

地方自治体の借金返済額の大きさを、税収や普通交付税などの収入規模に対する割合で表した比率。

18%以上では新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要となり、早期健全化基準の25%以上になると「財政健全化計画」を定めて、健全化に取り組まなければならない。

しゃきしゃき百歳体操

認知機能の維持・向上を目的に、2015(平成27)年に本市が開発した体操。

椅子に座った状態で映像に合わせて、2つの動作を同時に行う。認知機能(注意力・判断力など)の改善に効果があるといわれている。

生涯活躍のまち

2015(平成27)年12月に国が取りまとめた日本版CCRCの正式名称。

東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域社会と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりのこと。

将来負担比率

地方自治体が現在抱えている借金残高等の将来負担の大きさを、税収や普通交付税などの収入規模に対する割合で表した比率。

この数値が高いほど将来の財政を圧迫する可能性が高いこととなり、早期健全化基準の350%以上になると「財政健全化計画」を定めて、健全化に取り組まなければならない。

新エネルギー

太陽光やバイオマス発電等のように、二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化にも貢献する、貴重な純国産エネルギー。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法で「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」とされ、10種類が指定されている。

水源かん養

森林が持つさまざまな機能の一つで、雨水等の降水が一気に河川に流出して急激に増水することを抑制して災害を防止したり、降水を地中に貯えてゆっくりと時間をかけて流すことで流量を安定させたり、降水が森林土壌に浸透する間に水質を浄化する機能。

SWOT分析

外部環境や内部環境を「強み(Strength)」「弱み(Weakness)」「機会(Opportunity)」「脅威(Threat)」の4つのカテゴリーに分類し、分析することで最適な戦略の立案へとつなげる手法。

ステークホルダー

企業や行政、NPO等の組織が行う活動により、直接的・間接的に影響を受ける利害関係者。

スポーツツーリズム

プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などをめざす取組。

スマート自治体

システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体。

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

セーフティネット

病気・事故・失業などの理由で生活に困窮した方に、その状況に応じた制度を構えることで、安心と安全を提供し、生活の立て直しを支援する仕組み。

制度には、社会保険・労働保険制度、求職者支援制度、総合支援貸付制度、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度などがある。

ゼロエミッション

ある産業から出た廃棄物を別の産業が再利用することで最終的に埋立処分する廃棄物の量をゼロにするという考え方で、1994(平成6)年に国際連合大学が提唱したもの。

創造都市ネットワーク日本

創造都市の取組を推進する地方自治体等、多様な主体を支援するとともに、国内及び世界の創造都市間の連携・交流を促進し、日本における創造都市の普及・発展を図ることを目的として、2013(平成25)年に設立された組織。

創造都市とは、地域固有の文化や資源を活かした創造活動による産業振興や地域の活性化などのまちづくりを進める、文化芸術と産業経済における創造性に富んだ都市。

Society 5.0

仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決が両立する社会。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工場社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会のこと。

た行

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことで男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う社会。

地域共生社会

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会とがつながることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、様々な課題を抱えた場合でも社会から孤立せず、安心して暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会。

地域コミュニティ

「コミュニティ」とは、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」のこと。

「地域コミュニティ」という用語は、特に「地域でのつながりによる人と人との連携・協力の関係」を重視したものであることを表すために使用している。

地域内連携協議会

概ね小学校区ごとに、町内会・自治会、地域における各種団体やNPOなどが、それぞれの特性を活かしながら連携・協力し、行政との協働による取組の中で役割分担を行いながら、地域課題の解決を図るための新しい仕組み。

地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制。

国は自治体に、団塊の世代が75歳以上になる2025(令和7)年を目処に整備を促している。

地球温暖化対策

地球温暖化(人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象)の防止を図るために行う、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化などの施策や取組。

地方創生

第2次安倍内閣で掲げられた、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、「東京一極集中」の歯止め、地域の特性に即した地域課題の解決等を通じて地方から成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的とした一連の政策。

中核市

地方自治法により定められた、政令で指定する人口20万人以上の都市。中核市になると、民生行政や保健衛生等に関する事務権限が強化され、より市民に身近な行政を行うことができるようになる。2020(令和2)年4月1日現在、本市を含めた60市が中核市となっている。

中山間地域等直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。

津波避難ビル

津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する場所として市町村によって指定されたビル(建物)。ビルの高さや構造、耐震性などの要件を満たすもので、公共施設のほか、商業施設、民間マンションも含まれ、民間施設の場合、自治体が所有者と協定を結ぶ。

TDM(交通需要マネジメント)

Transportation Demand Managementの略称で、道路利用者に対し、時間、経路、交通手段などの変更を促し、自動車利用者の行動を変えることにより、道路渋滞をはじめとする交通問題を解決する手法。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人等、親密な関係にある者、またはあった者から受ける身体的又は精神的な苦痛を伴う暴力行為。

低炭素都市

地球環境の保全や地球温暖化防止のため、ハード・ソフト面から化石燃料の消費を抑える社会づくりを行う都市。

デマンド型乗合タクシー

電話予約により、自宅周辺から目的地まで他の乗客と乗り合いながら送迎するタクシーのこと。

特定外来生物

人間の活動により他地域から持ち込まれた外来生物(海外起源の外来種)のうち、生態系や農林水産業、人の生命・身体に被害を及ぼし、または及ぼす恐れのある生き物。特定外来生物に指定されると飼育、栽培、保管、運搬等が原則禁止となる。

とさつ子タウン

仮想のまちで、子どもたちにまちの運営や職業体験を行ってもらい、現実の社会やまちへの関心を持ってもらうことをめざす取組。

まちでは、市長選挙、議員選挙も実施、仕事をして、銀行で給料をもらい、税務署で一部を税金として納めるなど、現実社会に近い仕組みで実践し、それらをすべて子どもたちにより取り組んでいる。

都市美デザイン賞

市内において過去3年間に完成した良好な景観の形成に寄与している建築物等や、街並み・まちづくり活動を表彰するもの。住み慣れたまちを見直し、地域の魅力ある資源の保全や創出につながる市民意識の高揚を目的として実施している。

土地の高度利用

土地の利用密度が高い状況や、人口、産業が集積するなど、立地する建物の延べ床面積が大きい状態。基本的な考え方として、高層建築や地下空間の利用などがなされている状態をいう。

な行

二段階移住

高知県への移住希望者が、一旦高知市に移住し、暮らしを体験した後に、その他の県内市町村に移住すること。

農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

は行

パークアンドライド

市街地や観光地へ向かう人が、自宅の最寄駅や市街地・観光地周辺の駐車場までマイカーで行き、そこからは公共交通機関を利用すること。

HACCP(ハサップ: 危害分析・重要管理点)

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称で、食品の安全性を確保するうえで重要な危害となる物質及び当該危害が発生する恐れのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の手法。

バリアフリー

障がい者や高齢者などが社会生活をしていくうえで、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。

BCP

Business Continuity Plan(事業継続計画)の略称。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最小限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画のこと。

避難行動要支援者

高齢者や障がいのある方のうち、生活の基盤が自宅にあり、災害時に自ら避難することが困難である方のこと。

福祉避難所

災害発生後に高齢者や障がいのある方など、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するために、特別な配慮がされた避難所施設。

プリントディスアビリティ

視覚障害その他の障害、高齢、病気などさまざまな理由で書籍等の印刷物による情報の利用が困難なこと。

プレホスピタル・ケア

救急患者が救急病院に収容されるまでの間に行われる、処置や看護などの救護のこと。

平成の名水百選

2008(平成20)年6月に、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、全国各地の湧水、河川、用水、地下水の中から、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているものを環境省が選定したもの。本市では鏡川が選定されている。

防災士

社会のさまざまな場で減災と防災力向上のための活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を有することを日本防災士機構によって認められた人のこと。

ま行

緑の雇用

林業の担い手育成を目的に、森林組合等が雇用する新規就業者に対して、林業技能習得の講習・研修等を行う雇用支援制度。

や行

有収水量

水道料金徴収の対象となった水量。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無に関わらず、すべての人にとって使いやすいように初めから意図して作られた製品・情報・環境等のデザイン。

よさこい移住

よさこい祭りの魅力に惹かれ、よさこいに関わりながら高知で暮らすために移住した人々のこと。

ら行

リスクコミュニケーション

学識経験者、事業者、市民及び行政等の関係者間でリスクに関する情報を共有し、意見交換を行うことにより意思疎通を図ること。

れんけいこうち広域都市圏

「連携中枢都市圏」を含み、人口減少・少子高齢化に打ち克つことができる圏域をめざしていくため、高知県内全域で、広域的な取組を推進するために形成する拠点。

連携中枢都市圏

地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、人口減少・少子高齢社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するために形成する拠点。

6次産業化

地域資源を有効に活用し、農林漁業者(1次産業従事者)がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工(2次産業)・流通や販売(3次産業)に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上をめざすこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

誰もが仕事と仕事以外(家庭生活、地域活動、自己啓発など)の活動の両方を、自らが希望するバランスで生活できる状態。この考えは、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることをめざすもの。

森・里・海と人の環^わ
自由と創造の共生都市 高知

2011 高知市総合計画 (後期基本計画)

2021(令和3)年 3月発行

発行 高知市
総務部 政策企画課
高知市本町五丁目1-45
Tel. 088-822-8111(代表)

高知市ホームページ
<http://www.city.kochi.kochi.jp/>



高知市